開会 午前10時18分

◎開会の宣告

○議長(武居弘治議員) ただいまから令和7年9月三郷市議会定例会を開会いたします。 ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

◎開議の宣告

○議長(武居弘治議員) 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- ○議長(武居弘治議員) この際、諸般の報告を行います。
 - 6月定例会後の諸般の報告を行います。

初めに、議長会関係について報告いたします。

7月1日、東南部正副議長会第1回正副議長会が吉川市において開催され、「令和7年度 事業計画」について協議をいたしました。

7月4日、埼玉県市議会議長会第4区議長会第1回役員会が加須市において開催され、「令和7年度事業」などについて協議をいたしました。

7月9日、全国市議会議長会特別委員会が福島県いわき市において開催され、「いわき市 の防災の取組について」、現地調査をいたしました。

7月31日及び8月1日、埼玉県市議会議長会第4区議長会が山梨県甲府市において開催され、「政策立案・政策提言に向けた『政策サイクル』の取組について」、視察するとともに、本会における「令和7年度事業」などについて協議をいたしました。

次に、会派及び議員の行政視察等について報告いたします。

新政会の議員及び公明党では、8月27日及び28日、北海道札幌市で開催された「全国市議会議長会研究フォーラム」に参加いたしました。

次に、本市への視察について報告いたします。

7月25日、千葉県習志野市議会公明党4名が、「日本一の読書のまち推進事業」について 視察に見えました。

次に、本定例会において、地方自治法第121条第1項の規定により、説明員となる出席者の一覧、提出議案一覧表及び本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付いたしてございます。

次に、請願文書表を作成いたしましたので、皆様に配付してございます。

また、新たに陳情1件を受理いたしましたので、こちらも皆様に配付してございます。 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

〇議長(武居弘治議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において、

4番 髙 橋 誠 一 議員

5番 佐藤裕之議員

6番 竹 内 嘉 洋 議員

以上3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(武居弘治議員) 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期については、去る8月25日、議会運営委員会が開催されましたので、その 結果について議会運営委員長より報告願います。

佐々木修議員。

〔佐々木 修議会運営委員長 登壇〕

〇議会運営委員長(佐々木 修議員) おはようございます。

去る8月25日、議会運営委員会が開催されましたので、ご報告いたします。

9月定例会の会期につきましては、本日1日から9月19日までの19日間と決定いたしました。提出案件につきましては、報告23件、議案24件、選挙1件、請願1件、陳情1件であります。

説明員としての出席者につきましては、市長はじめ22名であります。

次に、一部採決でございますが、議案第69号から71号につきましては、人事案件でございますので、委員会付託及び討論を省略して、9月5日に採決を行います。

なお、教育委員会委員、監査委員、公平委員会委員の議案が同意された場合は、閉会日の 開議前に議場において紹介があります。

また、選挙についてでございますが、選挙第5号につきましては、9月5日に人事案件の 採決に引き続き、選挙を行います。

選挙方法につきましては、地方自治法第118条及び先例により、指名推選にすることとい たします。

なお、選挙管理委員の当選について、閉会日の会議前に議場において紹介があります。 以上で報告を終わります。

○議長(武居弘治議員) 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月19日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの19日間と決しました。

◎報告第17号~報告第20号について

○議長(武居弘治議員) 日程第3、報告第17号から報告第20号までの報告書が提出されております。

提出されました4件につきましては、皆様のお手元に配付いたしてございますので、これ にてご了承願います。 _____

◎議案第48号~議案第51号の上程・説明

○議長(武居弘治議員) 日程第4、議案第48号から議案第51号までを議題といたします。 議案第48号の提案理由の説明を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

〇建設部長(相馬喜一) 議案第48号 三郷市道路線の廃止につきましてご説明申し上げます。 議案書の1ページと議案参考資料の1ページと2ページを併せてご覧いただければと存じます。

提案理由でございますが、都市計画法に基づく開発行為により、拡幅されるほかの市道内 に市道1310号線が取り込まれるため、路線を廃止いたしたく、この案を提出するものでござ います。

なお、法的根拠といたしましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、路線を廃止する ものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 議案第49号の提案理由の説明を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長(平川俊之) 議案第49号 町の区域を新たに画することについてご説明申し上げます。

議案書の2ページ、議案参考資料の3ページから5ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、三郷北部地区土地区画整理事業による道路等の整備に伴い、市 民の利便の向上を図るため、換地処分後の道路境界等をもって、新たに町の区域を画したい ので、この案を提出するものでございます。

3ページ、4ページをお開き願います。

内容につきましてご説明いたします。

三郷北部地区土地区画整理事業に伴い、当該事業区域内の彦糸二丁目、彦音二丁目及び彦成二丁目の大字の一部について、土地の区画形質の変更が行われ、新しい街区が形成されることから、彦郷一丁目、彦郷二丁目の2つの区域に新たに画するものでございます。

新たな町名を「彦郷」といたしましたのは、三郷北部地区土地区画整理組合から、関係町会と新たな町名について協議・調整を行った後、市長宛てに提出されました要望書の内容を踏まえて決定した経緯がございます。

なお、新たな町の区域となる日につきましては、換地処分の公告があった日の翌日で、令和8年夏頃を予定しております。

以上で議案第49号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 議案第50号の提案理由の説明を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

〇危機管理監(松本義博) 議案第50号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書5ページ、議案参考資料6ページを併せてご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、(仮称)南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事 (建築)請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、本工事契約につきましては、令和6年6月議会及び令和7年6月議会におきまして、 議決をいただいたものでございます。

変更契約の内容でございますが、契約金額を15億570万2,000円から528万5,500円増額し、 15億1,098万7,500円とするものでございます。

次に、変更理由についてご説明申し上げます。

建築工事に先行して実施した盛土造成工事において、使用した盛土材から建築工事着手の際に環境基準値を超える数値が判明し、土壌調査を実施する必要が生じたことから、当該調査費用を増額するものでございます。

なお、埼玉県環境管理事務所と調整の下、既に全面的な土壌調査等を実施し、その結果を 受けて、適切に盛土材を撤去し、埋め戻し工事を行い、建築工事を再開したものでございま す。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 議案第51号の提案理由の説明を求めます。

西村美紀学校教育部長。

[西村美紀学校教育部長 登壇]

〇学校教育部長(西村美紀) 議案第51号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。 議案書6ページ、議案参考資料7ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、三郷市立岩野木学校給食センター解体工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

契約の内容でございますが、工事名は三郷市立岩野木学校給食センター解体工事、工事場所は三郷市岩野木146番地でございます。履行期限は、令和8年2月16日、契約金額は、1億7,512万円でございます。契約の相手方は、三郷市早稲田一丁目3番地2、ヴィレッジ田部井301号室、株式会社水谷工務店三郷営業所、営業所長 松崎秀夫氏でございます。

次に、工事の概要についてご説明申し上げます。

岩野木学校給食センター鉄骨造2階建て建築物の解体及び煙突、受水槽等付随する工作物の解体撤去を行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議案第52号~議案第58号の上程・説明

O議長(武居弘治議員) 日程第5、議案第52号から議案第58号までを議題といたします。 議案第52号の提案理由の説明を求めます。

日暮義一企画政策部長。

[日暮義一企画政策部長 登壇]

○企画政策部長(日暮義一) 議案第52号 三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

提案理由でございますが、基幹業務システム標準化に当たり、国が定める地方公共団体情報システム標準仕様書に住登外者宛名番号管理機能が規定されるとともに、当該機能を用いて行う住登外者宛名管理事務が新たに個人番号利用事務に位置づけられたことに伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

次に、8ページの条例案をご覧ください。

まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆ

る番号利用法では、法定事務以外で個人番号を利用する場合には、条例で定めるよう規定されております。

このたびの条例改正の主な内容でございますが、個人番号を独自に利用できる事務として、 別表1に住登外者宛名管理事務、具体的には、本市の住民基本台帳に記録されていない住民 登録外者のうち、市が業務を行うに当たり、住民とは別に住所等を管理しておく必要がある かたについての情報を管理する事務、こちらを追加するものでございます。

また、この事務を処理するため、必要な限度において庁内で情報をやり取りできるよう、 別表2に当該事務及び特定個人情報を規定し、さらに、別表3に市長と教育委員会の間で住 登外者宛名情報を相互に提供することができるよう規定するものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 議案第53号から議案第55号までの提案理由の説明を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

〇総務部長(平川俊之) 順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第53号 三郷市行政手続条例の一部改正についてご説明いたします。 議案書10ページをお開き願います。

提案理由でございますが、行政手続法の改正の趣旨にのっとり、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

11、12ページをお開き願います。

一部改正の主な内容でございますが、第15条において、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の公示送達の方法について、市の掲示場での掲示のほか、インターネット等でも閲覧可能とすることを規定しております。

附則でございますが、この条例は規則で定める日から施行するものでございます。

続きまして、議案第54号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

議案書14ページをお開き願います。

提案理由でございますが、昨今の物価上昇に対応し、公務による旅行の際に、適正な実費 弁償を行うため、この案を提出するものでございます。

15ページをお開き願います。

一部改正の内容でございますが、宿泊を伴う旅行につきましては、昨今の物価上昇やイン バウンドの増加などにより、宿泊料が高額となる地域があることから、職員に自己負担を生 じさせることなく実費額を支給できるよう、国・県と同額の上限額に引き上げるものでござ います。

8級以下の職員につきましては、1夜につき1万4,000円を1万9,000円に5,000円引き上げ、同様に、市長等におきましても同額を引き上げ、1万6,000円を2万1,000円とするものでございます。

また、宿泊に係る特別な事情がある場合として、規則で定める場合は、当該宿泊に要する 費用として上限額によらず規則で定める額を支給できることとするものでございます。

なお、特別な事情とは、会議等に参加する場合で、当該会議等の主催者から宿泊施設の指定があり、旅行者に宿泊施設を選択する余地がない場合等を想定しており、その場合には、現に支払った額を支給できることといたします。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第55号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてご説明いたします。

議案書16ページをお開き願います。

提案理由でございますが、育児を行う職員の柔軟な働き方の実現を図り、職業生活と家庭 生活の両立を一層容易にするため、この案を提出するものでございます。

17ページをお開き願います。

一部改正の主な内容についてご説明いたします。

第1条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、19ページにわたり、 育児のために勤務しないことを認める部分休業制度について、現行の1日に2時間を超えな い範囲内で取得できる形態に加えて、1年につき勤務時間の10日相当を超えない範囲内で1 時間単位で勤務しないことを認める形態を追加し、いずれかを選択できるようにすることで、 制度の拡充を図るものでございます。

第2条は、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の一部改正でございますが、 21、22ページにおきまして、仕事と育児の両立支援策といたしまして、妊娠・出産等を申し 出た職員や3歳に満たない子を養育する職員に対する制度説明や意向確認を義務化するなど の支援対策に関する条文を追加しております。

第3条は、三郷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、23ページに

わたりますが、部分休業制度の拡充に伴う文言の整理を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。ただし、第2条の改正事項につきましては、施行日前であっても、改正後の仕事と育児の両立支援策に掲げる措置を講じることができるものといたします。

また、経過措置といたしまして、第1条改正における、1年につき勤務時間の10日相当と して77時間30分とあるのは、令和8年3月31日までの間においては、5日相当の38時間45分 とするものでございます。

以上で議案第53号から55号までの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 議案第56号の提案理由の説明を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

[浅井富雄市民生活部長 登壇]

〇市民生活部長(浅井富雄) 議案第56号 三郷市斎場条例の一部改正につきましてご説明申 し上げます。

議案書25ページをお開き願います。

提案理由でございますが、利用者の範囲及び使用料などを見直し、斎場の円滑な運営及び 安定稼働を図りたいのでこの案を提出するものでございます。

次に、26ページから28ページの条例案をご覧ください。

改正の主な内容といたしましては、三郷市斎場条例第6条に規定する別表のうち、式場使用料の市内の者の利用について、本館式場は現行の15万円から11万円に減額し、新館式場は現行の4万円から5万円に改めるものでございます。

式場使用につきましては、これまで市内の者に限定しておりましたが、稼働状況を鑑み、 本館のみ市外の者の利用を可能となるよう見直し、使用料を新設するものでございます。

また、火葬使用料(12歳以上)の市内の者については、現行の5,000円から1万円に、市外の者については、現行の8万円から13万円に改正するものでございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものでご ざいます。

経過措置につきましては、改正後の別表の規定については、施行日以降に儀式利用または 火葬を開始する斎場の利用について適用し、同日前に儀式利用または火葬を開始した利用に ついては、従前の例による旨の規定を設けております。 以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 議案第57号の提案理由の説明を求めます。

田中照久福祉部長。

[田中照久福祉部長 登壇]

〇福祉部長(田中照久) 議案第57号 三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部 改正についてご説明申し上げます。

議案書29ページをご覧ください。

提案理由でございますが、埼玉県の重度心身障害者医療費助成制度見直しに伴い、条例の 整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

次ページ、30、31ページをご覧ください。

改正内容でございますが、第2条第1項は、医療費助成の対象となる重度心身障害者に、 精神障害者保健福祉手帳2級の障害を有する者などを追加いたします。

第4条は、精神障害者保健福祉手帳2級の障害を有する者などの医療費助成金を、精神通 院医療費に限るとするものでございます。

次ページ、32ページをご覧ください。

附則でございますが、施行の期日を令和8年1月1日とし、第2項において、受給者の登録に係る手続などを施行日前に行うことができるよう、準備行為を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 議案第58号の提案理由の説明を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

[須賀加奈こども未来部長 登壇]

〇こども未来部長(須賀加奈) 議案第58号 三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に 関する条例等の一部改正につきましてご説明申し上げます。

議案書33ページをご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、児童福祉法の改正に伴い、関係条例の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

次ページ、34、35ページをご覧ください。

改正の対象となる条例は、第1条の三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する 条例、第2条の三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条

例、第3条の三郷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例につきましては、学校教育部の所管の条例でございますが、改正内容を踏まえ、関係する3つの条例を 一括して改正するものでございます。

改正の内容でございますが、虐待等の禁止について定めている引用条文に項が新設された ことから、規定の整理を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議案第59号~議案第62号の上程・説明

O議長(武居弘治議員) 日程第6、議案第59号から議案第62号までを議題といたします。 議案第59号の提案理由の説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長(妹尾安浩) 議案第59号 令和7年度三郷市一般会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書2ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ32億2,945万4,000円を追加し、総額を657億9,115万6,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費及び第3条の債務負担行為の補正につきましては、5ページ以降をご 覧ください。

まず、第2表 繰越明許費でございますが、年度内に支出が終わらない見込みとなった事業について、翌年度へ繰り越すものであり、住居表示事務は、三郷北部地区土地区画整理事業地区内の町名区域等の変更に係る業務でございます。

6ページの第3表 債務負担行為補正でございますが、1、追加の各事業につきましては、 令和8年度当初から契約の履行や業務の継続を必要とするものでございます。

7ページをお開き願います。

2、変更の戸籍情報システム借上事業につきましては、戸籍総合システムの賃借料の引上 げが見込まれることから、限度額を変更するものでございます。 10、11ページをお開き願います。

2、歳入でございます。

10款地方交付税の普通交付税につきましては、交付額の確定に伴う増額でございます。

14款国庫支出金中、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対して支援を行う事業に係る補助金、1つ飛びまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(一体支援枠)につきましては、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業に係る補助金、4つ飛びまして、子ども・子育て支援交付金(産後ケア事業分)につきましては、産後ケア事業に係る補助金、他の項目につきましては、制度改正等に伴うシステム改修または情報機器の調達に係る補助金でございます。

15款県支出金中、重度心身障害者医療費支給事業システム改修補助金につきましては、制度改正に伴うシステム改修に係る補助金、埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金につきましては、歳出の民間保育所等運営支援事業を実施するための補助金、埼玉県産後ケア推進事業補助金につきましては、産後ケア事業に係る補助金でございます。

12、13ページをお開き願います。

17款寄附金は、ふるさと三郷応援クラウドファンディング寄附金について、寄附額が目標を上回ったことによる補正、18款繰入金は、介護保険特別会計繰入金及び後期高齢者医療特別会計繰入金について、前年度決算に伴う特別会計からの繰入れ、19款繰越金につきましては、一般会計の前年度決算に伴う増額でございます。

- 14、15ページをお開き願います。
- 3、歳出でございます。

1款総務費中、財政調整基金積立につきましては、補正による歳入歳出の差額を積み立てるものであり、本補正による積立て後の基金残高は約17億9,000万円を見込んでおります。

交通安全施設整備事業につきましては、道路照明灯や区画線の修繕に係る経費の増額、町会等防犯灯新設・電気料補助事業につきましては、町会等へ補助している防犯灯電気料の増額、中長期在留者住居地届出等事務事業につきましては、外国籍住民のマイナンバーカードと在留カードの一体化に対応するための情報機器の整備が主なものでございます。

3款民生費及び4款衛生費の補正につきましては、国・県負担金等の返還金の計上が多く ございますが、いずれも前年度実績の精算に伴うものでございます。

また、3款民生費では、複数のシステム改修費の計上がございますが、法改正等に伴う制度変更によるものでございます。

それ以外の主な項目でございますが、3款下段の低所得者支援及び定額減税補足給付金支 給事業につきましては、定額減税補足給付金(不足額給付)の給付対象者数の精査による予 算の増額が主なものでございます。

16、17ページをお開き願います。

中段の相談支援事業及び地域活動支援センター事業につきましては、LPガスを使用している障がい者相談支援事業所等に対する補助に係る経費、生活支援事業につきましては、障がい者運転免許証取得費補助金の増額でございます。

18、19ページをお開き願います。

下段の民間保育所等運営支援事業及び、次ページの認定こども園運営改善費等支援事業につきましては、LPガスを使用している保育施設に対する補助金が主なものでございます。 22、23ページをお開き願います。

中段の4款衛生費の不妊治療費等助成事業及び産後ケア事業につきましては、利用実績の 増加に伴う増額、下段の地球温暖化対策推進事業につきましては、次ページにわたりますが、 家庭用省エネ家電買換促進補助金の予算増額に係る経費、次ページの会計年度任用職員人件 費につきましては、同事業を推進するために任用している会計年度任用職員の任用期間を延 長するものでございます。

8 款土木費の道路用地取得事業につきましては、常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジ周辺の道路用地等の登記事務の委託料、道路維持修繕事業及び道路維持管理事業につきましては、市道の日常的な修繕や維持管理のための予算の増額、通学路安全対策事業につきましては、通学路の安全対策を拡充するものでございます。

26、27ページをお開き願います。

排水ポンプ場維持管理事業につきましては、治水対策として、水路に設置しているフラップゲートの更新、水路維持管理事業につきましては、水路の日常的な修繕や維持管理のための予算の増額、都市計画推進事業につきましては、都市計画基本図の更新、都市計画道路維持管理事業につきましては、都市計画道路新和高須線の舗装修繕、都市下水路維持管理事業につきましては、国からの要請により、大規模下水道管路の特別重点調査を実施するものでございます。

9 款消防費の消防庁舎維持・管理事業につきましては、消防庁舎の雨漏り等の修繕、10款 教育費の小学校教室用パソコン整備事業及び、次ページの中学校教育用パソコン整備事業に つきましては、小・中学校で教職員が使用しているパソコンのセキュリティ対策、中段の図

書館図書購入事業につきましては、児童図書購入に係るクラウドファンディング型ふるさと 納税の寄附額が当初予算額を上回ったことによる増額、運動施設維持管理事業につきまして は、番匠免運動公園のテニスコート修繕、11款公債費の地方債元金償還事業につきましては、 埼玉県への償還金でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号から議案第62号までの提案理由の説明を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

[益子敏幸いきいき健康部長 登壇]

〇いきいき健康部長(益子敏幸) 議案第60号 令和7年度三郷市国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書34ページをお開き願います。

- 第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億2,710万7,000円を追加し、総額を129億2,133万8,000円とするものでございます。
 - 39、40ページをお開き願います。
 - 2、歳入でございます。
- 8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、令和 6 年度からの繰越金で 1 億2,710万7,000円を増額するものでございます。

次ページ、41、42ページをお開き願います。

- 3、歳出でございます。
- 6款1項1目財政調整基金積立金につきましては、国民健康保険財政の健全な運営を図るため、3,992万5,000円を増額するものでございます。
- 8款1項4目保険給付費等交付金償還金及び6目特定健康診査等負担金償還金につきましては、令和6年度の実績に基づく精算のため計上するものでございます。

続きまして、議案第61号 令和7年度三郷市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

補正予算書は44ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4億9,337万円を追加し、 総額を120億5,723万6,000円とするものでございます。

47ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為の要介護認定調査委託事業は、毎年度の要介護認定調査につきまして、次年度をまたいで円滑に進めるために設定するものでございます。

少し飛びまして、50、51ページをお開き願います。

2、歳入でございます。

7款1項1目繰越金につきましては、令和6年度決算に伴うものでございます。

次ページ、52、53ページをお開き願います。

3、歳出でございます。

5款1項1目三郷市介護保険給付費支払基金積立金につきましては、令和6年度決算により生じた繰越金のうち、返還金及び繰出金を差し引いた残額を基金に積み立てるものでございます。

6款1項2目償還金につきましては、令和6年度の保険給付費実績等に伴う国・県及び支払基金への返還金でございまして、2項1目一般会計繰出金につきましても、令和6年度分の精算のため繰り出すものでございます。

続きまして、議案第62号 令和7年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) につきましてご説明申し上げます。

補正予算書は55ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億6,452万3,000円を追加し、総額を25億3,501万4,000円とするものでございます。

- 60、61ページをお開き願います。
- 2、歳入でございます。

3款1項1目繰越金につきましては、令和6年度からの繰越金で、1億6,012万3,000円を 増額するものでございます。

5款1項1目子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、子ども・子育て支援金制度の導入に伴うシステム改修費に対する国庫補助金で、440万円を増額するものでございま

す。

次ページ、62、63ページをお開き願います。

3、歳出でございます。

1款2項1目徴収費につきましては、歳入でご説明申し上げました子ども・子育て支援金制度の導入に伴うシステム改修委託料として、440万円を増額するものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和6年度分の保険料の収入実績と広域連合への納付済み金額の差額を補正するものでございます。

3款2項1目一般会計繰出金につきましては、令和6年度決算に伴う精算のための繰出金でございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎報告第21号~報告第39号について

○議長(武居弘治議員) 日程第7、報告第21号から報告第39号までの報告書が提出されております。

報告第21号から報告第24号までの説明を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長(木津雅晟) 報告第21号 令和6年度三郷市一般会計決算に係る主要な施策の成果に 関する報告を申し上げます。

昨年度は、3月に常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジがフルインター化され、首都高速道路、東京外かく環状道路、常磐自動車道、3つの高速道路を利用できる出入口が整備されたのをはじめ、トイレトレーラーの導入や、瑞沼学校給食センター「さとっ子スマイルキッチン」がオープンするなど、本市にとって充実の1年となりました。

これもひとえに議員各位のご理解とご協力のたまものであり、深く感謝を申し上げる次第でございます。

また、今月13日から始まる東京2025世界陸上競技選手権大会の開催に伴い、東京2020オリンピックに続き、本市では再びギリシャ共和国陸上競技選手団の事前キャンプ受入れをいたします。

今後も市では「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」の実現に向け、様々な施策を実施していくとともに、今年で12年目を迎えるギリシャ共和国と文化、スポーツ、産業、教育など幅広い分野で交流を深めてまいりますので、議員の皆様には、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、初めに、令和6年度決算の概要について申し上げます。

一般会計決算の歳入総額は667億5,241万7,000円、歳出総額は613億8,161万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源、2億3,218万2,000円を除いた実質収支額は51億3,861万6,000円となっております。

続きまして、令和6年度における主要な施策の成果について順次申し上げます。

初めに、総務費について申し上げます。

デジタル化推進事業では、窓口設置型自動翻訳システムの導入やキャッシュレス決済に対応した窓口の増設など、デジタル技術を活用した行政サービスの向上に取り組み、文化施設管理等事業では、高州地区文化センターの空調設備の修繕を行い、快適に利用できる環境を整備し、南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業では、令和8年度の開館に向けて、施設の新築工事及び防災体験学習展示物の制作に着手いたしました。

住民基本台帳事務事業などにおいては、コンビニエンスストア等での各種証明書交付手数料、一律100円への引下げを継続し、市民の利便性向上に努めました。

次に、民生費、衛生費について申し上げます。

低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業では、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、各種給付事業を実施し、相談支援事業では、障がい者が地域において安心して暮らし、社会参加ができるよう、令和6年4月に基幹相談支援センターを設置いたしました。

手話言語条例推進事業では、手話言語の国際デーに合わせ、手話フェスタを開催するとともに、ブルーライトアップを市内3か所で実施し、生活困窮者子どもの学習・生活支援事業では、経済的な理由により学習に困難を抱えるこどもがいる世帯を対象に、学習教室の開催や受験料などの支援を行いました。

子育て支援事業では、支援が必要な家庭に対し、家事支援や養育支援を行う子育て世帯訪問支援事業を開始し、子ども・子育て支援新制度管理事業では、社会情勢や子育て支援を取り巻く環境の変化などを踏まえ、令和7年4月から5年間を計画期間とした第3次みさとこどもにこにこプランを新たに策定いたしました。

母子健康教育事業では、虫歯や歯周病による早産等を予防するため、妊婦を対象に無料で 個別歯科健康診査を実施し、産後ケア事業では、育児支援が必要なかたに、宿泊型に加え、 新たに通所による産後ケア事業を開始いたしました。

すこやかみさと地域推進事業では、多くの市民がいつまでも健やかで自立した生活ができるよう、「すこやかみさと〜第3期健康増進・食育推進・自殺対策計画〜」を市民参加型で 策定いたしました。

高齢者への個別的支援事業では、健康診査や医療未受診で要介護認定がない後期高齢者の かたが、在宅で自立した生活ができるよう、自宅を訪問し、健康状態等を確認した上で、医 療や介護等の必要な支援へつなげる取組を行いました。

次に、農林水産業費、商工費について申し上げます。

農地保全事業では、農業者の減少による耕作放棄地等の増加が懸念される中、令和5年4 月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づき、茂田井地区にて 地域農業者と話し合い、将来の農業の在り方を示す地域計画を策定いたしました。

市内経済活性化事業では、キャッシュレスポイント還元キャンペーンを実施し、市内中小企業の店舗578店で決済額の最大30%のポイント付与を実施いたしました。

次に、土木費について申し上げます。

治水対策普及啓発事業では、新和調整池の内部見学に向けて手すりや通路を整備したほか、 照明設備を設置し、雨水排水対策事業では、大雨による道路の冠水状況を把握するため、半 田や高州地区などに浸水センサを設置いたしました。

公共交通政策推進事業では、三郷中央駅前広場やその周辺区域の利便性向上を図るため、 駅前広場のシェルター等詳細設計を実施いたしました。

都市公園等維持管理事業では、三郷市公園施設長寿命化計画に基づき、さくら公園、カトレア公園など、都市公園5か所の遊具の更新を行い、都市公園等整備事業では、におどり公園ステージのさらなる利用促進を図るため、ステージの改修工事を実施しました。

次に、消防費について申し上げます。

消防指令業務共同運用事業では、令和8年度から運用を開始する東埼玉消防指令センター の施設及び消防指令システムの整備等を実施し、少年消防クラブ事業では、イタリアで開催 された青少年消防オリンピックに日本を代表して出場しました。

また、兵庫県で開催された全国少年消防クラブ交流大会で優勝し、令和5年度大会に引き 続き、連覇を達成いたしました。

消防車両・救急車両機器整備維持事業では、増加する救急要請に対応するため高規格救急車2台の更新、さらに、老朽化した水槽つきポンプ車1台の更新をいたしました。

最後に、教育費について申し上げます。

地域クラブ活動整備事業では、部活動地域移行サポーターを配置し、校内部活動から地域クラブ活動への展開を進めました。

図書館運営事業では、本に親しむ機会として、ふれあいブックワゴンによる乳幼児施設や小・中学校、高齢者施設への配送のほか、図書館3館と図書室4室にシニアライフに役立つ本などを集めた「いきいき元気コーナー」を設置し、図書館図書購入事業では、高齢者も読みやすい大活字本を増やしたほか、各世代の学びと暮らしに役立つ本のさらなる充実を図りました。

青少年育成事業では、青少年リーダーの育成、自然体験事業として、子ども司書を活用した読書プログラムを取り入れ、自然体験と読書体験の両方への興味関心を高めてもらうための宿泊事業を実施しました。

スポーツ協会支援事業では、みさとシティハーフマラソンを日本陸上競技連盟公認大会として実施し、スポーツ教室では、駐日ギリシャ大使をお招きして、オリンピックデーラン 2024 三郷大会を実施しました。

鷹野、岩野木及び瑞沼学校給食センター運営管理事業では、物価高で食材費が高騰する中、 小・中学校給食の質と量を確保するため、高騰分の補填を行いました。

以上、概要を申し上げまして、主要な施策の成果に関する報告とさせていただきます。なお、特別会計につきましては、別添の報告書をご覧いただきたいと思います。

○議長(武居弘治議員) 報告第25号から報告第39号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしてあるとおりでございます。

これにて報告第21号から報告第39号までにつきましては、ご了承をお願いします。

◎議案第63号~議案第68号の上程・説明

○議長(武居弘治議員) 日程第8、議案第63号から議案第68号までを議題といたします。 初めに、令和6年度一般会計決算及び特別会計決算につき審査報告を求めます。 坪井裕子代表監査委員。

〔坪井裕子代表監査委員 登壇〕

○代表監査委員(坪井裕子) 令和6年度三郷市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況について、武居弘治委員とともに審査を行い、8月8日に決算審査意見書を市長へ提出しました。その内容についてご説明いたします。

今回の審査では、創意工夫しながら、市民のために様々な取組がなされたことを伺いました。

給付金事業では、限られた時間と人員の中で、滞ることなく複雑な給付対象者の抽出が正確に行われ、早期に給付いただいたことに感謝申し上げます。

それでは、お手元の「令和6年度三郷市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状 況審査意見書」をご覧ください。

1ページをご覧ください。

審査の対象は、令和6年度三郷市一般会計及び3つの特別会計の歳入歳出決算並びに三郷市財政調整基金ほか11基金の決算です。

審査の期間及び審査の内容については記載のとおりです。

2ページの「第4 審査の結果」をご覧ください。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書は、いずれも地方自治法に準拠しており、各会計の決算計数は、審査の結果、令和6年度決算額を適正に表示していると認められ、また、予算の執行も適正であると認められました。

そして、各基金の計数は正確で、基金残高、保管状況等も相違ないことが認められました。 3ページの「第5 審査の概要」「1.決算の総括」(1)決算規模をご覧ください。

なお、1万円未満の金額については切捨てでご説明いたしますとともに、端数処理の関係 上、一部の数値が決算書と相違しておりますこと、ご了解ください。

令和6年度の一般会計及び特別会計の決算額は、歳入が941億8,972万円、歳出が880億3,832万円でした。

4ページ中ほど、(4)財政分析をご覧ください。

財政力の強弱を示す財政力指数は0.90で、前年度より0.01ポイントの減、財政構造の硬直度を示す経常収支比率は100.7%で、3.0ポイントの増、財政構造の弾力性を判断する公債費比率は11.3%で、0.6ポイント増加しました。引き続き、財政運営の一層の効率化を望みます。

少しページが飛びますが、9ページをご覧ください。

「2 一般会計」(1)歳入です。

収入済額は667億5,241万円で、30億156万円の増額となりました。

10ページの決算額の構成をご覧ください。

自主財源の構成比は53.7%となりました。自主財源のうち市税は232億4,736万円で、3億6,082万円の減額となっております。依存財源のうち地方消費税交付金は34億8,128万円で、1億7.427万円の増額となりました。

11ページ下段の市税の税目別対前年度比較をご覧ください。

市民税は、3億5,210万円の減、固定資産税は2,289万円の増、市税全体では3億6,082万円の減となっております。

上段の市税の税目別内訳をご覧ください。

調定に対する収入率は、0.2ポイント上昇し、98.3%となりました。今後も徴収率の向上 に期待いたします。

12ページの(2)歳出をご覧ください。

支出済額は613億8,161万円で、24億5,310万円の増額となりました。

13ページ下段の性質別の対前年度比較の表をご覧ください。

義務的経費では、21億8, 126万円の増となり、投資的経費は14億9, 347万円の増となりました。

少しページが飛びます。17ページ上段の表をご覧ください。

「3 特別会計」の決算収支です。

3つの特別会計の歳入合計が274億3,730万円、歳出合計が266億5,670万円でした。

21ページから22ページまでは「4 財産の状況」と「5 基金運用状況」で、記載のとおりです。

終わりに、23ページから25ページの「第6 審査の意見」の要点を述べることといたします。

24ページの下から7行目をご覧ください。

一般会計・特別会計全体における不納欠損額の合計は2億3,490万円であり、昨年度と比較して3.9%減少しております。今後も納税意識の高揚を図り、安定した税収の確保に努めていただきたいと思います。

次に、お手元の「令和6年度三郷市上水道事業特別会計決算審査意見書」をご覧ください。 令和6年度三郷市上水道事業特別会計決算について、武居弘治委員とともに審査を行い、

8月8日に決算審査意見書を市長へ提出しました。その内容についてご説明いたします。 1ページをご覧ください。

審査の対象、審査の期日、審査の内容については記載のとおりです。

「第4 審査の結果」をご覧ください。

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は、関係法令に準拠して作成され、令和6年度の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

2ページ、事業の概要をご覧ください。

令和6年度の業務実績における給水戸数、給水人口はともに増加しております。

4ページの「3 経営成績」(1)主要項目の推移をご覧ください。

令和6年度の総収益は26億2,748万円、総費用は23億538万円でした。経営の安定度を示す 総収支比率は114.0%でした。

5ページの(2)比較損益計算書をご覧ください。

当年度純利益は3億2,209万円でした。

7ページの「4 財政状態」(1)比較貸借対照表をご覧ください。

令和6年度末における資産の合計額は240億6,805万円で、2.0%増加しました。

8ページ、負債・資本の部は、負債が131億8,857万円、資本が108億7,947万円でした。

終わりに、審査の意見の要点を述べることといたします。

11ページの4行目をご覧ください。

事業収支によると、収益的収入は、前年度比16%の増、収益的支出は前年度比0.1%の減 となっております。

また、当年度純利益は3億2,209万円となっております。これは令和6年4月の水道料金改定によるものとして、令和5年度の4,236万円の純損失から転じ、経営状況が改善されたことも確認できました。

引き続き経営状況を勘案しながら、安全・安心な水を供給するためにも、持続可能な事業運営の推進に期待いたします。

次に、お手元の令和6年度三郷市公共下水道事業特別会計決算審査意見書をご覧ください。 令和6年度三郷市公共下水道事業特別会計決算について、武居弘治委員とともに審査を行い、8月8日に決算審査意見書を市長へ提出しました。その内容についてご説明いたします。 1ページをご覧ください。 審査の対象、審査の期日、審査の内容については記載のとおりです。

「第4 審査の結果」をご覧ください。

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は、関係法令に準拠して作成され、令和6年度の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

2ページ、事業の概要をご覧ください。

令和6年度の業務実績における水洗化人口、水洗化世帯数はともに増加しております。

4ページの「3 経営成績」(1)主要項目の推移をご覧ください。

令和6年度の総収益は29億4,946万円、総費用は27億1,930万円、経営の安定度を示す総収支比率は108.5%でした。

5ページの(2)比較損益計算書をご覧ください。

当年度純利益は2億3,015万円でした。

7ページの「4 財政状態」(1)比較貸借対照表をご覧ください。

令和6年度末における資産の合計額は529億4,065万円でした。

8ページ、負債・資本の部は、負債が476億7,597万円、資本が52億6,468万円でした。

終わりに、審査の意見の要点を述べることといたします。

11ページをご覧ください。

令和6年度は、高州地区などにおける管渠整備により、17.8~クタールで新たに下水道の 供用が開始されたところであります。また、下水道に接続し、使用している水洗化人口は11 万4,674人で、前年度末より1,259人増加となっております。今後も経営状況を勘案しながら 持続可能な事業運営の推進を引き続き望むものであります。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長(武居弘治議員) 続いて、決算の大要の説明を求めます。

田口洋一会計管理者。

[田口洋一会計管理者 登壇]

〇会計管理者(田口洋一) 私からは、議案第63号から議案第66号までの令和6年度三郷市一般会計及び特別会計の決算大要についてご説明申し上げます。

決算書の2ページ、3ページ、会計別歳入歳出決算総括表をご覧ください。

これから会計別に申し上げる増減率のパーセンテージは、全て令和5年度との比較でございます。また、一般会計分につきましては、特別会計の後にご説明いたします。

初めに、国民健康保険特別会計の決算額でございますが、歳入は132億3,710万9,413円、 対前年度比3.7%の減、歳出は131億1,000万943円、対前年度比3.4%の減、歳入歳出差引残 額は1億2,710万8,470円でございます。

次に、介護保険特別会計でございますが、歳入は118億6,260万8,536円、対前年度比2.0%の増、歳出は113億6,923万6,927円、対前年度比4.7%の増、歳入歳出差引残額は4億9,337万1,609円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入は23億3,758万8,678円、対前年度比12.9%の増、歳出は21億7,746万4,666円、対前年度比12.6%の増、歳入歳出差引残額は1億6,012万4,012円でございます。

一般会計と3つの特別会計を合わせた歳入総合計は941億8,972万4,131円、対前年度比3.3%の増、歳出総合計は880億3,832万1,154円、対前年度比3.2%の増、歳入歳出差引残額は61億5,140万2,977円でございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

令和6年度一般会計歳入歳出決算書の歳入についてご説明申し上げます。

ページ進みまして、10ページ、11ページをお開き願います。

表の下段の中ほどの一般会計歳入の収入済額合計は667億5,241万7,504円、対前年度比4.7%の増、2つ右側、収入未済額合計は5億9,972万8,506円、対前年度比10.7%の減でございます。

続きまして、12ページから15ページまでの一般会計歳出の翌年度への主な繰越額の概要についてご説明いたします。

12ページ、13ページをお開き願います。

2 款総務費は、主に南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業の繰越し、3 款民生費は、 主に低所得者支援及び定額減税補足給付金支援事業の繰越し、7 款商工費は、市内経済活性 化事業の繰越し、8 款土木費は、排水ポンプ場維持管理事業及び下第二大場川改修事業のほ か12事業の繰越しでございます。

次ページ、14ページ、15ページをお開き願います。

表の下段中ほど、一般会計歳出の支出済額の合計は613億8, 161万8, 618円で、対前年度比4.2%の増。

欄外にございます歳入歳出差引残額につきましては、53億7,079万8,886円で、令和7年度 へ繰越しをいたすものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。

財産に関する調書でございます。

1、公有財産、(1)土地及び建物のうち、表左側中ほどの土地の決算年度中増減高につきましては、合計で102平方メートルの増となっております。

こちらは瑞沼学校給食センターの新設、旧岩野木学校給食センターの廃止に伴う区分変更、 旧後谷小学校用地の区分変更が主な理由でございます。

建物につきましては、木造建物の決算年度中増減高は、合計で65.5平方メートルの増となっております。こちらは、消防団第4分団第3班機械器具置場の新築が主な理由でございます。

次に、非木造建物の決算年度中増減高でございますが、合計で3130.35平方メートルの増 となっております。こちらは土地と同様に、瑞沼学校給食センターの新設、旧岩野木学校給 食センターの廃止、旧後谷小学校校舎等の用途変更が主な理由でございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。

- 2、物品についてご説明いたします。
- (2) その他の物品の決算年度中増減高でございますが、合計で151点の増となっております。こちらは瑞沼学校給食センターの新設に伴う厨房用品の購入が主なものでございます。 次ページ、3、債権についてご説明いたします。
- 3、債権中、三郷市常磐新線建設資金貸付金でございますが、2億3,009万円の減は、償還によるものでございます。

以上で令和6年度決算の大要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第63号について説明を求めます。

歳入について説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長(妹尾安浩) 議案第63号 令和6年度三郷市一般会計歳入歳出決算認定における 歳入の主な項目につきましてご説明申し上げます。

決算書の36、37ページをお開き願います。

1款市税でございます。

市税全体の調定額は236億4,305万6,171円で、以下、対前年度比となりますが、1.8%の減でございます。

収入済額は232億4,736万2,424円、1.5%の減でございます。

徴収率につきましては98.3%で、0.2ポイントの増となっており、内訳といたしましては、各税目の現年課税分の合計が99.3%で、前年度に比べ0.1ポイントの増、また、滞納繰越分は40.0%で、2.9ポイントの増でございます。

収入未済額につきましては、3億2,469万347円で、16.6%の減となっております。

次に、税目別の収入済額でございますが、市民税は101億3,740万743円で、3.4%の減でございます。

内訳でございますが、個人市民税は88億5,167万5,584円で4.6%の減、法人市民税は12億8,572万5,159円で、5.9%の増でございます。

固定資産税は105億5,003万5,944円で0.2%の増、軽自動車税は2億5,628万1,781円で、3.6%の増でございます。

38、39ページをお開き願います。

市たばこ税は13億2, 185万4, 344円で3.1%の減、都市計画税は9億8, 178万9, 612円で、 0.1%の増でございます。

2 款地方譲与税でございますが、地方揮発油譲与税は1.6%の減、自動車重量譲与税は0.08%の減、森林環境譲与税は7.4%の増、3 款利子割交付金は37.5%の増、4 款配当割交付金は、40、41ページにわたりますが、41.9%の増、5 款株式等譲渡所得割交付金は74.4%の増、6 款法人事業税交付金は12.7%の増、7 款地方消費税交付金は5.3%の増、8 款環境性能割交付金は19.0%の増、9 款地方特例交付金は、42、43ページにわたりますが、定額減税減収補てん特例交付金の皆増により321.6%の増、10款地方交付税は、令和6年の国の補正予算による普通交付税の増額に伴い2.9%の増、11款交通安全対策特別交付金は44、45ページにわたりますが、2.2%の減、12款分担金及び負担金は、保育所入所児童保護者負担金

(現年分)の減収などにより、3.6%の減でございます。

13款使用料及び手数料は、次ページ以降にわたりますが、文化会館使用料の減収などにより5.9%の減でございます。

48、49ページをお開き願います。

下段の14款国庫支出金は、次ページ以降にわたりますが、物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金(一体支援枠)の皆増などにより、4.7%の増でございます。

少し飛びまして、60、61ページをお開き願います。

上段の15款県支出金につきましては、次ページ以降にわたりますが、衆議院議員総選挙費 委託金の皆増などにより、8.1%の増でございます。

なお、国庫及び県支出金につきましては、対象者数及び補助・負担率などを一覧にまとめ た資料を添付しておりますので、別途ご覧いただきたいと存じます。

少し飛びまして、68、69ページをお開き願います。

16款財産収入は、70、71ページにわたりますが、56.4%の増、17款寄附金は82.6%の増、18款繰入金は、72、73ページにわたりますが、三郷市財政調整基金繰入金は財源不足額の補填のため、減債基金繰入金は市債の償還のため、それぞれ繰り入れたものでございますが、繰入金全体では14.8%の減でございます。

19款繰越金の細節中、繰越金は5.8%の増、繰越明許費は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(物価高騰)支援事業や地域拠点基盤整備(フルインター化)事業など、25事業分で87.2%の増、継続費逓次繰越金は、学校給食センター整備等事業など2事業分で、皆増となるものでございます。

20款諸収入は、次ページ以降にわたりますが、7.0%の減でございます。

少し飛びまして、84、85ページをお開き願います。

21款市債は、86、87ページにわたりますが、繰越明許分を含め29事業債のほか、臨時財政対策債の借入れを行ったもので、47.8%の増でございます。

以上で歳入の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 議案第63号の歳出についての説明を求めます。

初めに、議会費についての説明を求めます。

島村徹議会事務局長。

[島村 徹議会事務局長 登壇]

○議会事務局長(島村 徹) 議案第63号 令和6年度三郷市一般会計歳入歳出決算認定につ

いて、歳出中、1款1項1目議会費につきましてご説明申し上げます。

決算書90、91ページをお開き願います。

令和6年度の議会費の支出済額は3億843万9,619円で、前年度との比較では、66万7,459円、0.22%の減で、執行率は96.19%でございました。

事業別の内容でございますが、最初に職員人件費につきましては、事務局職員8名分でご ざいます。

次の議員人件費につきましては、議員24名分の報酬と期末手当及び議員共済費でございます。

次の議事課事務につきましては、次ページ、92、93ページにわたりますが、需用費中の消耗品費につきましては、図書の法令加除費が主なものでございます。

次の議長交際費の執行事務につきましては、各種団体の行事への参加に伴う会費のほか、 慶弔に関わる支出で、26件、21万4,000円を支出しております。

次の「政務活動費の執行事務」につきましては、会派での政務活動に加え、議員個人の政 務活動分で、支出額は692万6,995円、執行率は80.17%でございました。

なお、条例等による厳正な支出基準に基づき、各会派及び議員において収支報告を作成し、 ホームページにて公開しております。

次の議員費用弁償の執行事務につきましては、本会議及び議会運営委員会、常任委員会への出席に係る費用弁償でございます。

次の議会調査事業につきましては、4つの常任委員会の行政視察及び全国都市問題会議への参加費用でございます。

次の議会広報等事業につきましては、次ページ、94、95ページにわたりますが、市議会だより4回分の発行費用及び会議録検索システム運用業務の委託料が主なものでございます。

最後に、本会議等議会運営事業でございますが、本会議の会議録作成業務委託料等に係る 費用でございます。

以上で議会費の説明とさせていただきます。

○議長(武居弘治議員) 続きまして、総務費についての説明を求めます。

初めに、総務部担当分についての説明を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長(平川俊之) 2款総務費中、総務部担当分につきましてご説明申し上げます。

98、99ページをお開き願います。

1項総務管理費、1目一般管理費中、中段の車両管理事務につきましては、消防車両などの一部を除く市の公用車の購入、維持管理や公用バスの運行業務に要した経費でございます。 102、103ページをお開き願います。

下段の2目文書管理費中、郵送事務につきましては、次ページ、104、105ページにわたりますが、各課から発送する郵便等に要した経費でございます。

次の庁内印刷業務につきましては、庁内で作成される文書、刊行物の印刷を行うための経費でございまして、印刷用紙の購入費用のほか、浄書印刷製本業務の委託料、印刷製本機の使用料が主なものでございます。

106、107ページをお開き願います。

3目人権推進費中、人権推進事業につきましては、人権セミナー、全国中学生人権作文コンテストや産業フェスタなど、市のイベントなどで配布する人権標語入りクリアファイルの作成のほか、人権啓発講演会のチラシ印刷などに要した経費が主なものでございます。

下段の4目男女共同参画推進費中、男女共同参画促進事業につきましては、次ページ、108、109ページにわたりますが、男女共同参画市民アンケート調査に係る郵送料や貸出し図書の購入などに要した経費でございます。

少し飛びまして、116、117ページをお開き願います。

7目人事管理費中、人事管理事務につきましては、人事給与等のシステム使用料が主なものでございます。

1つ飛びまして、職員研修業務につきましては、外部講師への謝礼金や市町村アカデミーへの派遣研修などに要した経費でございます。

118、119ページをお開き願います。

中ほどの健康管理業務につきましては、職員の定期健康診査に係る委託料が主なものでございます。

ページ飛びまして、180、181ページをお開き願います。

5 項統計調査費につきましては、職員人件費から、次ページ、182、183ページの下段、全 国家計構造調査事務にわたりますが、統計法に基づく基幹統計調査に係る経費でございます。 以上で総務部担当分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(武居弘治議員) 次に、企画政策部担当分について説明を求めます。

日暮義一企画政策部長。

[日暮義一企画政策部長 登壇]

○企画政策部長(日暮義一) 2 款総務費中、企画政策部担当分につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、ページ戻りまして、108、109ページをお開き願います。

初めに、5目企画費でございます。

一番下の埼玉県東南部都市連絡調整会議事業でございますが、埼玉県東南部地域の発展、連携のための5市1町における広域連携事業である「婚活まんまるバスツアー」等に係る経費や、公共施設予約案内システム、いわゆる「まんまる予約」の運営費負担金が主なものでございます。

次ページ、110、111ページをお開き願います。

一番下のホストタウン推進事業につきましては、次ページ、112、113ページにわたりますが、東京オリンピック競技大会の事前キャンプ等で築いたギリシャ共和国との絆を基に、ホストタウン交流をさらに発展させるため、三郷市ホストタウン交流実行委員会と連携したギリシャ物産展等の開催や、小・中学校における交流事業、ギリシャ料理講座の実施などに係る経費が主なものでございます。

次に、同じページの6目情報政策費中、基幹業務システム管理事業につきましては、住基ネットシステム機器の更新に係る経費や基幹業務システムの処理委託費及び賃借料が主なものでございます。

次ページ、114、115ページをお開き願います。

一番下のデジタル化推進事業は、次ページ、116、117ページにわたりますが、令和6年12 月に開始した窓口設置型自動翻訳システム導入に係る経費や、AI-OCR・RPA等に関する費用、また高齢者向けスマートフォン講習会の開催費用が主なものでございます。

次に、118、119ページをお開き願います。

下段の8目広報費中、広報事業につきましては、次ページ、120、121ページにわたりますが、「広報みさと」の発行に係る印刷製本費が主なものでございます。

次のシティセールス推進事業につきましては、5年に1度実施しております都市イメージ 調査の委託料、市ホームページシステムの使用料が主なものでございます。

少し飛びまして、140、141ページをお開き願います。

上段の21目広聴費の広聴事業につきましては、5年に1度実施しております市民意識調査の委託料、市民の声や各団体からの要望への対応などに係る経費でございます。

少し飛びまして、160、161ページをお開き願います。

中段30目諸費の「三郷市表彰条例に基づく表彰等に関する業務」につきましては、市の発展に寄与し、また、広く市民の模範となる功績のありました個人、団体に対し表彰条例に基づき表彰し、記念品を贈呈した経費が主なものでございます。

以上で企画政策部担当分の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 次に、財務部担当分についての説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

〇財務部長(妹尾安浩) 2 款総務費中、財務部担当分につきましてご説明申し上げます。

ページが戻りまして、122、123ページをお開き願います。

上段の財務会計システム維持事業につきましては、財務会計事務全般にわたるシステム保 守及びクラウドサービス利用料でございます。

下段の庁舎管理事業につきましては、124、125ページにわたりますが、本庁舎の空調運転管理、警備、清掃などの建物維持管理業務及び設備等の保守点検業務に係る委託料や、自動 火災報知機設備の改修などの修繕料が主なものでございます。

126、127ページをお開き願います。

下段の市施設営繕事業につきましては、岩野木老人福祉センター改修工事及び上口保育所 屋根改修工事による工事請負費が主なものでございます。

少し飛びまして、162、163ページをお開き願います。

下段の還付金・返還金事務につきましては、市税の過年度分の税額更正による還付金が主なものでございます。

164、165ページをお開き願います。

中段の収納管理事務につきましては、166、167ページにわたりますが、コンビニエンスストアでの収納や口座振替に係る手数料、日計処理業務及び納付呼びかけセンター業務に係る 委託料などが主なものでございます。

168、169ページをお開き願います。

上段の個人市民税課税事業につきましては、定額減税などに係るシステム改修委託料、電 子申告システムなどの使用料が主なものでございます。

下段の固定資産税・都市計画税課税事業につきましては、170、171ページにわたりますが、

土地や家屋等の状況を把握し、地目や家屋の異動判読等の業務を行う航空写真撮影の委託料などが主なものでございます。

以上で総務費の担当分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(武居弘治議員) 次に、会計課担当分についての説明を求めます。

田口洋一会計管理者。

[田口洋一会計管理者 登壇]

○会計管理者(田口洋一) 2款総務費中、会計課担当分につきましてご説明申し上げます。 恐れ入りますが、少しページが戻ります。決算書の128、129ページをお開き願います。 次ページ、130ページ、131ページにわたりますが、会計課事務につきましては、会計課の 事務執行に係る経費及び全庁で使用する封筒などの印刷に係る経費が主なものでございます。 次の郵便切手類・収入印紙売りさばき事業につきましては、収入印紙、切手類の購入費用 でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 次に、地域振興部担当分についての説明を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長(小暮 勲) 2 款総務費中、地域振興部担当分につきましてご説明申し上げます。

決算書130、131ページをお開き願います。

17目市民活動支援費中、下段の自治振興事業は、次ページ、132、133ページにわたりますが、町会長等研修への補助金及び町会等の自治振興活動を支援する交付金が主なものでございます。

中段の18目コミュニティ施設整備事業費、コミュニティ施設整備事業は、町会等が所有する集会所などの修繕及び宝くじの収益金を活用し、町会などが使用するコミュニティ活動備品等を購入するための補助金でございます。

次ページ、134、135ページをお開き願います。

20目文化施設費中、下段の指定管理者による文化施設運営事業は、次ページ、136、137ページにわたりますが、市内の文化施設等、10施設の指定管理料及び三郷中央におどりプラザの建物等の賃借料が主なものでございます。

次の文化施設管理等事業は、高州地区文化センターの空調設備や東和東地区文化センター

体育室照明LED化の修繕料及び駐車場用地等の借上料が主なものでございます。

次ページ、138、139ページをお開き願います。

上から2つ目、公益財団法人三郷市文化振興公社運営支援事業は、同公社の運営に係る職員人件費相当分の補助金でございます。

以上で地域振興部担当分の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 次に、市民生活部担当分についての説明を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長(浅井富雄) 2款総務費中、市民生活部担当分についてご説明申し上げます。 次の140、141ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費になります。

中段の22目市民相談費の市民相談は、法律相談や税務相談など、市民相談に係る経費でございます。

少し飛びまして、146、147ページ、25目パスポートセンター費、パスポートセンター運営 事業は、パスポート受け取りの際、手数料として納付いただく収入印紙の購入費用が主なも のでございます。

26目交通安全費、交通安全施設整備事業は、道路照明灯の電気料や、道路の区画線、カーブミラーなどの整備に要した費用が主なものでございます。

次の町会等防犯灯新設・電気料補助事業は、町会などが設置する防犯灯の新設工事費や電 気料の一部を補助したものでございます。

次のページ、交通安全啓発事業は、小学生の登校時における立哨指導などを行う交通指導 員の報酬が主なものでございます。

次の運転免許証自主返納者支援事業は、運転免許証を自主返納した65歳以上のかたに対し、 タクシー券などを交付したもので、タクシー会社などに対する補助金が主なものでございま す。

ページ少し飛びまして、172、173ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事務事業は、マイナン バーカードの申請及び交付事務に関する費用や、コンビニエンスストアなどに設置されたマ ルチコピー機による住民票など、証明書類の交付に係る委託料が主なものでございます。

次のページ、174、175ページ中段の戸籍事務事業(繰越明許分)は、戸籍の振り仮名記載 に係る戸籍情報システムの改修を行ったものでございます。

以上で、2款総務費中、市民生活部担当分の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 次に、危機管理防災課担当分についての説明を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

〇危機管理監(松本義博) 2 款総務費のうち、危機管理防災課担当分につきましてご説明申 し上げます。

ページが戻りまして、152、153ページをお開き願います。

28目災害対策費でございます。

中段の防災行政無線・防災情報システム運用管理事業につきましては、災害時の情報収集 及び情報伝達手段の運用、管理に係る費用でございまして、防災気象情報サービス及び防災 行政無線保守点検に係る委託料が主なものでございます。

次ページ、154、155ページをお願いいたします。

災害備蓄品整備事業につきましては、食料、生理用品、使い捨てトイレなどの避難所用備 蓄品を更新または補充するための購入費が主なものでございます。

1つ飛びまして、自主防災組織活動推進事業につきましては、自主防災組織が実施する防災訓練、防災備蓄倉庫及び防災資機材の購入に対する補助金が主なものでございます。

次ページ、156、157ページをお願いいたします。

防災行政無線更新整備事業につきましては、本庁舎にあります老朽化した防災行政無線を 操作する本体について、突発的な故障を防ぐことや、複数メディア連携機能の搭載など無線 としての強化を図るため、入替えを行った費用が主なものでございます。

1つ飛びまして、災害応急対策事業につきましては、次ページ、158、159ページにわたりますが、災害時のトイレ環境の整備を図るため、トイレトレーラーを導入した費用が主なものでございます。

最後に、南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業につきましては、令和6年度に建築 工事・電気工事・機械工事・防災体験学習展示製造請負契約を締結し、各種工事及び防災体 験設備備品購入を進めている費用が主なものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 次に、行政委員会事務局担当分についての説明を求めます。
萩原克己行政委員会事務局長。

〔萩原克己行政委員会事務局長 登壇〕

今、お開きいただいております158、159ページでございます。

下段29目公平委員会費ですが、次ページ、160、161ページにわたりますが、委員3名分の報酬など、委員会活動に関する経費でございます。

少し飛びまして、174、175ページをお願いいたします。

4項選挙費でございます。

次ページ、176、177ページをお願いいたします。

選挙管理委員会事務の12節委託料ですが、国の標準化に対応するためのシステム改修が主なものでございます。

下段、5目衆議院議員選挙費ですが、次ページ、178、179ページにわたりますが、衆議院議員総選挙に関する経費で、投開票日は令和6年10月27日でございました。

少し飛びまして、184、185ページをお願いいたします。

6 項監査委員費ですが、委員 2 名分の報酬など、監査事務に関する経費でございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(武居弘治議員) 続きまして、民生費から商工費についての説明を求めます。

初めに、福祉部担当分についての説明を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

〇福祉部長(田中照久) 私からは、3款民生費中、福祉部担当分につきましてご説明申し上げます。

ページ少し飛びまして、188、189ページをお開き願います。

1項1目社会福祉総務費中、中段の民生委員活動推進事業は、民生委員・児童委員協議会 への補助金が主なものでございます。

次の社会福祉協議会運営支援事業は、三郷市社会福祉協議会への職員人件費、事業費などの補助金でございます。

次ページ、190、191ページをお願いいたします。

中ほどの避難行動要支援者支援事業は、避難行動要支援者支援システム保守、及びデータ処理等業務の委託料が主なものでございます。

次の低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業は、次の192、193ページにわたりますが、国の経済対策に伴い実施した住民税非課税世帯等への給付金、こども加算や定額減税を し切れないと見込まれるかたへの補足給付金が主なものでございます。

次の電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金(物価高騰)支給事業(繰越明許分)は、 令和5年度からの繰越し事業で、令和5年度の住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯への 給付金とこども加算が主なものでございます。

次に、2目障害福祉費でございます。

次ページ、194、195ページをお開き願います。

障害福祉サービス給付事業につきましては、居宅介護や就労継続支援、放課後等デイサー ビスなどの各種給付に係る負担金が主なものでございます。

次ページ、196、197ページ、一番下の相談支援事業は、次の198、199ページにわたりますが、市が委託する基幹相談支援センター1か所、障がい福祉相談支援センター2か所に対する委託料が主なものでございます。

次ページ、200、201ページをお願いいたします。

下段の福祉タクシー利用料金・自動車燃料費補助事業は、重度心身障害者がタクシーを利用した場合の料金の一部、または、日常生活で自動車を利用した場合の燃料費の一部を補助するものでございます。

次ページ、202、203ページ、上から2番目の重度心身障害者医療費支給事業は、身体、知 的、精神の重度障がい者に対する医療費の自己負担分の費用を助成するものでございます。

2つ飛びまして、就労支援センター事業は、障がい者を対象とした就労に関する相談支援 や、障がい者を雇用する事業主への相談支援等を行うものでございます。

ページ少し飛びまして、214、215ページをお願いいたします。

下段から9目障がい者福祉施設みさと運営費でございます。

次ページ、216、217ページ、一番下のワークセンターしいの木運営事業は、次ページ、218、219ページにわたりますが、就労継続支援B型施設としての作業訓練、生活訓練等に係る運営費でございます。

次のさつき学園運営事業は、次ページ、220、221ページにわたりますが、生活介護の通所 の施設サービスで、常時介護を要するかたへの日常生活上の支援に係る運営費でございます。

次に、10目健康福祉会館運営費の健康福祉会館管理事業は、健康福祉会館の光熱費、修繕料、建物管理業務等の業務委託が主なものでございます。

次ページ、222、223ページをお願いいたします。

上から2番目の11目ふくし総合相談・地域支援事業費中、生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者への住居確保給付金と、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の返還金が主なものでございます。

次の生活困窮者子どもの学習・生活支援事業は、生活保護世帯、生活困窮者世帯の小・中学生、高校生を対象とし、困窮の連鎖を断つため、生活支援と学習機会を提供するものでございます。

ページ少し飛びまして、258、259ページをお願いいたします。

3項1目生活保護総務費の生活保護事務(経理・管理)は、次ページ、260、261ページに わたりますが、生活保護事業を円滑に実施するための事務費が主なものでございます。

次の2目扶助費中、生活保護事業は、19節扶助費でございますが、生活費、住宅費、医療費をはじめとする各種扶助費でございます。

なお、令和6年度の保護率は、年平均で1.80%となっております。

次の中国残留邦人等支援給付事業につきましては、次ページ、262、263ページにわたりますが、1世帯1名分の支援給付費でございます。

最後になりますが、次の4項1目災害救助費の災害見舞金支給事業は、令和6年度に発生 した火災に対する災害見舞金の支給でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(武居弘治議員) 次に、いきいき健康部担当分についての説明を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

Oいきいき健康部長(益子敏幸) 3款民生費及び4款衛生費中、いきいき健康部担当分につきましてご説明申し上げます。

ページ戻りまして、204、205ページをお開き願います。

中段の3款1項3目国民健康保険事業費中、下段の国民健康保険特別会計繰出事業につきましては、次ページ、206、207ページにわたりますが、国民健康保険特別会計の各種繰出金でございます。

4目国民年金事務費につきましては、次ページ、208、209ページにわたりますが、会計年

度任用職員の人件費や事務用品の購入費等でございます。

5目老人福祉費中、中段のシルバー人材センター補助事業は、同センターの運営補助で、 令和6年度末の会員数は1,155名となり、令和5年度より14名増加してございます。

次ページ、210、211ページをお開き願います。

上段の紙おむつ支給事業は、常に紙おむつを必要とする在宅の高齢者に、毎月紙おむつを 支給したものでございまして、支給延べ人数は7,442名でございます。

次の緊急通報システム事業は、ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与する 事業でございまして、令和6年度末の設置台数は、新規72台を含め、647台でございます。

次の見守り配食サービス事業は、ひとり暮らしなどで、日常的に見守りと食事の確保が困難な高齢者に、安否確認を行いながら、昼食または夕食の配食を行ったものでございまして、延べ9万6,950食分でございます。

次ページ、212、213ページをお開き願います。

公的介護施設等整備費補助事業は、小規模多機能型居宅介護事業所1か所の開設に係る経 費の補助を行ったものでございます。

6目老人医療費中、後期高齢者医療費負担事業につきましては、後期高齢者の医療費に係る市の法定負担分でございます。

下段の7目介護保険事業費中、介護保険特別会計繰出事業は、介護給付費に係る法定負担 分などを一般会計から繰り出したものでございます。

次ページ、214、215をお開き願います。

上段の戸ヶ崎通所介護施設管理運営事業は、戸ヶ崎老人デイサービスセンターを指定管理 者に管理運営委託したものでございます。

中段の8目老人福祉センター費中、老人福祉センター等管理運営事業は、岩野木・彦沢・ 戸ヶ崎の市内3か所の老人福祉センターと、岩野木集会所を指定管理者に管理運営委託した ものでございます。

ページ飛びまして、222、223ページをお開き願います。

下段の12目シルバー元気塾推進費中、シルバー元気塾推進事業につきましては、市内9会場19コースのシルバー元気塾の開催や、特別講座を開催するために要した費用が主なものでございます。

ページ飛びまして、262、263ページをお開き願います。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費でございます。

次ページ、264、265ページをお開き願います。

下段の「休日・夜間診療ならびに救急医療対策事業」につきましては、次ページ、266、267ページにわたりますが、市内医療機関による小児時間外診療及び休日診療所、並びに6市1町管内の病院による輪番制の運営に対する委託料や負担金、補助金が主なものでございます。

下段の2目保健予防費中、個別予防接種事業につきましては、次ページ、268、269ページ にわたりますが、予防接種法に基づく子どもの予防接種や、高齢者に対するインフルエン ザ・新型コロナウイルスワクチン接種など各種予防接種を実施するためのワクチン代及び委 託料が主なものでございます。

ページ飛びまして、276、277ページをお開き願います。

中段の4目成人保健費中、すこやかみさと(健康増進・食育推進計画)地域推進事業につきましては、次ページ、278、279ページにわたりますが、地域の健康づくり等関係団体に対する各種活動事業や、計画の策定に係る委託料が主なものでございます。

中段の健康増進法等に基づく検診等事業につきましては、30歳代の健康診査や、骨粗鬆症 検診等を実施するための需用費及び委託料でございます。

次のがん検診事業につきましては、次ページ、280、281ページにわたりますが、胃がんや 肺がん、乳がんや子宮がん検診等に係る委託料が主なものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時05分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども未来部担当分についての説明を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

〇こども未来部長(須賀加奈) 3 款民生費及び4 款衛生費のうち、こども未来部担当分につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、ページ戻りまして、226、227ページをお開き願います。

3款民生費、2項2目児童福祉費でございます。

子育て支援事業でございますが、次ページ、228、229ページにわたりますが、日々の食事が十分でないこどもに対して、食事の提供や見守りを行う見守り配食サービス事業、支援が必要な家庭へ訪問し、こどもの見守りを行う訪問型家庭支援事業、親子関係の構築に向けた支援として、家事や育児等に対し負担を抱える家庭に対し、ヘルパーを派遣する子育て世帯訪問支援事業に要した費用が主なものでございます。

少し飛びますが、232、233ページをお願いいたします。

児童手当支給事業は、令和6年10月分から、所得制限の撤廃、多子加算の増額や、支給対象者を高校生年代の18歳年度末まで支給期間を延長し、支給したものでございます。

少し飛びますが、238、239ページをお願いいたします。

3目児童館費でございます。

児童館運営事業は、南児童センター及び早稲田児童センターにおける修繕料が主なもので ございます。

4目児童発達支援センター運営費でございます。

次ページ、240、241ページをお開き願います。

しいのみ学園運営事業は、次ページ、242、243ページにわたりますが、嘱託医への報酬や 療育指導員への謝礼、園庭遊具の修繕料が主なものでございます。

5目保育所費でございます。

244、245ページをお願いいたします。

保育所運営管理事務事業は、次ページ、246、247ページにわたりますが、公立保育所6施 設の修繕、維持管理に係る費用及び保育の運営に係る費用が主なものでございます。

次の保育所等整備推進事業は、次ページ、248、249ページにわたりますが、認可保育施設 1 施設の大規模修繕及び防犯対策強化として、2 施設に対する防犯カメラ等の設置費用の補助金が主なものでございます。

1つ飛びまして、民間保育所等運営支援事業と、次ページ、250、251ページ下段の認定こども園運営改善費等支援事業は、次ページ、252、253ページにわたりますが、それぞれ私立保育園等に対するこどものための教育・保育給付委託料及び運営改善費補助金が主なものでございます。

次の「子育てのための施設等利用給付事業」は、幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園や

認定こども園における預かり保育及び認可外保育施設の利用料の補助が主なものでございます。

少し飛びますが、270、271ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項3目母子保健費でございます。

妊産婦健康診査等事業は、妊産婦の健康診査に係る費用助成が主なものでございます。

次ページ、272、273ページの乳幼児健康診査事業につきましては4か月・9か月・1歳8か月・3歳6か月の児童を対象とした各健康診査における委託料が主なものでございます。 274、275ページをお願いいたします。

乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業につきましては、生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師等が訪問し、母子の健康状態の確認や育児相談、情報提供を行うもので、訪問員への委託料が主なものでございます。

下段の出産・子育て伴走型支援事業は、次ページ、276、277ページにわたりますが、出産 応援給付金を821人に、子育て応援給付金を844人に支給したものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 次に、学校教育部担当分についての説明を求めます。

西村美紀学校教育部長。

[西村美紀学校教育部長 登壇]

〇学校教育部長(西村美紀) 3款民生費中、学校教育部担当分についてご説明申し上げます。 少しページが戻りますが、254、255ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、6目児童クラブ費、公営児童クラブ運営事業は、公設公営19か所の児童 クラブの運営に関する費用のほか、児童数増加によります幸房小学校第2児童クラブの増築 設計業務に係るものでございます。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長(武居弘治議員) 次に、市民生活部担当分についての説明を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

〇市民生活部長(浅井富雄) 4款衛生費中、市民生活部担当分につきましてご説明申し上げます。

少し飛びまして、282、283ページをお願いいたします。

1項保健衛生費、5目環境衛生費、中段の合併処理浄化槽転換整備事業は、単独処理浄化

槽などから合併処理浄化槽への転換を促進するための補助金でございます。

次のページ、上段の6目公害対策費、地球温暖化対策推進事業は、ゴーヤによる緑のカーテン普及啓発費用や太陽光発電システムなどの設置導入に対する補助金などが主なものでございます。

2つ飛びまして、下段の地球温暖化対策推進事業(繰越明許分)は、国からの物価高騰対 応重点支援地方創生臨時交付金を受け、省エネ家電への買換え促進による生活者支援として 補助金の交付を行ったものでございます。

2ページ飛びまして、288、289ページ、7目斎場費、斎場管理事業は、火葬に使用する白 灯油の購入費、火葬炉の修繕、火葬業務及び施設の管理に係る委託料が主なものでございま す。

2ページ飛びまして、292、293ページ上段の2項清掃費、1目清掃総務費、会計年度任用 職員人件費(繰越明許分)は、先ほどの地球温暖化対策推進事業(繰越明許分)の事務処理 を行う人件費でございます。

中段の2目じん芥処理費、一般廃棄物収集運搬事業は、市内一般家庭から排出される廃棄 物の収集運搬に係る委託料が主なものでございます。

次の不燃物処理事業は、不燃物処理場における空き缶、空き瓶などの選別、資源物の回収など、不燃ごみの処理委託料が主なものでございます。

次のページ、下段の3目し尿処理費、し尿汲取事業は、次のページにわたりますが、し尿のくみ取り収集と運搬に係る委託料が主なものでございます。

以上で4款衛生費中、市民生活部担当分の説明を終わります。ご審議賜りますようよろし くお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 次に、地域振興部担当分についての説明を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長(小暮 勲) 5 款労働費から 7 款商工費のうち、地域振興部担当分につきましてご説明申し上げます。

決算書296、297ページをお開き願います。

5 款労働費、1項1目労働諸費中の下段、労働者支援事業は、次ページ、298、299ページ にわたりますが、市内中小企業を対象とした優良従業員表彰式の開催に要した経費や、中小 企業退職金制度に加入する市内事業者が支払う中小企業退職金共済等掛金に対する補助金が 主なものでございます。

ページ少し飛びまして、302、303ページをお開き願います。

6 款農林水産業費、1項2目農業総務費中、農政事務は、次ページ、304、305ページにわたりますが、農家組合長への謝礼及び古利根堰管理費等の負担金が主なものでございます。

次に、3目農業振興費中、農産物の流通販売促進事業は、農業祭への負担金と三郷市産を 表示した野菜袋や段ボール箱などの購入や、即売所での冷蔵ショーケースの設置などに対し て交付した補助金が主なものでございます。

次に、下段の農業経営・生産支援事業は、ビニールハウスの被覆材の張り替えや、環境に 優しい農業の推進を図るため、有機質肥料などの購入に対して交付した補助金が主なもので ございます。

次ページ、306、307ページをお開き願います。

中段のふれあい型農業推進事業は、市民が農業体験を行う活き活き農業体験講座に要した委託料、及び観光農園の管理運営に対する補助金が主なものでございます。

次の新特産品等産出事業は、次ページ、308、309ページにわたりますが、三郷産農産物の ブランド化に係る費用や、三郷ジューシーあすぱらの栽培指導などに対する明治大学での研 究業務の委託料でございます。

次ページ、310、311ページをお開き願います。

7款商工費、1項2目商工振興費中、商工振興事業は、三郷市商工会など商工団体等への 補助金が主なものでございます。

次に、商店街活性化支援事業は、次ページ、312、313ページにわたりますが、商店街が管理する街路灯維持や、催し物、PR事業等に対する補助金でございます。

下段の観光振興事業は、次ページ、314、315ページにわたりますが、ふるさと納税返礼品送付に係る経費と、三郷花火大会等の観光イベント事業に対する補助金が主なものでございます。

次のららほっとみさと運営事業は、案内業務の委託料やららぽーと公共スペースの賃借料 が主なものでございます。

次の中小企業経営・創業支援事業は、「がんばろう!企業応援事業費補助金」40件分と、「きらりとひかれ起業家!応援事業費補助金」19件分の補助金が主なものでございます。 次ページ、316、317ページをお開き願います。

上から2つ目の市内経済活性化事業(繰越明許分)は、消費下支え等を通じた生活者支援

及び市内事業者を支援し、市内経済の活性化を図ることを目的に実施しました、第2回キャッシュレスポイント還元キャンペーンに要した委託料でございます。

以上で地域振興部担当分の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 次に、行政委員会事務局担当分についての説明を求めます。 萩原克己行政委員会事務局長。

〔萩原克己行政委員会事務局長 登壇〕

〇行政委員会事務局長(萩原克己) 6 款農林水産業費中、農業委員会事務局担当分につきましてご説明申し上げます。

決算書、少し戻りまして、298、299ページをお願いいたします。

1目農業委員会費ですが、委員合計18名分の報酬など、委員会活動に関する経費でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎延会の宣告

○議長(武居弘治議員) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

○議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 2時23分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(武居弘治議員) おはようございます。ただいまから令和7年9月三郷市議会定例会第2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(武居弘治議員) この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第63号~議案第68号の上程・説明

○議長(武居弘治議員) 日程第1、議案第63号から議案第68号までを議題といたします。 第1日目に引き続き、議案第63号の歳出について説明を求めます。

土木費、消防費、教育費、公債費、諸支出金、予備費についての説明を求めます。

土木費についての説明を求めます。

初めに、まちづくり推進部担当分についての説明を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長(城津 守) 議案第63号 令和6年度三郷市一般会計歳入歳出決算認 定の歳出中、8款土木費のうち、まちづくり推進部担当分につきましてご説明申し上げます。 決算書316、317ページをお開きください。

1項2目建築指導費でございます。

次の318、319ページをお開きください。

下段の耐震診断・耐震改修等費用助成事業につきましては、市内にございます木造一戸建 て住宅及び分譲マンションの耐震化を促進するため、所有者が行う診断・改修等に対する補 助金でございます。

ブロック塀等の安全確保事業につきましては、次の320、321ページにわたりますが、通学路、緊急輸送道路や公衆用道路に面する既存ブロック塀等の安全確保のため、所有者が行う除却・改修等に対する補助金でございます。

少し飛びますが、334、335ページをお開きください。

4項1目都市計画総務費でございます。

ページを2枚進めていただき、338、339ページをお開きください。

中段の住宅施策推進事業につきましては、空き家対策の推進として、空き家の適切な管理を図ることを目的とした財産管理制度の活用のための補償金が主なものでございます。

公共交通政策推進事業につきましては、次の340、341ページにわたりますが、地域公共交通の維持を図るため、彦成地区を経由し、三郷中央駅とピアラシティや新三郷駅を結ぶ路線バスの運行業務、及び三郷中央駅前広場の改修設計に係る委託料が主なものでございます。

続きまして、2目区画整理費でございます。

次の342、343ページをお開きください。

上から2段目、三郷中央地区にぎわい創出事業につきましては、におどり公園において開催されました三郷ハロウィンフェス等のイベントを企画・運営する三郷中央にぎわい創出実行委員会に対し交付した補助金でございます。

地域拠点基盤整備 (フルインター化) 事業及び、次の地域拠点基盤整備 (フルインター化) 事業 (繰越明許分) につきましては、三郷料金所スマートインターチェンジフルインター化の整備に要する工事費や委託料が主なものでございます。

少し飛びまして、348、349ページをお開きください。

6目みどり公園費中、都市公園等維持管理事業につきましては、都市公園などの樹木の剪定、除草、清掃、ごみ収集など維持管理に要する委託料や、三郷市公園施設長寿命化計画に基づく遊具の更新に係る工事費が主なものでございます。

次の350、351ページをお開きください。

上から2段目、緑道等維持管理事業につきましては、二郷半用水緑道など、6か所の緑道 の維持管理に要する委託料が主なものでございます。 次の352、353ページをお開きください。

上段の都市公園等整備事業につきましては、三郷北部地区土地区画整理事業の区域内におきまして整備を予定いたします、北部地区1号公園の実施設計に係る委託料及びにおどり公園のステージ更新に係る工事費が主なものでございます。

まちづくり推進部担当分につきましては以上でございます。ご審議賜りますようよろしく お願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 次に、建設部担当分についての説明を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

〇建設部長(相馬喜一) 8 款土木費のうち、建設部担当分につきましてご説明申し上げます。 ページが戻りまして、決算書の326、327ページをお開き願います。

中段の4目道路新設改良費中、道路改良事業でございますが、14節工事請負費につきましては、早稲田中央通りなどにおいて、道路改良工事を実施したものでございます。

1つ飛びまして、通学路安全対策事業につきましては、通学児童などの安全を確保するため、転落防止柵の設置や、安全対策における設計及び工事などを実施したものでございます。 通学路安全対策事業(繰越明許分)につきましては、次ページ、328、329ページにわたりますが、桜小学校や早稲田中学校の通学路において、安全対策工事を実施したものでございます。

2つ飛びまして、6目橋りょう新設改良費の橋りょう架替事業(繰越明許分)中、14節工 事請負費につきましては、彦郷小学校前交差点において、橋梁の拡幅に伴う道路工事を実施 したものでございます。

次ページ、330、331ページの中段の2目河川維持費中、排水ポンプ場維持管理事業につきましては、市内にある排水機場の保守点検や施設の更新工事などを実施したものでございます。

水路維持管理事業につきましては、次ページ、332、333ページにわたりますが、水路の排 水機能を確保するため、水路の修繕や草刈りなどを実施したものでございます。

1 つ飛びまして、3 目河川整備費中、排水ポンプ場中央監視設備設置事業につきましては、 市役所などで排水機場の運転状況を遠隔監視できる設備などを設置したものでございます。

次ページ、334、335ページ中段の上から5つ目の水路上部歩道活用事業(繰越明許分)につきましては、水路の上部を歩道として活用するため、市内各所において水路の蓋がけ工事

を実施したものでございます。

ページが少し飛びまして、344、345ページをお開き願います。

上段の3目街路事業費中、都市計画道路新和高須線整備事業につきましては、用地取得が 完了した区間の道路整備工事や道路用地取得のための土地購入費及び移転補償費などでござ います。

3つ飛びまして、都市計画道路駒形線整備事業(繰越明許分)につきましては、次ページ、346、347ページにわたりますが、駒形線に接続する都市計画道路天神笹塚線の道路整備工事を実施したものでございます。

4目公共下水道費の公共下水道事業会計負担事業につきましては、一般会計から公共下水 道事業特別会計への負担金及び補助金でございます。

以上で建設部担当分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 消防費についての説明を求めます。

山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

〇消防長(山本浩文) 9款消防費につきましてご説明いたします。

決算書、354、355ページをお開き願います。

1項消防費、1目常備消防費になりますが、ページ飛びまして、358、359ページをお開き 願います。

上から2段目、防火啓発事業につきましては、火災予防及び住宅用火災警報器の設置促進を図るため、全国火災予防運動や消防フェアの開催に伴い、啓発品を購入したものでございます。

下段、緊急消防援助隊事業でございますが、次ページにわたりますが、岩手県大船渡市で 発生した林野火災に緊急消防援助隊埼玉県大隊として消火部隊1隊を派遣した費用が主なも のでございます。

中段、AED普及推進事業につきましては、公共施設、コンビニエンスストア、郵便局に 設置しておりますAED112器の賃貸借料と、救命講習用のAEDトレーナー3器をはじめ とする救命講習用消耗品の購入が主なものでございます。

下段、通信指令施設管理事業につきましては、次ページにわたりますが、消防緊急通信指令施設を維持するための保守点検料、及び消防車両と情報の送受信を行うための通信費、119番受信時に位置情報を取得するシステム利用料が主なものでございます。

上から3段目、救急活動事業につきましては、ガーゼなどの消耗品の購入や、救急救命士 が特定行為で使用する気管挿管チューブや各種薬剤を購入したものでございます。

また、救急資器材の機能を維持するための保守点検や感染性廃棄物の処理を委託した費用が主なものでございます。

364、365ページをお開き願います。

下段、消防派遣研修事業につきましては、次ページにわたりますが、埼玉県消防学校で行われております初任教育に5名、警防、救助、救急などの専科教育等に19名、また消防大学校における幹部科に1名、埼玉県救急救命士養成課程及び救急救命東京研修所にそれぞれ1名の職員が入校した経費でございます。

続きまして、2目非常備消防費になりますが、368、369ページをお開き願います。

上から2段目、消防団機械器具置場新設事業につきましては、消防団第4分団第3班の機械器具置場を建て替えた費用でございます。

次の少年消防クラブ事業につきましては、イタリア共和国で行われましたヨーロッパ青少年消防オリンピック、及び兵庫県で開催されました全国少年消防クラブ交流大会出場をはじめとする各種行事に伴う経費、及び新入クラブ員の被服等の購入が主なものでございます。

370、371ページをお開き願います。

3目消防施設費になりますが、下段、消防装備・維持事業につきましては、次ページにわたりますが、火災で使用する消防ホースの購入が主なものでございます。

上から3段目、消防車両・救急車両機器整備維持事業につきましては、各車両の機能を維持するための費用のほか、水槽付き消防ポンプ自動車と高規格救急車2台の購入が主なものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 教育費についての説明を求めます。

初めに、大要についての説明を求めます。

大塚正樹教育長。

〔大塚正樹教育長 登壇〕

○教育長(大塚正樹) 令和6年度教育費決算の大要について申し上げます。

令和6年度教育費決算額は75億8,515万2,709円で、教育費中、スポーツ関連事業分を差し引きますと、教育に係る決算額としては72億9,902万4,914円で、一般会計に占める割合は11.9%でございます。

主な内容でございますが、教育環境の整備といたしましては、学校の適正規模・適正配置の観点から、栄中学校及び前川中学校の通学区域を三郷市立小・中学校通学区域編成審議会に諮問し、令和8年4月から戸ヶ崎小学校の通学区域全域を前川中学校の通学区域とすることが妥当であるとの答申をいただきました。

また、校舎の長寿命化対策として、前川中学校の校舎改修工事を実施いたしました。

学校教育の充実といたしましては、教育相談室運営事業として、発達カウンセラーの勤務 日数を実績により増やし、相談体制の充実を図りました。

また、国のGIGAスクール構想に基づき、タブレットPCを活用できる学習環境を拡充するため、学校の体育館や特別教室に無線LANアクセスポイントを整備いたしました。これにより児童・生徒は場所を問わず、個別最適で多様な学びを進めることが可能になりました。

安全・安心な学校給食の提供といたしましては、岩野木学校給食センターの建て替えとして、瑞沼学校給食センターの新築工事が完了し、令和7年1月から中学校8校分の学校給食の提供を開始しました。

生涯学習関係では、市民大学をはじめとした各種講座を開催するとともに、公民館・郷土 資料館などの社会教育施設の運営管理や、インターネットを活用した様々な情報発信を行う など、生涯学習に親しむきっかけづくりや生きがいづくりに努めました。

また、青少年健全育成の取組といたしましては、青少年リーダー養成のほか、防災をはじめとした体験学習の実施や、市民団体との協働による親の学習事業を実施し、昨今の社会情勢を捉えながら、家庭の教育力の向上に努めました。

日本一の読書のまち三郷の取組といたしましては、次世代の読書リーダーを育成する子ども司書養成講座を開催したほか、インターネット上で利用できる電子図書館の運営など、市 民がより一層読書活動を楽しめるよう、各種事業の充実に努めました。

以上、大要を申し上げましたが、細部につきましては担当部長から説明いたさせます。

○議長(武居弘治議員) 次に、学校教育部担当分についての説明を求めます。

西村美紀学校教育部長。

[西村美紀学校教育部長 登壇]

〇学校教育部長(西村美紀) 10款教育費中、学校教育部担当分につきましてご説明申し上げます。

372ページ、373ページをお願いいたします。

下段、1項教育総務費、1目教育委員会費でございます。

教育委員会事務は、次ページ、374、375ページにわたりますが、教育委員4名分の報酬が 主なものでございます。

続きまして、その下、2目事務局費でございます。

下段、会計年度任用職員人件費は、次ページ、376、377ページにわたりますが、学校を支える様々な会計年度任用職員の報酬が主なものでございます。

その下、1つ飛びまして、中段の入学準備金貸付事業は、大学5件、高等学校1件、専修 学校1件の貸付でございます。

続きまして、3目学務費でございます。

次ページ、378、379ページをお願いいたします。

中段、コミュニティスクール運営事業は、地域と学校が協力して、児童・生徒の健全育成を図るため、学校運営協議会を設置している小学校13校、中学校5校の委員報酬及び費用弁償でございます。

続きまして、4目学校教育指導費でございます。

下段、教育相談室運営事業は、次ページ、380、381ページにわたりますが、3か所の教育相談室の運営に係る経費や、臨床心理士による学校訪問、発達検査カウンセラー、三郷市スクールソーシャルワーカー等に係る報償費が主なものでございます。

次に、382、383ページをお願いいたします。

下段、いじめ不登校対策事業は、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の 委員報酬及びスクールロイヤーによる法務相談の委託料が主なものでございます。

次に、384、385ページをお願いいたします。

上段の読書のまち三郷づくり推進事業は、応援団長である柳田邦男先生への報償費や、全 国家読ゆうびんコンクールに係る経費が行ものでございます。

続きまして、その下、5目特別支援教育費でございます。

次ページ、386、387ページにわたりますが、上段、特別支援教育は、就学支援委員会の開催や、特別支援学級支援員、通級指導教室アドバイザーへの報償費、特別支援学級等設置校25校の特別支援学級の運営に係る経費が主なものでございます。

続きまして、その下、2項小学校費、1目学校管理費でございます。

388ページをお願いいたします。

小学校運営管理事業は、388から391ページの上段にわたりますが、小学校18校分の学校運

営、維持管理、修繕等に係る費用でございます。

次に、その下、小学校校舎改修事業は、小学校3校の外部等改修工事設計に係る費用でご ざいます。

また、繰越明許分につきましては、一部工期延長となった前間小学校改修工事に係る費用でございます。

続きまして、その下、2目教育振興費でございます。

下段、小学校教育用パソコン整備事業中、12節委託料は、児童用タブレットPCのネットワークの通信費や保守点検業務に係るものでございます。

13節使用料及び賃借料は、児童用タブレットPCや教員用パソコン、サーバー等の賃借料でございます。

次ページ、392、393ページをお願いいたします。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費でございます。

中学校運営管理事業は、394、395ページにわたりますが、中学校8校分の学校運営、維持管理、修繕等に係る費用でございます。

次に、その下、中学校運営管理事業(繰越明許分)は、工期延長となった彦糸中学校散水 栓設置工事に係る費用でございます。

その下、中学校校舎改修事業中、12節委託料の監理業務及び14節工事請負費につきまして は、前川中学校校舎改修工事に係る費用でございます。

続きまして、その下、2目教育振興費でございます。

下段、中学校教育用パソコン整備事業中、12節委託料は生徒用タブレットPCのネットワークの通信費や保守点検業務に係るものでございます。

13節使用料及び賃借料は、生徒用タブレットPCや教員用パソコン、サーバー等の賃借料でございます。

ページが大きく飛びます。422ページ、423ページをお願いいたします。

続きまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。

2ページ飛びまして、426、427ページをお願いいたします。

下段、学校保健支援事業は、428、429ページにわたりますが、熱中症予防対策として、熱中症暑さ指数測定器及び熱中症予防対策用品の購入にかかった費用が主なものでございます。

さらに、ページが少し飛びますが、436ページ、437ページをお願いいたします。

続きまして、4目学校給食費でございます。

また、ページが飛びまして、440、441ページをお願いいたします。

中段、岩野木学校給食センター運営管理事業、次ページ、442、443ページ、上段、鷹野学校給食センター運営管理事業及び、次ページ、444、445ページ上段、(仮称) 瑞沼学校給食センター運営管理事業は、中学校8校分、小学校18校分の賄材料費及び調理に係る委託料並びに施設等の修繕費が主なものでございます。

賄材料費につきましては、食材費が高騰する中、給食の質と量を確保するため、食材費増額分を補填いたしました。

ページ戻りまして、442、443ページをお願いいたします。

下段、学校給食センター整備等事業は、444、445ページにわたりますが、新たに建設した 瑞沼学校給食センターの工事請負費が主なものとなります。こちらにつきましては、令和5 年からの継続の事業でございます。

以上で学校教育部担当分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(武居弘治議員) 次に、生涯学習部担当分についての説明を求めます。

横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

〇生涯学習部長(横田隆宏) 10款教育費中、生涯学習部担当分につきましてご説明申し上げます。

決算書、少し戻りまして、396、397ページをお開き願います。

5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。

次ページ、398、399ページをお開き願います。

一番下の段の放課後子ども教室推進事業につきましては、400、401ページにわたりますが、 放課後子ども教室を運営するコーディネーターや学習アドバイザーなどへの報償費が主なも のでございます。

一番下の社会教育推進事業につきましては、402、403ページにわたりますが、社会教育委員の報酬やPTA連合会に対する補助金が主なものでございます。

続きまして、2目人権教育費の人権教育推進事業につきましては、消耗品費や人権教育啓 発用教材の購入に要した費用が主なものでございます。

続きまして、3目公民館費でございます。

次ページ、404、405ページ中段の公民館運営管理事業につきましては、各種講座の開催に 係る講師謝金や施設管理に係る委託料が主なものでございます。

次に、4目日本一の読書のまち推進費でございます。

日本一の読書のまち推進事業につきましては、次ページ、406、407ページにわたりますが、 ふれあいブックサポーター養成講座など読書啓発事業に係る費用が主なものでございます。

続きまして、5目図書館費でございます。

次ページ、408、409ページの一番下、図書館施設管理業務につきましては、410、411ページにわたりますが、図書館情報システムの保守管理や施設管理に係る委託料が主なものでございます。

411ページ、一番下の日本一の読書のまち三郷電子図書館運営事業につきましては、電子書籍の購入費が主なものでございます。

次に、6目文化財保護費でございます。

次ページ、412、413ページをお開き願います。

中段の文化財調査・保護事業につきましては、市指定文化財を保存・継承するための補助金が主なものでございます。

少し飛びまして、416、417ページをお開き願います。

9目青少年健全育成費でございます。

次ページ、418、419ページをお願いいたします。

1段目の青少年育成事業につきましては、青少年リーダー育成のほか、防災、自然などの体験事業実施に係る消耗品や保険料が主なものでございます。

次の二十歳のつどい開催事業につきましては、抽選会用の記念品の購入、会場借上料が主なものでございます。

次の青少年育成市民会議支援事業から、次ページ、420、421ページ4段目のボーイスカウト三郷市連絡協議会支援事業までの5事業につきましては、青少年健全育成事業に取り組む各団体への活動に対する補助金でございます。

続きまして、10目青少年ホーム費でございます。

青少年ホーム管理事業につきましては、次ページ、422、423ページにわたりますが、施設の光熱水費や管理業務に係る委託料が主なものでございます。

以上で生涯学習部担当分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 〇議長(武居弘治議員) 次に、地域振興部担当分についての説明を求めます。

小暮勲地域振興部長。

[小暮 勲地域振興部長 登壇]

〇地域振興部長(小暮 勲) 10款教育費中、地域振興部担当分につきましてご説明申し上げます。

決算書、432、433ページをお開き願います。

6項2目体育振興費中、スポーツ教室事業は、市民に対し、身近にスポーツやレクリエーションに接する機会を提供するために開催いたしましたスポーツ教室などに係る経費、また、オリンピックデーラン三郷大会の開催に要した委託料が主なものでございます。

次ページ、434、435ページをお開き願います。

陸上競技場運営管理事業は、競技用備品の購入及び指定管理料が主なものでございます。

1 つ飛びまして、運動施設維持管理事業は、次ページ、436、437ページにわたりますが、 番匠免運動公園テニスコート1 面の張り替え修繕料、及び4 か所の運動公園と3 か所の都市 公園内の運動施設維持管理に係る委託料が主なものでございます。

次に、3目体育館費中、総合体育館運営管理事業は、指定管理料が主なものでございます。 以上で地域振興部担当分の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上 げます。

○議長(武居弘治議員) 公債費、諸支出金、予備費についての説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長(妹尾安浩) 公債費、諸支出金、予備費につきましてご説明申し上げます。 決算書、446、447ページをお開き願います。

11款公債費につきましては、市債の元金及び利子償還を行ったものでございます。

令和6年度末の市債の残高は419億9,531万1,471円で、前年度と比較して8億6,400万7円の増となっております。

12款諸支出金のうち、基金費につきましては、448、449ページにわたりますが、常磐新線対策基金のほか、それぞれの基金に積立てを行ったものでございます。

13款予備費につきましては、450、451ページにわたりますが、備考欄に記載のある24項目に充用したものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(武居弘治議員) 議案第64号から議案第66号までの提案理由の説明を求めます。 益子敏幸いきいき健康部長。

[益子敏幸いきいき健康部長 登壇]

〇いきいき健康部長(益子敏幸) 議案第64号 令和6年度三郷市国民健康保険特別会計歳入 歳出決算認定につきましてご説明申し上げます。

決算書は455ページからとなります。

初めに、被保険者数でございますが、令和6年度末現在で2万4,529人、前年度と比較し、 1,798人、6.8%の減でございます。

462、463ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額は132億3,710万9,000円で、対前年度比3.7%の減でございます。以降の増減率につきましては、令和5年度との比較で申し上げます。2、歳出総額は131億1,000万1,000円で、3.4%の減でございます。3、歳入歳出差引額の1億2,710万8,000円は、令和7年度に繰り越すものでございます。

少し飛びまして、478、479ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税の総額につきまして、調定額は1.9%の減、収入済額は0.1%の増、収納率は83.3%で、1.7ポイントの増でございます。

次ページ、480、481ページをお開き願います。

5款1項1目保険給付費等交付金につきましては、4.9%の減でございます。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、次ページ、482、483ページにわたりますが、 8節のその他一般会計繰入金は、一般会計からの財政支援分でございます。

少し飛びまして、492、493ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款保険給付費につきましては、総額で4.8%の減でございます。

次ページ、494、495ページをお開き願います。

3 款国民健康保険事業費納付金は、次ページ、496、497ページにわたりますが、0.6%の減でございます。

次ページ、498、499ページをお開き願います。

5款1項2目疾病予防費中、健康診査等自己負担金補助事業につきましては、各種がん検 診等に係る費用の自己負担分に対する補助でございます。

次ページ、500、501ページをお開き願います。

2項1目特定健康診査等事業費につきましては、事業に係る委託料が主なものでございま

す。

6款1項1目財政調整基金積立金につきましては、令和5年度の剰余金を積み立てたものでございます。

続きまして、議案第65号 令和6年度三郷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきま してご説明申し上げます。

決算書は507ページからとなります。

初めに、令和6年度末現在の第1号被保険者数は3万8,695人で、前年度と比較し、180人、0.5%の減となっております。

また、第1号被保険者の要介護・要支援認定者数は、同じく令和6年度末現在で6,919人、 前年度と比較し、289人、4.4%の増でございます。

512、513ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額は118億6,260万9,000円で、対前年度比2.0%の増でございます。以降、増減率につきましては、令和5年度との比較で申し上げます。2、歳出総額は113億6,923万7,000円で、4.7%の増でございます。3、歳入歳出差引額の4億9,337万2,000円は、令和7年度に繰り越すものでございます。

少し飛びまして、526、527ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款介護保険料は、保険料改定などの影響により、11.9%の増、徴収率は97.0%でございます。

530、531ページをお開き願います。

6款1項一般会計繰入金は、市の法定負担分などでございます。

少し飛びまして、538、539ページをお開き願います。

歳出でございます。

下段の2款保険給付費は、次ページから542、543ページにわたりますが、5.5%の増でございます。

同じく、542、543ページ、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認 定を受けているかたに提供する訪問型及び通所型サービスに係るものでございます。

下段の2項1目一般介護予防事業費は、次ページ、544、545ページにわたりますが、身体機能や口腔機能の向上、認知機能の低下を防ぎ、要介護状態になることを予防するための事

業を実施したものでございます。

3項1目包括的支援事業費は、次ページ、546、547ページにわたりますが、市内6圏域に ある地域包括支援センターへの委託料が主なものでございます。

下段の3目在宅医療・介護連携推進事業費は、次ページ、548、549ページにわたりますが、 在宅医療・介護連携サポートセンターへの委託料が主なものでございます。

続きまして、議案第66号 令和6年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明申し上げます。

決算書は557ページからとなります。

初めに、被保険者数でございますが、令和6年度末現在で2万1,722人で、前年度と比較 し1,012人、4.9%の増でございます。

562、563ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額は23億3,758万9,000円で、対前年度比12.9%の増でございます。2、歳出総額は21億7,746万5,000円で、12.6%の増でございます。3、歳入歳出差引額の1億6,012万4,000円は、令和7年度に繰り越すものでございます。

少し飛びまして、574、575ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせた収入済額は、 対前年度比14.5%の増、収納率は98.8%でございます。

2款1項2目保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料の減額分等を公費で負担する もので、負担割合は、県が4分の3、市が4分の1で、一般会計から繰り入れたものでござ います。

少し飛びまして、580、581ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、次ページ、582、583ページにわたりますが、保険料及び保険基盤安定負担金を広域連合に納付したものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 議案第67号の提案理由の説明を求めます。

浮田勝之水道部長。

〔浮田勝之水道部長 登壇〕

○水道部長(浮田勝之) 議案第67号 令和6年度三郷市上水道事業特別会計未処分利益剰余 金の処分及び決算認定につきましてご説明申し上げます。

決算書の588、589ページをお願いいたします。

決算報告書でございます。

初めに、(1)収益的収入及び支出の上段、収入でございます。

1 款水道事業収益の決算額は28億5,640万6,769円で、前年度と比較いたしまして、16.3% の増でございます。内訳といたしましては、1 項営業収益は25億2,719万9,802円、2 項営業 外収益は3億2,876万7,319円、3 項特別利益は43万9,648円でございます。

次に、下段、支出でございます。

1 款水道事業費用の決算額は24億4,901万2,122円で、前年度と比較いたしまして、0.1% の減でございます。内訳といたしましては、1項営業費用は23億8,783万4,276円、2項営業 外費用は6,052万7,250円、3項特別損失は65万596円でございます。

次ページ、590、591ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出でございます。

上段の収入でございますが、1款資本的収入の決算額は6億1,003万円で、前年度と比較いたしまして、3.1%の増でございます。

内訳といたしましては、1項企業債は4億1,500万円、2項分担金は1億9,503万円、3項 工事負担金は該当する工事がなく、ゼロ円でございました。

次に、下段、支出でございます。

1 款資本的支出の決算額は14億136万8,472円で、前年度と比較いたしまして、37.9%の増 でございます。

内訳といたしましては、1項建設改良費は11億6,390万7,139円、2項企業債償還金は2億3,746万1,333円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、7億9,133万8,472円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたします。

次ページ、592、593ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

1の営業収益中、給水収益につきましては、水道料金収入でございます。

2の営業費用中、原水及び浄水費につきましては、埼玉県からの水道用水の受水費などでございます。

配水及び給水費につきましては、設備の維持管理に係る委託料などでございます。

3の営業外収益中、長期前受金戻入につきましては、建設改良費の財源といたしました補助金などについて、減価償却にあわせて毎年度収益化していくものでございます。

4の営業外費用中、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債の利子でございます。

これらの結果、当年度純利益は3億2,209万8,475円となりました。

ページが少し飛びまして、596ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書でございます。

令和6年度末における未処分利益剰余金の残高6億414万2,880円につきましては、当年度 純利益の3億2,209万8,475円を建設改良積立金へ積み立て、残余を繰り越すものでございま す。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(武居弘治議員) 議案第68号の提案理由の説明を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

〇建設部長(相馬喜一) 議案第68号 令和6年度三郷市公共下水道事業特別会計決算認定に つきましてご説明申し上げます。

決算書630、631ページの決算報告書をお開き願います。

初めに、(1)収益的収入及び支出のうち、上段の収入でございますが、1款下水道事業収益の決算額は31億1,161万4,592円で、前年度と比較いたしまして、1.2%の減でございます。

収入の内訳といたしましては、1項営業収益は15億7,568万472円、2項営業外収益は15億3,560万9,252円、3項特別利益は32万4,868円でございます。

次に、下段の支出でございますが、1款下水道事業費用の決算額は27億8,398万8,690円で、 前年度と比較いたしまして、1.1%の増でございます。

支出の内訳といたしましては、1項営業費用は24億9,473万9,890円、2項営業外費用は2 億8,852万9,930円、3項特別損失は71万8,870円でございます。

次ページ、632、633ページをお開き願います。

(2)資本的収入及び支出のうち、上段の収入でございますが、1款資本的収入の決算額は23億9,413万893円で、前年度と比較いたしまして、9.7%の増でございます。

収入の内訳といたしましては、1項企業債は19億5,460万円、2項国庫補助金は2億5,478万9,000円、3項分担金及び負担金は1億3,213万1,679円、4項他会計負担金は5,261万214円でございます。

次に、下段の支出でございますが、1款資本的支出の決算額は34億842万2,459円で、前年度と比較いたしまして、14.1%の増でございます。

支出の内訳といたしましては、1項建設改良費は15億303万2,513円、2項企業債償還金は19億538万9,946円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13億4,273万1,566円につきましては、 損益勘定留保資金などで補填いたします。

次ページ、634、635ページの損益計算書をお開き願います。

初めに、634ページ上段の1、営業収益中、下水道使用料につきましては、下水道料金収入でございます。

次に、2、営業費用中、管渠及びポンプ場費につきましては、下水道施設の維持管理に係る委託料などでございます。

3つ飛びまして、流域下水道維持管理負担金につきましては、埼玉県の流域下水道に排除 した汚水の処理費用に対する負担金でございます。

次に、635ページ上段の3、営業外収益中、他会計補助金につきましては、収入の不足分に対する一般会計からの補助金でございます。

1つ飛びまして、他会計負担金につきましては、国の定める基準に基づく一般会計からの 負担金でございます。

次に、4、営業外費用中、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債の利子などでございます。

以上の差引きの結果、当年度純利益は2億3,015万8,344円でございます。

ページが少し飛びまして、638ページの剰余金処分計算書をお開き願います。

令和6年度末の未処分利益剰余金の残高、5億501万9,470円につきましては、当年度で処分は行わずに、残高をそのまま翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議案第69号~議案第71号の上程・説明

○議長(武居弘治議員) 日程第2、議案第69号から議案第71号までを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

木津雅晟市長。

[木津雅晟市長 登壇]

○市長(木津雅晟) 議案第69号 教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員会委員、竹谷賢二氏の任期は令和7年9月30日で満了となるため、同人を再任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

続きまして、議案第70号 監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。 監査委員、坪井裕子氏の任期は、令和7年9月30日で満了となるため、後任として堀切牧 子氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、 この案を提出するものであります。

次に、議案第71号 公平委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。 公平委員会委員、小阪秀史氏の任期は令和7年9月16日で満了となるため、同人を再任す ることについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を 提出するものでございます。

なお、資料として、竹谷賢二氏、堀切牧子氏、小阪秀史氏の略歴を添付してございますの で、参考にしていただきたいと存じます。

◎散会の宣告

○議長(武居弘治議員) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。 これにて本日は散会いたします。

散会 午前11時02分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(武居弘治議員) ただいまから令和7年9月三郷市議会定例会第5日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(武居弘治議員) この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

なお、本定例会に提出された請願第3号につきましては、請願者及び紹介議員から取り下 げたい旨、連絡がありました。議長において、これを承認いたしましたので、ご報告申し上 げます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第48号~議案第51号の質疑

○議長(武居弘治議員) 日程第1、これより議案第48号から議案第51号までに対する質疑を 行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

11番、紺野伊久子議員。

[11番 紺野伊久子議員 登壇]

〇11番(紺野伊久子議員) おはようございます。

議案第51号 工事請負契約の締結について、議案書6ページを御覧ください。

この議案は、新しく瑞沼給食センターが設置されたことにより、役割を果たした岩野木学

校給食センターを解体するものです。以下、4点にわたって質疑いたします。

- 1、業者選定の入札等の経緯などを詳細に教えてください。
- 2、契約業者である落札業者の事業規模や実績を教えてください。また、過去に三郷市の 工事に関わったかなど、教えてください。
 - 3、工事スケジュールはどのようになりますか。
 - 4、近隣住民や老人施設などがありますが、安全対策はどのようにしていきますか。 以上、1回目の質疑を終わります。
- 〇議長(武居弘治議員) 紺野伊久子議員の質疑に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

[平川俊之総務部長 登壇]

○総務部長(平川俊之) 紺野議員の質疑にお答えいたします。

議案第51号 工事請負契約の締結についてのうち、私からは1及び2についてお答えをいたします。

初めに、1、業者選定の経緯を詳細にでございますが、特定建設業許可であるもの、三郷市内に本店または支店を有するもの、過去5年度間に三郷市を発注者とする請負額8,000万円以上の建築工事、とび、土工、コンクリート工事または解体工事の受注実績があるものなどを入札参加の条件とし、7月22日に事後審査型の制限付一般競争入札を執行いたしました。その後、落札候補者の入札参加資格を審査し、資格が満たされていることが確認されましたので、落札決定を行い、8月5日付けで仮契約を締結したところでございます。

次に、2、落札事業者の実績はでございますが、株式会社水谷工務店が受注した過去の実績を申し上げます。

令和5年度、三郷市立前間小学校改修工事(建築)、令和3年度三郷市立栄中学校大規模 改修工事(建築)などの施工実績がございます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 西村美紀学校教育部長。

[西村美紀学校教育部長 登壇]

〇学校教育部長(西村美紀) 紺野議員の質疑に順次お答えいたします。

私からは、議案第51号 工事請負契約の締結について、3、工事スケジュールはどのようになりますかでございますが、本契約後、10月頃から解体工事に着手し、令和8年2月中旬には完了する予定でございます。

次に、4、安全対策はどうしていきますかでございますが、安全対策として騒音、粉じん、 振動のおそれがありますので、仮囲い、防音シートなどを設置して十分配慮の上、解体工事 を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で紺野伊久子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これにて議案第48号から議案第51号までの質疑を終結いたします。

◎議案第48号~議案第51号の委員会付託

O議長(武居弘治議員) 日程第2、これより議案第48号から議案第51号までの委員会付託を 行います。

議案第48号から議案第51号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議 案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎議案第52号~議案第58号の質疑

○議長(武居弘治議員) 日程第3、これより議案第52号から議案第58号までに対する質疑を 行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

21番、柳瀬勝彦議員。

[21番 柳瀬勝彦議員 登壇]

○21番(柳瀬勝彦議員) それでは、議案第56号について質疑を行います。

議案書の25ページをお開きください。

- 三郷市斎場条例の一部改正について、2点伺います。
- 1番目は、火葬場、式場(本館・新館)の現状の稼働状況について、まず伺います。
- 三郷市斎場における火葬場、式場(本館・新館)のそれぞれの稼働状況について、直近の 利用件数、稼働率の推移をお示しください。

特に、近年は人口動態や高齢化の影響もあり、利用需要の増加が見込まれます。市民にとって必要不可欠な公共インフラであるからこそ、現状の稼働実態を正確に把握しておくことが重要と考えております。

次に、2として、改定理由である「円滑な運営及び安定稼働」について伺います。

今回の条例改正の提案理由とされている「円滑な運営及び安定稼働」という点について、 利用者範囲の見直しについてでございますが、利用者の範囲を見直すことにより、市民サービスにどのような影響が生じると想定しているか、具体的にお示しください。

次に、使用料の見直しについてでございます。

使用料を改定することは、市民や周辺自治体の利用者にとって経済的な影響を与える可能性がございます。今回の見直しで、利用件数や運営収支にどの程度の影響を想定しているのか、また市民への影響や配慮していることについてお示しください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長(武居弘治議員) 柳瀬勝彦議員の質疑に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長(浅井富雄) 柳瀬議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、火葬場、式場におけるそれぞれの現状の稼働状況についてでございますが、火葬場は火葬炉4基で1日8件を上限として火葬を行っております。令和3年度の火葬件数は1,612件、稼働率は66.6%、令和4年度は1,818件、稼働率75.2%、令和5年度は1,821件、稼働率75.1%、令和6年度は1,881件、稼働率77.0%でございました。

式場の利用件数及び稼働率につきましては、令和3年度の本館利用件数は68件、稼働率は22.4%、新館は式場が二間あるうち一間のみ利用が344件、二間ともの利用が43件、新館稼働率は71.0%でございます。令和4年度は本館76件、稼働率25.1%、新館一間が383件、二間が44件、稼働率77.7%、令和5年度は本館58件、稼働率19.1%、新館一間が376件、二間が46件、稼働率77.0%、令和6年度は本館82件、稼働率26.9%、新館一間が356件、二間が60件、稼働率78.0%となってございます。

次に、「円滑な運営及び安定稼働」という点について、利用者範囲及び使用料等の見直しがどの程度影響すると想定されているかでございますが、このたびの改正に至る経緯といたしましては、近年の火葬件数の増加と経年により火葬炉等の施設設備の傷みが加速しており、今後も修繕費の増が見込まれる状況でございます。そのため、近年の燃料費などの高騰も踏

まえ、市民のかたの火葬使用料につきましては昭和53年の斎場開設以来となりますが、見直 しを行い、併せて新館使用料についても受益者負担の原則に基づいて再設定することにより、 火葬炉などの定期修繕費の確保など、斎場の安定稼働に資するものと考えてございます。

一方で、本館式場については家族や近親者のみで送られる小さなご葬儀が増え、稼働率が減少していることから、価格設定を見直すことで式場の選択肢を広げ、ご葬儀までに要する 日数を少しでも短縮できるよう考慮したものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(武居弘治議員) 柳瀬勝彦議員。
- **〇21番(柳瀬勝彦議員)** 丁寧なご答弁、どうもありがとうございました。再質疑をさせていただきます。

他市では、利益追求の民間運営もあり、三郷市では市民の火葬料は40年間据え置きで5,000円という大変良心的な運営をし、更に三郷市の斎場は近隣に比べアクセスも良く、市外からもかなりの人気があります。円滑な運営、安定稼働についてですが、市民にとっては条例改正によってどの程度負担増となるのか、あるいは運営がどれほど改善するのかが最も大切です。したがって、使用料改定による収支改善の試算の考え方について、再度お示しをいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長(武居弘治議員) 柳瀬勝彦議員の再質疑に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

〇市民生活部長(浅井富雄) 柳瀬議員の再度のご質問にお答えいたします。

使用料改定による収支改善の考え方についてだと思いますが、これまで斎場費の歳出総額に対し、斎場使用料の歳入による充当は令和4年度から6年度は平均して約56.6%でございましたが、改定使用料が適用となる令和8年度以降につきましては、使用料による歳入増により約65%程度を充当することが可能となり、斎場の安定稼働に資するものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で柳瀬勝彦議員の質疑を終わります。

9番、深川智加議員。

[9番 深川智加議員 登壇]

○9番(深川智加議員) それでは、議案第56号 三郷市斎場条例の一部改正について質疑を いたします。

本議案は、三郷市斎場の使用料の改正や利用者範囲の拡大が主な内容です。市民の使用料については、本館が15万円から10万円へ値下げする一方で、新館については4万円から5万円で、火葬は5,000円から1万円へ値上げがされるものです。また、市外のかたの利用については、これまで火葬のみでしたが、本館利用も可能とするものです。2点伺います。

- 1、改定理由を詳細に。
- 2、他自治体の状況はどのようか伺います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長(武居弘治議員) 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長(浅井富雄) 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、1、改定理由を詳細ににつきましては、火葬件数が増加し、火葬炉の使用頻度の 上昇に伴い、傷みが加速することで修繕費の増加が見込まれること、また近年の燃料費や人 件費の高騰などを踏まえまして、斎場の円滑な運営及び安定稼働を図るために、いま一度受 益者負担の原則に基づき、火葬料及び使用料の再設定が必要と判断したものでございます。

次に、2、他自治体の状況はにつきましては、三郷市の場合は待合室利用料を無料にしているので、一概には近隣の斎場とは比較できませんが、対象地域内のかたの火葬料は川越市斎場及び野田市斎場の無料から、谷塚斎場及び四ツ木斎場の5万9,600円までと金額の差が大きくなっております。

また、対象地域外のかたの火葬料は、例えば48名利用の場合、最低額は松戸市斎場5万8,800円、最高額は四ツ木斎場の13万700円となってございます。

以上でございます。

- 〇議長(武居弘治議員) 深川智加議員。
- **〇9番(深川智加議員)** それでは、再質疑を行います。1点、訂正させてください。

先ほど、市民の使用料については本館が15万円から10万円へ値下げすると発言をいたしま したが、こちらの10万円を11万円へ訂正させてください。大変申し訳ございませんでした。

先ほど他自治体の状況を伺いました。近隣の野田市では、市民の火葬料金を無料としています。年金額が物価に追いつかないなどの一方で、あらゆる物が値上げする中、せめて市民

の使用料については値上げではなく、据え置くことはできなかったのでしょうか、これについてお答えください。

以上で再質疑を終わります。

○議長(武居弘治議員) 深川智加議員の再質疑に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

〇市民生活部長(浅井富雄) 深川議員の再度の質疑にお答えいたします。

料金の据え置きは考えなかったのかという内容の質疑だったかと思いますが、据え置きも含め検討させていただきましたが、1問目でお答えしたとおり物価が高騰していることや炉の修繕にも力を入れていきたいということから、今回料金改定を行うこととさせていただきました。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これにて議案第52号から議案第58号までの質疑を終結いたします。

◎議案第52号~議案第58号の委員会付託

○議長(武居弘治議員) 日程第4、これより議案第52号から議案第58号までの委員会付託を 行います。

議案第52号から議案第58号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議 案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎議案第59号~議案第62号の質疑

○議長(武居弘治議員) 日程第5、これより議案第59号から議案第62号までに対する質疑を 行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

13番、桑原洋昭議員。

[13番 桑原洋昭議員 登壇]

〇13番(桑原洋昭議員) 議案第59号 令和7年度三郷市一般会計補正予算(第2号)、歳 出の14、15ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、26目交通安全費の町会等防犯灯新設・電気料補助事業について2点。

- 1、補助事業の内容を詳細に。
- 2、国県支出金の財源内訳を詳細にお伺いします。

次に、22、23ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目公害対策費の地球温暖化対策推進事業の省エネ家電買 換促進補助金について2点。

- 1、買換促進補助金事業について、期間、件数の見込みなど詳細に。
- 2、周知方法、時期について詳細にお伺いします。

以上で第1回目の質疑を終わります。

○議長(武居弘治議員) 桑原洋昭議員の質疑に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長(浅井富雄) 桑原議員からの質疑に順次お答えいたします。

補正予算14、15ページ、2款1項26目交通安全費、町会等防犯灯新設・電気料補助事業の 1、補助事業の内容を詳細にについてでございますが、市内の町会、自治会が管理しており ます約5,900基の防犯灯に係る電気料の3分の2を補助する事業でございまして、今年度も 当初予算で電気料に対する補助金1,771万6,000円を計上いたしておりましたが、国の重点支 援交付金を活用しまして、令和7年度に限り年間を通し補助割合を3分の3とし、電気料を 全額補助するものでございます。

次に、国県支出金の財源内訳を詳細にでございますが、当初予算と補正予算を合わせた合計2,665万2,000円を国の重点支援交付金で充当いたしますので、国県支出金に財源内訳を変更するものでございます。

続きまして、補正予算書22、23ページをお開きください。

次の24、25ページにわたりますが、4款1項6目公害対策費、地球温暖化対策推進事業、 省エネ家電買換促進補助金についての1、買換促進補助金事業について詳細ににつきまして お答えいたします。

申請期間は、令和7年6月から12月までとなっており、補正予算案の議決をいただきましたら、約1か月間期間を延長したいと考えております。

次に、件数の見込みにつきましては、補正予算分といたしまして、おおむね180件を見込んでおります。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で桑原洋昭議員の質疑を終わります。

14番、柴田吾一議員。

[14番 柴田吾一議員 登壇]

〇14番(柴田吾一議員) それでは、質疑をさせていただきます。

私からも議案第59号 令和7年度三郷市一般会計補正予算(第2号)でございます。22ページ、23ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目公害対策費、地球温暖化対策推進事業でございます。 先ほどの桑原議員と同じところもございますが、1、補助金の対象品と補助額について。

それから、2といたしまして実施時期と個数について詳細にお伺いしたいと思います。よ ろしくお願いいたします。

○議長(武居弘治議員) 柴田吾一議員の質疑に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

〇市民生活部長(浅井富雄) 柴田議員の質疑に順次お答えいたします。

補正予算書22、23ページをお開きください。

次ページの24、25ページにわたりますが、4款1項6目公害対策費、地球温暖化対策推進事業の1、補助金の対象品と補助額についてにつきましては、補助金の対象品はエアコンと冷蔵庫で、省エネ性能ラベル三ツ星以上かつ本体価格10万円以上の商品となり、補助額は1件当たり8万円を補助するものでございます。

次に、2、実施時期と個数についてでございますが、先ほど桑原議員のご質問にもお答え したとおり、実施時期は議決をいただきましたら、約1か月期間を延長したいと考えており ます。また、台数につきましては、おおむね180台を見込んでおります。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で柴田吾一議員の質疑を終わります。

10番、工藤智加子議員。

[10番 工藤智加子議員 登壇]

○10番(工藤智加子議員) 議案第59号 令和7年度三郷市一般会計補正予算について質疑 をいたします。

私からは、14、15ページの1目社会福祉総務費、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業です。

18節について、低所得者支援及び定額減税補足給付金の増額理由についてご説明ください。 また、この金額の積算根拠についてもお答えをいただきたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長(武居弘治議員) 工藤智加子議員の質疑に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長(田中照久) 工藤議員の質疑にお答えいたします。

補正予算書14、15ページ、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業のうち、低所得者支援及び定額減税補足給付金の増額理由と積算根拠はでございますが、増額理由は令和7年3月の補正予算にて予算額を算出した際には、国から示された計算式を基に交付限度額を算出いたしましたが、令和6年度分所得税の確定後に改めて支給判定を行ったところ、対象者数、1人当たりの支給額ともに当初算定した数字を上回り、給付金予算の増額が必要になったものでございます。

積算根拠につきましては、国の計算式では対象者数 1 万6,000人、支給額 2 億9,000万円と 算出されたところでございましたが、改めて算定したところ対象者数は 1 万8,000人、支給額 2 億2,000万円に上り、差額の 2 億3,000万円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で工藤智加子議員の質疑を終わります。

9番、深川智加議員。

〔9番 深川智加議員 登壇〕

○9番(深川智加議員) それでは、議案第62号 令和7年度三郷市後期高齢者医療特別会計 補正予算(第1号)、歳出について質疑をいたします。

62ページ、1款2項1目後期高齢者医療保険料賦課徴収事業についてです。

システム改修のために委託料440万円が計上されていますが、財源は子ども・子育て支援 事業費補助金としています。後期高齢者医療になぜでしょう。 2 点伺います。

- 1、システム改修の中身を詳細に。
- 2、医療保険料への影響額や今後の見通しはどのようかお聞きし、1回目の質疑を終わります。
- ○議長(武居弘治議員) 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

〇いきいき健康部長(益子敏幸) 議案第62号 令和7年度三郷市後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)について、深川議員の質疑に順次お答えいたします。

後期高齢者医療保険料賦課徴収事業について、初めに1、システム改修の中身を詳細にでございますが、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度に対応するため、後期高齢者医療システムの改修を行うものでございます。後期高齢者医療保険料は埼玉県後期高齢者医療広域連合が算定し、賦課決定をするもので、新設される子ども・子育て支援金分の保険料は従前の後期高齢者医療分の保険料とは区別した上で算定することとされております。そのため、これに伴う機能追加や広域連合とのデータ連携機能の改修、帳票変更等も行うものでございます。

次に、2、医療保険料への影響額や今後の見通しはでございますが、現時点で子ども・子育て支援金分の保険料率等が示されていないため、当市における影響額を算定することはできませんが、制度の創設の際に国が示した試算によりますと、後期高齢者医療制度における令和8年度の1人当たり支援金見込み額は月額200円でございます。

なお、令和10年度にかけて段階的に引上げが行われる予定とされており、令和9年度は 250円、令和10年度は350円の見込みとなってございます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

これにて議案第59号から議案第62号までの質疑を終結いたします。

◎議案第59号~議案第62号の委員会付託

〇議長(武居弘治議員) 日程第6、これより議案第59号から議案第62号までの委員会付託を 行います。

議案第59号から議案第62号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議 案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎各決算審査意見書及び議案第63号の質疑

○議長(武居弘治議員) 日程第7、これより各決算審査意見書及び議案第63号に対する質疑 を行います。

初めに、各決算審査意見書及び議案第63号の歳入に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番、深川智加議員。

[9番 深川智加議員 登壇]

○9番(深川智加議員) それでは、議案第63号 令和6年度三郷市一般会計歳入歳出決算認 定について、歳入の部分の質疑をいたします。

36ページ、1款市税、1項市民税、1目個人、個人市民税が減額となっておりますが、1、減額理由を詳細に。

2、1人当たりの所得金額はどうなるのか伺います。

次に、2目法人、1、増額理由はどのようかお答えください。

続きまして、40ページ、7款1項1目地方消費税交付金についてですが、前年度比で5.3%増、約1億7,400万円の増額となっておりますが、1、増額理由はどのようか伺います。次に、42ページ、9款地方特例交付金、3項1目定額減税減収補てん特例交付金についてです。定額減税による個人住民税の減収は地方特例交付金により国費で補塡されるようですが、これについてどうであったのか、定額減税による個人市民税の減収分に対して補塡された割合はどうだったかお答えください。

次に、10款1項1目地方交付税、普通交付税についてですが、1、2024年度の特徴は。 2、過去3年間の推移は。

普通交付税は地方自治体の財源を補塡するための制度であり、臨時財政対策債はその不足 を補うために発行される地方債と言われておりますが、3、臨時財政対策債と合わせた実績 はどうか、過去3年間でお答えください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長(武居弘治議員) 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長(妹尾安浩) 議案第63号 令和6年度三郷市一般会計歳入歳出決算認定について の歳入について、深川議員の質疑に順次お答えいたします。

決算書36、37ページ、1款1項1目個人中、1、減額の理由を詳細にでございますが、前年比4.9%の減額となりましたが、これは定額減税の影響が大きいものと考えております。

次に、2、1人当たりの所得金額はでございますが、納税義務者1人当たりの所得金額は355万8,286円で前年度比0.8%の増となっております。

続きまして、同じページ、2目法人中、1、増額理由はでございますが、法人市民税のうち法人税割は企業収益の影響が反映されることから、主にこの法人税割の増により前年比5.8%の増額となっているものでございます。

続きまして、40、41ページ、7款1項1目地方消費税交付金の1、増額理由はでございますが、地方消費税交付金は平成9年に地方消費税が創設されたことに伴い、地方消費税の2分の1が人口や従業者数のデータを基準に市町村に交付されるものとなっております。増額の要因としては、物価上昇に連動して消費税の税収も増加していることが影響しているものではないかと考えております。

続きまして、42、43ページ、9款3項1目定額減税減収補てん特例交付金の1、定額減税 による個人市民税の減収分に対して補塡された割合はでございますが、令和6年度決算にお ける特別税額控除、いわゆる定額減税の減税実績は6億3,273万4,974円となりますが、定額 減税減収補てん特例交付金額は6億5,443万6,000円でございますことから、全額補塡されて いるものと考えております。

次に、同じページ、10款1項1目地方交付税の1、2024年度の特徴はでございますが、普通交付税は地方自治体間の財源不均衡の調整や一定の行政水準の維持のために国から交付されるもので、その交付額は基準財政需要額と基準財政収入額の差である財源不足額に基づき決定されます。令和6年度普通交付税の算定に際しては、新築家屋の増加などにより固定資産税の増収となったことによる基準財政収入額の増加もありましたが、小学校費、高齢者保健福祉費などの社会保障関連経費の増加、算定費目に臨時経済対策費、臨時財政対策債償還

費及び給与改定費が追加されたことによる基準財政需要額の増加もあったため、普通交付税 では前年度比で増額となったものと思われます。

次に、2、過去3年間の実績はでございますが、令和5年度は22億8,940万6,000円、令和4年度は20億2,311万2,000円、令和3年度は18億9,458万円でございます。

次に、3、臨時財政対策債と合わせた実績ですが、令和5年度は25億633万9,000円、令和4年度は25億853万4,000円、令和3年度は38億4,963万9,000円でございます。

以上でございます。

- 〇議長(武居弘治議員) 深川智加議員。
- ○9番(深川智加議員) それでは、再質疑をいたします。

まず、36ページの個人市民税ですが、1人当たりの所得額が増加しているということでしたけれども、過去3年間の推移ではどのようか伺います。

続きまして、法人市民税ですが、企業の業種別で税収の伸びている主な業種と伸びていない主な業種はどうだったか伺います。

以上で再質疑を終わります。

○議長(武居弘治議員) 深川智加議員の再質疑に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長(妹尾安浩) 再度のご質疑にお答えいたします。

市民税の個人の1人当たりの所得金額の過去3年の推移はとのご質疑かと思いますが、個人市民税の1人当たりの所得金額の過去3年の推移につきましては、令和5年度は352万9,357円、令和4年度は363万8,809円、令和3年度は336万4,741円となってございます。

次に、法人市民税の税収の伸びていることに関するご質疑かと思います。法人市民税の増額の幅が大きかった業種につきましては、運輸・郵便業が3,478万5,800円の増、サービス業が2,657万8,200円の増、建設業が2,433万8,300円の増となっております。

また、減額が大きかった業種につきましては、製造業が1,021万4,200円の減、卸売・小売業が992万円の減となってございます。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

以上で通告による各決算審査意見書及び議案第63号の歳入に対する質疑は終わりました。 次に、議案第63号の歳出に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

14番、柴田吾一議員。

[14番 柴田吾一議員 登壇]

○14番(柴田吾一議員) それでは、質疑をさせていただきます。

議案第63号 令和6年度三郷市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出のほうでございます。議案書382、383ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、4目学校教育指導費、事業名はいじめ不登校対策事業についてでございます。

先日の大塚教育長よりの大要説明においても触れられておりました、さわやか相談員について 2 点お尋ねいたします。

1、さわやか相談員の勤務日数について。

2といたしまして、さわやか相談室利用者数の推移と効果について、それぞれ詳細な説明 をお願いいたします。

○議長(武居弘治議員) 柴田吾―議員の質疑に対する答弁を求めます。

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

〇学校教育部長(西村美紀) 柴田議員の質疑に順次お答えいたします。

決算書382、383ページ、いじめ不登校対策事業の1、さわやか相談員の勤務日数についてでございますが、令和6年度は市内全ての中学校にさわやか相談員を1名ずつ配置し、中学校の稼働日204日、全て勤務しております。

次に、2、さわやか相談室の利用者数の推移と効果についてでございますが、市内中学生の利用者延べ人数は令和4年度3,183件、令和5年度3,577件、令和6年度3,226件であり、近年大きな増減は見られません。

しかし、さわやか相談員は時間をかけて丁寧に対応し、情報収集、支援計画を行うだけでなく、校内の教育相談会議にも参加し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して継続面談につなげております。そのため、令和6年度の不登校に関する相談による解決率は約80%と高い効果を上げており、教室復帰や安心できる居場所として生徒の心の安定にもつながっております。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で柴田吾一議員の質疑を終わります。

21番、柳瀬勝彦議員。

[21番 柳瀬勝彦議員 登壇]

〇21番(柳瀬勝彦議員) 議案第63号 三郷市一般会計歳入歳出決算認定について、決算書 の191ページをお開きください。

款、項、目順に民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、ページの下から2つ目の避難行動要支援者支援事業について3点伺います。

また、令和6年度の主要な施策の成果23ページも併せて御覧ください。

1つ目は、対象者数と同意者数の乖離についてでございます。

避難行動要支援者名簿の対象者 1 万5,455名に対して、同意を頂いているのは8,858名、率にして57.3%にとどまっています。裏を返せば、4 割以上のかたが支援の仕組みに入っていないことになります。災害時の安全を守る観点から、同意率を100%に近づけるための具体的な施策をどのように考えているか伺います。

2つ目は、個別計画作成の進捗について。

公表資料によりますと、個別計画の作成済み件数は72町会で1,357名、しかし同意者数は8,858名ですから、残りの7,501名のかたが未製作のままという状況でございます。これでは計画があるかたと計画がないかたで支援の差が生じるおそれがございます。助けてほしいと市に申請をしていても、自分の住んでいる町会が市と契約をしてくれないと、実際に災害が起きたとき、助けてもらえません。この未作成の7,500余りに対し、今後どのように製作を加速させるか、改善策を具体的にお示しください。

3つ目は、町会、自治会ごとの温度差と課題について。

町会、自治会によって避難行動に対する意識や取組の温度差があると伺っています。さらに、会長が輪番制で毎年交替する自治会では、名簿の保管や個人情報の取扱いに不安を抱え、計画作成が進まないケースが多くございます。命に関わる問題です。こうした地域格差をなくすために、市としてどのような改善策、支援策を検討しているか伺います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長(武居弘治議員) 柳瀬勝彦議員の質疑に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長(田中照久) 柳瀬議員の質疑にお答えいたします。

決算書190、191ページ、避難行動要支援者支援事業の始めの1、対象者に対し同意者を

100%に近づける施策でございますが、毎年1月に次年度の避難行動要支援者名簿の作成に向け、対象者へ同意書を送付し、同意の有無などの確認作業を行っております。同意が得られなかったかたの中には、町会などに個人情報が提供されることを希望しないかたがいらっしゃり、情報開示につきましてはセンシティブな課題があるものと認識しております。一人でも多くのかたの同意を得るため、同意書を見やすく改善し、同封しているリーフレットに制度の重要性を記載するなど、同意者の増加を目指した取組を進めているところでございます。

次に、2、個別避難計画作成への改善策でございますが、個別避難計画の作成に当たりましては1人の要支援者に複数の支援者を確保するなど、支援者側の負担が大きいことなどがございまして、支援者を確保することが難しい状況がございます。1人でも多くの個別避難計画を作成するため、名簿の更新時期に合わせまして協定を締結している町会等に対しましては、個別避難計画の作成に関するリーフレットを同封するなどの対策を講じているところでございます。

引き続き、個別避難計画の作成を担っていただいております町会などと連携をしながら、 作成への支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、3、町会、自治会ごとの温度差と課題への改善策でございますが、市民の災害への 意識や関心の度合いには温度差があり、地域や個人によって個別避難計画の作成や活用への 積極性が異なっているものと認識しております。これまで町会ごとの自主性を尊重し、計画 の作成をお願いしておりましたが、令和6年度から町会ごとに異なる課題に対応すべく、個 別に訪問し、課題の洗い出しや制度説明まで様々な要望への対応を実施したところでござい ます。今後も、個別避難計画の増加に向け、町会への個別説明をはじめとする支援を実施し てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で柳瀬勝彦議員の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、工藤智加子議員。

[10番 工藤智加子議員 登壇]

○10番(工藤智加子議員) 議案第63号 令和6年度一般会計歳入歳出決算認定につきまして、歳出、主に土木費、教育費などで質疑をいたします。

なお、款、項、目を省略いたしまして、ページ数と事業名で伺います。

初めに、297ページ、労働者支援事業の労働相談などの実績数とその対応についてお答えください。

次に、307ページ、農地保全事業、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定とありましたが、茂田井地区の選定理由と計画の主な内容をお聞きします。

311ページ、商工振興事業、18節、耐震改修に係る住宅改修費補助金の過去3年の実績の推移と今後の見通しについてお答えください。

8款土木費についてです。6点質疑いたします。

319ページ、ブロック塀等の安全確保事業は事業実績と必要な箇所に対しての実施率がどうなったのかお尋ねします。

327ページ、道路維持管理事業、増額理由と12節の雑草除去業務の実績を過去3年分でお答えください。

331ページ、水路維持管理事業、12節の委託料です。事業実績と市民要望に対しての充足率をお示しください。

335ページ、雨水排水対策事業、12節委託料では3月議会におきまして排水基本計画の策定というご説明がなされました。この基本計画の概要と計画策定の実施状況、そして今後の取組についてどうなるのかご説明ください。

339ページ、住宅施策推進事業について3点伺います。

初めに、空家等対策協議会の委員構成はどうだったのか伺います。

また、空き家率の推移と特定空き家の認定はどうであったのかお答えください。

次に、空き家の利活用に関する協議がされているのか、この点についても伺います。

349ページ、都市公園等維持管理事業は公園長寿命化計画の対象となっている公園と計画 実行の進捗状況についてご説明ください。

次に、公園へのトイレの設置率がどうなっているのか、1人当たりの公園面積と近隣自治体との比較をお示しください。

10款教育費に移ります。

379ページ、教育相談室運営事業です。相談件数の推移と相談内容の特徴がどうだったのか伺います。

また、学校訪問を実施していますが、実施する意義、そして実施したことによる評価についてお答えください。

383ページ、さわやか相談員の相談件数の推移と法務相談の実績数や主な内容についてお示しください。

385ページ、地域クラブ活動整備事業です。地域クラブ活動整備についての基本方針についてお答えください。

また、地域クラブ活動指導員の処遇はどのようになっているのか伺います。

391ページ、小学校児童就学援助費支給事業についてです。要保護・準要保護児童の実績数と割合、近隣市町との比較がどうなっているのかお答えください。

395ページ、中学校生徒就学援助費支給事業、これにつきましても要保護・準要保護生徒の実績数と割合、近隣市町との比較をお示しください。

409ページ、図書館運営事業です。この年度で2台目のブックワゴンが配置されましたが、 2台の運行実績と図書貸出し数をそれぞれお示しください。事業の成果をどのように評価を しているのかも伺います。

425ページの教職員健康管理事業、メンタルヘルス調査の結果と高ストレスと診断された 教職員のケアについてお答えください。

最後になります。435ページ、陸上競技場運営管理事業、競技場の利用者数の推移、大型 映像装置の稼働回数の推移、それぞれお示しください。

10節の修繕料の実績についてもお答えをいただきたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長(武居弘治議員) 工藤智加子議員の質疑に対する答弁を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長(小暮 勲) 工藤議員の質疑に順次お答えをいたします。

決算書296、297ページ、労働者支援事業の1、労働相談などの実績数と対応はでございますが、労働相談は市内の労働者支援の一環として週2回、埼玉県社会保険労務士会越谷支部より社会保険労務士を派遣いただき、労働に関する個別相談を実施しているものでございま

す。

実績といたしましては、令和6年度の相談者数は18名となります。相談内容は、労働条件に関すること5件、賃金に関すること5件、雇用に関すること3件、労災保険・社会保険等、そのほか6件となっております。対応につきましては、担当の社会保険労務士により相談内容についての見解や見通しについて教示し、場合によって埼玉労働局や職場の健康保険組合等へ連絡する案内などのご対応をいただいているところでございます。

続きまして、306、307ページ、農地保全事業の農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定とあるのうち、1、茂田井地区の選定理由でございますが、まず地域計画とは市街化調整区域を対象に将来の地域農業の在り方を定めるものでございます。策定に際し、三郷市都市計画マスタープランにおいて市街化調整区域のうち、自然環境と生活環境が調和した土地利用を図ることを目的とした環境調整地区に位置づけられた地域の中から、特に農地が集約されていることや将来農業の発展に期待できる複数の認定農業者がいる茂田井地区を候補地として選定し、地元の合意形成が得られたことから当該地区を対象に地域計画を策定したものでございます。

次に、2、計画の主な内容はでございますが、本市の地域計画の内容といたしまして、経営規模拡大意向のある農業者を目標地区に位置づけ、この農業者が中心となって地域農業の発展と農地の適正利用を進める計画となっております。地域内において規模を縮小したい、農地を手放したいかたの農地情報を把握し、経営規模拡大意向のある農業者や新規就農希望者へ農地利用を促し、地域の農業の維持発展を図っていくものでございます。

続きまして、310、311ページ、商工振興事業の耐震改修に係る住宅改修費補助金実績の推移と今後の見通しはでございますが、耐震改修工事に付随するリフォーム補助事業の過去3年間の実績でございますが、令和4年度が1件で補助金交付額が20万円、令和5年度が1件で20万円、令和6年度が1件で11万5,000円でございます。

今後の見通しについてでございますが、市内には依然として旧耐震基準の住宅が存在して おります。地震による被害を軽減し、市民の身体及び財産を保護するという社会的課題の解 決及び産業振興の2つの観点により、関係課と連携の上、引き続き補助制度の継続と制度の 更なる周知に努めてまいります。

続きまして、434、435ページ、陸上競技場運営管理事業につきまして、初めに陸上競技場の利用者数の推移はについてでございますが、過去3年間の推移では令和4年度は5万694人、令和5年度は6万7,722名……

[発言する者あり]

- ○議長(武居弘治議員) 関根議員、発言を控えてください。
- ○地域振興部長(小暮 勲) 令和6年度は8万1,490人で、令和4年度と比べ約60%増加してございます。

陸上競技場においては、令和5年に第3種公認を取得したことにより、大学の記録会をは じめ、陸上競技団体利用が大きく増加をしております。ほかにも大学ラグビーのリーグ戦の 誘致やスポーツフェスティバル、ハーフマラソンなどの大規模なスポーツイベントを開催し ておるところでございます。

[発言する者あり]

〇議長(武居弘治議員) 黙ってください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。今の関根議員についての経緯については、後ほど 代表者会議において協議したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

〇地域振興部長(小暮 勲) 次に、大型映像装置の利用回数の推移はでございますが、過去 3年間の利用状況は令和4年度が5回、令和5年度が9回、令和6年度が10回でございます。 次に、修繕の実績はでございますが、令和6年度の修繕実績は観客席に設置しております パーゴラテントのテント幕の亀裂及び開閉ロープ交換の修繕、投てき用の囲いゲージ開閉ロープ交換、修繕などでございます。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長(城津 守) 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、決算書318、319ページ、ブロック塀等の安全確保事業につきましてお答えいたし

ます。

事業の実績でございますが、令和6年度はブロック塀11か所の除却がなされました。

次に、必要な箇所に対する実施率でございますが、平成30年11月、通学路を対象に関係部局による合同調査を実施し、ブロック塀等23か所を抽出しております。この23か所に対し、令和元年から令和6年度末までの6か年の期間で11か所の除却がなされております。このことから、実施率は48%でございます。

続きまして、338、339ページ、住宅施策推進事業の1、空家等対策協議会の委員構成はで ございますが、三郷市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、市長が会長を務めるほか、 埼玉県宅地建物取引業協会や埼玉司法書士会などの関係団体から選出をいただいた有識者10 名、庁内関係部署の職員4名を含む15名の構成としております。

次に、空き家率の推移と特定空き家認定はでございますが、空き家率の推移につきましては国が5年おきに実施をしております住宅土地統計調査において一般的に問題となっている空き家の割合を示す指標である「その他の住宅」の空き家の割合は、平成30年度には約1.8%であったのに対し、令和5年度は約3.2%となっており、本市におきましても増加傾向が確認されております。

また、特定空き家の認定につきましては、国のガイドラインに基づき、三郷市空家等対策 協議会における委員からの意見を踏まえた上で、令和6年12月に10軒の空き家を特定空き家 と認定いたしました。

次に、空き家の利活用に関する協議はでございますが、本市におきましては都心への良好なアクセスなどを背景に、依然として宅地の需要が高く、市場原理に基づく売買が成立しやすい状況でございます。このため、空き家所有者の意向は老朽化の進んだ空き家を売却したいといったのが大半を占める現状がございますことから、三郷市空家等対策協議会におきまして具体的な空き家の利活用に関する協議実績はございません。

続きまして、348、349ページの都市公園等維持管理事業のうち、公園長寿命化計画の対象と進捗状況はでございますが、長寿命化計画は平成28年度に開設からおよそ30年以上が経過をいたしました公園38か所の機能保全を目指し、遊具92基のほか、園路、プールなどの改修を対象に計画を策定しており、令和8年3月に計画期間の満了を迎えるところでございます。進捗状況でございますが、今年度事業として実施を予定しております6基の遊具の更新をもちまして、計画に位置づけをいたしました全ての事業が完了する見込みでございます。

次に、2、トイレの設置率でございますが、所管する都市公園等114か所のうち、トイレ

が設置されております公園は45か所となりまして、設置率で申し上げますと約40%でございます。

次に、1人当たりの公園面積と他市との比較はについてお答えいたします。

令和6年度末における本市の1人当たり公園等面積は7.13平方メートルでございます。他市との比較でございますが、近隣自治体におきまして最も数値の高い松伏町が16.54平方メートル、次いで吉川市が7.83平方メートル、越谷市5.8平方メートル、草加市2.39平方メートル、八潮市2.23平方メートルと伺っており、比較をいたしますと松伏町の16.54平方メートルは下回るものの、そのほかとは同程度、または本市が上回っている状況でございます。以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 相馬喜一建設部長。

[相馬喜一建設部長 登壇]

〇建設部長(相馬喜一) 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、決算書327ページ中段の道路維持管理事業につきましてお答えいたします。

まず、増額理由でございますが、昨年度より雑草除去業務が増額となった理由は、通行に 対する安全確保や景観への配慮など、様々な市民ニーズへの対応のほか、施工単価の上昇な どにより増額となったものでございます。

次に、雑草除去業務にかかる経費の推移でございますが、より多くの市民ニーズへの対応 や施工単価の上昇などから、3か年では草刈りにかかる経費は上昇傾向となっております。

続きまして、決算書331ページ下段から次ページ、333ページ上段の水路維持管理事業につきましてお答えいたします。

事業実績と水路の新設や雑草の刈り取りの市民要望などに対しての充足率でございますが、 水路のしゅんせつにつきましては47件、延長約5キロメートルを実施し、雑草の刈り取りに つきましては120件、面積約10万平方メートルを実施しております。充足率につきましては、 市民要望に対してそれぞれ約95%でございます。

続きまして、決算書335ページ中段の雨水排水対策事業につきましてお答えいたします。 排水基本計画策定業務委託の1、基本計画の概要と2、計画策定の実施状況と今後につき ましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

排水基本計画は、浸水被害の軽減を図るため、既に設置されている水路や排水ポンプなどの機能を最大限に活用して、より効果的で計画的に治水対策を実施するため、平成28年度から着手し、現在市内の約9割について策定が完了したところでございます。今後は、大場川

下流排水機場のポンプ増強効果や、国や県の河川施設を有効活用した効果なども踏まえなが ら策定を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 西村美紀学校教育部長。

[西村美紀学校教育部長 登壇]

〇学校教育部長(西村美紀) 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

決算書378、379ページ、教育相談室運営事業の1、相談件数の推移と令和6年度の相談内容の特徴はでございますが、本市に3つある教育相談室に寄せられた相談件数は令和4年度5,888件、令和5年度5,076件、令和6年度4,988件であり、減少傾向でございます。令和6年度の相談内容の内訳につきましては、小学生からの相談が433件、中学生からが180件、小学生保護者からの相談が880件、中学生保護者が185件、さらに学校からの相談が259件となっております。相談内容につきましては、主に不登校及び発達相談でございます。

次に、2、学校訪問の意義と評価はでございますが、本市では教育相談室カウンセラーを配置し、三郷市不登校対策支援巡回コンサルテーションを実施しております。これは不登校や長期欠席児童、発達障がい等で学校生活に課題を抱えている児童のいる小学校7校を対象に、1校当たり年間3回訪問しております。実際のケースを用いた具体的な支援の在り方について、専門的な視点から助言を受けることで、適切な対応方法を立てることができ、担任や教職員の指導力も向上します。また、学校で共通理解が進み、保護者への説明や協力体制の強化にもつながり、学校全体の組織力を向上させ、支援体制を充実させる役割を果たしております。

続きまして、決算書382、383ページ、いじめ不登校対策事業の1、さわやか相談室の相談 件数の推移はでございますが、市内中学生の利用者延べ人数は令和4年度3,183件、令和5 年度3,577件、令和6年度3,226件でございます。さわやか相談室は問題を解決する場という だけではなく、生徒にとって安心できる居場所としての役割を果たしており、そのことが心 の安定や学校生活への前向きな姿勢へつながっております。

次に、2、法務相談の実績や主な内容はでございますが、令和6年度のスクールロイヤーへの法務相談件数は合計68件となっております。主な内容は、いじめまたはその疑いのある事案についての相談であり、全体の85%を占めております。スクールロイヤーのこどもの最善な利益を踏まえた助言を受けることにより、対応方針の明確化、初期対応の制度の向上という点で一定の成果を上げているものと認識しております。

続きまして、決算書384、385ページ、地域クラブ活動整備事業の1、地域クラブ活動整備 についての基本方針はでございますが、これはこどもたちが将来にわたってスポーツ、芸術 活動に親しむことができるよう、学校、地域の団体と連携し、主に土日の活動について部活 動の地域転換に段階的に取り組むことでございます。

次に、2、地域クラブ活動指導員の処遇はどうなっているのかでございますが、指導員は 三郷市地域クラブ活動指導員設置要綱及び実施要領に基づき、専門的知識・技能を有して適 切に指導できる等を条件に採用しております。報酬は、交通費を含め半日で5,000円とし、 安全に活動できるよう保険に加入しております。

続きまして、決算書390、391ページ、小学校児童就学援助費支給事業の要保護・準要保護 児童の実績数と割合は、近隣市町との比較はでございますが、令和6年度の要保護支給件数 は16件、準要保護支給件数は545件でございます。認定率としましては小学校全体で8.5%で ございます。

近隣市の小学校全体での認定率は、吉川市で8.8%、八潮市で8.9%、越谷市で13.6%でございます。

続きまして、決算書394、395ページ、中学校生徒就学援助費支給事業の要保護・準要保護 生徒の実績数と割合は、近隣市町との比較はでございますが、令和6年度の要保護支給件数 は16件、準要保護認定支給件数は278件でございます。認定数としましては中学校全体で 10.0%でございます。

近隣市での中学校全体での認定率は、吉川市で11.9%、八潮市で11.9%、越谷市で16.8% でございます。

続きまして、決算書424、425ページ、教職員健康管理事業のメンタルヘルス調査の結果と高ストレスと診断された教職員のケアはでございますが、本調査は労働安全衛生法に基づき職員が自身のストレス状態を把握し、メンタルヘルス不調を未然に防止する1次予防を目的に毎年7月にアンケート形式で実施しております。令和6年度は臨時的任用職員を含む698名のうち637名から回答があり、そのうち高ストレス者と判定された者は72名でございます。高ストレス者には個別に面接指導勧奨や相談窓口を案内しているほか、面接希望者には医師による面接指導を実施しております。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

〇生涯学習部長(横田隆宏) 工藤議員の質疑にお答えいたします。

決算書の408、409ページ、図書館運営事業のブックワゴンの運行実績と図書貸出し数、事業実績をどのように評価しているのかについてでございますが、ふれあいブックワゴン1号車の訪問対象は保育所や幼稚園、小・中学校などで、令和6年度実績といたしましては訪問回数72回、貸出し冊数4,658冊、2号車の訪問対象は高齢者が集まる地区サロンや老人クラブなどで、令和6年度実績といたしましては訪問回数24回、貸出し冊数1,000冊となっております。また、貸出し以外にもふれあい文庫の入替え、らんどせるブックよもよも事業での本の配送など、各種事業において日本一の読書のまち三郷のPRに活用をしております。

ふれあいブックワゴンが本を運ぶことで、より市民に読書に関する関心をお持ちいただけ ているものと考えますので、今後も継続して本事業の充実に努めてまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 工藤智加子議員。

〇10番(工藤智加子議員) それぞれご答弁ありがとうございました。

それでは、再質疑を順次行わせていただきます。

まず、310、311ページの耐震改修に係る住宅改修についてでございます。

おっしゃったように、住宅における耐震化は必要不可欠な課題であるとは思いますが、推移を見ますと毎年、毎年1軒なんですよね。予算規模よりも十分な補助金を活用しているというふうにも思えない状況がずっと続いております。引き続き、耐震改修に向けての住宅リフォーム必要かとは思うんですけれども、耐震改修にこだわらず、住宅リフォーム事業として、これ地域経済が活性化するという実証も他の自治体で証明されておりますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

さらなる周知というふうにおっしゃっていましたけれども、さらなる周知、その内容についてお答えいただきたいと思います。

それから、ブロック塀等の安全対策の確保事業についてです。

48%の充足率なんですけれども、地震もいつ起こるか分からない状況がこの間続いているかと思います。ぜひ安全対策を強化していただきたいというふうに思いますが、48%をさらに引き上げるための対策、対応、何かお考えになっていらっしゃるのかどうかお答えいただきたいと思います。

327ページの道路維持についてです。雑草除去の業務の経費については、毎年度同じ経費 規模で推移しているようなんですけれども、やはりこの暑さで雑草の生え方が相当増えてき

ているという状況が続いているというふうに思うんです。ですので、経費がもったいないからということでは全然ないんですけれども、防草シートを設置するなどの工夫を今後考えていく必要があるのではないかというふうに思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えになっていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

それから、339ページ、空き家のことについてお話をいただきました。特定空き家の認定が10軒ということなんですけれども、この特定空き家に対する対応については今後どのようにお考えになっているのかをお答えいただきたいと思います。

続きまして、公園関係なんですけれども、349ページです。この間、公園長寿命化計画の 実施につきましては市民の皆さんからの遊具がきれいになったと、しかも木材を使った遊具 については非常に評価が高いというふうに思うわけですが、遊具が新しくなった分、ベンチ が非常に古くて汚い、座ろうと思っても座れないという声が上がっていますが、これは対象 にならないのでしょうか。あるいは対象にならないとしても、ベンチの改修についてはどの ようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか、伺いたいと思います。

それから、教育費のほうにいきまして、385ページになります。この地域クラブ活動については、当面土日の活動について基本方針が示されているようなんですけれども、具体的にこの地域クラブ活動の開催についてはどのような計画が考えられているのかお答えいただきたいと思います。

続きまして、409ページ、図書館運営事業についてでございます。ブックワゴンを2台も 設置をしていただいて、評価できるかなと思っているところなんですけれども、この2号の ブックワゴンの運行につきましては、高齢者のかたの入所施設も含めた施設への運行、これ についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのか伺いたいと思います。

最後になりますけれども、435ページです。陸上競技場の大型映像装置の稼働回数なんですね。思いのほか低かったように思います。ぜひ経費をかけた大型映像装置ですので、多くの市民のかたに使っていただきたいというふうに思うわけですけれども、この辺の稼働回数を増やすということについてはどのようにお考えになっていらっしゃるのかお答えをいただきたいと思います。

以上で2回目の質疑を終わります。

○議長(武居弘治議員) 工藤智加子議員の再質疑に対する答弁を求めます。

小暮勲地域振興部長。

[小暮 勲地域振興部長 登壇]

○地域振興部長(小暮 勲) 工藤議員の再度の質疑にお答えをいたします。

商工振興事業費についての中の耐震改修に付随していない一般リフォームの実施をする時期だという考えがある中で、さらなる周知についてどのようかといったご質問であったかと思います。

関係部署と連携の上、チラシの配布や市ホームページへの掲載によるなど、今後も周知を 行ってまいります。

続きまして、陸上競技場運営事業の関係ですけれども、大型映像装置の利用を増やすための方策であったかと思いますが、大型映像装置の利用促進につきましては利用者に対してPRをしているところでございます。利用する際には、利用者自らがその映像装置を操作していただくことになっておりまして、利用者から大型映像装置の操作方法が難しいとの意見も出ているということでございます。分かりやすい操作方法の説明、簡易マニュアルなどの作成を行うとともに、施設職員のサポート体制を充実するなど、利用しやすい環境の整備に努め、利用促進を図ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長(城津 守) 工藤議員の再度の質疑に順次お答えいたします。

初めに、ブロック塀の関係、対象としております案件の残りの案件にどのように対応して いくか、そういったご質問だったと思います。

こちらにつきましては、戸別訪問等を実施してまいりたいと思っておりまして、所有者に対しまして改めて注意喚起、また補助制度の活用について呼び掛けをしてまいりたいと考えております。

次に、空き家の関係、特定空き家に認定をした10軒、どのような指導をしていくか、そう いったようなご質問だったかと思います。

特定空き家でございますが、こちらは法律で順を追って指導していくように定められております。具体的には、指導を重ねた上で勧告、その先へと進めていくわけなんですけれども、まず勧告を進めていくまでにご自身で是正の猶予期間を設けることが必要とされておりますので、まずは文書または戸別訪問等、必要に応じてやってまいりますが、指導等に対応をしてまいりたいと考えております。

最後に、ベンチにつきまして長寿命化計画の対象になっているのか、またなっていない場

合はどのようにしていくのかというご質問だったと思います。

ベンチにつきましては、長寿命化計画の対象とはなっておりません。また、ベンチの状態が悪いところも確認しておりますが、まずは予算の範囲の中で随時修繕の対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長(相馬喜一) 工藤議員の再度の質疑にお答えいたします。

質問の内容は、防草シートの設置を雑草対策として考えてみたらどうかというご質問だったかと思います。

防草シートの設置につきましては、雑草の繁茂対策として有効な方策の一つであると考えております。そのため現在、二郷半用水沿い道路の交差点の一部区間において実施している場所もございます。今後も、費用対効果などを踏まえながら、雑草の繁茂対策に努めてまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長(西村美紀) 工藤議員の再度の質疑にお答えいたします。

地域クラブは具体的にどのように開催したかといったご質問だったかと思いますが、部活動の所属に関わらず、希望者が参加できる地域クラブ活動として、令和6年度は卓球と陸上競技において実施いたしました。月1回または月4回といった実施形態、土日のどちらかで2時間から3時間で開催しております。今後も、国や県の動向を注視し、取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

〇生涯学習部長(横田隆宏) 工藤議員の再度の質疑にお答えいたします。

ブックワゴンの高齢者入所施設への訪問についてでございますが、令和6年度実績といた しまして2か所の高齢者入所施設に訪問をしております。今後も、高齢者施設を含めてブックワゴンが様々な場面で活躍できるよう、さらに検討を進めてまいります。 以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 以上で工藤智加子議員の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、紺野伊久子議員。

[11番 紺野伊久子議員 登壇]

○11番(紺野伊久子議員) 議案第63号 令和6年度三郷市一般会計歳入歳出決算認定について伺います。

款、項、目は省略させていただきます。

94から95ページ、職員人件費について伺います。

- 1、正規職員、会計年度職員数など就労別人数をお聞かせください。
- 2、人口1万人当たりの職員数、県内の順位、近隣との比較をお聞かせください。
- 次、102ページから103ページ、庁内サポートオフィス運営事業について。
- 1、障がい者雇用は、令和3年度から令和6年度の障がい者雇用の推移をお知らせください。
 - 2、障がい者のサポートはどんなことが行われているのかお知らせください。

106ページから107ページ、男女共同参画促進事業は男女の働き方についてお聞きします。

- 1、女性登用率は、審議会、課長級、係長級の数値、昨年度に比べてどうでしたか。
- 2、女性登用率を引き上げるためにどのようなことを心がけていますか。

108ページから109ページ、男女共同参画相談事業について。

- 1、どのような事業ですか、具体的な事業内容をお知らせください。体制も教えてください。
 - 2、相談件数や主な内容は、差し支えなければ教えてください。
- 3、配偶者からの暴力相談支援センターを設置しているそうですが、配偶者からの暴力根 絶のために相談体制をどのように強化しているか、また女性相談も別途行われているそうで

すが、主な内容を教えてください。

次、114ページから115ページ、デジタル化推進事業。

- 1、事業内容を教えてください。
- 2、窓口でのキャッシュレス決済の実績数を教えてください。
- 3、スマホ講習会の内容を詳細に教えてください。また、周知の方法はどのように行って いますか。
 - 次、118ページから119ページ、健康管理業務、第12節委託料。
 - 1、職員メンタルヘルス調査結果を教えてください。
 - 2、職員の休職者数と1人平均の休職日数を教えてください。延べ人数で結構です。
 - 3、月の時間外勤務が100時間を超えた職員がどのくらいいますか。

136から137ページ、文化施設管理等事業、14節工事請負費について。

- 1、文化会館の大ホールの修繕の進捗状況はどうなっていますか。
- 2、今後のスケジュールをお知らせください。

140から141ページ、消費生活支援事業について。

- 1、相談件数と主な内容を教えてください。
- 2、どのように啓発を行いましたか。

146から147ページ、交通安全施設整備事業。

- 1、カーブミラーの設置や路面標示の要望にどのように対応していますか。
- 2、路面標示が消えてしまって危険な箇所があります。どのくらいの期間を設けてやり直していますか。

152から153ページ、地域防災推進事業。

- 1、避難所運営委員会の新規設置箇所と設置率は幾つですか。
- 2、指定避難所における防災訓練の実施件数はいかがですか。

154から155ページ、防災ハザードマップ策定事業について。

- 1、事業の詳細を教えてください。
- 2、ハザードマップの改定の予定はありますか。その内容は、どのようなものを考えていますか。

最後、172ページから173ページ、住民基本台帳事務事業です。

1、マイナンバーカードの申請数と交付数及び再発行の交付数を教えてください。

以上、1回目の質疑を終わりにします。

○議長(武居弘治議員) 紺野伊久子議員の質疑に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

[平川俊之総務部長 登壇]

○総務部長(平川俊之) 紺野議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、94、95ページ、職員人件費の1、正規、会計年度職員数など就労別人数はでございますが、令和6年4月1日時点の正規職員数は980人、会計年度任用職員数は526人でございます。

次に、2、人口1万人当たりの職員数、県内の順位、近隣自治体との比較はでございますが、総務省が公表している令和6年4月1日時点の類似団体別職員数の状況において、三郷市の人口1万人当たりの職員数は63.34人で埼玉県内40市の中で14番目でございます。

近隣自治体との比較でございますが、越谷市64.3人、八潮市58.99人、春日部市58.39人、 吉川市52.7人、草加市50.71人であり、三郷市を含めた近隣6市の中で越谷市に続き2番目 でございます。

続きまして、102、103ページ、庁内サポートオフィス運営事業の1、令和3年から6年まで障がい者雇用率はでございますが、本市の障がい者雇用率は令和3年度2.23%、令和4年度は2.25%、令和5年度2.64%、令和6年度2.88%となっており、令和6年度につきましては国が定める障がい者法定雇用率2.8%を上回っているところでございます。

次に、2、障がい者のサポートはどんなことが行われたかでございますが、庁内サポート オフィスで働いている障がいがある職員へのサポートにつきましては、定着支援に重きを置き、面談の機会を多く設けるなど、それぞれの障がい特性を把握するとともに、業務内外の不安や困りごとの相談に応じるなどのサポートを行っております。これらのサポートを通して、障がい者が十分に能力を発揮できる環境を整え、各課からの依頼を受けたシュレッダー作業をはじめ、封入・封かん作業、会議室の清掃等の簡単な作業やパソコンへの入力業務等を行っているところでございます。

続きまして、106、107ページ、男女共同参画促進事業の1、女性登用率は、また昨年度との比較はでございますが、審議会は令和6年度32.1%、令和5年度33.1%、課長級職員は令和6年度17.5%、令和5年度16.4%、係長級職員は令和6年度28.5%、令和5年度27%となっております。

次に、2、女性登用率を引き上げるために心がけたことはでございますが、審議会委員を 新たに選任する際には積極的に女性を登用することを全庁的に周知し、審議会の女性登用率 向上に努めているところでございます。

また、課長級職員、係長級職員の女性登用率向上のため、若手職員を対象として現在の係 長級職員が昇任試験を受験したきっかけや仕事と家庭を両立させている経験を聞くことがで きるキャリアデザイン研修を開催し、そのほかにも女性職員のためのキャリアデザイン研修 へ職員を派遣させることなど、若手職員が昇任試験を受け、管理職を目指すきっかけとなる 機会の提供に努めているところでございます。

続きまして、108、109ページ、男女共同参画相談事業の1、男女共同参画相談事業はどのような事業か、体制などもでございますが、男女共同参画相談事業の主な事業といたしまして女性相談と配偶者暴力相談支援センターがございます。女性相談は毎週水曜日、専門の女性心理カウンセラーによる女性が抱える様々な悩みについて面談や電話で相談を受けております。配偶者暴力相談支援センターでは、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで、2名の会計年度任用職員の女性相談支援員がDV防止に関する相談や支援を行っております。次に、2、相談件数や主な内容でございますが、女性相談の件数は令和5年度100件、令和6年度119件でございます。主な内容は、夫婦関係の悩みや経済的な困窮、自分の生き方などでございます。配偶者暴力相談支援センターの相談件数は令和5年度74件、令和6年度96件でございます。主な内容は、モラハラや大声で怒鳴る、家の物を壊したり身体的暴力などでございます。

次に、3、配偶者からの暴力相談支援センターを設置しているそうですが、配偶者からの 暴力の根絶のために相談体制をどのように強化していくかでございますが、相談されるかた の状況に応じて児童福祉など福祉部門の部署や警察署など、様々な関係部署や関係機関との 十分な連携を図り、対応しております。また、適時適切な支援を行うため、担当職員、会計 年度任用職員につきましては各種研修会等に参加し、専門的知識や相談対応技術の習得に努 めております。

続きまして、118、119ページ、健康管理業務の1、職員のメンタル調査の結果はでございますが、令和6年度におきましては8月に調査を実施し、会計年度任用職員を含む対象者1,448人のうち1,187人から回答があり、回答率は82.0%でございます。調査結果により職員自身がストレスの状態を把握するとともに、高ストレス状態の職員に対しましては産業医等との面談を勧奨しております。

次に、2、職員の休職者数と1人平均の休職日数はでございますが、令和6年度におきましてメンタルヘルス疾患で分限休職をしたことのある職員の人数は23人で、1人平均の休職

日数は301日でございます。

次に、3、月の時間外勤務が100時間以上の職員はでございますが、令和6年度におきまして衆議院議員総選挙が行われた10月に3名の職員が100時間以上の時間外勤務を行っております。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 日暮義一企画政策部長。

[日暮義一企画政策部長 登壇]

〇企画政策部長(日暮義一) 紺野議員の質疑にお答えいたします。

決算書114、115ページ、デジタル化推進事業の1、令和6年度の事業内容の詳細はでございますが、令和6年度は大きく3つの事業に取り組みました。

初めに、来庁者のかたと職員のコミュニケーションをより円滑にするため、窓口設置型自動翻訳システムを市民課などに合計4台導入いたしました。

次に、クレジットカードや電子マネー等で施設使用料等のお支払いができるよう、キャッシュレス決済を青少年ホーム及び勤労者体育館に導入いたしました。

さらに、デジタル機器などに不慣れな高齢者などが取り残されないよう、スマートフォン 講習会を7会場で20回開催いたしました。そのほかにも、市民のかたと職員が遠隔で会話の できる遠隔相談窓口システム、内部事務の効率化を目的にRTA、AI—OCR、AI音声 テキスト化システムの利用を行っております。

続きまして、2、窓口へのキャッシュレスの実績はでございますが、先ほど申し上げました新設の青少年ホーム、勤労者体育館に加え、既設の市民課、税、希望の郷交流センター出張所等、8か所、窓口全体の令和6年度の利用件数は約1万6,000件でございます。

最後に、3、スマホ講習会の内容を詳細に、周知方法はでございますが、講習内容は電源の入れ方、カメラの使い方、電話のかけ方といった基本的な操作をはじめ、LINEの使い方や道案内アプリの活用方法、さらにはスマートフォンを安全に使うためのポイント等でございます。

周知方法につきましては、市の広報紙やホームページでの掲載に加え、施設でのチラシの 配置を行っております。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 小暮勲地域振興部長。

[小暮 勲地域振興部長 登壇]

〇地域振興部長(小暮 勲) 紺野議員の質疑にお答えいたします。

136、137ページ、文化施設管理等事業の1、文化会館の大ホールの修繕の進捗状況は及び2、今後のスケジュールはにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

三郷市文化会館は、令和7年2月から令和7年12月までの11か月間を全館休館し、耐震化に伴う天井等改修工事、LED照明等改修工事等を実施しております。大小ホールの工事は完了し、現在はホワイエ、市民ホールの工事に取りかかっており、計画どおり進んでいるところでございます。令和8年1月には、予定どおり市民の皆様にご利用いただける見込みでございます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長(浅井富雄) 紺野議員の質疑に順次お答えいたします。

決算書140、141ページ、消費生活支援事業の1、相談件数と主な内容についてでございますが、三郷市消費生活センターに対し、令和6年度は511件の相談がありました。主な内容といたしましては、訪問販売やインターネット通販による契約トラブル、化粧品などの定期購入の契約解除の仕方、クーリングオフの方法についてなどでございました。

次に、2、どのような啓発を行ったかでございますが、令和6年度はららほっとみさとや 市役所1階市民ギャラリーにおいて、パネル展示や啓発品の配布、生活安全フェアにおける 消費生活ブースの出展、中学3年生向けに消費者教育冊子の配付、三郷市ホームページで消 費生活相談事例の紹介などを行いました。

続きまして、決算書146、147ページ、交通安全施設整備事業の1、カーブミラーの設置や路面標示の要望にどのように対応しているかについてでございますが、カーブミラーの設置や角度調整、外側線などの路面標示が薄くなっている箇所の引き直しなど、多くの要望をいただいております。その都度、速やかに現場に赴き、交通環境などを確認し、設置や修繕の緊急性、有効性、安全性などを判断し、順次対応しているところでございます。

次に、2、路面標示が消えてしまって危険な箇所もできている。どのくらいの期間を空けてやり直しているのかについてでございますが、路面標示の経年劣化や摩耗は紫外線や雨などの自然的な要因のほか、車両の交通量や大型車の走行割合に大きな影響を受けますので、修繕が必要となる間隔は場所によってばらつきがございます。市民からの通報や職員のパト

ロールで修繕が必要となる箇所を把握した場合には、随時対応しているところでございます。 続きまして、決算書172、173ページ、住民基本台帳事務事業の1、マイナンバーカードの 申請数と交付数及び再交付数についてでございますが、令和6年度分につきましては申請数 が1万5,779件、交付数が1万3,278件、再交付数については紛失などの理由で有料となった ものが1,162件となってございます。

これまでの累計数で、令和7年3月31日時点で申請数が13万8,472件、交付数が11万8,015件、再交付数につきましてはシステムで確認できる令和5年度以降分となりますが、1,776件となってございます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 松本義博危機管理監。

[松本義博危機管理監 登壇]

○危機管理監(松本義博) 紺野議員の質疑に順次お答えいたします。

決算書152、153ページ、地域防災推進事業の1、避難所運営委員会の新規設置箇所と設置率はでございますが、令和6年度当初、避難所運営委員会は15か所設置されていましたが、新たに幸房小学校と前谷小学校の避難所運営委員会が設置されたため、合計17か所となりました。設置率といたしましては、指定避難所33か所中17か所となり、51.5%でございます。次に、2、指定避難所における防災訓練の実施件数はでございますが、彦糸中学校で開催した市総合防災訓練と獨協医科大学附属看護専門学校三郷校とUR都市機構みさと団地自治会との合同で開催されました避難訓練の合計2件となります。

続きまして、決算書154、155ページ、防災ハザードマップ策定事業の1、事業の詳細はでございますが、令和6年度の主な事業の内容につきましては、従来の水害ハザードマップに防災関係機関の連絡先の変更や浸水実施箇所の更新などの時点修正を加えて5,000部を増刷したものでございます。

次に、2、ハザードマップの改定の予定とその内容はでございますが、改定の時期は未定でございますが、現在、地震と水害のハザードマップを別々に作成しているため、これを1 冊にまとめ、さらに災害時の個人の行動計画であるマイタイムラインの作成を促進するため、書き込みシートを閉じ込むなど、使い勝手のよいハザードマップに改定することを検討しております。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で紺野伊久子議員の質疑を終わります。

9番、深川智加議員。

[9番 深川智加議員 登壇]

○9番(深川智加議員) それでは、議案第63号 令和6年度三郷市一般会計歳入歳出決算認 定について、歳出の民生費、衛生費の順番で質疑をいたします。

款、項、目を省略し、事業名でお伝えします。

まず、民生費で民生委員活動推進事業です。

ページ数は189ページになります。

1、民生委員の充足率と近隣自治体の状況はどうかお答えください。

次に、191ページ、行旅病人及び行旅死亡人事業です。

- 1、中身を詳細に。
- 2、どのような対応をとったのか。
- 3、人数の推移を伺います。

次に、191ページ、避難行動要支援者支援事業です。

- 1、個別計画作成件数の減少理由は。
- 2、個別計画作成率の推移を。
- 3、支援者の確保への対応はどうであったか伺います。

次に、195ページ、障害福祉サービス給付事業です。

- 1、介護給付訓練等給付費の増額理由は。
- 2、虐待防止等啓発事業ではどのような取組が行われたかお答えください。

次に、197ページ、相談支援事業です。

1、相談の主な内容と虐待事例などへの対応実績はどのようかお答えください。

次に、211ページ、徘徊高齢者等位置探索システム利用助成事業です。

1、新規利用者数の推移と利用実績はどのようかお答えください。

次に、213ページ、介護保険利用料助成等事業です。

- 1、申請数と利用者実数の推移は。
- 2、利用の適用範囲を拡充する考えはどのようか、検討されたのでしょうか、お答えください。

次に、217ページ、ワークセンターしいの木運営事業です。

- 1、平均工賃は。
- 2、修繕の主な内容はどのようかお答えください。

次に、223ページ、ふくし総合相談窓口事業です。

- 1、相談内容の内訳別件数は。
- 2、相談内容の特徴と対応はどうであったか。
- 3、職員体制の強化は図られたか伺います。

次に、227ページ、子育て支援事業です。

- 1、子育て世帯訪問支援事業について。
- ア、事業内容と実績は。
- イ、体制はどのようかお聞きします。

次に、243ページ、5目保育所費です。

主要な施策の成果では、保育園等の利用人数については市立保育園が1万8,803名、預かり枠が1万9,632名なので、利用率が95.8%などと報告がありましたが、公立保育所の児童数と利用率はどうだったか。また、全体の待機児童数はどうであったか伺います。

次に、261ページ、生活保護事業です。

- 1、世帯類型別の被保護世帯数は。
- 2、エアコン費を支給した件数の推移は。
- 3、ケースワーカーの受け持ち世帯数はどのようでしょうか。1人当たりの世帯数でお願いします。

次に、267ページ、個別予防接種事業です。

- 1、増額理由は。
- 2、高齢者のインフルエンザ、新型コロナの予防接種の接種率の推移はどのようかお答え ください。

次に、281ページ、高齢者への個別的支援事業です。

- 1、事業内容は。
- 2、対象者数と実績はどのようか。
- 3、課題とその対応についてどう考えているか伺います。

次に、283ページ、合併処理浄化槽転換整備事業です。

- 1、減額理由は。
- 2、実績の推移は。
- 3、促進策は検討されたか伺います。

次に、287ページ、公害対策事業です。

- 1、増額理由は。
- 2、騒音や振動などの苦情件数と主な対応はどのようか伺います。 次に、295ページ、東埼玉資源環境組合負担金(じん芥分)です。
- 1、増額理由と今後の見通しは。
- 2、1人当たりのごみ排出量の推移はどのようかお答えください。 以上で1回目の質疑を終わります。
- O議長(武居弘治議員) 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長(田中照久) 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、決算書188、189ページ、民生委員活動推進事業の1、民生委員の充足率と近隣自 治体の状況でございますが、本市の民生委員でございますが、令和7年3月現在、定数213 名のところ186名の委員に務めていただいておりまして、充足率は87.3%でございます。

近隣自治体の状況でございますが、春日部市94.2%、草加市82.2%、越谷市91.6%、八潮市89.3%、吉川市90%、松伏町100%でございます。

続きまして、190、191ページの行旅病院及び行旅死亡人事業でございますが、1、中身を 詳細にと2、どのような対応を行ったかについては関連がございますので、一括してお答え いたします。

行旅病人が医療機関を受診した場合に医療費を支給する事務や、身元不明のご遺体が発見され、警察を通じて本市へ連絡が入った場合に火葬や発見時の状況を官報に掲載するなどの事務を行っております。

次に、3、人数の推移はでございますが、行旅病人が令和4年度から6年度まで、いずれもゼロ件で、行旅死亡人は令和4年度と5年度はゼロ件、令和6年度は2件となってございます。

続きまして、190、191ページ、避難行動要支援者支援事業の1、個別計画作成件数の減少 理由はでございますが、対象となるかたが市外へ転出されたケース、施設へ入所されたケース、お亡くなりになられたケースが主な減少理由でございます。

次に、2、個別計画作成率の推移をでございますが、過去3年分を申し上げますと、令和6年度、名簿同意者数8,858人中、個別計画作成数は1,357件で作成率15.32%、令和5年度、名簿同意者数9,381人中、個別計画作成数は1,598件で作成率17.03%、令和4年度、名簿同

意者数7.664人中、個別計画作成数は1,492件で作成率19.47%でございます。

次に、3、支援者の確保への対応はどうであったかでございますが、要支援者1人に対し 複数の支援者の確保が必要なことや、災害時の安全確保への懸念などから、支援者からの同 意が得られない状況がございますので、町会長連絡会議等の機会を通じ、支援者となる町会 の方々にご理解とご協力をお願いをしているところでございます。

続きまして、194、195ページ、障害福祉サービス給付事業の初めに1、介護給付訓練等給付費の増額理由でございますが、利用者が増加したことによるもののほか、強度行動障がいを有する重度の障がい者が利用する生活介護などで報酬改定により新たな加算が新設されたことによるものでございます。

次に、2、虐待防止等啓発事業ではどのような取組が行われたかでございますが、6事業所に業務委託を行い、障がい者が通所している市内の事業所に障がい者虐待防止に係る啓発品を作成していただきまして、イベント開催時等に1,200個の啓発品を配付したものでございます。

続きまして、196、197ページ、相談支援事業の1、相談の主な内容と虐待事例などへの対応実績はでございますが、相談の主な内容といたしましては、福祉サービスの利用に関するもの、不安解消、情緒安定に関するもの、健康や医療に関するものがございました。

また、虐待事例などへの対応実績でございますが、令和6年度は通報が延べ25件ございました。認定件数は1件でございましたが、対応といたしましては通報が入り次第、電話や訪問により事実確認と安否確認を行うとともに、関係機関などからの情報を整理の上、虐待の有無を判断し、状況に応じて加害者からの分離や障害福祉サービスの調整などを行ってまいりました。

続きまして、ページ少し飛びまして216、217ページ、ワークセンターしいの木運営事業の 1、平均工賃額はでございますが、令和6年度は月額1万2,232円となっております。

次に、2、修繕の主な内容はでございますが、作業室とホールを仕切る4枚の引き戸の交換修繕と空調機の基盤交換修繕がございました。

続きまして、222、223ページ、ふくし総合相談窓口事業の1、相談内容の内訳別件数はでございますが、令和6年度におけるふくし総合相談室での相談内容の内訳は、生活困窮関係602件、介護・高齢者関係97件、障がい関係39件、医療費関係14件、その他74件で合計826件となっております。

次に、2、相談内容の特徴と対応はどうであったかでございますが、生活困窮関係の相談

が主なものでございますが、生活困窮者自立支援制度のほか、相談者の状況に応じて適切な 関係機関に案内するなどの支援を行っております。

次に、3、職員体制の強化は図られたかでございますが、相談窓口を担当する職員は社会 福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士などの有資格者を配置するとともに、国や県で行われ る研修に積極的に参加していただき、職員の質の向上を図っているところでございます。

続きまして、ページ飛びまして260、261ページ、生活保護事業の1、世帯類型別の被保護 世帯数はでございますが、令和7年3月分の実績は高齢者世帯が1,220世帯、母子世帯が65 世帯、障がい者世帯が303世帯、傷病者世帯が41世帯、その他世帯が367世帯となっておりま す。

次に、2、エアコン費を支給した件数と推移はでございますが、令和4年度27件、令和5年度11件、令和6年度12件でございます。

最後に、3、ケースワーカーの受け持ち世帯数はでございますが、令和6年度は担当する 被保護世帯の数がケースワーカー1人当たり約83世帯となっております。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 益子敏幸いきいき健康部長。

[益子敏幸いきいき健康部長 登壇]

〇いきいき健康部長(益子敏幸) 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

決算書のページ戻りまして、211ページ、徘徊高齢者等位置探索システム利用助成事業について、1、新規利用者数の推移と利用実績はでございますが、直近3年度分の新規利用者数の推移といたしましては、令和4年度は9名、令和5年度は2名、令和6年度は6名でございます。

また、直近3年度分の利用実績につきましては、令和4年度は13名、令和5年度は10名、 令和6年度は13名となってございます。

続きまして、213ページ、介護保険利用料助成等事業について、1、申請者数と利用実数の推移はでございますが、令和4年度、申請者数9人、利用実数8人、令和5年度、申請者数9人、利用実数6人、令和6年度、申請者数4人、利用実数3人となっております。

次に、2、利用の適用範囲を拡充する考えは検討されたかでございますが、他の負担軽減制度として社会福祉法人等による利用者負担軽減制度などもございますので、こうした制度の利用状況を併せて注視をしているところでございます。

続きまして、ページが飛びまして267ページ、個別予防接種事業についての1、増額理由

はについてでございますが、令和6年度は子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種が最終年であったことにより、大幅に接種件数が増加をいたしました。1回当たりのワクチン単価が高額であることに加え、3回の接種が必要であることが影響していると考えられます。

また、令和6年度より新型コロナウイルスワクチンが定期接種化されたため、新型コロナウイルスワクチン接種事業は廃止し、個別予防接種事業に統合したため、本事業の予算額は増額となっております。

次に、2、高齢者のインフルエンザ、新型コロナの予防接種の接種率の推移はについてでございますが、初めに高齢者インフルエンザの過去3年分の接種率の推移は、令和4年度の接種率59.68%、令和5年度58.31%、令和6年度52.74%でございました。

高齢者新型コロナでございますが、定期接種化されて初年度となる令和6年度の接種率は23.91%でした。

続きまして、決算書281ページ、高齢者への個別的支援事業についての1、事業内容はについてでございますが、この事業は令和6年度から埼玉県後期高齢者医療広域連合より受託し、検診・医療・介護を連携させ、高齢者の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す新たな事業でございます。取組内容といたしましては、市の南部地域を対象とし、検診・医療ともに未受診であり、要介護認定を受けていない健康状態が不明な75歳以上の高齢者へ健康調査票の送付や個別訪問により健康状態を把握し、必要に応じて介護予防事業への案内や重症化する前の医療受診を勧めたものでございます。

次に、2、対象者数と実績はどのようかでございますが、対象者数は204名、そのうち健康状態が心配されるかたと調査票の返信がないかたを合わせ、173名の訪問を実施いたしました。調査票や訪問にて健康状態を把握できたかたは195名、把握率は95.6%でございました。

次に、3、課題とその対応についてどう考えているかでございますが、訪問により医療受診が必要なかたには受診勧奨をしておりますが、その後、医療につながったかたは約半数でした。適切な医療受診の必要性をご理解いただけるよう、丁寧に説明していく必要性があるとともに、継続したフォローが必要と考えてございます。

なお、令和7年度は対象を市内全域とし、事業を推進しているところでございます。 以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 須賀加奈こども未来部長。

[須賀加奈こども未来部長 登壇]

〇こども未来部長(須賀加奈) 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、決算書226、227ページ、子育て支援事業の1、子育て世帯訪問支援事業についてのア、事業内容と実績はでございますが、この事業は家事や育児等に対して支援を必要とする子育て世帯にヘルパーを派遣することにより、家庭における養育環境を整えるものでございます。実績でございますが、児童の学校への送迎として、1世帯3名についての支援を実施いたしました。

次に、イ、体制はでございますが、保育士、教員、社会福祉士資格等の有資格者が在籍する事業者に令和6年9月から業務委託を行っております。

続きまして、ページが飛びまして、決算書242、243ページ、5目保育諸費の1、公立保育所の児童数と利用率はどうだったかにつきましては、令和7年3月末時点の人数になりますが、公立保育所6施設では預かり可能枠567人に対し、530人の預かりで93.5%でございます。次に、2、待機児童数はにつきましては、令和7年4月1日現在、令和6年4月1日に引き続きゼロでございます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

〇市民生活部長(浅井富雄) 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

決算書282、283ページ、合併処理浄化槽転換整備事業の1、減額理由はにつきまして令和5年度の補助件数は7件で、594万9,200円を交付いたしました。令和6年度の補助件数は2件で、166万2,000円の交付となり、428万7,200円の減額となっております。合併処理浄化槽の設置が平成13年度から建築確認申請で必要となっていることから、新しい家屋には合併処理浄化槽が既に設置されており、合併処理浄化槽が増加していることが補助金交付申請件数が減少している原因と思われます。

次に、2、実績の推移はにつきましては、過去3年間の補助金交付件数で令和4年度は5件、令和5年度は7件、令和6年度は2件となっております。

最後に、3、促進策は検討されたかにつきましては、毎年度補助金制度の記事を「広報み さと」に掲載するとともに、市ホームページでご案内しております。また、合併処理浄化槽 への転換を勧奨するチラシの回覧を補助金の交付対象地域の町会に協力していただき、広く 周知を行っているところでございます。

続きまして、決算書286、287ページ、公害対策事業の増額理由はにつきましては、水質事

故において使用した油吸着マットや道路の揺れなどを測定する振動計を購入したことによる ものでございます。

2、騒音や振動などの苦情件数と主な対応はにつきましては、令和6年度の苦情件数は騒音が47件、振動が2件、空き地の雑草が28件、汚臭が19件、大気汚染が18件となっております。主な対応といたしましては、速やかに現場調査を行い、騒音や振動を測定し、法令で定められた基準値を超過した場合は、原因者に法令違反であることを説明し、基準値以下になるよう指導をしております。

続きまして、決算書294、295ページ、東埼玉資源環境組合負担金(じん芥分)の1、増額 理由と今後の見通しはにつきましては、初めに増額の理由でございますが、令和9年度以降、 東埼玉資源環境組合第1工場のごみ処理施設プラント更新工事が始まることや、資材の高騰 も予想されることから、廃棄物処理施設整備基金の積み増しを行うものでございます。令和 6年度の三郷市の分担金は、令和5年度から約3億円の増額となっております。

次に、今後の見通しでございますが、令和7年度以降も段階的に増額となり、令和6年度と比較して令和11年度が約1.4倍となる見込みでございます。

続きまして、2、1人当たりのごみ排出量の推移はにつきまして、年間1人当たりの排出量の過去3年度の推移は、令和4年度は222.23キログラム、令和5年度は213.70キログラム、令和6年度は227.21キログラムとなっております。

以上でございます。

- 〇議長(武居弘治議員) 9番、深川智加議員。
- ○9番(深川智加議員) それでは、再質疑をいたします。

まず、189ページ、民生委員活動推進事業です。

民生委員の充足率は87.3%ということでしたが、充足率を引き上げるための取組があったのか。また、その効果について伺います。

次に、217ページのワークセンターしいの木運営事業ですが、平均工賃が月額1万2,232円 ということでした。工賃を上げる取組について工夫した点を伺います。

次に、227ページ、子育て支援事業です。

課題をどう認識していて、それについてどう対応を考えているか伺います。

最後に、243ページ、保育所費です。

待機児童数はゼロ名ということでした。しかし待機児童ゼロ、イコール全てのこどもが希望する認可保育所等に入れるものではないということらしいですね。報道では、特定の保育

園しか希望を出していない状況で落ちた場合や、認可の保育園に落ちたことで認可外を探した場合、仕事を辞めた場合は待機児童にカウントされないということですが、いわゆる隠れ待機児童、その児童については何人いらっしゃるのかということです。2023年度決算の本会議での答弁では、2024年4月1日現在の隠れ待機児童数は122名であることが分かりました。この隠れ待機児童についてお答えください。

以上で再質疑を終わります。

○議長(武居弘治議員) 深川智加議員の再質疑に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長(田中照久) 深川議員の再度の質疑に順次お答えいたします。

初めに、189ページ、民生委員活動推進事業の民生委員の充足率を引き上げるための取組と成果という点だったかと思います。

充足率の引上げを図るために、misato styleなどのイベントなどで周知活動を行うとともに、公共施設にリーフレットを配付する。また、「広報みさと」にも記事の掲載を実施いたしました。成果といたしましては、今回「広報みさと」を見てお問い合わせをいただきまして、3名のかたがこの後、12月に行われます一斉改選の民生委員候補者となったところでございます。

続きまして、217ページ、ワークセンターしいの木運営事業の工賃を上げるための取組で ございますが、受託作業においては受注をいただいております事業者のかたに加工工賃の交 渉を行っているほか、令和6年度は新たな取組といたしまして施設の屋上や庭園において花 の栽培を行いまして、これを販売し、自主生産工賃の向上を図ったところでございます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

〇こども未来部長(須賀加奈) 深川議員の再度の質疑にお答えいたします。

1点目の子育て世帯訪問支援事業の課題と対応策でございますが、支援を必要とする家庭と信頼関係を築くことが重要であるため、支援が開始されるまでに時間を要することが課題であると認識しております。そのため、支援が必要な家庭を速やかに把握するとともに、家庭訪問等の回数を増やすなど、早期に信頼関係の構築に努めることで円滑な支援につなげております。

2点目の隠れ待機児童につきましては、令和7年4月1日現在、国の基準により待機児童に含めない児童は99人でございます。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

以上で通告による議案第63号の歳出に対する質疑は終わりました。 これにて各決算審査意見書及び議案第63号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第63号の委員会付託

○議長(武居弘治議員) 日程第8、これより議案第63号の委員会付託を行います。

議案第63号につきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、 それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第64号~議案第68号の質疑

○議長(武居弘治議員) 日程第9、これより議案第64号から議案第68号までに対する質疑を 行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

10番、工藤智加子議員。

〔10番 工藤智加子議員 登壇〕

○10番(工藤智加子議員) それでは、議案第65号 令和6年度三郷市介護保険特別会計歳

入歳出決算認定につきまして、5点にわたり質疑をいたします。

初めに、歳入の526ページ、1目の第1号被保険者保険料の所得段階別第1段階から第3 段階のそれぞれの実人数と割合をお示しください。

また、各段階の滞納者数をお示しください。

次に、保険料の滞納によるペナルティーを受けているかたについては過去3年間の推移を お示しください。

続きまして、同ページの下段、5目介護保険保険者努力支援交付金の昨年度より増額となっている理由と今後の見通しについてお答えください。

3点目は歳出になります。539ページ、3項1目介護認定費の介護認定事務についてです。 介護認定新規の申請件数の過去3年間の推移と新規の申請者の判定結果を要介護度別にお 示しください。

次に、545ページ、1目包括的支援事業費の包括的支援事業についてです。

12節委託料、地域包括支援センターの増額理由を詳細にお答えください。

また、各包括支援センターの相談業務件数と人員体制がどうなっているのかお示しください。

最後に、549ページ、5目認知症総合施策事業費、12節委託料の相談支援事業の実績を詳細にお答えください。

また、オレンジリングの新しい取得者の推移とチームオレンジとは何でしょうか、その役割について伺います。

続きまして、議案第67号 令和6年度三郷市上水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分 及び決算認定につきまして2点伺います。

初めに、588ページの1款水道事業収益、1項営業収益は給水収益、いわゆる水道料金が含まれていますが、料金の支払いが滞って給水停止を実施した件数と主な理由、それから過去3年間の推移をお示しください。

次に、590ページの下段の1項建設改良費について3点伺います。

初めに、配水管の布設替え工事の実績をお答えください。

次に、石綿管の布設替えの進捗状況はどのようになっているのか。

最後に、3点目は耐震化率の推移をお示しください。

続きまして、議案第68号 令和6年度三郷市公共下水道事業特別会計決算認定について伺います。

632、633ページ、1項建設改良費の公共下水道整備の内容について詳細にお答えください。 また、この年度の普及率、水洗化率、耐震化率はどうなったかお答えください。 以上で1回目の質疑を終わります。

○議長(武居弘治議員) 工藤智加子議員の質疑に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

Oいきいき健康部長(益子敏幸) 議案第65号 令和6年度三郷市介護保険特別会計歳入歳出 決算認定について、工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

決算書は526、527ページ、歳入、1款1項1目第1号被保険者保険料について、保険料の 第1段階から第3段階の実人数と滞納者数でございますが、令和6年度の現年度分といたし ましては、第1段階の賦課人数7,042名、うち滞納者は244名、第2段階の賦課人数3,254名、 うち滞納者は13名、第3段階の賦課人数2,654名、うち滞納者は10名でございます。

次に、保険料の滞納によりペナルティーを受けている人数と過去3年間の推移でございますが、いずれも年度末時点で令和4年度は19名、令和5年度は28名、令和6年度は31名でございます。

続きまして、決算書526、527ページ、2款2項5目介護保険保険者努力支援交付金について、増額理由と今後の見込みはでございますが、保険者努力支援交付金は令和2年度に創設されたもので、保険者による介護予防、健康づくり等に資する取組を国が定める指標に基づいて評価し、配分されるものでございます。

増額の理由としましては、年度ごとに配分方法に見直しがあることもあり、一概には申すことができませんが、認知症施策や在宅医療、介護連携などの取組を進められている結果と考えてございます。

今後の見通しとしましては、国が統計を利用して評価する指標もあり、正確な予測は困難 でございますが、今後も可能な限り評価に結び付けられるよう努めてまいります。

続きまして、決算書538、539ページ、歳出1款3項1目介護認定事務について、1、介護認定の新規申請件数の過去3年の推移はについてでございますが、新規申請件数は令和4年度1,733件、令和5年度1,790件、令和6年度1,889件となってございます。

次に、2、新規申請者の判定結果を要介護度別にでございますが、令和4年度は要支援1、350件、要支援2、263件、要介護1、418件、要介護2、199件、要介護3、115件、要介護4、155件、要介護5、107件となっております。令和5年度は要支援1、371件、要支援2、

285件、要介護 1、482件、要介護 2、192件、要介護 3、119件、要介護 4、124件、要介護 5 が94件となっております。令和 6 年度は要支援 1、431件、要支援 2、294件、要介護 1、434件、要介護 2、225件、要介護 3、104件、要介護 4、169件、要介護 5、93件となっております。

なお、新規申請件数と判定結果数の乖離につきましては、介護度のない非該当や取下げに よるものでございます。

続きまして、決算書544、545ページ、包括的支援事業について、1、地域包括支援センターの増額理由を詳細にでございますが、介護労働実態調査における職種、就業形態別の所定内賃金及び賞与等に基づき、令和6年度は保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職人件費等を引き上げたため、委託料が増額となってございます。

次に、2、各センターの相談業務件数と人員体制はでございますが、相談実績としまして は電話、来所、訪問など、合わせ実数で3,580件、延べ7,534件となっております。

人員体制につきましては、6か所の地域包括支援センターを合わせまして保健師7人、社会福祉士13人、主任介護支援専門員7人、その他介護支援専門員1人、事務3人となってございます。

続きまして、決算書548、549ページ、認知症総合施策事業について、1、相談支援事業の 実績はでございますが、令和6年度の認知症初期集中支援チーム実績は3件でございます。

次に、2、オレンジリング新規取得者の推移とチームオレンジの役割はでございますが、オレンジリングは認知症について正しい知識を学ぶ認知症サポーター養成講座の受講後にお渡しするもので、令和4年度847人、令和5年度994人、令和6年度616人、累計で1万789人となっております。チームオレンジは、地域住民や認知症サポーター等がチームを組み、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援を行うもので、チーム員は認知症サポーター養成講座修了後にステップアップ講座を受講することで、より実践的な対応を学び、認知症のかたや家族の見守りや声かけ、困りごとに対する相談など、早期からの支援に取り組んでおります。

チームオレンジは、地区サロンや老人クラブなどを認定しており、令和6年度新規に1チームを認定し、現在7チームございます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 浮田勝之水道部長。

〔浮田勝之水道部長 登壇〕

〇水道部長(浮田勝之) 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、決算書588、589ページ、1款水道事業収益、1項営業収益の1、給水停止の実施件数と主な理由でございますが、給水停止の実施件数は令和6年度末で80件でございます。また、主な理由でございますが、過去4か月分以上の水道料金の納付が確認できず、督促状などを送付しても、なお不在等で応答がないかたなどに対して給水停止を実施しております。次に、2、過去3年の推移でございますが、各年度末における件数といたしまして、令和4年度75件、令和5年度37件、令和6年度80件でございます。

続きまして、決算書590、591ページ、1款資本的支出、1項建設改良費の1、配水管の布設替え工事の実績はについてお答えいたします。

令和6年度における配水管の整備延長は約7.7キロメートルで、市内全体の管路延長約607 キロメートルのうち耐震管路の延長は約270キロメートルとなり、耐震化率は前年度より1.2 ポイント向上して44.5%となりました。

次に、2、石綿管の布設替えの進捗状況はについてでございますが、令和6年度の石綿セメント管の布設替え実績は約1.4キロメートルで、残延長は約5.9キロメートルとなっております。

次に、3、耐震化率の推移はでございますが、直近3か年の推移といたしまして令和4年度が42.5%、令和5年度が43.3%、令和6年度が44.5%となっております。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 相馬喜一建設部長。

[相馬喜一建設部長 登壇]

〇建設部長(相馬喜一) 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

決算書632、633ページの下段の資本的収入及び支出のうち、1款資本的支出、1項建設改良費の1、工業下水道整備の内容を詳細にでございますが、高州、谷口、谷中、新和、幸房地区において整備面積約17.8~クタール、延長約6.1キロメートルの汚水枝線工事を実施したものでございます。

次に、2、普及率、水洗化率、耐震化率でございますが、令和6年度末の普及率は89.3% でございます。

次に、水洗化率でございますが、令和6年度末の水洗化率は90.4%でございます。 最後に、耐震化率でございますが、令和6年度末の耐震化率は72.7%でございます。 以上でございます。

- 〇議長(武居弘治議員) 工藤智加子議員。
- **〇10番(工藤智加子議員)** それぞれご答弁ありがとうございました。

それでは、再質疑をさせていただきます。

545ページの包括的支援事業についてご説明がありましたけれども、相談件数につきましては高齢化に伴って相談件数が各包括支援センターで増えてきていると思うわけなんですけれども、包括支援センターはいわゆる地域包括ケアの拠点となるセンターでございまして、三郷市の場合は6圏域でそれぞれセンターを設置しての業務委託というふうになっているわけなんですけれども、相談件数が増えているということについては人件費の強化、人件費を増やしていただくような措置もとっていただいてはいるんですけれども、それでもなかなかこの担い手が定着していかないというような課題も現状あるというふうに思うんです。

高齢者の方々の生活実態も、なかなか厳しいし、複雑化してきている中で、やっぱり地域 包括ケアの圏域の考え方を改めて見直す必要があるのではないかと思うわけです。厚生労働 省は、中学校圏域と言っているわけで、三郷市でいえば8中学校あるわけですから、少なく とももう1か所、しかもお年寄りのかたの身元保証も含めた民間のいわゆる委託先では、な かなか対応し切れないようなケースを市が基幹型で支えていくということは、これもう重要 じゃないかなと思うわけですけれども、その辺の検討についてはどのようにされたのか、伺 いたいと思います。

続きまして、認知症総合施策についてなんですけれども、認知症の初期支援チームに係る相談件数が3組ということだったと思うんですけれども、この3組の方々はどのような経緯でこのチームの相談に乗っていただき、そしてチームの皆さんはどのような対応をしていただいたのかという点についてお答えをいただきたいと思います。

さらに、このチームオレンジでご活躍の皆様は2チーム増やして7チームとおっしゃった かと思うんですけれども、このご活躍の場というのは7チームそれぞれで指定されているのか、あるいは個人の判断で地区サロンなどに参加していただいているのか、その辺のチーム の運営についてもうちょっとご説明をいただければと思います。

続きまして、上水のほうでございます。耐震化率は徐々に引き上げられていると思うわけですけれども、能登半島の地震で耐震化を促進していかなければならないという課題に対し、国土交通省も各自治体に計画策定をしていってくださいという要請があった。このお知らせが議員にも届いたところなんですけれども、三郷市の上下水道耐震化計画についてご説明をいただければと思うんです。概要だけで結構ですので、水道部長、お願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長(武居弘治議員) 工藤智加子議員の再質疑に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

[益子敏幸いきいき健康部長 登壇]

- **〇いきいき健康部長(益子敏幸)** 工藤議員の再度の質疑にお答えいたします。
 - 3点の再質疑がございました。

1点目は、地域包括支援センターの相談件数が増えており、また一方で人材の担い手が不足しているという状況から、今後圏域を見直し、現在の6圏域を増やすことについてどのような考えかというご質問でございました。

地域包括支援センターにおける相談が増加しているということは、認識をしてございます。 このようなことから、1問目でもお答えしておりますが、専門職や事務員を基準人員以上に 配置をしている地域包括支援センターに運営体制の強化費を加算をしており、相談体制の整 備を図っているところでございます。引き続き、この強化に取り組んでまいりたいと考えて ございます。

続きまして、認知症総合施策事業、相談支援事業における認知症初期集中支援チームに関してのご質問で、対応についての状況でございますが、認知症の自覚がなく、家族対応に困っていたため、医師、看護師が一緒に訪問をし、受診につなげたというふうに伺ってございます。

最後に、チームオレンジにつきまして、6年度に新規に1チームを認定いたしまして7チームとなってございます。こちらは地区サロンや老人クラブなどでの活動の状況を認識をしているところでございます。地区サロン等の団体に対しての協力も促しているところでございます。今後、チームオレンジの活動には多くのかたの協力を得ながら期待をしているところでございます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 浮田勝之水道部長。

〔浮田勝之水道部長 登壇〕

〇水道部長(浮田勝之) 工藤議員の再度の質疑にお答えいたします。

三郷市上下水道耐震化計画の概要とのご質問だったかと思います。上下水道耐震化計画は、 能登半島地震での教訓を踏まえ、上下水道システムの急所施設及び避難所等の重要施設に接 続する上下水道管路等について、上下水道一体化で耐震を推進するための計画で、国土交通 省より全国の水道・下水道事業体に対し、策定要請がなされたものでございます。

三郷市の計画といたしましては、令和7年度から令和11年度までを当面の計画期間とし、 急所施設においては上水施設を耐震化し、重要施設に接続する上下水道管路等においては三 郷市地域防災計画に基づき設定した重要施設17か所のうち、5か所に係る管路の耐震化を行 う計画としております。

以上でございます。

- ○議長(武居弘治議員) 以上で工藤智加子議員の質疑を終わります。
 - 9番、深川智加議員。

[9番 深川智加議員 登壇]

○9番(深川智加議員) それでは、議案第64号 令和6年度三郷市国民健康保険特別会計歳 入歳出決算認定について質疑をいたします。

まず、478ページ、歳入、1款1項1目国民健康保険税についてです。

- 1、1人当たりの保険税額とその推移は。
- 2、1世帯当たりの平均所得金額とその推移は。
- 3、資格証明書及び短期保険証の発行世帯数はどのようかお答えください。

次に、482ページ、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金についてです。 その他一般会計繰入金の1人当たりの金額の推移と県内順位はどのようかお答えください。 次に、500ページ、歳出、5款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業についてです。

- 1、受診者と受診率の推移は。
- 2、受診率向上の取組はどうだったのか。
- 3、市の健診以外の健診等を受診したかたからの結果の提供状況はどのようか伺います。 続きまして、議案第66号 令和6年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて質疑をいたします。

574ページ、歳入、1款1項1目後期高齢者医療保険料についてです。

- 1、短期保険証や資格証明書の発行件数は。
- 2、1人当たりの平均保険料の推移はどのようかお答えください。 以上で1回目の質疑を終わります。
- ○議長(武居弘治議員) 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。 益子敏幸いきいき健康部長。

[益子敏幸いきいき健康部長 登壇]

〇いきいき健康部長(益子敏幸) 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

資格証明書が22件、短期被保険者証がゼロ件となってございます。

初めに、議案第64号 令和6年度三郷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、 歳入のうち決算書は478、479ページとなります。

国民健康保険税について、1、1人当たりの保険税額とその推移はでございますが、令和 6年度の1人当たりの調定額は10万5,422円でございます。直近3か年度の推移といたしましては、令和3年度が9万6,720円、令和4年度が9万8,100円、令和5年度は9万8,403円でございます。

次に、2、1世帯当たりの平均所得金額とその推移はでございますが、令和6年度の世帯 平均所得額は133万2,951円でございます。直近の3か年度の推移といたしましては、令和3 年度が122万4,728円、令和4年度が167万1,877円、令和5年度が135万5,830円でございます。 次に、3、資格証明書及び短期保険証の発行件数はでございますが、令和6年度末時点で

続きまして、決算書482、483ページ、一般会計繰入金について、その他一般会計繰入金の 1人当たりの金額の推移と県内順位はどのようかでございますが、令和6年度の1人当たり の繰入額は2万3,920円でございます。直近3か年度の推移といたしましては、令和3年度 は1万3,530円、令和4年度は1万3,684円、令和5年度は1万9,484円でございます。令和 6年度の県内順位といたしましては、繰入額の多い順で第6位でございます。

続きまして、決算書500、501ページ、特定健康診査等事業費の特定健康診査等事業についての1、受診者と受診率の推移はでございますが、令和4年度の特定健康診査の受診者は5,999人、受診率は31.4%、令和5年度の受診者は6,643人、受診率は37.2%でございます。令和6年度は令和7年8月時点の速報値となりますが、受診者は6,465人、受診率は38.6%となっております。

次に、2、受診率向上の取組はどうだったのかについてでございますが、令和6年度に実施した受診率向上の取組といたしましては、未受診者に対して受診勧奨通知を3回送付するとともに、携帯電話番号を把握しているかたに対し、ショートメッセージサービスを利用した受診勧奨を実施いたしました。また、令和6年度から受診費用の自己負担額を無料とし、受診しやすい環境づくりに努めてまいりました。

次に、3、市の健診以外の健診等を受診したかたからの結果の提供状況についてでございますが、通院や会社での事業主健診における検査結果をご提供いただいたかたにつきましては、特定健康診査の受診者とみなし、受診率にも反映をしているところでございます。令和

6年度における通院や事業主健診の結果をご提供いただいたかたは146人でございました。 続きまして、議案第66号 令和6年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついてでございます。決算書は574、575ページ、後期高齢者医療保険料について、初めに1、 短期保険証や資格証明書の発行件数はでございますが、保険証の新規発行の終了に伴い、令 和6年度末時点の発行件数はともにゼロ件でございます。

次に、2、1人当たりの平均保険料の推移はでございますが、令和6年度における1人当たりの年間保険料の平均額は8万3,934円でございます。直近3か年度の推移といたしましては、令和3年度が7万2,446円、令和4年度が7万8,073円、令和5年度が7万6,782円でございます。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これにて議案第64号から議案第68号までに対する質疑を終結いたします。

◎議案第64号~議案第68号の委員会付託

O議長(武居弘治議員) 日程第10、これより議案第64号から議案第68号までの委員会付託を 行います。

議案第64号から議案第68号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎議案第69号~議案第71号の質疑

○議長(武居弘治議員) 日程第11、これより議案第69号から議案第71号までに対する質疑を 行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第69号から議案第71号までに対する質疑を終結いたします。

◎議案第69号~議案第71号の委員会付託省略

○議長(武居弘治議員) お諮りいたします。

議案第69号から議案第71号までにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員 会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第71号までにつきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎議案第69号~議案第71号の討論・採決

○議長(武居弘治議員) 日程第12、これより議案第69号から議案第71号までに対する討論・ 採決を行います。

お諮りいたします。

議案第69号から議案第71号までにつきましては、人事案件につき討論を省略いたしたいと 思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第71号までにつきましては、討論を省略することに決しました。

採決を行います。

議案第69号 教育委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の 皆様の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり同意することに決しました。

採決を行います。

議案第70号 監査委員の選任について、本案を原案のとおり同意することに賛成の皆様の 起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり同意することに決しました。

採決を行います。

議案第71号 公平委員会委員の選任について、本案を原案のとおり同意することに賛成の 皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり同意することに決しました。

◎選挙第5号

○議長(武居弘治議員) 日程第13、これより選挙第5号 選挙管理委員及び補充員の選挙に ついてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行い たいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。これに ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に、

石 出 順 一 氏

篠 田 喜 一 氏

鈴 木 勉 氏

河 野 広 美 氏

以上4名を指名いたします。

次に、補充員として、

豊田孝司氏

田中はつ枝氏

阿部啓子氏

八塚誠治氏

以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました選挙管理委員及び補充員を当選人と定めること にご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました選挙管理委員4名及び補充員4名を当選人といたします。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(武居弘治議員) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 2時58分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(武居弘治議員) おはようございます。ただいまから令和7年9月三郷市議会定例会 第16日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(武居弘治議員) この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

次に、各常任委員長から委員会審査報告書が提出され、審査結果につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

なお、西村美紀学校教育部長から、本日欠席したい旨の申出がありました。ついては、濵 田輝行学校教育部副部長が出席いたしますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第48号~議案第58号の委員会審査報告

○議長(武居弘治議員) 日程第1、これより議案第48号から議案第58号までの委員会審査報告を行います。

議案第48号の委員長報告を求めます。

建設水道常任委員長、鳴海和美議員。

〔建設水道常任委員長 鳴海和美議員 登壇〕

○建設水道常任委員長(鳴海和美議員) おはようございます。

それではご報告申し上げます。

去る9月5日の本会議において、建設水道常任委員会に付託されました議案に対する審査 の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は9月8日、9日の2日間、第4委員会室において全委員及び執行部並びに議会 事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第48号 三郷市道路線の廃止についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第48号については原案を可決すべきものと決しました。

これにて第1回目の報告を終わります。

○議長(武居弘治議員) 議案第49号、議案第50号及び議案第52号から議案第55号までの委員 長報告を求めます。

総務常任委員長、柳瀬勝彦議員。

[総務常任委員長 柳瀬勝彦議員 登壇]

○総務常任委員長(柳瀬勝彦議員) ご報告いたします。

去る9月5日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました議案に対する審査 の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は9月8日、9日の2日間、第1委員会室において全委員及び執行部並びに議会 事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第49号 町の区域を新たに画することについてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、彦郷一丁目と二丁目の町名設定について、この辺りの地区は中川沿い側を一丁目、二郷半領用水路側を二丁目としている場合が多いが、今回、位置関係を反対にした理由はに対し、さつき平地区、早稲田地区、三郷地区など、区画整理に伴う町名変更において、東側または駅に近い側から順に町名をつけてきた過去の例に倣い、今回も東側かつ駅に近い地域を一丁目にしたとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第49号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 工事請負変更契約の締結についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、土壌調査に要する費用は、問題のある盛土を行った業者が 負担すべきものと考えるが、増額分に対する請求はに対し、建築工事の一部として土壌調査 を実施したため、一旦は建築工事業者に代金を払うが、今後は盛土工事を施工した業者に負 担を求めていくとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。 よって、議案第50号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第52号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 三郷市行政手続条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第53号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第54号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めた ところ、工藤委員から賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第55号については原案を可決すべきものと決しました。

1回目を終わります。

○議長(武居弘治議員) 議案第51号及び議案第56号の委員長報告を求めます。

文教経済常任委員長、宇治由紀子議員。

〔文教経済常任委員長 宇治由紀子議員 登壇〕

[拍手する人あり]

○議長(武居弘治議員) 関根議員、静かにしてください。

[「拍手しているだけだよ」と言う人あり]

- ○議長(武居弘治議員) 拍手しないでください。静かにしてください。
- ○文教経済常任委員長(宇治由紀子議員) 静かにお願いします。

ご報告いたします。

去る9月5日の本会議におきまして、文教経済常任委員会に付託されました議案に対する 審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は9月8日、9日の2日間、第3委員会室において全委員及び執行部並びに議会 事務局職員の出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第51号 工事請負契約の締結についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めた ところ、討論なく、採決の結果、全委員替成。

よって、議案第51号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号 三郷市斎場条例の一部改正についてについてご報告いたします。 執行部の説明後、質疑に入り、斎場利用料を変更することにより、斎場運営の収支はどう なるのかに対し、火葬件数が年々増加しており、そのうち約3割のかたが式場を利用する想 定で試算した場合、1,000万円程度増収する見込みである。また、斎場に係る総支出に対す る使用料収入の割合は、令和6年度で57%程度であるが、本改正により65%程度になる見込 みであるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。よって、議案第56号は原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

[拍手する人あり]

○議長(武居弘治議員) 拍手やめてください、関根議員。

[発言する者あり]

○議長(武居弘治議員) 議案第57号及び議案第58号の委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、寺沢美紗議員。

〔健康福祉常任委員長 寺沢美紗議員 登壇〕

〇健康福祉常任委員長(寺沢美紗議員) ご報告いたします。

去る9月5日の本会議において、健康福祉常任委員会に付託されました議案に対する審査 の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は9月8日、9日の2日間、第2委員会室において全委員及び執行部並びに議会 事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第57号 三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。 よって、議案第57号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第58号 三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例等の 一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、保育所等における虐待等の対応について、職員への周知は どのように行っているのか。また、本市での不適切な保育と疑われた事案はあるかに対して、 保育士への周知については、年2回開催している私立保育園の園長会議において、虐待の防 止及び対応に関するガイドラインやチェックリストを用いて周知徹底している。また、不適 切な保育と疑われた相談について、令和6年度は実態調査を行ったのは1件あったが、認め られる事実はなかったとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。 よって、議案第58号については原案を可決すべきものと決しました。 これにて第1回目の報告を終わります。

○議長(武居弘治議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時45分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第48号~議案第58号の委員長報告に対する質疑、 討論・採決

○議長(武居弘治議員) 日程第2、これより議案第48号から議案第58号までの委員長報告に 対する質疑、討論・採決を行います。

初めに、議案第48号から議案第58号までの委員長報告に対する質疑を行います。 質疑の通告がありません。

これにて議案第48号から議案第58号までの委員長報告に対する質疑を終結いたします。 討論・採決を行います。

議案第48号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第48号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第48号 三郷市道路線の廃止についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案可決と決しました。

議案第49号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第49号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第49号 町の区域を新たに画することについての委員長報告は原案可決であります。 本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案可決と決しました。

議案第50号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第50号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第50号 工事請負変更契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案可決と決しました。

議案第51号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第51号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第51号 工事請負契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案可決と決しました。

議案第52号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第52号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第52号 三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案可決と決しました。

議案第53号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第53号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第53号 三郷市行政手続条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。 本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案可決と決しました。

議案第54号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第54号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第54号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であ

ります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案可決と決しました。

議案第55号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第55号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第55号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についての委員長報告は原案可 決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案可決と決しました。

議案第56号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対、9番、深川智加議員。

[9番 深川智加議員 登壇]

〇9番(深川智加議員) それでは、議案第56号 三郷市斎場条例の一部改正について、日本 共産党三郷市議団を代表して反対討論を行います。

本議案は、三郷市斎場の使用料見直しと利用者範囲の拡大を目的とするものです。

主な変更点は、通夜、葬儀、告別式で利用する場合の市内のかたの本館使用料を、15万円から11万円に引き下げる一方、新館使用料を4万円から5万円に引き上げ、さらに12歳以上の火葬使用料を5,000円から1万円へと倍額に引き上げるというものです。

2024年に株式会社鎌倉新書が行った全国調査では、葬儀の形式で家族葬が50%と最も多く、次いで一般葬、一日葬、直葬・火葬式と続きます。

こうした社会の変化を背景に、本市は稼働率の低い本館の利用を促すため、市内のかたの 本館使用料を減額しました。しかし、その一方で、市内のかたの新館使用料や火葬使用料を 値上げする提案は賛同できません。野田市をはじめ、市民の火葬使用料を無料としている自 治体も数多く存在します。

火葬場は市民生活に不可欠な公共施設であり、公衆衛生の観点からも、極めて公益性が高いものです。したがって、安易に受益者負担の原則を適用すべきではありません。

これまで、比較的安価に火葬が行えたことは、本市の魅力の一つではなかったでしょうか。 地方自治体の役割は、住民福祉の増進です。物価高騰に苦しむ市民の暮らしを考えれば、人 生の終わりに新たな経済的負担を課すべきではありません。

以上の理由から本議案には反対いたします。

以上で討論を終わります。

○議長(武居弘治議員) 以上で通告による討論は終わりました。

これにて、議案第56号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第56号 三郷市斎場条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。 本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(武居弘治議員) 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案可決と決しました。

議案第57号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第57号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第57号 三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案可決と決しました。

議案第58号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第58号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第58号 三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案可決と決しました。

◎議案第59号~議案第62号の委員会審査報告

○議長(武居弘治議員) 日程第3、これより議案第59号から議案第62号までの委員会審査報告を行います。

議案第59号中担当分の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、柳瀬勝彦議員。

[総務常任委員長 柳瀬勝彦議員 登壇]

○総務常任委員長(柳瀬勝彦議員) それでは、議案第59号 令和7年度三郷市一般会計補正 予算(第2号)中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、常備消防費について、修繕の詳細はに対し、消防署仮眠室の雨漏り及び多目的ホールのダウンライト44灯に対する修繕である。それぞれの費用は、雨漏りは約60万円、照明は約160万円の見積りとなっているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員から賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第59号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

〇議長(武居弘治議員) 議案第59号中担当分及び議案第60号から議案第62号までの委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、寺沢美紗議員。

2回目を終わります。

〔健康福祉常任委員長 寺沢美紗議員 登壇〕

〇健康福祉常任委員長(寺沢美紗議員) 議案第59号 令和7年度三郷市一般会計補正予算 (第2号) 中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、こども未来部担当分について。

産後ケア事業について、昨年度に比べ、具体的にどれくらい数値が増えたのかに対して、 今年度の4月から6月の実績が昨年度の同時期の約4倍に増えている。概算であるが、宿泊 型は3か月間で約20件であったことから、年間で80件、通所型は同様に、3か月間で約15件 であったことから、年間60件で見込んだとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第59号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第60号 令和7年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めた ところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第60号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第61号 令和7年度三郷市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第61号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第62号 令和7年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めたところ、紺野委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第62号については原案を可決すべきものと決しました。

これにて第2回目の報告を終わります。

○議長(武居弘治議員) 議案第59号中担当分の委員長報告を求めます。

文教経済常任委員長、宇治由紀子議員。

[文教経済常任委員長 字治由紀子議員 登壇]

○文教経済常任委員長(宇治由紀子議員) それでは、議案第59号 令和7年度三郷市一般会 計補正予算(第2号)中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、地域振興部担当分について。

運動施設維持管理事業について、番匠免運動公園テニスコート2面を、プラスチックコー

トから砂入り人工芝に修繕するとのことだが、その竣工予定は。また、利用人数はどれくらいかに対し、現在使用しているプラスチックコートの経年劣化及び交換用部材の生産が終了していることにより、市内のほかのテニスコート同様に砂入り人工芝へ修繕する。補正予算議決後、速やかに業務を発注して、年度内の竣工を目指している。また、令和6年度利用者数は、2万919人であるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。 よって、議案第59号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。 以上で担当分の報告を終わります。

O議長(武居弘治議員) 議案第59号中担当分の委員長報告を求めます。

建設水道常任委員長、鳴海和美議員。

[建設水道常任委員長 鳴海和美議員 登壇]

〇建設水道常任委員長(鳴海和美議員) それでは、議案第59号 令和7年度三郷市一般会計 補正予算(第2号)中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑を行い、排水ポンプ場維持管理事業におけるフラップゲートの更新 状況はに対し、平成27年度から更新を開始し、令和6年度末までに35か所を完了した。今回 の補正予算では、新たに5か所の更新を予定している。今後についても、フラップゲートの 効果や、地域の冠水状況を踏まえながら、更新を進めていきたいとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。 よって、議案第59号については原案を可決すべきものと決しました。 これにて第2回の報告を終わります。

○議長(武居弘治議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時25分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第59号~議案第62号の委員長報告に対する質疑、討論・採決

○議長(武居弘治議員) 日程第4、これより議案第59号から議案第62号までの委員長報告に 対する質疑、討論・採決を行います。

初めに、議案第59号から議案第62号までの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第59号から議案第62号までの委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

議案第59号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第59号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第59号 令和7年度三郷市一般会計補正予算(第2号)の各委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案可決と決しました。

議案第60号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第60号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第60号 令和7年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の委員長報告は 原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案可決と決しました。

議案第61号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第61号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第61号 令和7年度三郷市介護保険特別会計補正予算(第1号)の委員長報告は原案 可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案可決と決しました。

議案第62号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対、10番、工藤智加子議員。

[10番 工藤智加子議員 登壇]

○10番(工藤智加子議員) 議案第62号 令和7年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、日本共産党三郷市議団を代表し、反対討論を行います。

本予算は、国からの子ども・子育て支援事業費補助金を後期高齢者医療保険料賦課徴収事業のシステム改修費に予算計上したものですが、これは医療保険の保険料に上乗せして徴収する子ども・子育て支援金制度を2026年度から導入するためのものです。

医療保険は、本来、病気やけがなどの保険事故を想定した制度であり、その保険料に子育 ての財源を上乗せすることは、医療保険の理念を歪めるものです。

子ども・子育て政策の財源確保のために、さらなる医療、介護などの削減を押しつけ、子育て世代と高齢世代の世代間対立をあおるようなやり方は断じて認められない立場から、反対し、討論を終わります。

○議長(武居弘治議員) 以上で通告による討論は終わりました。

これにて、議案第62号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第62号 令和7年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(武居弘治議員) 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案可決と決しました。

◎議案第63号~議案第68号の委員会審査報告

O議長(武居弘治議員) 日程第5、これより議案第63号から議案第68号までの委員会審査報告を行います。

議案第63号中担当分の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、柳瀬勝彦議員。

〔総務常任委員長 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○総務常任委員長(柳瀬勝彦議員) それでは、議案第63号 令和6年度三郷市一般会計歳入 歳出決算認定中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、初めに歳入について。

こども医療費支給事業補助金について、埼玉県が補助金適用対象を拡大したが、その増加率及び内容はに対し、令和5年度決算に対する増加額は3,502万3,178円であり、約40%の増加である。埼玉県から市への補助について、令和5年度は通院、入院とも未就学児までであったが、令和6年度から、通院は小学3年生まで、入院は中学校修了までに拡大したとのことでした。

続いて、歳出について。

初めに、企画政策部担当分について。

デジタル化推進事業について、利用状況や市民などからの反応はに対し、実例として、R PAは令和3年度から導入し、6業務に対し運用している。令和6年度の実績として、推定 で約570時間分の事務処理時間の削減となり、庁内で導入の意向が増えている。

スマートフォン講習会については、高齢者を対象としており、参加者からは難しいと思っていた地図アプリなどを利用することができるようになり、便利になったとの感想が得られているとのことでした。

次に、埼玉県東南部都市連絡調整会議事業について、婚活まんまるバスツアーの応募総数 及び市内在住者の参加者は。また、成果はに対し、応募総数については、定員が男女各20名 のところ、男性49名、女性22名であり、抽選の結果、当日は男性19名、女性18名の参加となった。うち、市内在住の参加者は、男性2名、女性5名であった。当日は6組のカップルが成立し、そのうち4組に市内在住者が含まれている。これまで参加されたかたの中で、結婚 に至ったかたもいるとの報告を受けている。個人情報の取扱いに留意しながら、事業に対す る成果の把握に努めていくとのことでした。

続いて、総務部担当分について。

職員人件費について、埼玉県最低賃金は11月1日より時給1,141円に改正されるが、市の対応はに対し、昨年度の人事院勧告を受け給与改定を行った結果、現在、会計年度任用職員のうち、一般事務職においては、地域手当を含め時給1,256円であり、上昇後の最低賃金を上回っているとのことでした。

続いて、危機管理防災課担当分について。

災害備蓄品整備事業について、不要物品廃棄について、予算と比較し決算額が倍増した理由は。また、食品などの有効活用はに対し、消防本部に備蓄している携帯トイレ、発電機、衛生用品の期限が切れた物品を廃棄したが、処分単価が増額したことにより、決算額が増加している。賞味期限が近づいた食品などは、イベントでの配布や防災訓練で使用し、残りはフードバンクに寄附をしているとのことでした。

続いて、財務部担当分について。

個人市民税課税事業について、システム改修の詳細はに対し、森林環境税徴収に係る課税 証明書のコンビニ交付に伴う改修に対し39万6,000円、定額減税に伴うシステム改修で297万 円を支出しているとのことでした。

続いて、消防本部担当分について。

救急活動事業について、熱中症の搬送件数と特徴はに対し、令和4年度より熱中症による 出動件数は増加傾向である。令和6年は98件の出動があり、7月、8月に集中している。発 生場所は住宅が最も多く37件、次いで路上が27件であり、全体の65%を占めている。年齢別 では、80代、70代の順に多く、全体の52%を占めている。

令和7年8月までの出動件数は78件であり、前年8月末と比較し11件減少している。要因として、令和7年6月1日より労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策が義務化されたことや、メディアを通じた注意喚起によることが考えられるとのことでした。

次に、メディカルコントロール体制事業について、余剰金が生じた理由はに対し、救急救命士が再教育のため2年に1度受講する病院実習先が、三愛会総合病院、三郷中央総合病院、獨協医科大学埼玉医療センターの3医療機関となり、それぞれ受入れ費用が異なる。最も高額な医療機関に実習先が集中した場合を想定し予算を組んだが、実習先の分散により余剰金が生じたことによる。

また、気管挿管の認定を受けた救急救命士の増員を図るも、実習の受入れがかなわず、予 算執行ができなかったことによるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員から反対討論がありました。 討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第63号中、担当分については原案を認定すべきものと決しました。 以上で報告を終わります。

〇議長(武居弘治議員) 議案第63号中担当分及び議案第64号から議案第66号までの委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、寺沢美紗議員。

〔健康福祉常任委員長 寺沢美紗議員 登壇〕

〇健康福祉常任委員長(寺沢美紗議員) それでは、議案第63号 令和6年度三郷市一般会計 歳入歳出決算認定中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、初めに、こども未来部担当分について。

送迎保育事業については、実績としてどれくらいの利用があったのかに対して、送迎保育事業は、北、中央、南の3ルートを設定しており、それぞれ定員30名の送迎バスを運行している。令和6年度の利用実績は延べ人数で8,257人、実利用人数が569人であるとのことでした。

子育て移動支援事業についての周知や利用方法は、また、利用率についてはどのくらいかに対して、周知と利用方法については、妊娠分は、妊娠届の提出時にチラシを渡し、その後、申込みを行っていただく。子育て分については、住民記録で出生したことを確認し、チラシを郵送し、案内している。利用率については、妊娠分が70.78%、子育て分が85.52%であるとのことでした。

次に、福祉部担当分について。

生活困窮者子どもの学習・生活支援事業について、この事業の対象となる基準と実施している教室は何会場あるのかに対して、対象となるかたは、生活保護を受けている世帯のこどもや生活困窮者自立支援の相談を指定している世帯のこどもで、小学校6年生から高校3年生までである。会場としては、戸ヶ崎、みさと団地、中央地区で実施していたが、現在は中央地区の教室を早稲田地区に変更し、3会場で実施しているとのことでした。

生活保護事業について、ケースワーカーが担当する世帯は1人当たりで83世帯ということであるが、多くはないのかに対して、ケースワーカーが1人当たり担当する世帯としては、

社会福祉法で80世帯が標準となっている。本市では、年度当初は80世帯であるが、新しく申請するかたが徐々に増えていき、最終的に83世帯となるとのことでした。

次に、いきいき健康部担当分について。

シルバー人材センター補助事業について、実績として受注した件数は。また、会員数の男女比はに対し、受注件数については、請負が1,556件、派遣が124件である。会員の男女比については、請負が男性686名、女性469名、合計1,155名で、派遣については、男性239名、女性179名、合計418名であるとのことでした。

シルバー元気塾推進事業について、参加を希望するかた全員が利用することはできたのかに対し、シルバー元気塾の各コースにおいて、キャンセル待ちは発生していたが、ゆうゆうコースをご案内するなどして徐々に解消していった。キャンセル待ちの実数としては、昨年4月時点で38名であったが、最終的に令和7年3月末時点で12名に減少したとのことでした。がん検診事業について、受診者が前年度に比べて減っていると思うが、その理由はに対し、保健センターで行う集団検診については減少傾向であるが、医療機関で実施する個別検診については増加しているため、トータルとしてがん検診の受診者数は増加している。その要因としては、未受診者に対し、はがきによる受診勧奨を行っており、かなりの効果が出ていると思われるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、紺野委員より反対討論が、沖原委員より賛成 討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第63号中、担当分については原案を認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第64号 令和6年度三郷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めた ところ、紺野委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第64号については、原案を認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号 令和6年度三郷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、 紺野委員より反対討論がありました。 討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第65号については原案を認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第66号 令和6年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めた ところ、紺野委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第66号については原案を認定すべきものと決しました。 以上で全ての報告を終わります。

○議長(武居弘治議員) 議案第63号中担当分の委員長報告を求めます。

文教経済常任委員長、宇治由紀子議員。

〔文教経済常任委員長 宇治由紀子議員 登壇〕

○文教経済常任委員長(宇治由紀子議員) それでは、議案第63号 令和6年度三郷市一般会 計歳入歳出決算認定中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、初めに、市民生活部担当分について。

合併処理浄化槽転換整備事業について、合併処理浄化槽何基分の補助なのか。また、単独処理浄化槽の基数と、合併浄化槽への移行促進をどのように行っているのかに対し、合併処理浄化槽2基分の補助である。また、令和7年3月末時点の単独処理浄化槽の設置数は6,838基である。

移行促進の方策としては、市街化調整区域を含む町会の住民に対し、補助金の活用に係る 資料を町会を通じて回覧してもらうことや、詳細についてホームページで案内を行うことで、 本制度を周知しているとのことでした。

続いて、地域振興部担当分について。

観光振興業について、三郷市に関する情報発信としてSNSが好評だが、その反応はに対し、商工観光課と三郷市観光協会とで協力し、三郷市の情報発信に力を入れ、2年前からインスタグラムを本格運用し、昨年からXを追加した。投稿数を増やし、観光協会の民間の利点を生かし、双方向のコミュニケーションをとるなど運用を工夫したことで、Xのフォロワー数は約1,200となり、記事の閲覧数は600回から、多いもので4万回という状況となっているとのことでした。

次に、スポーツ協会支援事業について、みさとシティハーフマラソンが注目を浴びている

が、令和6年度はどのような内容だったかに対し、令和7年2月9日に第56回大会が開催され、ハーフの部が日本陸上競技連盟の公認レースとなった。また、大会オフィシャルアドバイザーに瀬古利彦氏が就任し、箱根駅伝出場大学のランナーや実業団の選手など、3,163人が参加した。全国から参加者が来場するため、三郷市の魅力を感じてもらうよい機会と捉え、三郷市のPRを行ったとのことでした。

続いて、学校教育部担当分について。

いじめ不登校対策事業について、発達検査カウンセラーの相談日数を増やし、その利用機会が高まっているとのことだが、成果として、不登校者数は減っているのか。また、関係機関との連携はどのようになっているのかに対し、発達検査カウンセラーは、就学相談や特別支援級への案内など発達に関する相談を行っており、小・中学校や教育相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員などと連携している。

不登校・長期欠席者数は、小学校では増加傾向、中学校は減少傾向であるが、その数は年度ごとに変動しており、相談環境の整備とともに、今後、成果が現れてくるものと考えるとのことでした。

次に、地域クラブ活動整備事業について、一部のスポーツに限り、26人の地域指導員を配置したとのことだが、その成果と課題、指導の質と生徒の参加状況はどうなっているのか。また、今後、文化系部活動やその他のスポーツへ広げていく計画はあるかに対し、部活動の地域への移行が一歩前進したこと自体が成果であり、課題は人員の確保である。指導員は、学校長の推薦及び公募により専門的なかたを配置している。

参加生徒数は徐々に増え、スポーツ安全保険の加入数で167名となっている。今後は、他 市町の動向も踏まえ、段階的に部活動の範囲を広げていこうと考えているとのことでした。 続いて、生涯学習部担当分について。

図書館図書購入事業について、市民1人当たりの貸出し冊数及び蔵書冊数は。また、図書購入のためのデータベースはどのようなもので、その選定方法はに対し、令和6年度末時点での市民1人当たりの貸出し冊数は4.5冊であり、蔵書冊数は3.5冊である。また、購入図書の選定は、本の流通センターが管理している、日本で出版されるほぼ全ての本が載ったデータベースを購入し、三郷市図書館資料収集方針に基づいて、司書たちが公平公正にバランスよくなるよう検討しているとのことでした。

次に、「日本一の読書のまち」推進事業について、各イベントの盛況具合はに対し、令和 6年6月3日から7月16日までの期間で、講談社の「本とあそぼう全国訪問おはなし隊」が、

市内の小学校、幼稚園、特別支援学校等において、絵本の読み聞かせ会等を計35回開催した。また、令和6年11月2日、3日に三郷中央におどりプラザで開催した「みさと絵本サーキット」では、絵本作家のお話し会やサイン会などを行い、延べ参加数が1,890人と多くの子育て世帯の方々の参加があったとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。 よって、議案第63号中担当分については原案を認定すべきものと決しました。 以上で全ての報告を終わります。

〇議長(武居弘治議員) 議案第63号中担当分、議案第67号及び議案第68号の委員長報告を求めます。

建設水道常任委員長、鳴海和美議員。

[建設水道常任委員長 鳴海和美議員 登壇]

〇建設水道常任委員長(鳴海和美議員) それでは、議案第63号 令和6年度三郷市一般会計 歳入歳出決算認定中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、初めに、建設部担当分について。

応急対策事業について、どのような要望が多かったのか。また、その件数はに対し、多い順に、道路に空いた穴の補修が461件、道路側溝蓋の交換等が146件、車止めポールの設置等が84件などであり、総合計は1,157件であるとのことでした。

次に、橋りょう維持事業中、橋りょう調査業務について、どのような方法で調査を行っているのかに対し、打音などにより調査を行い、長寿命化修繕計画に基づき、随時修繕を行っている。なお、同計画の更新の際には、ドローンなど最新技術を使った調査手法を盛り込んでいきたいとのことでした。

次に、治水対策普及啓発事業において、一般のかたが新和調整池の見学ができるよう照明の設置等、安全対策を行ったとのことだが、今後、見学施設としてどのように運営していくかに対し、年内をめどに、市内の特に親子を対象とする見学会を開催したいと考えている。今後については、その結果を踏まえながら、来年度以降につなげていきたいとのことでした。次に、雨水排水対策事業中、小型浸水センサ設置の実証実験について、事業の詳細と今後の見通しはに対し、令和5年6月の大雨により浸水被害を受けた近隣市町において、早期被害の軽減に向け、国や県と連携して中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクトを立ち上げ、その取組の一つとして、令和6年度に小型浸水センサを設置している。今後は、その成果などを踏まえ、増設を検討していきたいとのことでした。

次に、まちづくり推進部担当分について。

都市公園等整備事業中、ボール遊び広場設置検討及び実施設計業務委託について詳細をに対し、市内の北部地域、中央地域及び南部地域の中から検討し、中央四丁目公共施設用地内への建設を決定させていただいた。現在、現場では整地作業をしており、今年度末の完了に向けて工事を進めているとのことでした。

次に、樹木等保全推進事業中、保存樹木等奨励金の対象となる保存樹木等はどのように指定されているか。また、令和6年度における本数・件数はに対し、所有者などから市へ申請をいただき、確認後、指定をしている。本数について、保存樹木は195本、保存樹林は12件、保存生け垣は36件であるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員より反対討論がありました。 討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第63号中、担当分については原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第67号 令和6年度三郷市上水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分及び決 算認定についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑を行い、水道料金の改定によって影響を大きく受けた区分はに対し、 一番大きく影響を受けた区分は、メーターの口径20ミリメートルで約1億6,500万円の増、 次いで50ミリメートルで約7,200万円の増であるとのことでした。

次に、県水直送管整備の概要及び現状と今後はに対し、県水受水管、直送管、流量計及び 制御弁などの整備を行った。現状としては、県と調整し、試験通水を行っている。今後は、 引き続き試験通水を行い、配水などに支障がないことを検証し、災害時などに県からの水を 市内へ直接配水が可能となるよう県と調整していくとのことでした。

次に、水質検査において、PFASなどの有機フッ素化合物の有無を確認しているかに対し、年に1回確認を行っているが、暫定目標値を大きく下回る結果が出ているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員から反対討論がありました。 討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第67号については原案を可決及び認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第68号 令和6年度三郷市公共下水道事業特別会計決算認定についてご 報告いたします。

執行部の説明後、質疑を行い、処理した汚水量のうち、下水道使用料の対象となる水量の

割合である有収率について、数値が減少した理由はに対し、数値の減少は、公共下水道へ流 入する雨量の増加など、不明水が増加した影響だと考えられる。今後も不明水への対策に力 を入れていきたいとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員から賛成討論がありました。 討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第68号については原案を認定すべきものと決しました。

○議長(武居弘治議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第63号~議案第68号の委員長報告に対する質疑、討論・採決

○議長(武居弘治議員) 日程第6、これより議案第63号から議案第68号までの委員長報告に 対する質疑、討論・採決を行います。

初めに、議案第63号から議案第68号までの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第63号から議案第68号までの委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

議案第63号の討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

原案に反対、9番、深川智加議員。

[9番 深川智加議員 登壇]

○9番(深川智加議員) それでは、議案第63号 令和6年度三郷市一般会計歳入歳出決算認 定について、日本共産党三郷市議団を代表し、反対討論を行います。

帝国データバンクの調査によれば、2024年の飲食料品値上げは1万2,520品目に上りまし

た。米などの食料品や日用品が幅広く値上げされる一方で、賃金や年金が物価高騰に追いつかず、家計は深刻な打撃を受けています。

2024年に日本共産党三郷市議団が実施した市民アンケートでは、「暮らしが苦しくなった」または「以前から苦しい」と答えたかたは7割を超え、市民生活の厳しさが浮き彫りになりました。

政府は、消費税減税を求める国民の声に背を向ける一方で、総合経済対策の目玉として打ち出したのは、1度きりの定額減税でした。この複雑な事務処理は、職員に重い負担をかけただけでなく、コロナ禍に追い打ちをかけた物価高で、幾重にも苦しむ国民生活の立て直しには全く見合っていません。

しかも、水道料金、国民健康保険税、介護保険料のトリプル値上げが行われ、物価高で苦しむ市民にさらなる追い打ちをかけたことは明らかです。市民の暮らしを考えれば、暮らしを支える積極的な市独自施策がこれまで以上に求められました。

一方、繰越金は当初予算の10億円を大きく上回り、約28億円となりましたが、当初予算の時点で見込まれていた規模であり、学校給食費の無償化や補聴器購入補助制度、国民健康保険税の均等割廃止など、市民要望の実現の財源として積極的に活用されるべきものだったと指摘しておきます。

本市が地方自治法の本旨に立ち返り、市民の命と暮らし最優先の施策に取り組まれることを強く求めます。

歳入では、埼玉県のこども医療費支給事業補助金は、補助対象年齢の拡充により前年度比で約40%の増額となりましたが、国や県に対し、全てのこどもを対象とした財政支援を求めるべきです。

歳出の総務費では、人口1万人当たりの職員数が63.34人で、県内40市中14位です。災害などに対応する正規職員を増やし、次世代に知識や技術を継承することを求めます。

埼玉県のホームページによれば、令和7年5月1日現在で、県内全63市町村のうち43市町村でファミリーシップ制度を実施しています。本市も遅れることのないよう、ファミリーシップ制度の導入を求めます。

災害対策費は、自主防災会や指定避難所運営委員会との協力による防災訓練の実施が実効性のある取組だと考えますが、避難所運営委員会の設置率が51.5%にとどまっています。いつ災害が起きても迅速な対応がとれるよう、先進事例に倣って日常的な取組を求めます。

消防費では、消防団の充足率は近隣自治体の5市1町の平均84.9%に届いていません。担

い手を増やす努力を継続するよう求めます。

市内には3か所の児童館等がありますが、中央地域にはなぜないのという声が上がっています。この市民の要望に応え、常時、こどもが気軽に安心して利用できる市直営の児童館の増設を求めます。

保育士不足で現場にゆとりがありません。保育士確保策である市単独補助をさらに充実させ、人材確保のための取組の強化が求められます。また、未満児保育料の負担軽減や隠れ待機児童の解消を求めます。

民生費では、介護保険利用助成等事業の適用範囲を拡充し、予算に見合った取組を求めます。また、サービスの利用実績が需要に追いついていません。サービスの啓発事業に取り組むとともに、アウトリーチ型の支援を後押しするよう求めます。

熱中症から命を守るため、生活保護世帯、高齢者、障がい者等が、自己負担なく省エネ性能の高いエアコンの購入、設置が行えるよう支援を求めます。

商工費の住宅リフォーム補助金は、耐震改修工事と同時に行う住宅リフォームに限定せず、 地域振興施策として対象を拡充するよう求めます。

土木費では、三郷料金所スマートインターチェンジの東京方面出入口が開通しました。交通利便性は向上しましたが、バス路線の減便で、通院や買物に困っているという声が聞こえてきます。車がなくても安心して暮らせるよう、コミュニティバスやデマンド交通導入に足を踏み出すよう求めます。

教育費では、学校でのいじめ等の諸問題の解決に向け、スクールロイヤーが配置されるようになりましたが、いじめの問題は早期発見に努め、家庭や教員が抱える課題を検証し、子どもの命と権利を何よりも最優先にするよう求めます。

就学援助制度では、家庭の経済的理由によってこどもたちの教育を受ける権利が損なわれることのないよう、認定基準額の引上げや費目などの拡充を要望します。

以上で討論を終わります。

○議長(武居弘治議員) 原案に賛成、21番、柳瀬勝彦議員。

[21番 柳瀬勝彦議員 登壇]

○21番(柳瀬勝彦議員) 議案第63号 令和6年度三郷市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、21世紀クラブを代表し、賛成討論を行います。

本年1月28日、八潮市におきまして、下水道管の破損に起因すると見られる道路陥没事故が発生しました。落下したトラック運転士が犠牲になるとともに、埼玉県東南部12市町の下

水道使用の自粛、事故現場周辺の騒音、悪臭など、甚大な被害をもたらしております。亡くなられたかたへお悔やみを申し上げますとともに、今もなお不便を強いられている方々に心よりお見舞いを申し上げます。

このたび事故を受け、改めて都市基盤である上下水道や道路や、災害時に避難所となる公共施設について、老朽化対策が急務であると認識した次第でございます。

さて、本市の令和6年度決算について申し上げますと、一般会計の歳入総額は667億5,241 万7,000円、歳出総額は613億8,161万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支 額は、前年度と比較して7億8,302万2,000円増の51億3,861万6,000円となりました。

歳入のうち市税では、前年度比で約3億6,000万円の減となる232億4,736万2,000円でありました。しかし、これは個人住民税の定額減税の実施により減収となったもので、国から減収分が交付されたことから、実質的には増収であったと言えます。

また、固定資産税も増収であったことから、市の発展が続いていることの表れと捉えております。

続いて、昨年度の印象に残った取組を申し上げます。

八潮市の事故もあり、市民の安全への意識は一層高まっておりますことから、主に安心して暮らせるまちづくりを中心に述べてまいります。

まず、老朽化した岩野木学校給食センターに代わり、新しく瑞沼学校給食センター「さとっ子スマイルキッチン」がオープンいたしました。この施設は給食を提供するだけでなく、 災害時には炊き出しも可能であることなど、瑞沼市民センターとともに、市北部の地区防災 拠点として位置づけられております。

築年数の経過した他の施設への対策では、前川中学校の改修を実施するとともに、文化会館の改修にも着手するなど、計画的に進められております。このことは、利用者の安全確保を図るとともに、学校及び公共施設は、災害時に指定避難所や自主避難場所となることから、市の防災意識の高さがうかがえます。

また、道路整備について、本年3月、常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジ が東京方面にも乗り降りが可能となるフルインター化となりました。昨年開通した三郷流山 橋との相乗効果により、交通利便性の向上と地域の発展が大いに期待できるところでござい ます。

このほか、道路や水路の日常的な補修も適宜行われており、都市基盤の安全対策に注力していると捉えております。

私ども、このような取組を評価するとともに、今後も計画的に公共施設や都市基盤の安全 対策を続けるよう強く要望いたします。

さて、長引く物価高騰が私どもの生活や事業活動に大きな影響を与えております。市では、これまで国の補助金などを活用して様々な独自施策を実施しており、昨年度は、省エネ性能の高いエアコンや冷蔵庫への買換えの補助、市内でキャッシュレス決済により商品を購入したかたへのポイント還元などを実施し、いずれも高い成果を上げたところでございます。

物価高騰は予断を許さないことから、引き続き、市民や事業者のニーズに沿った施策を展 開するようお願いいたします。

令和6年度は、ほかにも福祉や子育て施策の充実、産業振興、消防力の強化など、多くの 施策を実施したところであり、執行部におかれましては、市民や市民の代表である我々市議 会の意見に耳を傾け、限られた財源を適切に配分し、効果的に執行したものと捉えておりま す。これもひとえに木津市長が手腕を発揮されたたまものであり、深く敬意を表する次第で ございます。

引き続き、市長をはじめとする執行部におかれまして、市議会と課題を共有し、市の発展に共に歩んでいくことをお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長(武居弘治議員) 以上で通告による討論は終わりました。

これにて、議案第63号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第63号 令和6年度三郷市一般会計歳入歳出決算認定についての各委員長報告は原案 認定であります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(武居弘治議員) 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案認定と決しました。

議案第64号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対、10番、工藤智加子議員。

[10番 工藤智加子議員 登壇]

○10番(工藤智加子議員) それでは、議案第64号 令和6年度三郷市国民健康保険特別会 計歳入歳出決算認定につきまして、日本共産党三郷市議員団を代表して、反対討論を行いま す。

令和6年度は、国民健康保険税が増額改定され、1人当たりの国民保険税額の平均額は前年度の9万8,403円から10万5,422円となりました。埼玉県の第3期国民健康保険運営方針による県統一化に向けて、保険税額の標準化を図るもので、高過ぎる保険税のさらなる引上げは認められません。

加入者の多くは高齢者や自営業者で、被用者の多くは派遣などの非正規労働者です。所得が低いため、国からの財政支援が必要不可欠であるにもかかわらず、いまだ国庫負担が不十分なことから、協会けんぽ並みの国民健康保険税に届いていません。資格者証の発行は22名となりましたが、今後、特別療養費の給付対象となれば、医療費を一旦全額自己負担しなければなりません。医療費の負担が医療機関へのアクセスをとどまらせ、病状の悪化を招きかねません。

物価高騰から暮らしを圧迫している中で、国民健康保険税の引上げが実施されたことは、加入者の暮らしをますます厳しくしています。国民健康保険税が負担にならないよう、一般会計からの財政支援を実施し、国民健康保険負担の引上げを国に求めることを要望し、反対討論といたします。

○議長(武居弘治議員) 以上で通告による討論は終わりました。

これにて、議案第64号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第64号 令和6年度三郷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告は原案認定であります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(武居弘治議員) 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案認定と決しました。

議案第65号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対、11番、紺野伊久子議員。

〔11番 紺野伊久子議員 登壇〕

○11番(紺野伊久子議員) 議案第65号 令和6年度三郷市介護保険特別会計歳入歳出決算 認定について、日本共産党三郷市議団を代表して、反対討論を行います。

この年度は、第9期目の介護保険料の改定が行われ、2024年度の介護保険料の基準額は月額6,300円となり、2023年度の基準額5,780円を520円上回りました。

第1号被保険者の所得段階別の1段階から3段階は減額措置はされたものの、滞納者は244人となった上、滞納者のうち、全額医療費を支払わなければサービスを利用できないかたは31名となりました。実質年金額が増えない上、物価高騰で暮らしが厳しい高齢者にとって、介護保険料は大きな負担になっています。

三郷市の介護保険給付金支払基金は年度末で約7億6,100万円になりました。ただちにこの財源を活用し、介護保険料の引下げを実施すべきです。

高齢者がさらに増え、介護を必要とする人は増えているのに、介護事業所では、働く若い人は激減し、高齢者が高齢者を支えるという危機的とも言える深刻な状態になっています。 給与がほかの産業と比べても7万円も低く、抜本的な処遇改善がなされないためです。自治体独自の補助制度を実施し、介護職員の都内や流山市、松戸市などへの市外への流出を防ぐべきではないかと考えます。

誰もが安心して必要な介護が受けられるよう国庫負担を増額し、介護の社会化を理念にスタートした介護保険制度を抜本的に改善すべきであることを申し添えて、反対討論とします。

○議長(武居弘治議員) 以上で通告による討論は終わりました。

これにて、議案第65号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第65号 令和6年度三郷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告 は原案認定であります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(武居弘治議員) 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案認定と決しました。

議案第66号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対、11番、紺野伊久子議員。

〔11番 紺野伊久子議員 登壇〕

○11番(紺野伊久子議員) 議案第66号 令和6年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について、日本共産党三郷市議団を代表して、反対討論を行います。

令和6年度は2年に1回行われる保険料改定の年に当たり、1人当たりの平均保険料は、 一昨年の7万6,782円から8万3,934円に引き上がり、7,152円も値上がりとなりました。

物価高騰が続く中、年金額が実質低下し、年金から天引きされるため、保険料が重い負担 となって高齢者の生活はますます厳しくなっています。

健康福祉常任委員会の質疑では、保険料の現年度分で滞納者が285人、医療費の窓口支払いが2割負担のかたは1,124人に及び、急激な負担を抑制するため、外来受診の際の医療費窓口負担を最大3,000円に収まる経過措置を実施してきましたが、3年間の経過措置が終わり、この9月で終了となります。

保険料や医療費の負担が年金暮らしの高齢者に重くのしかかり、診療控えも生まれ、病状などの悪化が懸念されます。治療の遅れが医療費の増額につながりかねません。

また、75歳を過ぎると、健康診査の個人通知が郵送されず、受診率は18%となりました。 受診率を引き上げるための手だてを具体化し、実施するよう求めます。

政府は、後期高齢者医療制度に対して国の財源を支援し、高齢者が安心して医療にかかれるようにすべきことを申し添えて、反対討論とします。

○議長(武居弘治議員) 以上で通告による討論は終わりました。

これにて、議案第66号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第66号 令和6年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員 長報告は原案認定であります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(武居弘治議員) 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案認定と決しました。

議案第67号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対、10番、工藤智加子議員。

[10番 工藤智加子議員 登壇]

〇10番(工藤智加子議員) 議案第67号 令和6年度三郷市上水道事業特別会計未処分利益 剰余金の処分及び決算認定につきまして、日本共産党三郷市議団を代表し、反対討論を行い ます。

この年度からの基本料金の改定は、平均約20%もの引上げとなり、当初予算では2億7,000万円の影響を見込んでおりましたが、水道料金を収入とする給水収益は、前年度比で約3億6,000万円の増額となり、物価高騰で暮らしが大変な市民に大きな負担となりました。食料、日用品の物価が高騰する中、水道料金の引上げは、市民の暮らしを応援する自治体の役割に逆行していると言わざるを得ません。

そもそも水道の目的は福祉です。水道法は憲法に基づいており、国は必要な技術的及び財 政的な援助を行うよう努めなければならないと定め、できるだけ安い料金、原価で水道を供 給することが理念と言われています。

水道料金を水道施設整備などの主要な財源として求めることになれば、今後も料金を引き 上げざるを得なくなると言わざるを得ません。国からの財政支援を強く求めるべきです。

この年度で水道行政は厚生労働省から国土交通省へと移管しましたが、この狙いの一つに、 水道広域化による上下水道一体の民営化、広域化があります。市町村の水道事業の統合化が 進めば、住民が水道事業者に意見を言える場がなくなるなどの問題が懸念されていることを 指摘しておきます。

今求められていることは、地域住民に密着した水道職員の継続採用や育成を図ることです。 県水の値上げの影響が懸念される中、住民自治を重んじる水道運営を求めて、討論といたします。

○議長(武居弘治議員) 以上で通告による討論は終わりました。

これにて、議案第67号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第67号 令和6年度三郷市上水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定 についての委員長報告は原案可決及び認定であります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

〇議長(武居弘治議員) 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案可決及び認定と決しました。

議案第68号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第68号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第68号 令和6年度三郷市公共下水道事業特別会計決算認定についての委員長報告は 認定であります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第68号は認定と決しました。

◎市政に対する一般質問

○議長(武居弘治議員) 日程第7、これより市政に対する一般質問を行います。 通告により順次発言を許します。

◇ 西村 寿美枝 議 員

〇議長(武居弘治議員) 通告第1、12番、西村寿美枝議員。

[12番 西村寿美枝議員 登壇]

〇12番(西村寿美枝議員) それでは、通告に従いまして、順次一般質問を行います。

初めに、1、多文化共生問題。

多文化共生については、令和4年6月議会で取り上げてから何度も質問してまいりました。 今回は、1、多文化共生社会の実現に向けて、さらにもう一歩進めて質問させていただきます。

令和4年当時、外国人市民の割合は、三郷市の人口の3.5%であるとご答弁いただきましたが、3年がたちまして、現在は5%を超え、20人に1人が外国人市民となっております。

出入国在留管理庁を所管する鈴木法務大臣が、有識者による私的勉強会の中間報告を先月 29日に公表しましたが、その中で、総人口に占める外国人比率が2040年頃には10%程度まで 上昇する可能性があると試算しています。

国立社会保障・人口問題研究所が、2023年に10%を超えるのは2070年代とした推計より30年も前倒しになる可能性が示されました。

これまで三郷市では、英語版みさとくらしのガイド (Misato Living Guide) や多言語でのごみの分け方・出し方のご案内、そして市役所窓口などへの翻訳機の設置など、外国人市民が言葉の壁で困ることがないようにと様々に支援してきたところであります。

一方で、外国人市民と日本人市民との交流はなかなか進んでおりません。お互いの文化や 習慣の違いの理解などもまだまだであると思います。

そこで、アとして、外国人市民との協働について、具体的に2点にわたってお伺いいたします。

まずは、①通訳・翻訳ボランティアの募集についてです。

令和4年6月議会で、外国人市民のかたに通訳・翻訳のボランティアとして登録していただく取組について質問をさせていただきました。機械を使えば簡単に翻訳できる時代ではあります。しかし、この取組の主目的は、外国人市民が地域社会に参画し、貢献することであります。協働することで、壁を隔てたコミュニケーションから、人間と人間の心の通ったコミュニケーションへ共生社会を実現する一歩になると考えます。

現在の地域振興部長が、当時、市民経済部長として他市の事例を調査研究してまいりたい とご答弁くださいましたが、3年がたった今、通訳・翻訳ボランティアの募集についてどの ように考えておられるか、お伺いいたします。

続いて、②外国人市民会議の創設についてお伺いいたします。

多文化共生社会の実現を目指して、外国人市民会議を設置している自治体がございます。 これは外国人市民の意見、提案等を市政に反映させ、まちづくりに参加してもらうことで、 共に生きる平和な地域社会をつくることを目的としています。この外国人市民会議を創設す ることについて、三郷市ではどのように考えられるか、お伺いいたします。

次に、2、教育問題として、地域学校協働活動についてお伺いいたします。

三郷市では、令和7年度で市内小・中学校全てにコミュニティスクールが設置されました。 文部科学省は、学校を地域で支えるコミュニティスクールと、地域全体でこどもを支える、 地域学校協働活動を一体的に進める必要があるとしています。背景には、少子・高齢化、地 域のつながりの希薄化などによる、こどもを取り巻く地域力の衰退、そして、学校における 働き方改革や放課後児童対策の必要性、また、いじめ、不登校対策や児童虐待の増加などが あります。

学校や家庭が抱える課題は複雑化、困難化しており、学校のみならず、家庭や地域住民等が相互に連携、協働して、地域全体でこどもたちの成長を支える社会を実現することが必要

です。

そこで、今回はこどもを真ん中にしたこどもたちの学びによるまちづくり、地域課題解決 型学習を地域社会につなげる地域学校協働活動についてお伺いいたします。

学校や家から一歩外へ出ると、こどもたちにとって様々な危険が待ち受けております。車や自転車など交通に関わる危険、河川や水路など自然環境の危険、人気のない場所などの犯罪に関わる危険など、住んでいる地域ごとに危険箇所は様々あるでしょう。家庭や学校、そしてスクールガードや地域の見守り活動などで、常々こどもたちに注意を呼びかけてくださっていることと思います。

このような危険箇所について、こどもたち自身が学び、安全について考えることは、地域 課題解決型学習になると思いますが、学校の授業だけで行うことは難しく、地域のかたと情 報共有を行いながら進めていく必要がございます。

文部科学省では、学校安全総合支援事業を進めておりますが、地域の多様な主体と連携協働し、こどもの視点を加えた安全対策を推進する必要があるとしています。

そこで、①校区内の危険箇所の掌握について、地域学校協働活動との連携はどのようにされているかお伺いいたします。

こうして得られたまちの危険箇所の情報をこどもたちが地域へ発信し、共有していくことが、こどもの視点を加えた安全対策となります。

さらに、広く地域のかたにこどもたちの活動を届けることで、地域全体でこどもたちを育てていこうとする機運の醸成につながるものと考えます。こどもたちにとっても、社会参画する機会となり、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につける教育につながるでしょう。

そこで、②地域との情報共有についてお伺いいたします。

最後に、3、防犯問題、1、防犯カメラ付きインターホン等の設置補助についてお伺いい たします。

三郷市では、本年5月1日から明年3月31日まで、侵入盗等被害の防止と地域における防犯力の向上を目的とし、自ら居住するために用いる市内の戸建て住宅に住宅用防犯カメラを設置するかたに対して補助金を交付しています。

これは国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューを利用しておりますが、三郷市では、補助対象は戸建て住宅に限るとしています。本事業が広報等で周知されたときに、私の元に多く寄せられたのが、「共同住宅も対象にしてほしい」「防犯カメラ

付きインターホンなども対象にしてほしい」という声でございました。

共同住宅の中には、オートロックや防犯カメラのエントランスや通路への設置など、建物 全体で防犯対策をしている住宅もありますが、多くは、個人で防犯対策をする必要がありま す。共用部に個人的な装備を設置することはできませんので、録画機能のある防犯カメラ付 きインターホンが大きな防犯対策となります。

賃貸住宅でも、インターホンは音声のみ通話可能なものが標準装備で、防犯カメラ付きインターホンに取り替えるには、賃借人である住民が自費で行う必要があるそうです。

また、戸建ての住宅でも、住宅密集地で隣家と接近している場合は防犯カメラの設置は難しく、防犯カメラ付きインターホンが重要な防犯対策となっているのではないでしょうか。

さらに、防犯カメラ以外にも補助錠、防犯フィルム、センサーライトなどの防犯設備も補助対象にしている自治体もございます。

そこで、防犯カメラ付きインターホン等にも設置補助をしてはいかがでしょうか、お伺い いたします。

以上で1問目を終わります。

○議長(武居弘治議員) 西村寿美枝議員の質問に対する答弁を求めます。

小暮勲地域振興部長。

[小暮 勲地域振興部長 登壇]

〇地域振興部長(小暮 勲) 西村議員のご質問に順次お答えいたします。

1、多文化共生問題、1、多文化共生社会の実現に向けて、ア、外国人市民との協働について、①通訳・翻訳ボランティアの募集でございますが、本市における外国語の通訳・翻訳の取組としましては、英語による通訳・翻訳を行います国際化推進専門員を配置しており、英語以外の言語通訳につきましては、出入国在留管理庁で実施している通訳事業の活用、窓口設置型自動翻訳システムやポータブル翻訳機(ポケトーク)の活用により支援を行っております。

また、英語以外の発行物等の翻訳につきましては、外国人総合相談センター埼玉で実施している翻訳事業を活用しております。

通訳・翻訳ボランティア登録制度につきましては、多言語による通訳が可能になるほか、 市が発行する通知やチラシ等の翻訳においてもサポートいただけるものでございますが、依 頼内容の調整や翻訳物の精査などの課題があるものと認識しております。

日本人のみならず、日本語が堪能な外国人に通訳・翻訳ボランティアとして活動していた

だくことは、外国人住民とのコミュニケーションツールとなり、外国人住民との協働につながるものと考えますので、近隣市の事例を参考にするとともに、関係団体及び関係部署と連携し、多言語による対応に努めてまいります。

次に、②外国人市民会議の創設でございますが、多文化共生を推進する上で、外国人住民が主体的に関わる仕組みを設けることは、多文化共生と市民生活の充実を図る上で効果的な側面があるものと認識しております。

また、既に外国人市民会議等を設置し、外国人住民の声を聞き、共に生きる地域づくりに 取り組んでいる一部の自治体の実例もあり、外国人が自らの生活実態やニーズを直接伝える 場を確保することは、行政と市民の信頼醸成にも資するものと考えております。

本市では、三郷市国際交流協会により、14か国24名の方々による話合いの場を設けて、多文化共生社会を推進するためのネットワークづくりが進められているほか、市としましても交流活動支援を行っているところでございます。

現在、本市には外国人市民会議など、外国人が市政へ参画する具体的な制度はございませんが、今後、多文化共生社会を推進していくために、先進自治体の事例を参考にするなど、関係団体及び関係部署と連携しながら、地域の実情に合った支援体制など、引き続き調査研究してまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 濵田輝行学校教育部副部長。

〔濵田輝行学校教育部副部長 登壇〕

○学校教育部副部長(濵田輝行) 私からは、2、教育問題、1、地域学校協働活動について、ア、地域の安全対策についての①校区内の危険箇所の掌握、②地域との情報共有について、順次お答えいたします。

初めに、地域学校協働活動とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動であり、国の目指す「地域と共にある学校づくり」と、「学校を核とした地域づくり」を推進していくために欠かせない活動となっております。

ア、地域の安全対策についての①校区内の危険箇所の掌握についてでございますが、各学校では、PTAや見守りボランティアと連携し、通学路や校区内の危険箇所を随時点検しております。

ほかにも、こどもたちは一斉下校の際に教職員とともに、また、引取り訓練の際には保護者とともに、危険箇所を確認しながら下校しております。危険箇所が確認された場合には、

学校、警察、関係各課と情報を共有し、通学路の変更や交通安全施設の整備等につなげております。

次に、②地域との情報共有についてでございますが、こどもたち自身が地域の危険箇所を 調べる学習活動を通して、安全意識を高める取組は一部で行われておりますが、その成果で ある安全マップを地域全体に共有する取組につきましては、学校によって差があるのが現状 でございます。

しかし、議員ご指摘のとおり、危険箇所の共有やこどもたち自身が安全や地域に目を向ける取組は、こどもたちの「生きる力」を育む観点からも大変有意義であると考えております。 これまでの取組を基盤に、地域学校協働活動の趣旨を踏まえながら、こどもたちが自ら学び、発信する活動を広げてまいります。

さらに、国の学校安全総合支援事業につきましては、本市においても、平成24年度から6度にわたり委託を受け、災害安全の領域で取り組んできた事業でございます。小・中学校間の連携に加え、地方気象台や消防など関係機関との協力により、地域全体の学校安全体制の構築を目指し実施してまいりました。

生活安全や交通安全領域における本事業の活用についても、その動向を注視しつつ、地域 全体で持続可能な取組として推進できるかを検討してまいります。

今後も各学校応援団、民生委員、親の学習、放課後子ども教室、中学校区地域青少年育成会、部活動地域移行等、これら地域学校協働活動との一体的推進を見据え、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進めてまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

〇市民生活部長(浅井富雄) 西村議員の質問にお答えいたします。

私からは、3、防犯問題、1、防犯カメラ付きインターホン等の設置補助についてお答え いたします。

現在、実施しております三郷市住宅用防犯カメラ設置費補助事業は、侵入盗などの被害防止や、市内でも近年犯罪認知件数の高くなっている自動車盗を防ぐことを目的に、戸建て住宅を対象に、防犯カメラの購入費及び設置に係る工事費に対し、2万円を上限とし、その費用の3分の2を補助するものでございます。

防犯カメラは、侵入盗などの犯罪を抑止する効果が期待できるほか、録画された映像は犯

行が行われた際の重要な証拠となります。

一方で、県内、深谷市や鴻巣市において、防犯カメラのほか、モニター付きインターホン、 防犯フィルム、人感センサーライトなどの取付けに対し補助金を交付しているようでござい ます。

共同住宅にも対象を広げ、防犯カメラだけでなく、センサーライトや防犯フィルムなどの 防犯設備の設置に対しても補助事業を拡充することにつきましては、先ほど申し上げた自治 体をはじめ、先行して実施している自治体の事業内容を調べるとともに、市内の犯罪状況を 見極めながら、まずは効果的な防犯対策の検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 西村寿美枝議員の2問目の質問を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

- O議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。 西村寿美枝議員。
- **〇12番(西村寿美枝議員)** それぞれにご答弁ありがとうございました。それでは、何点か 再質問と要望をさせていただきます。

まず、多文化共生問題でございますが、外国人市民との通訳・翻訳ボランティアについては、外国人市民との協働になるというふうにご認識いただいているというご答弁でございました。

通訳・翻訳ボランティアについては、以前、先進事例としてご紹介しました吉川市では、 現在は登録者数が77名、25か国語に対応と、さらに増えて活動されております。また、八潮 市でも同様に、八潮市多言語サポーターという名称で募集を始めており、現在、53名が登録、 16か国の言語に対応しているということでございました。ぜひ三郷市でも外国人市民との協 働という主目的によって取り入れていただけるように要望いたします。

次に、外国人市民会議についてでございますけれども、ひとつ先進事例をご紹介いたします。

神奈川県藤沢市では、2010年に「外国人市民とともに藤沢を創る会」が発足。以来、外国

人市民との共生を考える会議を重ね、2014年から外国人市民会議として活動しております。

活動内容は、外国人市民のための生活ガイドや生活オリエンテーション動画を作成するために内容などを話し合うこと。また、健康保険説明会や防災セミナーなどへの参加、市が発信する情報の作り方と届け方の工夫についての提言など、多文化共生を推進するものとなっております。

ご答弁では、三郷市の国際交流協会でも、14か国のかた、24名での話合いが行われたということで、またネットワークづくりを始めておられるというご答弁でございましたけれども、ぜひこれを外国人市民会議へと、藤沢市同様に進めていっていただきたいと要望いたします。ここで1点、多文化共生について再質問をさせていただきます。

この藤沢市では、多文化共生について企画政策部の人権男女協働平和国際課が担当しております。三郷市でも企画政策部でホストタウン交流事業が行われておりますが、この事業は、遠い国との国際交流であり、三郷市に住む外国人市民との共生社会を目指す内容ではありません。市内の外国人市民の窓口になっているのは、地域振興部の市民活動支援課です。

しかし、あくまでも市民の活動を支援するというスタンスであり、市政にとって重要課題である多文化共生をボランティア活動の市民に委ねているというのが現状です。市がしっかりと方針を定めて多文化共生を推進していく姿勢を示すことが必要であると思いますが、この点について、地域振興部長に再質問をさせていただきます。

次に、2の教育問題、地域学校協働活動についてでございますが、地域の方々、見守り活動など本当にいつも感謝しております。

文部科学省が行う学校安全支援事業の1問目のご答弁にもございましたけれども、学校安全支援事業のモデル校として指定されている高知県土佐市立蓮池小学校の事例をご紹介いたします。

蓮池小学校では、校区の危険箇所について実地調査を行い、児童の主体的な気づきやアイデアに基づいて具体的な解決策を考え、地域のかたを招き発表会を行いました。児童の熱心な取組と優れたプレゼンテーションが参加した大人たちの心を打ち、社会をより安全なものに変えていく原動力となり、こどもたちの学びを社会へ還元するというよいモデルとなっております。

気づき、感じ、伝え合うことを大切にした安全教育の日常化をテーマに、災害安全、交通 安全、生活安全の全領域を網羅し、各教科等における安全教育の実践を進めておられます。

三郷市でも、平成24年から6度にわたって災害安全を中心にこの学校安全支援事業、取り

組んでおられるというご答弁でございました。ここで1点、地域学校協働活動について再質 問をさせていただきます。

文部科学省が目指す社会的自立と社会参画の力を育む教育とは、こどもたちが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につける教育であるとされています。それを地域で応援するために、こどもを真ん中にした地域学校協働活動をさらに推進していく必要があると思いますけれども、この点について学校教育部長に再度お伺いいたします。

最後に、防犯カメラ付きインターホン等の設置補助についてでございますが、ご答弁では 少し後ろ向きなご答弁であったのかなというふうに思いますけれども、ご答弁でご紹介くだ さいました深谷市のこちらチラシになっておりますけれども、深谷市では、防犯対策補助金 ということで、このカメラ、それから防犯カメラ付きインターホン、防犯フィルム、センサ ーライト、また、補助錠などの補助対象を広く、防犯対策の補助事業を行っております。

こちらの補助金の申請ができるかたとして、日中等において65歳以上の高齢者のみの世帯、 市内の戸建て住宅や共同住宅の使用者であることというふうにしております。

このように、深谷市では高齢者世帯を狙った犯罪が多発している昨今、限られた予算で効果的な防犯対策をするために対象品目は広くし、対象年齢を絞って高齢者に限定したものと考えられます。

そこで1点、再質問をさせていただきます。

侵入盗だけではなく、悪質な訪問販売で高齢者がだまされてしまうケースも増えております。例えば、こちらの深谷市のように、高齢者世帯に対して防犯カメラ付きインターホンや防犯フィルムなど、対象品目を広く補助するというのはどうでしょうか。市民生活部長に再質問としてお伺いいたします。

以上で終わります。

〇議長(武居弘治議員) 西村寿美枝議員の2問目に対する答弁を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

〇地域振興部長(小暮 勲) 西村議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

本市として多文化共生を実現するためどのように取り組むかについてであったかと思いますが、多文化共生の実現には、外国人住民と日本人住民が支え合う意識を持ち、コミュニケーションの支援、交流の場の支援が大切であると考えますので、多文化共生社会の推進のた

め、地域の状況に合った支援体制を研究してまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 濵田輝行学校教育部副部長。

[濵田輝行学校教育部副部長 登壇]

○学校教育部副部長(濵田輝行) 再度の質問にお答えいたします。

地域とともにある学校の在り方の取組についてどのようかというご質問だったかと思います。

学校が地域に開かれ、地域の大人がこどもの育ちを支える一方で、こどもたちも地域の一員として役割を果たす姿を目指しております。具体的には、学習支援や安全見守りを地域が担い、こどもたちは行事や活動を通じて地域に貢献する、そうした相互の関わりが大切であると考えております。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

〇市民生活部長(浅井富雄) 西村議員の再度のご質問にお答えいたします。

65歳以上のかたのご高齢者世帯向けの防犯対策のお話だったかと思います。

三郷市では、ご高齢者向けの防犯対策といたしまして、防犯カメラだけではなく、振り込め詐欺など高齢者を守るため、65歳以上の世帯のかたを対象に、通話録音機器の無料貸出しなども行っております。また、町会自治会や老人福祉センターにおいて、防犯指導員による防犯講話を実施しております。

このように、ご高齢のかたに対する効果的な防犯対策を講じていけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で西村寿美枝議員の質問を終わります。

◇ 桑 原 洋 昭 議 員

〇議長(武居弘治議員) 通告第2、13番、桑原洋昭議員。

[13番 桑原洋昭議員 登壇]

○13番(桑原洋昭議員) それでは、通告に従いまして、順次一般質問を行います。

初めに、1、公共交通問題、1、公共交通機関についてお伺いします。

三郷市では、高齢化による人口構成の変化や自家用車依存の高さ、さらには、バス運転手 不足など様々な課題が顕在化しています。

公共交通は市民の暮らしを支える移動手段であると同時に、地域経済の活性化や観光振興にも直結する重要な社会基盤です。さらに、運転免許証の自主返納率も年々上昇しており、 今後、その必要性と重要性はますます高まっていくものと考えます。

本市では、民間事業者により路線バスが運行され、住宅地と鉄道駅、商業施設、医療機関などを結んでいます。利用者層は、主に通勤・通学者や高齢者が中心ですが、自家用車に依存するかたも多いため、全体の利用者数は減少傾向にあります。結果として、バス会社にとっては採算性が低下し、とりわけ日中便の維持が難しくなっている状況です。

そこで、アとして、現在の路線バスの利用状況と現状についてどのように認識しておられるのかお伺いします。

次に、イとして、現在、全国的にバス運転手の人材不足が深刻化しており、本市において も安定的な運行体制を維持するための人材確保が大きな課題です。

各バス事業者では、大型2種運転免許取得支援や未経験採用の推進、勤務体系の柔軟化など、就労環境の改善に取り組んでいます。女性やシニア世代も働きやすい環境が整いつつありますが、全国的な統計を見ると、バス運転手の採用時平均年齢は42.9歳と高く、若年層の参入が進んでいないのが実情です。世代交代が遅れることで、成り手不足はさらに深刻化しています。

こうした全国的な動向を踏まえ、本市としてバス運転手不足への対応策についてどのよう に考えておられるのかお伺いします。

次に、ウとして、バス利用促進案についてお伺いします。

公共交通の問題は、地方近郊のみならず、都心部も含めた全国的な課題だと改めて痛感いたします。その中でも、地域の特色を生かすことや、MaaSやオンデマンド型交通といった先進的な取組も一部で進められつつあります。しかしながら、これらを導入するには、コストやシステム面、人材面など多くの課題があり、本市においても、すぐに実現できる状況にないと認識しております。

では、今、この現状を踏まえ、本市としても多世代にわたる利用促進に向けての新たな取組をしていくべきではないかと考えます。例えば、イベント型の取組として、バススタンプ

ラリーの実施をしてみてはいかがでしょうか。

このスタンプラリーは、単にバス停を巡るだけではありません。市内の観光スポットや公 共施設、さらには、ウォーキングポイントにもスタンプを設置し、多世代が楽しみながら参 加できる仕組みとするものです。こどもにとってはバス乗車そのものが冒険や学びとなり、 親子にとっては思い出づくりの機会にもなります。高齢者に向けては健康スタンプを導入し、 短い距離のウォーキングを取り入れることで、楽しみながら無理なく健康づくりとバス利用 を組み合わせることができます。

また、市制記念日や地域イベントと連動させることで、地域全体の盛り上がりを創出できます。さらに、将来的には地域商品券やポイント制度と連携させることで、商工業支援にもつなげられると考えております。

公共交通を維持するためには、市民の皆さんにバスに乗るきっかけをつくることが不可欠です。その上で、本市としてバス利用促進案についてどのように考えておられるのか、お伺いします。

次に、2、若者定住問題で、奨学金返還支援制度事業について3点お伺いします。

大学や専門学校などでの学びを支える奨学金制度は、多くの学生に利用される一方で、卒業後の返済、いわゆる借金が生活の重荷になっている若者が少なくありません。

文部科学省によると、2023年度の入学金や授業料など、大学の初年度の納付金は、国立が標準額で約82万円、私立は平均約148万円に上っています。下宿して通う場合は、家賃などもかさみ、家計負担はさらに増します。

私は学生時代、経済的に進学を諦めることも考えましたが、貸与型奨学金制度を利用し、 住み込みで働きながら学業を続けることができました。しかし、社会人となってからも返還 義務が大きな負担としてのしかかり、若い世代にとっての生活設計や将来への不安感に少な からず影響を与えることを痛感してまいりました。

若者が安心して学び、そして地元で働き、暮らしていける環境づくりの一助として、奨学金返還支援制度は、現在、全国的には、若年層の地元定着や人材確保の観点から、奨学金の返還を自治体や企業が支援する取組が進められています。特に、地方都市では人口減少や人材流出への対策の一環として注目されております。

そこで、アとして、本市における奨学金返還支援制度の現状についてお伺いします。

次に、イとして、市としての情報提供の現状についてお伺いします。

奨学金返還支援制度は、市町村や企業が導入している場合でも、学生や保護者の認知度が

十分ではないと言われています。県内の市町村においては、市のホームページや広報紙において、国や他団体の奨学金返還支援制度を紹介している例も見受けられます。

また、市内の企業が希望する場合には、制度を導入している企業を紹介するなど、公平性 を保ちながらも、市として後押しができると考えます。

そこで、本市としては、市内の学生や保護者に向けてどのような形で奨学金返還支援制度 に関する情報提供を行っているのかお伺いします。

次に、ウとして、奨学金支援金制度の導入についてお伺いします。

この問題は、我が会派の鳴海議員から、令和5年度の一般質問におきまして、若者支援の一環として支援制度事業の導入について提案をさせていただきましたが、今回は若者の地元 定住や企業の人材確保を図る観点から、再度お伺いします。

2021年4月から制度を導入している企業などから、日本学生支援機構(JASSO)に直接支援額を送金できるようになりました。従来の支援額を給料に上乗せする形から、企業が従業員の返還額を肩代わりする代理型返還支援制度が導入されました。支援額の所得税は非課税となり、報酬にも含まれないため、社会保険料が増えず、手取りが減らないといったメリットになります。企業にとっては、離職率の低下や税制上の優遇、企業イメージの向上につながります。

若者定住問題の観点から、他市の例を挙げると、熊谷市では、大学等卒業後の若年層に対し、市への転入、定住促進を目的に、大学等奨学金利子支援事業を実施しています。これは、既に返還した奨学金の利子額の支援事業で、給付期間は10年間で上限3万円まで支給されます。

また、行田市では、行田市奨学金返還支援事業として、3年間で年上限12万円を支給しています。特に、この行田市で特徴的なのは、市内在住が条件ですが、就業先は市外でも大丈夫な点です。

そこで、本市においても、若者定住の観点から奨学金返還支援制度を導入すべきと考えますが、ご見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長(武居弘治議員) 桑原洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長(城津 守) 私からは、1、公共交通問題の1、公共交通機関につい

てにつきまして、順次お答えいたします。

初めに、ア、路線バスの利用状況と現状についてでございますが、本市における路線バス 事業は、市内鉄道3駅を起点として、金町駅、松戸駅、八潮駅などを結ぶ路線を中心に、29 路線、61系統が運行されております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、路線バス利用者数の大幅減少となりました 令和2年度以降、現在に至る利用者数の推移には、回復傾向は認められるものの、コロナ禍 以前の水準には達しておりません。

また、令和6年4月より働き方改革関連法による労働時間の改善基準の公共交通事業者への適用開始に伴い、運転手の就労環境が向上することとなりましたが、いわゆるマンパワーの減少を招く側面もございます。

このような背景の下、市内の移動を支える6社の路線バス事業者におきましても、経営規模が異なることから、影響の現れ方は様々でございますが、路線の廃止や運行便数の削減の選択を余儀なくされるなど、公共交通を取り巻く環境は依然として厳しい状況であるものと捉えております。

次に、イ、バス運転手不足への対応策についてにつきましてお答えいたします。

バスの運転手不足が指摘され久しいものがございますが、残念ながら、全国的にも効果的 な解決策を見いだせていないのが現状でございます。

そのような中、路線バス事業者におきましては、継続的な求人の実施と併せ、運転手の定年延長や、ご質問にもございましたが、大型2種免許を持たないかたに関しても採用の門戸を広げ、免許取得に向けた研修などのサポートや、福利厚生の充実を図るなどの企業努力に取り組まれております。

本市におきましては、市内を運行する路線バスの経路をまとめた三郷バスガイドブックへの運転手募集広告の掲載や、雇用機会の確保として、ハローワーク草加と三郷市商工会との共催により開催をしております三郷市合同企業面接会への参加案内などにより、運転手確保の支援を実施してまいりました。

ただいま申し上げました取組につきましては、現状におきまして、運転手不足の解消に至るような成果は得られておりませんが、今後も引き続き、事業者との連携に努めてまいります。

最後に、ウ、バス利用促進案についてでございますが、公共交通の利用促進につきまして は、様々な視点からの取組が必要であると認識しております。

例えば、移動の安全性や利用しやすさといった環境整備の視点による取組や、また、路線 バスを身近なものとして感じていただけるような啓発や教育の視点での取組が考えられます。

そのほか、公共交通の利用に付加価値をつけるといった視点におきましては、商業施設や 地元商店会などと連携した割引サービスやスタンプラリー、買物金額に応じた割引乗車券の 交付といったサービスを提供する企画なども、利用促進につながる手法になるかと考えられ ます。

このような取組につきましては、一時的なキャンペーンとしての実施とするのか、また、 バス事業者と付加価値を提供する事業者等の双方にメリットが生じる枠組みの下、継続的な 取組とするかなど、その内容や目的に応じ各事業者の費用負担は大きく変わってまいります。 また、安全な車両運行の妨げとなるような運転手に対し、本来求められる以外の負担を生 じさせない配慮をする必要もございます。

今後につきましては、このような要件に配慮しながら、先進事例の情報収集や事業者との 意見交換などにより、効果的な利用促進策の立案に向け、課題の把握に努めてまいります。 以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 小暮勲地域振興部長。

[小暮 勲地域振興部長 登壇]

- 〇地域振興部長(小暮 勲) 桑原議員のご質問に順次お答えいたします。
 - 2、若者定住問題、1、奨学金返還支援制度事業について、ア、本市における奨学金返還支援制度の現状でございますが、奨学金返還支援制度につきましては、日本学生支援機構において、奨学金を受けていた従業員に対し、企業等が返還残額の一部または全額を代理で返還し、奨学金返還者を支援する制度として、現在、全国で2,500社を超える企業が運用しております。

また、埼玉県では、この奨学金返還支援制度を設ける中小企業事業者等に対し、人材確保 と人口定着を促進するため、埼玉県中小企業団体中央会を通じて一定額を補助する中小企業 等奨学金返還支援事業補助金制度を実施しております。

なお、本市としましては、独自にこれに類する、または加算する直接の補助制度は設置していない現状でございます。

次に、イ、市としての情報提供の現状でございますが、企業等の奨学金返還支援制度及び 埼玉県中小企業等奨学金返還支援事業補助金に関する周知につきましては、ハローワーク草 加において、求人受領説明会等の実施時に当該補助金制度の案内リーフレットを説明会資料 に同封して周知を図っているところでございます。

当該支援は、未来ある若者のサポートを行うことで、企業等が若手人材の確保・定着、企業イメージの向上につながるほか、場合により課税優遇が適用になるなどのメリットがございます。

市としましても、若年者の定住が期待できることから、市ホームページや市で実施している合同企業面接会など、機会を捉え、市内事業者に対し制度周知に努めてまいります。

次に、ウ、奨学金支援金制度の導入についてでございますが、市独自の補助制度の創設につきましては、本市のまちづくりにおける定住化促進の観点や、企業等の経営、人材確保の雇用状況など、施策を総合的に勘案する中で、埼玉県の補助制度の実施動向や他市の事例などを注視してまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 桑原洋昭議員。

- ○13番(桑原洋昭議員) それぞれご答弁ありがとうございました。何点か要望させていただきます。
 - 1、公共交通問題のウ、バス利用促進案についてですが、現在、全国の自治体では、バス利用促進に向けた具体的な取組が進められております。

県内においては、昨年、戸田市で市内周遊デジタルスタンプラリーを実施、川越市では東武バス運行90周年を記念して、東武ポイントアプリを活用した1日乗車券付きのスタンプラリーが行われました。それぞれの地域の特徴を生かしながら、健康や観光、デジタルといった切り口などで工夫を凝らした取組が行われております。

今できる取組として、イベント型で市民に楽しんでもらえるバススタンプラリーは、利用 者促進の上で本市にとっても効果的であると思います。市民の皆さんが楽しみながらバスを 利用し、公共交通の価値を再認識できるような取組をしていきたいと要望いたします。

次に、2、若者定住問題についてですが、奨学金返還支援制度を導入している企業は、若者にとって企業選びの重要なポイントの一つであります。今や大学生の約2人に1人が奨学金を利用している時代です。希望する給料額や勤務地に次ぐ、安心できる福利厚生として、この制度は若者に高く評価されています。

先ほど機会を捉え、市内事業者に対し制度周知に努めてまいりますとのご答弁をいただきました。企業への周知はもちろんでありますけれども、あくまでも本市が若者に向けての周知をどのような形で進めていけるのかが重要だと思います。

埼玉県久喜市では、奨学金制度の支援はしておりませんが、市のホームページ上で「奨学金」と検索すると、埼玉県中小企業等奨学金返還支援事業補助金と日本学生支援機構(JASSO)による制度案内のリンクがトップ画面で出てきます。このように支援策の情報を掲載し、若者に向けた若者目線の周知に努めております。

ぜひ本市におきましても、代理型返還支援制度を仕組み、さらには公平性を保った上で、 市内で制度を導入している企業や団体の紹介を市の公式ホームページや広報紙などで積極的 に発信し、若者が将来の就職を考える一助となるよう取り組んでいただくとともに、若者が 三郷で働きたい、このまちで将来を描きたいと思えるような未来志向のまちづくりに向けて、 今できることから一歩ずつ取り組んでいただきたく要望いたします。

以上で要望を終わります。

○議長(武居弘治議員) 以上で桑原洋昭議員の質問を終わります。

◇ 深川智加議員

〇議長(武居弘治議員) 通告第3、9番、深川智加議員。

[9番 深川智加議員 登壇]

〇9番(深川智加議員) それでは、通告に従いまして、3項目にわたり一般質問を行います。 まず、1項、平和問題、1、平和教育について伺っていきたいと思います。

平和教育とは、学校の授業、学級活動、行事など、また、学外でもあらゆる機会を利用して行う平和学習のことで、学校教育において平和教育は、憲法と教育基本法に根拠を持つ大変重要な教育活動です。

本市においても様々な平和教育の取組がされていますが、二度と戦争を起こさないため、 戦争の悲惨さ、平和の尊さについて学ぶ機会の充実を通じて、世界的なレベルでの平和への 希望、平和を願う心を強く深くこどもたちの心に刻んでほしいと願っています。本市の平和 教育をより発展、充実させる上でどのようなことをお考えか、アとして、発展・充実につい て、イとして、小中学校での現状と課題はどのようか、教育長へ伺います。

次に、2、平和事業について伺っていきたいと思います。

昭和63年3月議会で、三郷市非核平和都市宣言については全議員賛成で可決されているところであります。この宣言の中では、次のように言っています。「私たちは、ただ一つの被

爆国の国民として、非核三原則の堅持を願い、すべての国のあらゆる核兵器がすみやかに廃 絶され、人類永遠の平和が確立されることを強く切望するものです。」と宣言し、平和のた めに努力することを誓っています。今年は戦後、そして被爆80年の節目の年となりました。

また、戦争や被爆を体験されたかたが減っていく中で、この三郷市の非核平和都市宣言に 基づいて、これまで以上に平和事業を拡大していくことが求められていると考えます。

アとして、平和事業の発展・充実について市長のお考えを伺います。

次に、8月9日に開催された戦後80年「平和を願う被爆ピアノコンサート」では、「平和の尊さ、大切さがよく表された企画でとてもよかった」という声が市民から寄せられました。 さらに、毎年実施している戦争原爆パネル展など、本市では幾つかの平和啓発事業が行われていますが、イとして、啓発活動でのアンケート結果はどのようか伺います。

次に、平和の尊さを未来につなぐため、広島・長崎の平和記念式典に児童・生徒を派遣する自治体が増えています。

2024年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したことを受け、広島・長崎は、世界の歴史上、唯一戦争により核爆弾が落とされた都市として、ますます世界中から 平和を願う人々が集まり、戦争の悲惨さを、平和への希望を学ぶ場となっています。

県内でも、和光市や三芳町、さいたま市、草加市、越谷市など多くの自治体が行っています。三郷市でも取り組む考えはないでしょうか。ウとして、広島・長崎平和記念式典への小中高生の派遣を求めますが、考えを伺います。

続きまして、2項、健康増進、1、後期高齢者健康診査の受診率向上を伺っていきたいと 思います。

加齢により心身が衰えた状態を放置しておくと、健康や生活機能を損なうおそれがあります。早く対策すれば、自立した生活の継続につながるため、健康診査の受診率向上の促進に さらに取り組んでいただきたいと考えます。

三郷市の場合、町会等を経由して、年に1回、健康のしおりが配布されていますが、これとは別に、40歳から74歳までの国民健康保険加入者には特定健康診査の受診券が郵送されます。ところが、後期高齢者に受診券は発送されません。越谷市や草加市などの自治体では受診券の郵送が行われているようです。後期高齢者健康診査の受診率向上に向けて、三郷市でも取り組む考えはないでしょうか。

そこで、アとして、受診率の推移についてお聞きします。

イとして、受診券の郵送についての考えはどのようか伺います。

続きまして、3項、交通安全、1、三郷流山橋付近のT字路に一時停止の設置をについて 伺いたいと思います。

三郷流山橋の料金所から、県道三郷松伏線に出る前の左折したところにある道路は、橋の整備に伴いつくられたものですが、T字路の交差点に一時停止の標識等の設置をしてほしいという声が住民から聞こえています。

近くには前間小学校やみさと協立病院などがありますが、こどもたちも通る道ですので、 一時停止を確実に行うことで事故を未然に防ぎ、道路交通の安全を確保することが必要だと 考えます。三郷流山橋付近のT字路に一時停止の標識等の設置を行うことについてお考えを 伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長(武居弘治議員) 深川智加議員の質問に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

- **〇市長(木津雅晟)** 深川議員のご質問にお答えいたします。
 - 1、平和問題の2、平和事業についてのア、発展・充実についての市長の考えはについて お答えをし、他につきましては担当部長をして答弁いたさせます。

本市では、昭和63年3月の三郷市非核平和都市宣言の下、様々な平和啓発事業を継続して 実施しております。

戦後80年の節目となる今年は、3月に東京大空襲パネル展を、先月には、原爆の被害を受けながらも奇跡的に焼け残ったピアノを広島から運び、被爆ピアノを通して啓発事業を開催するなど、市民の皆様とともに、世界の恒久平和の実現を願う事業の充実に努めております。

今後も引き続き、市民の皆様に三郷市非核平和都市宣言の理念を広くご理解いただくことができるよう、周知・啓発に努めてまいります。

〇議長(武居弘治議員) 大塚正樹教育長。

〔大塚正樹教育長 登壇〕

- ○教育長(大塚正樹) 深川議員のご質問にお答えいたします。
 - 1、平和問題、1、平和教育についてのア、発展・充実についてと、イ、小中学校での現 状と課題はにつきましては関連がございますため、一括してお答えいたします。
- 小・中学校における平和に関する教育につきましては、学習指導要領に基づき、主に社会 科において、こどもたちの発達の段階に応じて学習を進めているところでございます。

小学校においては、過去の戦争や原爆による人類最初の災禍といった経験を学ぶことで、 国際社会の平和と発展のために、我が国や日本人が今後果たすべき責任に気づき、世界平和 の大切さを考えることを重視しております。

中学校においては、国際協調の観点から、主権の尊重や国家間の協力、役割を理解し、平和の実現に必要な考え方を学んでおります。

また、国語や道徳においても、平和を題材とした教材を扱い、小学校段階から平和について行動変容につなげる学習を行っております。

加えて、総合的な学習の時間では、戦争体験者の話を伺うなど、体験的な学びを取り入れている学校もございます。

平和な社会を未来へ受け継いでいくためには、こどもたちが平和の大切さ、尊さを実感することが重要です。

今後も、全ての小・中学校において、平和に関する教育を着実に進め、こどもたちが平和 で安全な未来を築く人材として成長できるよう努めてまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 平川俊之総務部長。

[平川俊之総務部長 登壇]

- ○総務部長(平川俊之) 深川議員のご質問に順次お答えいたします。
 - 1、平和問題、2、平和事業についてのイ、啓発活動でのアンケートの結果はでございますが、今年度実施いたしました主な事業ごとに申し上げます。

なお、パーセンテージは企画の内容について「よかった」「大変よかった」と回答した人 の割合でございます。

7月26日に実施いたしました「夏休み親子平和施設見学会」では、茨城県笠間市の筑波海 軍航空記念館を見学した28名の親子全員に回答をいただき、100%でございました。

8月に、本庁舎1階市民ギャラリー及びららほっとみさとにおいて開催いたしました「戦争・原爆パネル展」では、17名のかたに回答をいただき、約82%でございました。

8月9日に開催いたしました「平和を願う被爆ピアノコンサート」では、155名のかたに 回答をいただき、約96%でございました。

続きまして、ウ、広島・長崎平和記念式典へ小中高生の派遣をでございますが、こどもた ちへの平和意識の高揚は大変重要なことであると認識しております。

本市では、毎年夏休みの期間中に、児童館・児童センターなどにおいて「平和に関する映

画上映会」の開催、図書館・図書室において「平和に関する図書コーナー」の設置など、こ どもたちが平和について考える機会の提供に努めているところでございます。

また、8月9日に開催いたしました「被爆ピアノコンサート」におきましては、市内3校の高校生たちが、受付や司会など運営全般に携わるだけではなく、被爆ピアノの演奏に合わせて合唱するなど、イベント全体を通して、戦争・平和について考える機会になったと思っております。

本市といたしましては、今後も世代を超えて市民の皆様に広く啓発ができる事業を継続的 に行っていくことが重要と考えておりますので、現在取り組んでいる事業の充実に努めてま いります。

ご質問の広島・長崎平和記念式典へ小中高生を派遣することにつきましては、引き続き、 今後の課題として、関係部署と連携を図りながら情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

〇いきいき健康部長(益子敏幸) 深川議員のご質問にお答えいたします。

2、健康増進の1、後期高齢者健康診査の受診率向上をについて、初めに、ア、受診率の推移はでございますが、後期高齢者健康診査の過去3年間における受診率の推移は、令和4年度が19.0%、令和5年度が17.2%、令和6年度が18.7%となってございます。

次に、イ、受診券の郵送についての考えはについてでございますが、本市では、後期高齢者健康診査の対象である75歳以上の埼玉県後期高齢者医療制度の全ての被保険者のかたへの受診券の郵送につきましては、課題がありますことから行っておりませんが、受診を希望されるかたには、広報紙と併せて配布する健康のしおりに折り込みの郵送料無料の健康診査申込みはがきや電話、インターネットで健康診査のお申込みをいただき、受診券を送付しているところでございます。

後期高齢者健康診査の受診率向上のため、今後につきましても、効果的で効率的な受診勧 奨手法について、関係機関とともに課題の把握や具体的な実施方法などについて、他自治体 の事例等を参考にするとともに、様々な視点で調査をしてまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

〇市民生活部長(浅井富雄) 深川議員のご質問にお答えいたします。

私からは、3、交通安全の1、三郷流山橋付近のT字路に一時停止の設置をについてお答えいたします。

議員ご質問の箇所は、三郷流山橋有料道路を流山から三郷方面に進行して、料金所を通過し、約150メートル先を左折した後、成田通りと交差するT字路のことかと存じます。

この箇所への一時停止の設置をとのことでございますが、一時停止を含めた交通規制は埼 玉県公安委員会が所管となることから、所轄警察署である吉川警察署に要望してまいります。 また、市といたしましても現場を確認の上、交通安全対策を検討してまいります。 以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 深川智加議員の2問目の質問を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

- O議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。 深川智加議員。
- ○9番(深川智加議員) それでは、再質問を行います。

まず、平和教育について伺っていきたいと思います。教育長に伺います。

今朝に伴って、主要な施策の報告が私たち議員に配られましたけれども、その中では、市内7施設の各図書館・図書室では、7月23日から8月25日に平和に関する図書コーナーを設置しているということだったんですけれども、学校の図書室として、こうした平和啓発の取組は行われているのでしょうか。

これを伺いたいのと、改めて、こどものときから平和に対する、戦争はいけないんだみたいなことを学んでいくことはとても重要ではないかと思っているんですけれども、これについて教育長の見解をお聞かせください。

平和事業については、アンケート結果で先ほどお伺いしまして、夏休み親子見学会では 100%という結果であったかと思いますけれども、アンケートではどのような感想があった のか伺いたいと思います。また、今後の平和事業の取組について教えていただけたらと思います。

それと、後期高齢者健康診査の受診率向上について伺いたいと思います。

前回も同僚議員が質問したときに、同じような回答だったような気がするんですけれども、 県の後期高齢者広域連合が健康診査を自治体任せにしているのはおかしいとも思いますけれ ども、実際、受診率が三郷市はあまりよくないので、ここはやはりちゃんとしっかり、なぜ 実施率が低いのか分析していただきたいと思います。この点どう見ているか、いきいき健康 部長に伺います。

他の自治体で後期高齢者の健康診査の受診率が高い、そういった地域のホームページも調べてみましたけれども、やはり受診券を発送しているんですね。私は高齢者に分かりやすい内容のもので受診券を個別に発送すべきだと思います。

健康のしおりがあるではないかということだったんですけれども、これは全世帯に配られるものなんでしょうか。町会等に入ってない高齢者もおられると思いますので、受診券を発送していただきたいと思います。受診率向上の取組を求めるわけですけれども、本市の考えを伺います。

一時停止の標識等の設置については了解いたしました。

以上で一般質問を終わります。

○議長(武居弘治議員) 深川智加議員の2問目に対する答弁を求めます。

大塚正樹教育長。

〔大塚正樹教育長 登壇〕

○教育長(大塚正樹) 深川議員の再度の質問にお答えいたします。

7月23日から8月21日までの市内の図書館の取組に対して、学校の図書館ではということでしたが、夏休み期間中ということで特段の報告は受けていないんですが、80年に限らず、戦争の記憶を風化させず、平和な社会を未来に受け継いでいくためにいろいろな戦争に関する題材を扱うことはとても大切なことであると考えております。

今後も引き続き平和に関する教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長(平川俊之) 再度のご質問にお答えいたします。

2 問あったかと思いますけれども、1 つ目は、平和事業のアンケートではどのような感想があったかとのご質問でございましたが、事業ごとに紹介いたします。

親子平和施設見学会では、「こどもたちが平和のありがたさに興味を持ってくれた」「戦争について家族で考えるいい機会になった」という声がありました。

戦争原爆パネル展では、「もうすぐ戦争を知る世代がいなくなるので、こどもたちの未来 のためにこのような事業を発展させていってほしい」「このような事業を通じて戦争を風化 させないでほしい」という声がありました。

被爆ピアノコンサートでは、「戦争のむごさなどがしっかりと伝わり、傷ついたピアノから平和であってほしいとメッセージを受け取ることができた」「まだ中学生で知らないことばかりだが、このような機会があってとても勉強になった」「若い高校生たちの力が感じられ、深く平和について考える機会となった」などがございました。

2つ目は、今後の平和事業の取組についてのご質問でございましたが、11月の産業フェスタ及び、令和8年3月に平和啓発パネル展を開催するほか、3月14日の三郷市非核平和都市宣言の日と併せ、地区文化センターやにおどりプラザなどの市内公共施設に「非核平和都市宣言のまち」の上り旗を設置するとともに、宣言文の全文を掲示し、啓発事業を行う予定でございます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 益子敏幸いきいき健康部長。</br>

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

〇いきいき健康部長(益子敏幸) 深川議員の再度のご質問にお答えいたします。

3点、市の後期高齢者の健康診査の受診率向上についてのご質問でございました。他自治体で受診率の高い状況を参考に、受診券を発送すべきではというご質問でした。

1問目で、受診券を送付することについての課題がございますとお答えしてございますが、 これにつきましては、国によりますと後期高齢者のかたの4割以上が医療機関を毎月受診し ているというふうにされてございます。その診療の中で健康診査と同じ項目を検査している かたが多いと想定してございます。

受診券を全員に送付することにより、健康診査の内容が重複し、ご本人の身体等への負担が必要以上にかかることが懸念されるなど、また、医療機関への受診集中や混雑、または発生するコストなど様々な課題があることから、受診券を全員に送付することは慎重に検討する必要があると考えてございます。

次に、健康のしおりを全世帯に配布をしているかというご質問でした。こちらは「広報み さと」と併せて全世帯に配布をしてございます。

また、健康診査申込みはがきについては、公共施設や健康診査を実施している医療機関、 歯科医院、薬局や接骨院に申込みはがきを設置してございます。

最後に、受診率が低いことについてどのように分析をしているかというご質問でございま した。

受診率が低いことにつきましては承知をしてございます。受診機会を増やすということが 必要かというふうに考えまして、令和7年度より市内の指定医療機関における個別方式の健 康診査の期間を2週間延長し、受診しやすい環境整備に努めてございます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 以上で深川智加議員の質問を終わります。

◎日程の追加

○議長(武居弘治議員) ただいま市長から、議案第72号 ギリシャ共和国サラミナ市との姉 妹都市の提携について、及び議案第73号 教育委員会教育長の任命についてが提出されまし た。

お諮りいたします。

この際、これらを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号及び議案第73号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第72号及び議案第73号の上程・説明

〇議長(武居弘治議員) 日程第8、これより議案第72号及び議案第73号を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

木津雅晟市長。

[木津雅晟市長 登壇]

〇市長(木津雅晟) 議案第72号 ギリシャ共和国サラミナ市との姉妹都市の提携についてに つきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、ギリシャ共和国サラミナ市と、文化、教育、産業等の交流を通 じ、相互の理解と親善友好を深めるとともに、互いの発展と振興に資するため、姉妹都市の 提携を行いたいため、この案を提出するものでございます。

平成26年のみさとシティハーフマラソンをきっかけに始まったギリシャ共和国との交流でございますが、現在、東京で開催されている世界陸上に向けて、今月3日から11日までギリシャ陸上選手団の事前キャンプを受け入れ、こどもたちへの競技指導を通じて市民との交流を行うなど、今日まで様々な分野に続いております。

このような長年にわたる交流が結実し、今週、駐日ギリシャ大使から、サラミナ市が三郷市との姉妹都市提携に前向きであるとご紹介をいただいたことから、姉妹都市提携に向けての調整を行い、本議案の提出に至ったものでございます。

議案参考資料1ページをご覧ください。

サラミナ市は、ギリシャ共和国のエーゲ海にあるサラミス島全体を市域とする自治体で、 首都アテネからは西に約23キロメートルに位置しております。紀元前480年に起こった歴史 的にも有名なサラミスの海戦の舞台であり、令和6年5月に佳子内親王殿下が訪問されたファネロメニ修道館があることでも知られております。

この修道館の壁画修復を行い、サラミナ市の名誉市民でもあられる共立女子大学の木戸名 誉教授には、本市が中学生を対象に実施しているギリシャ語講座の講師などを務めていただ いており、本市ともゆかりのある自治体でございます。

この姉妹都市の提携により、両市のさらなる交流促進、産業活性化などに資するとともに、 文化の違いを考え、地域の文化を大切に守り育てる心を醸成するなど、市民の心を豊かにし ていくことにつながるものと確信しております。ご審議賜りますようよろしくお願いいたし ます。

次に、議案第73号 教育委員会教育長の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。 教育委員会教育長大塚正樹氏の任期が令和7年10月22日で満了となるため、後任として檜 垣幸久氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、資料として檜垣幸久氏の略歴を添付いたしましたので、参考にしていただきたいと

存じます。

○議長(武居弘治議員) 以上で議案第72号及び議案第73号の提案理由の説明は終わりました。 議案第72号につきまして質疑のあるかたは、明後日18日の正午までに通告をお願いいたします。

なお、質疑、討論・採決は19日に行います。

また、議案第73号につきまして質疑のあるかたは、明日17日の正午までに通告をお願いいたします。

なお、質疑、討論・採決は17日に行います。

◎散会の宣告

○議長(武居弘治議員) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。 これにて本日は散会いたします。

散会 午後 3時32分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(武居弘治議員) おはようございます。ただいまから令和7年9月三郷市議会定例会 第17日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長(武居弘治議員) この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。 なお、西村美紀学校教育部長から、本日から当分の間欠席したい旨の申出がありました。 ついては、濵田輝行学校教育部副部長が出席いたしますので、ご了承願います。

◎市政に対する一般質問

○議長(武居弘治議員) 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。 通告により順次発言を許します。

◇ 沖 原 優 子 議 員

〇議長(武居弘治議員) 通告第4、7番、沖原優子議員。

〔7番 沖原優子議員 登壇〕

○7番(沖原優子議員) おはようございます。それでは通告に従い一般質問を行います。

1、福祉問題、1、包括的な支援窓口の機能強化について、まず、包括的な支援窓口について4点伺います。

本市は高齢者を対象とした地域包括支援センター、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するこども家庭センター、そして、障がいを含む全般の相談を受け付ける福祉に関する相談窓口が設けられています。これらは市民生活を支える大切な入り口であり、どの世代にも安心して利用できる体制でなければなりません。

しかし、現実には市民のかたから「窓口が分かりにくい」「どこに行けばいいか判断できない」「同じ担当者にしか当たらず、解決に結びつかなかった」といった声が寄せられています。医療介護現場で長く勤めてきた私自身、困っている人が適切な支援につながらないことほど不安を大きくするものはないと実感してきました。市民が最初に接する窓口が安心して頼れる場所であることが重要です。

そこで、ア、各相談窓口の利用状況、専門職の配置状況、そして相談員の研修体制について、本市の現状を伺います。

次に、イ、窓口があっても、市民が相談しにくい、分かりにくいと感じるのであれば、制度は十分に機能しているとは言えません。相談員は日々努力されている一方で、専門職は異動が少なく、知識が古いまま更新されにくいという課題があります。

私は、理学療法士として、医療・介護制度の移り変わりを現場で感じてきましたが、制度は1年単位で変化しており、学び続けなければすぐに取り残されます。例えば、介護保険制度の改正や、産後ケア事業の新たな対象拡充など、僅か数年で変わる仕組みに、現場が追いつかないケースを何度も見てきました。常に新しい知識を取り入れる研修の仕組みは不可欠です。

また、市民からは、相談しづらいがほかに代われる人がいないという切実な声もありました。あるかたは、勇気を出して窓口に行ったのに、それは担当ではありませんと言われ、その後足が遠のいてしまったそうです。

こうした経験を繰り返さないためにも、相談員同士が切磋琢磨し合い、医療専門職を含む 多様な人材を配置することが必要ではないでしょうか。市として、相談員の質の向上や体制 強化にどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、ウ、地域包括支援センターに理学療法士などのリハビリ専門職を配置したことで、 介護予防が進み、給付の適正化や介護保険料の抑制につながった自治体があるという報告が あります。私自身も現場で適切なリハビリによって転倒を防ぎ、介護度が重度化しなかった ケースを何度も経験してきました。

本市でも同様の仕組みを導入することで、高齢化が進む中でも持続可能な福祉制度の実現に寄与できると考えますが、本市のご見解を伺います。

最後に、エ、近年はパパ育休制度をはじめ、子育てを巡る制度が急速に変化しています。 こうした情報を市民に届けるには、個人だけでなく、企業への発信も必要です。

また、平日昼間しか電話がつながらないのでは使えないという声も聞きます。医療現場でも、夜間や休日の対応が必要であるように、相談窓口も柔軟な体制が不可欠です。相談員の研修充実に加え、土日や時間外相談を可能とする体制整備について、市のお考えを伺います。 続きまして、2、女性の健康支援について伺います。

現代社会は多様性を尊重する時代ですが、健康や身体機能に目を向けると、男性、女性で大きな違いがあります。男性はホルモンの分泌が生涯比較的一定であるのに対し、女性は思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期と、ライフステージごとにホルモンバランスや身体機能が大きく変化します。

私は、リハビリの現場でこうした変化が心身の不調や社会生活に大きく影響することを数 多く見てきました。例えば、更年期の女性が関節痛や気分障がいにより仕事を休まざるを得 ず、社会生活に支障を来す場面も見てきました。だからこそ、ライフステージに応じた支援 は不可欠です。

また、女性やこどもは社会的に弱い立場に置かれやすく、民間の努力だけでは支援が届かないこともあります。必要だからこそ介入し、行政の施策として女性の健康支援を計画的に推進していくことが重要だと考えます。

そこで、ア、まず、本市における女性の健康支援について、現在の計画や取組の状況を伺います。

次に、イ、妊娠・出産期においては既に産後ケア事業が始まっていますが、利用者数は決して多いとは言えず、必要な人に十分届いていません。今後は、①宿泊型、通所型に加え、要望の多い訪問型を導入、利用料の助成拡充や対象期間を産後1年間まで広げること、②妊娠前からの健康づくりを支えるプレコンセプションケアとして、栄養・運動指導相談窓口を地域の産婦人科や医療機関と連携して提供すること、③不妊治療に関しては、治療費助成だけではなく、職場理解や企業への支援を進めること、④産後うつ予防のため、エジンバラ産後うつ病質問票を健診や新生児訪問で活用したスクリーニングを行い、早期にリスクを把握、対応すること、⑤復職支援として、両立セミナーやキャリア相談を実施し、安心して職場復

帰できる体制を整えること、これら幅広い施策を進める必要があると考えますが、本市のご 見解を伺います。

次に、ウ、女性のライフステージごとの課題は全て見過ごすことはできません。思春期には月経や性教育の理解、更年期には日常生活の安定、労働生産性の低下を防ぐための健康講座や夜間相談の実施、老年期には介護予防の支援が必要です。

実際、私も市民講座の場で、「更年期で不調があるが、昼間は仕事で受けられない」といった声を聞き、夜間の相談機会の必要性を痛感しました。

医療専門職の立場から見ても、女性の健康課題は世代を超えて社会全体に影響するものであり、切れ目ない支援が不可欠です。本市としてこうした計画をどのように進めていくのか伺います。

最後に、エ、広報についてです。

紙媒体やSNSは一定の役割を果たしていますが、若い世代からは、「電話は平日昼間しかつながらず、使いにくい」「三郷の情報をもっと気軽に知りたい」という声があります。 AIボットやチャット機能を導入し、24時間対応の児童相談やFAQの整備は、市民にとって身近で使いやすい仕組みとなると考えます。

本市として、こうしたデジタルツールを活用した周知の在り方をどのように整えていくのか伺います。

以上で1問目を終わります。

○議長(武居弘治議員) 沖原優子議員の質問に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

Oいきいき健康部長(益子敏幸) 沖原議員ご質問の1、福祉問題のいきいき健康部担当分に つきまして、順次お答えいたします。

初めに、1、包括的な支援窓口の機能強化についてのア、各相談窓口(地域包括支援センター)の利用状況、専門職の配置状況、相談員の研修体制についてと、イ、体制強化のための取組につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

地域包括支援センターは市内に6か所あり、令和6年度の相談実績は、電話、来所、訪問等合わせまして、実数で3,580件、延べ7,534件となっております。

相談内容といたしましては、介護や身体機能低下に関するものが多数を占めており、家族 問題を含めた多岐にわたる相談も増加しております。

6か所の地域包括支援センターの専門職配置状況といたしましては、令和6年度末におきまして、保健師7人、主任介護支援専門員7人、社会福祉士13人となっております。

専門職の体制強化については、専門職や事務員を基準人員以上に配置している地域包括支援センターについては、運営体制強化費を加算するなど、専門職増員のための体制整備を図っているところでございます。

相談員である専門職の質を高める研修といたしましては、市が主催し、年間計画を立て、 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の職員を対象に、令和6年度は、転倒予防講座 やカスタマーハラスメント研修を開催いたしました。

令和7年度も家庭でできる転倒予防講座に加え、新たに主任介護支援専門員に対する法定外のものとして、複合的な課題を抱える世帯への支援を内容とする研修を予定しており、専門職への相談対応能力を高めるための取組に努めているところでございます。

次に、ウ、地域包括支援センターにリハビリ職を配置することについてでございますが、 リハビリ専門職は配置をしておりませんが、地域包括支援センター職員とリハビリ専門職の 協力の下、公共施設や地区サロンなどにおきまして、認知機能検査とフレイル予防指導を実 施し、令和6年度は13か所、134人の参加がございました。

また、希望する地区サロンにおきまして、転倒・認知症・オーラルフレイルなどの予防講 座を実施し、延べ34か所、526人の参加がございました。

議員ご提案の地域包括支援センターにリハビリ専門職を配置することについては、介護予防に寄与するものと考えられますが、配置に関しましては、地域包括支援センターの現場の声を聞くとともに、現在連携して行っておりますリハビリ専門職との取組の効果の検証等も踏まえ、まずは他自治体の状況について情報を収集してまいります。

続きまして、2、女性の健康支援について、ア、現在の計画や取組状況について、及びウ、 ライフステージごとの課題を捉えた切れ目ない支援の提供については関連がございますので、 一括してお答えいたします。

令和7年3月に策定した「すこやかみさと〜第3期三郷市健康増進・食育推進・自殺対策計画〜」では、こどもから高齢者までを対象とし、ライフステージの連続性を意識した視点で健康づくりに取り組むこととしております。

計画策定に向けて実施しました健康づくりに関する意識調査において、本市の女性に関する健康課題として、「20歳代女性のやせ」が明らかになってございます。

厚生労働省が推進している「女性の健康週間」においても、若い女性のやせ願望やダイエ

ット志向によるやせ過ぎについての問題提起がされております。やせ過ぎにより女性ホルモンが低下し、無月経になる可能性が高くなります。無月経が続くと心身の健康や将来の妊娠・出産・高齢期の生活の質まで影響する重要な課題であることから、その対策として、若年女性のやせが及ぼす影響についての周知を計画に盛り込んでいるところでございます。

また、これまでも取り組んできた女性特有の子宮頸がん検診、乳がん検診につきましては、 受診勧奨の年齢を拡大し、積極的な受診勧奨を行うとともに、更年期以降については、閉経 を迎え骨粗鬆症のリスクが上がることから、骨粗鬆症検診の受診機会の拡大に取り組んでお ります。

そのほか町会等に対しまして、女性特有の疾患やホルモンバランスの変化に伴う心身の変化についての保健師による講話など、健康教育を広く展開しているところでございます。

次に、エ、デジタルツールを駆使した広報・周知方法についてお答えいたします。

議員ご提案のAIボットなどデジタルツールを駆使した仕組みの整備につきましては、計画の中に「AIやSNSを活用した相談体制の整備」として取組を位置づけておりますことから、庁内の関係部署と連携を図るとともに、先進事例等の情報収集をしてまいります。以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 田中照久福祉部長。

[田中照久福祉部長 登壇]

○福祉部長(田中照久) 沖原議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、福祉問題、1、包括的な支援窓口の機能強化についてのア、各相談窓口 (福祉に関する相談窓口等)の利用状況、専門職の配置状況、相談員の研修体制についてと、 イ、体制強化のための取組についての担当分につきましては関連がございますので、一括し てお答えいたします。

初めに、福祉部における相談窓口の利用状況でございますが、ふくし総合支援課、ふくし 総合相談室では、福祉に関する悩みや課題について、どこに相談したらよいか分からないと いった場合に、各種福祉サービスや支援制度を紹介し、相談者の状況に応じた適切な関係機 関を案内しております。

令和6年度におけるふくし総合相談室の相談件数は、年間826件でございます。

障がい福祉課では、障がいに係る制度全般の相談を受けております。このほか市内には、 障がいに関連する相談窓口として、障がい福祉相談支援センターが2か所と、これらの相談 支援事業所の質を高めるための支援を行い、相談窓口の中核的な役割を担う基幹相談支援セ ンターが1か所ございます。

令和6年度の障がい福祉に係る相談件数でございますが、障がい福祉課の窓口相談件数は年間約1万4,000件であり、市が業務委託をしている市内3か所の相談支援センターでは、年間延べ4,887件の相談がございます。

生活ふくし課では、生活保護の制度に係る相談を受けております。令和6年度の相談件数は年間796件でございます。

次に、福祉部における専門職の配置状況でございますが、1人で複数の資格を持つ職員も おります中で、いずれも延べ人数で申し上げますと、社会福祉士26名、精神保健福祉士7名、 介護福祉士5名、手話通訳士2名でございます。

最後に、職員の研修体制を含めた体制強化の取組でございますが、新入職員や経験年数が 少ない職員はもとより、それぞれの職場では、仕事を通じて先輩職員などから知識やスキル を学ぶ教育手法であるオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じて職員の人材育成を行ってい るほか、庁内では、関係課と連携して事例検討会や研修会を行うとともに、国や県が開催す る各種研修に積極的に参加するなど、職員の資質向上に努めているところでございます。

また、人事部門と連携し、専門職の採用や、福祉部門への増員など、相談支援体制の充実に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

〇こども未来部長(須賀加奈) 私からは、1、福祉問題のこども未来部担当分について、順次お答えいたします。

初めに、1、包括的な支援窓口の機能強化についてのア、各相談窓口の利用状況、専門職の配置状況、相談員の研修体制についてと、イ、体制強化のための取組については関連がございますので、一括してお答えいたします。

こども家庭センターでは、妊娠、出産、子育て、親子関係やお子さん自身の悩みなどの相談を受けており、令和6年度の相談実績は延べ6,126件でございます。

専門職の配置状況でございますが、保健師12名、助産師1名、ケースワーカー4名、保育 士4名、家庭児童相談員2名を配置し、各種相談に対する連携体制を構築しております。

なお、相談員である専門職の研修は、国や県等で実施している研修への参加や市主催の事業従事者研修を開催することで、相談員としてのスキル向上に努めております。

次に、エ、パパ育休制度等の情報提供や、土日・時間外も相談できる体制整備についてで ございますが、妊娠届出時に男性の育児休暇に関するリーフレットを配布するとともに、育 児休暇の予定や産後のフォロー体制について確認させていただいております。

土日・時間外の相談体制につきましては、月1回、土曜日に実施しておりますハローベイビー教室において、妊婦とパートナーに対し、各種制度の説明や相談に応じるほか、土日・時間外でも相談できる埼玉県の相談窓口の情報提供をしております。

続きまして、2、女性の健康支援についてのア、現在の計画や取組状況についてと、ウ、 ライフステージごとの課題を捉えた切れ目ない支援の提供については関連がございますので、 一括してお答えいたします。

こども家庭センターでは、第3次みさとこどもにこにこプランに基づき、妊娠・出産期を 含むこども子育てに関する施策を推進しております。

取組状況といたしましては、母子健康手帳交付時に、全ての妊婦を対象として面談を実施するとともに、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診等の機会を通して、妊娠期から子育て期までの課題に対し、切れ目のない支援体制を構築しております。

次に、イ、妊娠・出産期の健康に関する幅広い支援の提供体制についてでございますが、 妊娠期においては、妊婦面談等で復職も見据えた保健福祉サービスや保育施設の情報提供を 行い、産後の生活に関する相談支援を行っております。

出産期以降は、エジンバラ産後うつ病質問票を用いたアンケートや産後ケア事業により、 産後鬱の早期発見、育児不安の軽減に努めております。

議員ご質問の産後ケア事業訪問型の実施や、全ての産婦が利用できるよう利用料助成の拡充につきましては様々な課題もございますので、調査研究してまいります。

なお、現在、プレコンセプションケアや不妊治療に対する職場理解等に関する具体的な取 組は実施しておりませんが、関係課と連携し、引き続き国・県の動向を注視してまいります。 今後も相談者に寄り添った支援を提供できるよう、相談体制の充実に努めてまいります。 以上でございます。

- 〇議長(武居弘治議員) 沖原優子議員。
- ○7番(沖原優子議員) ご答弁ありがとうございました。

本市として相談窓口についても、できる限り対応できるよう体制を整備し、また、職員の 研修体制の強化にも努めておられることが分かりました。ご答弁を踏まえ、要望をさせてい ただきます。

制度は年々変化し、市民の皆様から寄せられる相談内容も多様化しております。その中で、 医療、介護、福祉のサービスを利用する際の入り口となる相談窓口は大変重要であり、安心 して頼れる体制づくりが不可欠であると考えます。

今後も時代に即した柔軟で分かりやすい仕組みを整え、市民の皆様が安心して暮らせる環境をさらに充実させていただきたいと思います。

また、女性の健康については、高齢者や介護保険制度の支援が全国的に普及してきた一方で、こどもや女性に関する支援は地域差が大きいのが現状です。だからこそ、本市は誰もが元気で自分らしく暮らせる仕組みを先駆的に整えていく役割があると考えます。

どうか市民一人ひとりに寄り添う制度づくりを進めていただくことをお願い申し上げ、私 の要望とさせていただきます。

〇議長(武居弘治議員) 以上で沖原優子議員の質問を終わります。

◇柳瀬勝彦議員

〇議長(武居弘治議員) 通告第5、21番、柳瀬勝彦議員。

[21番 柳瀬勝彦議員 登壇]

O21番(柳瀬勝彦議員) おはようございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、ただいまより一般質問を順次始めさせていただきます。

今回は、生活困窮について、避難所問題について、遊休地利用についての大きく3つについて質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1問目は生活困窮について伺います。

まず1番目は、こどもたちの生活困窮把握についてです。

平成29年9月に実施した松戸市子育て世帯生活実態調査によると、松戸市の子育て世帯における生活困難層の割合は、小学5年生で23.5%、中学2年生で25.2%となっており、約4人に1人が生活困難層に該当いたします。

さらに、ひとり親世帯に限ると、小学5年生で48.7%、中学2年生で53.9%となっており、約2世帯に1世帯が生活困難層に該当いたします。

松戸市社会福祉協議会では、こどもささえあいファンドを通じ、学用品やベビー用品の購入、修学旅行などの特別な体験の提供を行うことで、経済的な理由等で悲しい思いをするこ

どもたちに寄り添っております。三郷市でもこの仕組みは必要だと感じております。こども たちが生活困窮の状況にあるかどうか、学校現場ではどのように把握されているのか伺いま す。

具体的には、学用品の準備状況、給食費の滞納、欠席や遅刻の増加、また、教職員の目に よる日常的な観察など、どのような方法で困窮のサインを捉えているのかをお聞かせくださ い。

イとしまして、把握後の支援について伺います。

もし生活困窮が把握できた場合、その情報をどのように市の福祉部やこども未来部など関係機関と連携し、支援につなげているのか伺います。

例えば、就学援助制度の活用、スクールソーシャルワーカーとの連携、家庭への直接的な 相談支援など、実際に学校で行われている支援の流れを学校教育部長に具体的にご説明いた だきたいと思います。

2として、三郷市における生活困窮者自立支援制度について伺います。

平成25年12月、生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月より施行されました。本制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の、生活困窮者への自立支援策を強化するものです。生活困窮者の多くは複合的な課題を抱えており、また、それぞれの状況は様々です。

こうした生活困窮者に適切な支援を行うため、自治体においては、その実情に応じて包括 的な支援体制を構築することが必要になります。

生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業等の任意事業や、他制度、他事業による支援及び民生委員や自治会等のインフォーマルな支援を総合的に実施することで、初めて実現されるものです。

自治体においては、任意事業の積極的な実施や地域資源との連携等が求められます。また、 生活困窮者に対する支援は、地域によって異なる場合がありますが、各自治体での相談窓口 を通じて必要な支援を受けることができます。困っていることがあれば、まずは相談してみ ることをお勧めしますと、厚生労働省のホームページにあります。

三郷市でも、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、生活にお困りのかたを 支援する制度として、新しく生活困窮者自立支援制度が始まりました。この制度は、生活困 窮に至る前の段階から支援を行い、ご本人が持っている力を引き出しながら、自立を目指す ものです。

専門の相談員が生活や仕事、家族、健康のことなどお困り事を一緒に考え、1つずつ解決できるよう支援しますとあります。

アとして、相談実績について伺います。

この制度は、生活困窮に至る前の段階から支援を行うとされています。そこで、まず令和 6年度の相談実績件数はどれぐらいあったのかを伺います。

イとして、支援プラン作成実績について伺います。

相談に基づき、支援員と本人が一緒に自立に向けての支援プランを考えた件数について、 令和6年度の実績を伺います。

ウとして、自立に至った実績について伺います。

この制度を利用し、実際に自立できたと判断されたケースについて、令和元年度から6年度までの年度別実績を伺います。

エとして、再支援比率について伺います。

一度自立できたかたの中で、再び支援が必要となり制度に戻ってきたケース、いわゆる再 支援比率はどの程度あるのか、実態を福祉部長に伺います。

2問目は避難所問題について、避難所のトイレ問題について伺います。

「『難民キャンプより劣悪』日本の避難所環境、改善へ 国際基準反映」という毎日新聞の昨年12月9日の記事を読みました。

政府は、能登半島地震などを踏まえ、災害時の避難所環境の抜本的な改善に取り組む方針を決めました。石破首相が掲げる防災対策強化の一環で、「指定避難所の1人当たりの面積やトイレ環境に国際基準を反映させます。避難所運営に関する自治体向けのガイドラインを年内にも改定し、基準となる数値を明確に示します」とおっしゃっていました。

石破首相は11月29日の所信表明で、「避難所での生活環境を改善し災害関連死を防ぐためにも、スフィア基準を発災後早急に全ての避難所で満たすことができるよう事前防災を進める」と述べています。

スフィア基準とは、人道憲章と人道支援における最低基準です。スフィア基準では、国際 赤十字などが災害・紛争時の避難所の面積や、トイレ、入浴施設などの最低限の基準やプラ イバシーの保護の理念を定めたものです。

これまでの国のガイドラインでは、参考にすべき国際基準として紹介するにとどまっていましたが、国内の災害時に被災者が体育館で身を寄せ合って雑魚寝する光景は、国内外の専門家から難民キャンプより劣悪と批判され、心身への影響が問題視されております。

内閣府によりますと、今回の改定では、避難所の開設直後からスフィア基準を満たすよう数値を具体的に示しています。確保すべきトイレの数を、発災後の基準は50人に1基、災害発生中期は20人に1基とし、女性は男性の3倍とするように求めています。避難所の1人当たりの最低面積は2畳程度、3.5平方メートルと定めているほか、入浴施設は50人につき1か所としています。いずれも同じ基準をガイドラインに反映させると言っています。

政府は自治体がこれらの基準を満たせるよう、トイレカーや入浴設備、簡易ベッドなどの 備品について導入する費用を補助する方針を決めました。2024年度の補正予算で約1,000億 円の地方創生交付金を計上しており、その一部を充てるとしています。

ただ避難所の拡充が早期に進むかは不透明です。多くの自治体では、スペースの確保が課題になっており、災害時には想定以上の人数を収容する避難所も多くあります。

災害時における避難所の環境整備の中で、最も深刻な課題の1つがトイレの不足です。トイレ環境が不十分であると、健康被害や生活の質の低下を招き、特に高齢者やこどもに大きな負担となります。そこで、以下の点について伺います。

アとして、瑞沼市民センター、瑞木小学校、立花小学校の3か所の避難所について、具体的な施設面積と収容可能人数をどのように検証しているか伺います。

イとして、各3か所の避難所に対する自治会や町会の世帯数はどの程度か。また、1世帯 3人と仮定した場合の想定収容人数はどのように算定しているのか伺います。

ウとして、各3か所の避難所における1次避難者数の想定はどれほどなのか伺います。

エとして、長期化した場合の3か所の2次避難者数について、どのような想定をしているのか伺います。

オとして、現状における3か所の避難所のトイレの数はどの程度整備されているのか。そ して、それを国の定める基準と比較した場合、不足はあるのかないのか、危機管理監に伺い ます。

災害時は避難所での衛生状態を保つため入浴が必要です。入浴は感染症の予防やメンタルケアに寄与します。特に多くの人が集まる避難所では、清潔を保つことが重要であり、入浴ができない状態が続くとストレスや不快感が増す可能性がございます。

2として、災害時の入浴設備の考え方について、長期避難に備えた入浴設備をどう考えているのか、危機管理監に伺います。

福祉避難所は、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦など、一般の避難所で集団生活をする ことが難しい要配慮者のために設けられた避難所です。これらの要配慮者は、災害時には特

別な配慮が必要であり、避難所での集団生活が困難です。福祉避難所は、これらの要配慮者が安定した避難生活を送るための重要な拠点となります。

3として、さつき平周辺で一番近い福祉避難所はどこになるのか、危機管理監に伺います。 3問目は、遊休地利用について伺います。

遊休地は単なる空き地ではなく、市民の暮らしに直結する資源です。防災、憩い、地域交流の観点から、市民が安心して使える形に整備する責任が行政にあります。計画や検討だけではなく、具体的に、いつまでに、どの遊休地を、どんな用途で活用するのかを市民に明確に示すことが必要です。

瑞木小学校の遊休地利用については、以前も同じ質問をさせていただきました。さつき平地区においてはとても重要な問題ですので、再度、瑞木小学校西側の遊休地について伺います。

市民の財産でもあるこの遊休地でございますが、40年近く雑草が生え、立入禁止になっており、年間の除草費もかかっております。

アとして、この遊休地をいつまで現状のまま維持し、除草費をかけるつもりなのか。長期 的にどのような有効利用計画を持っているのか、企画政策部長に伺います。

イとして、年間の除草費用は幾らかかっているのか。また、市内全体の遊休地の除草費用 の合計額もお示しください。除草費用を垂れ流しするだけでは財政の無駄遣いです。財務部 長に伺います。

ウとして、避難所である瑞木小学校の補完機能としての防災パークとして、誰でもトイレ やマンホールトイレ、かまどベンチを設置し、簡単な健康遊具も設置したシルバーパーク機 能を持たせて、地域に有効な使い方をしていただきたいと考えておりますが、企画政策部長 のお考えをお聞かせください。

2として、後谷小学校の跡地利用について伺います。

以前にもお話ししましたが、三郷市で初めての統廃合が行われたさつき小学校と瑞沼小学校が瑞木小学校になるときのさつき小学校のPTA会長をしており、大変苦労した経験がございます。統廃合された後の小学校の跡地利用には、卒業生や地域の住民にとってとても関心が強いものです。

本市では、少子化や学校編制により小学校の統廃合が進められています。 閉校となった学校は、建物や敷地が大規模な遊休資産となる一方で、市民や地域にとって新たな活用の可能性を秘めています。 閉校施設は単なる空き校舎ではなく、地域コミュニティや子育て、災害

時避難など市民の生活に直結する資源です。この施設を有効に使う責任を行政としてどう果たすのか検証が必要です。

本来であれば、統廃合計画をしている段階で、並行して跡地利用計画を企画計画することが理想でございます。

そこで、アとして、現状での跡地利用計画をお聞かせください。

イとして、地域のボランティア活動グループの拠点として利用も検討していただきたいと 考えておりますが、お考えをお聞かせください。

ウとして、フルインター化したインターチェンジや、三郷流山橋などの交通の便がよい立 地を考えると、地域の発展のために、道の駅など商業施設としての有効利用も検証する必要 があると思いますが、企画政策部長のお考えをお聞かせください。

以上で1問目の質問を終わりにします。

○議長(武居弘治議員) 柳瀬勝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

[田中照久福祉部長 登壇]

○福祉部長(田中照久) 柳瀬議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、生活困窮についての2、三郷市における生活困窮者自立支援制度についてに順次お答えいたします。

生活困窮者自立支援制度は、様々な事情で生活に困窮し、最低限度の生活を送れなくなる おそれがあるかたに対し、自立に向けた支援を包括的に提供する制度でございまして、本市 では、ふくし総合支援課ふくし総合相談室がこの制度の各種事業を実施しております。

初めに、アの令和6年度相談実績でございますが、経済的困窮に関する相談は年間で602件でございまして、相談されたかたの状況に合わせ、支援が受けられる窓口を紹介するとともに、生活困窮者自立支援制度が受けられるかたにつきましては、支援プランの作成につなげているところでございます。

次に、イの支援プラン作成の令和6年度実績でございますが、生活困窮者自立支援プラン を作成されたかたは22件でございます。

次に、ウ、実際に自立できた実績でございますが、支援プランを終結した理由が生活保護の申請である世帯を除き、支援を終結した世帯を自立したものとして過去6年間の実績を申し上げますと、令和元年度5件、令和2年度40件、令和3年度86件、令和4年度69件、令和5年度40件、令和6年度19件でございます。

最後に、エ、一度自立した世帯の再支援比率でございますが、生活困窮者自立支援制度の中に、経済的に困窮し、家賃を支払うことが困難になった者などを支援する生活困窮者住居確保給付金がございますが、この給付金の再申請率としてお答えいたしますと、新型コロナ禍で再申請の要件が緩和された令和3年度から4年度中における再申請率は、約60%でございましたが、その後、令和5年度から6年度中の再申請率は2.4%となってございます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 濵田輝行学校教育部副部長。

〔濵田輝行学校教育部副部長 登壇〕

〇学校教育部副部長(濵田輝行) 私からは、1、生活困窮についての学校教育部担当分につきましてお答えいたします。

1、子どもたちの生活困窮実態把握についてのア、各学校でどのように把握をしているかについてと、イ、把握できた場合どのような支援をしているかについては関連がございますので、一括してお答えいたします。

市内小・中学校に通学する生活困窮世帯の把握及び支援に関連するものとしましては、就学援助費の支給がございます。これは市内全児童・生徒の家庭に学校を通して希望調書を配付、回収し、教育委員会で認定をして、児童・生徒の就学に必要な援助を行うためのものでございます。

具体的な支援として、生活保護世帯に生活保護費に含まれない修学旅行費を支給し、生活 保護世帯に準ずる世帯には、主に通学用品費、修学旅行費、給食費を支給しております。

また、生活困窮に係る関連部署との連携につきましては、就学援助費の相談から他の制度へ案内する場合があるなど、支援をつなぐことも実施しております。

今後も児童・生徒の就学に必要な支援につきまして、引き続き取り組んでまいります。 以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

〇危機管理監(松本義博) 私からは、2、避難所問題について順次お答えいたします。

初めに、1、避難所のトイレ問題についてのア、瑞沼市民センターと瑞木小学校、立花小学校の具体的な面積から算定する収容可能人数についてでございますが、三郷市地域防災計画では、避難所1人当たりの避難スペースを3平方メートルとしており、瑞沼市民センターは501人、瑞木小学校は626人、立花小学校は714人を収容可能人数としております。

なお、収容可能人数は、施設の被害状況によって変化することも考えられますが、平常時 の施設状況から算出したものでございます。

次に、イ、各避難所の自治会、町会の世帯数について、世帯数掛ける3名で設定した場合の合計人数でございますが、現在把握しております瑞沼市民センター、瑞木小学校及び立花小学校を避難所としている自主防災組織とその世帯数、人数につきましては、瑞沼市民センターは5団体の約800世帯で約2,400人、瑞木小学校は7団体の2,000世帯で約6,000人、立花小学校は8団体の約2,400世帯で約7,200人でございます。

次に、ウ、各避難所の想定1次避難者数について、及びエ、各避難所の想定2次長期避難 者数については関連がございますので、一括してお答えいたします。

1次避難は、災害が発生した場合に、一時的に危険から逃れることを想定し、2次避難は、 災害により自宅に戻れなくなったかたが指定避難所に一定期間滞在することを想定しており ます。

大規模な災害発生時には、指定避難所に滞在するかただけでなく、在宅避難や車中避難など、様々な手段で避難生活を送られるかたが想定されるため、1次避難者及び2次避難者の数を詳細に想定することは困難でございます。

市といたしましては、地域防災計画において、市に最も大きな被害をもたらすと考えられる東京湾北部地震を基にして、避難者を市全体で7,541人と想定し、災害用備蓄品の備蓄などの震災対策を進めているところでございます。

次に、オ、現状でのトイレ数と国が定める基準値との比較でございますが、内閣府が公表 している「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」における基準では、災害発生 当初のトイレ個数は、避難者50人当たりに1基確保することが望ましいとされております。

本市では7,541人の避難者を想定し、内閣府の基準による目標数を設定しており、令和7年度では、仮設トイレ、簡易トイレの目標数が145基に対し、備蓄数が628基、携帯トイレが10万8,465回分に対し、備蓄数が10万4,800回分でございます。

想定を超える避難所への避難者が発生し、避難所のトイレ数が不足する場合は、トイレトレーラーの活用や、災害協定に基づいた資機材の支援を求めるなど、引き続き、自助、共助、公助のバランスにより避難所運営体制の強化を進めてまいります。

次に、2、災害時の入浴設備の考え方について、ア、長期避難に備えた入浴設備をどう考えているかでございますが、災害時の入浴は衛生面の保持だけでなく、被災されたかたの精神面の不安を和らげることが期待できるため、長期にわたる避難所生活の環境改善の一助と

なると認識しております。

しかしながら、入浴設備や給湯設備の確保が必要となることから、自衛隊への仮設風呂設置の支援要請のほかに、公共施設の入浴設備の開放や民間入浴施設の利用の検討、災害支援協定の締結など、様々な手段の検証を図り、平時から災害時の入浴支援の強化に努めてまいります。

最後に、3、さつき平に周辺で一番近い福祉避難所はどこになりますか、でございますが、 現在、指定福祉避難所として、さつき学園、ワークセンターしいの木、しいのみ学園、埼玉 県立三郷特別支援学校の4施設を指定しております。その中でも、さつき平周辺に比較的近 い施設は、埼玉県立三郷特別支援学校でございます。

指定福祉避難所は、施設の利用者または同行家族のかたが、自宅等から直接指定福祉避難 所に避難することができ、要配慮者に応じたきめ細かな対応により、要配慮者が安心して避 難所生活を送れることが期待されますので、関係機関と調整してまいります。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 柳瀬勝彦議員の質問に対する答弁の一部を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

一部保留いたしておりました柳瀬勝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

[日暮義一企画政策部長 登壇]

〇企画政策部長(日暮義一) 柳瀬議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、3、遊休地利用についての1、瑞木小学校西側の遊休地の有効利用についてのア、 今後の管理と計画について、及びウ、防災パーク等の機能を持たせた活用につきましては関 連がございますので、一括してお答えいたします。

瑞木小学校西側に隣接する市有地は、昭和57年に始まった宅地開発事業に伴い、平成3年 3月に都市計画法の規定に基づき、事業者から本市に帰属された土地で、現在は更地で、定 期的に除草を行い管理しております。

こちらの市有地につきましては、過去に公共施設の建設を計画したこともございましたが、 地域の皆様のご意見もあり、見送った経緯もございます。

今後の利用についてでございますが、中長期的な視点に立ち、将来的な財政負担なども勘 案し、総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、2、後谷小学校の跡地有効利用についてのア、現状での計画、イ、地域活動拠点と しての利用、ウ、道の駅などの利用につきましては関連がありますので、こちらも一括して お答えいたします。

前間小学校との統合により、令和6年3月31日に閉校となった後谷小学校の跡地は、第5次三郷市総合計画の基本構想において、産業拠点に位置づけられております。

この地域では、令和5年11月の三郷流山橋開通に続き、今年令和7年3月には三郷料金所スマートインターチェンジの東京方面への入り口、東京方面からの出口が完成し、フルインターとなったことで、交通利便性が飛躍的に向上し、今後のまちづくりについて、これまで地権者との検討会、説明会などが開催されたところでございます。

現在、後谷小学校跡地については、シルバー元気塾の代替会場としての利用や、第2教育相談室としての暫定利用をはじめ、特に映像業界からの注目が高く、テレビ番組や映画などの撮影が行われ、新たな利活用事例も生まれてきております。

現状での計画、道の駅など商業施設としての活用等についての考えをとのことでございますが、現在、後谷小学校跡地を含むスマートインター周辺については、地権者等で構成される(仮称)三郷料金所スマートインターチェンジ周辺地区土地区画整理協議会において、まちづくりの方向性が検討されている状況でございますので、まずはその動向を注視するとともに、全国の廃校活用に関する事例研究、地域の皆様のご意見や事業者からのアイデアなどをお聞きしながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長(妹尾安浩) 柳瀬議員のご質問のうち、私からは、3、遊休地利用について、1、 瑞木小学校西側の遊休地の有効利用についてのイ、年間におけるこの土地の除草費用と市内 の遊休地の除草費用の合計額についてお答えいたします。

市が所有する土地のうち、いわゆる遊休地の除草につきましては、年間1回から3回、状

況に応じて実施しており、その費用は約235万円となります。うち瑞木小学校西側にある土地につきましては、面積案分になりますが、約123万円となります。

以上でございます。

- 〇議長(武居弘治議員) 柳瀬勝彦議員。
- **〇21番(柳瀬勝彦議員)** ご答弁いただいた皆様、丁寧なご答弁ありがとうございました。 幾つか再質問と要望をさせていただきます。

まず1番目、保護者からの申告だけでは、こどもたちの生活困窮実態把握は難しいと感じました。こどもたちの困窮は、表面的には見えにくく、教師がサインを見逃してしまう場合もございます。困窮サインを見逃さないために、教職員向けの研修やマニュアルの整備を強化する必要があると考えます。こちらは要望にとどめます。

次に、2の生活困窮者自立支援制度についてでございます。

1として、数値の背景について再度質問をいたします。

令和6年度主要な政策の成果では、新規相談対応件数が21件、支援調整会議48件、学習生活支援では、学習支援教室26名とございます。単に数字だけではなく、その背景にある課題をどのように分析しているのか。また、この件数が多いのか少ないのかお伺いいたします。

例えば、なぜ支援に至らなかったのか。途中で支援が中断してしまった理由は何かといった観点から明らかにしていただきたいと思います。

2として、横断的な連携について。

この制度の目的は、単なる就労支援にとどまらず、生活全般の自立支援だと理解しております。したがって、就労支援だけでなく、住宅、医療、教育など複数の分野で横断的な連携がどの程度図られているのかを伺います。市として関係機関をどうつなぎ、どう支援プランを反映させているのか。具体例をもって福祉部長にご説明をいただきたいと思います。

避難所のトイレ問題は、特に女性や高齢者、障がいのあるかたへの配慮が欠かせませんが、 その点についても、今後の検討課題としていただきたいと考えております。

また、トイレ問題は我慢すれば済むではなく、感染症や健康被害、尊厳の問題です。これは行政の責任でございます。

先ほどの答弁で、立花小学校については3平米の収容可能人数が714名に対し、全員が当然来るわけではないですが、この立花小学校に属する人口は7,200人、10倍の避難する可能性がございました。仮設トイレの設置については、数だけではなく、設置場所や衛生管理の体制も重要です。今後の検討課題としてください。こちらも要望にとどめますが、この問題

についてはまた数年後、現状に合わせて質問させていただきますので、具体的な検証をして おいていただきたいと思います。

長期避難に備えた入浴施設でございますが、衛生を守れない避難所は人が住めないと言われています。具体的に、いつまでにどの地域にどの程度の入浴設備を確保するか、市として 明確な数値目標を検証する必要があると思います。こちらも要望にとどめます。

さつき平から近い福祉避難所でございますが、特別支援学校は利用者しか使えないのであれば、私の考えている福祉避難所は現在ないという状況でございます。先進事例を研究して、 至急福祉避難所を整えていただきたいと考えます。こちらも要望にとどめます。

遊休地利用についてでございますが、現在、土地区画整理事業が決まっていない場合は、 確かに地域住民の期待には応えられない。地区計画が進まないと、具体的にどのような機能 や施設を想定できるのか検討ができないことは理解いたしました。

しかし、この地区計画が決まるまで、5年、10年と非常に長い時間がかかります。暫定で も良いので、様々な設定検証をしていただきたいと思います。

ボランティア拠点として利用する場合の運営主体や費用負担、維持管理の方針はどのようにしていくべきかの検証も必要になります。道の駅や商業施設として活用する場合、地域経済への影響や交通環境面の課題も含め検証が必要になります。

地域資源を生かすためには具体的な計画とスケジュールが不可欠でございます。いつまで にどのような形で跡地を活用し、地域活動や経済活性化に貢献するのか、市として検証を進 めていただきたいと思います。こちらも要望にとどめます。

最後に、障がいのあるなしにかかわらず、年齢、性別、国籍に関係なく、市民の命と健康を守り、元気に幸せに暮らす、選択肢を増やし、誰一人取り残さないインクルーシブな三郷市にしていきたいと考えております。

今回の一般質問については、各課の方々にご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 一般質問と議会の賛否の基準は、常に市民に寄り添い、市民が喜ぶか、市民が悲しむかで判 断させていただいております。市民生活サービスの向上、安心・安全なまちづくりのために 市民目線で行動してまいります。

以上で2問目の質問と要望を終わります。

○議長(武居弘治議員) 柳瀬勝彦議員の2問目に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

[田中照久福祉部長 登壇]

○福祉部長(田中照久) 柳瀬議員の再度のご質問に順次お答えいたします。

大きく2点あったでございましょうか。

初めに、生活困窮者自立支援制度のこの数値の背景にある課題をどのように分析している のかという点でございます。

まず、この制度による支援に至らなかった例というものに関しましては、相談者の話を傾聴し、問題を整理していく中で、この生活困窮者自立支援制度以外の制度を利用したほうが、 そのかたにとって自立が図れるのではないかというような判断をしたケースや、またそもそもその制度の対象外であったケースなどもあるところでございます。

また、中断することはいかがかという点でございますが、この支援制度を一旦始めますと、 基本的には中断をするということはございませんけれども、まれに就労支援中に病気やけが などで長期にわたって就労活動ができなくなる、そういったことでやむなく支援が中断する というケースはございました。

それから、この数字が多いのか少ないのかというような点のお尋ねだったと思いますが、 福祉を担当する私どもといたしましては、そういった支援が必要なかたに必要な支援を届け るというところで進めておるところでございますので、なかなか多い、少ないを申し上げる のはちょっと難しいのかなということでございます。

それから、2点目でございますけれども、この相談に関して、就労支援にとどまらず、住宅、医療、様々な複数の課題があるかたへの対応をどのようにしているのかという点でございますけれども、例を申しますと、例えば、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯に関わる問題、世間でいわゆる8050問題を抱える世代という場合には、生活困窮や就労に関する支援のほかにも、介護や医療、障がいなどの複合した課題を抱えていることがございますけれども、このような世帯に対しましては、関係する複数の支援機関がそれぞれの役割を明確にするとともに、課題解決に向けた目標を共有した上で、連携した支援ができるように努めているところでございます。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 以上で柳瀬勝彦議員の質問を終わります。

◇西尾秀貴議員

〇議長(武居弘治議員) 通告第6、8番、西尾秀貴議員。

[8番 西尾秀貴議員 登壇]

○8番(西尾秀貴議員) おはようございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、 通告に従いまして順次質問させていただきます。

1、シティプロモーションについてお伺いいたします。

私事ですが、ドラマが好きでよく録画して見ております。2023年に「ペンディングトレイン」というドラマがやっていました。これは電車がタイムワープした未来での生活を描いたドラマとなっておりまして、つくばエクスプレスが車両、駅の提供だけでなく、ドラマの舞台設定にもなっておりました。ドラマ好きな上に、身近なつくばエクスプレスが舞台になっておりましたので、毎週楽しく見ていました。

少し内容をお話ししますと、物語も終盤、最終回になりますと、主演の山田裕貴さん演じる直哉が、赤楚衛二さん演じる優斗に「生きろ」と叫ぶ感動のシーンがあったんですが、そのシーンを見たときに、僕は感動そっちのけで、「えっ、えっ」となってしまったんです。 その後、「えっ、これ、これ、そこやん」と1人で大きな声を出してしまいました。何とそこは、いつも利用している三郷中央駅前のにおどり公園の入り口だったんです。

「山田裕貴君と赤楚衛二君、におどり公園来てるやん」とテンションが上がってしまって、 ドラマの途中なのに、何度も何度もそこを繰り返し見てしまいました。

次の日は、わざわざにおどり公園に行って、「山田裕貴君、ここに立ってせりふ言ってた んやな」とか思いながら、その場に立ったり写真を撮ったりしてしまいました。

その後、調べてみると、三郷市は様々な映画やドラマのロケ現場として使用されていることが分かりました。

そこで、三郷市の魅力発信として行われておりますシティプロモーション事業の1つである市内へのロケ地誘致についてどんな考えを持っていらっしゃるのか、取組と成果についてお伺いいたします。

先ほども申しましたとおり、三郷市は様々なドラマや映画の撮影をしていただいております。調べただけでもそうそうたるドラマ、映画の撮影に使っていただいております。

例えば、「ミステリと言う勿れ」では、水辺の公園シーンでみさと公園がロケ地になり、 菅田将暉さんが、「99. 9」では、岩村モーターという会社の設定で有限会社不二パッキング製作所さんがロケ地になり、嵐の松本潤さんが、「緊急取調室2」では、イベントの会場として三郷市文化会館がロケ地になり、天海祐希さんがと、まだまだ数え切れないほどの

超有名なドラマで、そうそうたる有名人が三郷市にいらっしゃって撮影をしてくれています。 あと中川下水道事務所では、仮面ライダーシリーズや戦隊ものシリーズで、たくさんのヒーローが三郷市に来て悪と戦ってくれております。

映画では、あの話題作「翔んで埼玉」、そして、皆さん知ってらっしゃいますか、三郷市がアニメーションのシーンでも描かれているんです。原作が累計1,400万部を突破する人気アニメーション「その着せ替え人形は恋をする」、通称「着せ恋」というらしいんですが、その中で新三郷駅がコスプレの計画を立てた集合場所としてのモデルになっているんです。

たくさんの撮影に使われておる三郷市、そこで、アとして、これらの過去のドラマや映画、 アニメーションに使用されたロケ地の詳細はデータ化されているのでしょうか、お聞かせく ださい。

続いて、イとして、ロケ地マップの作成についてお伺いいたします。

過去のドラマや映画、アニメーションで使用されましたロケ地を、三郷市のロケ地マップのような形で作っていただけると、一括で知ることができてとても分かりやすく、それがあれば、市内のかたはもちろん、市外のかたもロケ地巡りや聖地巡礼という形で三郷市に来てくれる機会が増えるのではないかと考えます。

実は、私も木梨憲武さんがやっておりました「春になったら」というドラマのロケ地、月島に行って写真を撮影したりということを実際にしております。ドラマ好きの皆さんは、ロケ地巡りをするかたが非常に多くいらっしゃいます。

ロケ地マップがあれば三郷市に来ていただけるきっかけにもなり、来ていただいた皆さんに買物や飲食もしていただいて経済効果アップも見込めますし、ロケ地マップを見てロケ地巡りをして、その写真を撮ってSNSにアップしてもらえれば、三郷市の大きなプロモーションにもなると思います。

そして、もう1つ、見る側ではなく撮影する側になって考えてみると、三郷市がなぜロケ 地で使われているのでしょうか。それの1つに、利便性があると考えます。電車だと、秋葉 原からはつくばエクスプレスで最速21分で三郷中央駅に、車だと主要高速道路、複数のイン ターチェンジもあるためアクセスがスムーズという都心からの近さがあります。

都心から近いことによって、出演者さんやスタッフさんはもちろん、エキストラさんも来やすいですし、さらに、三郷市での撮影の後、東京に戻っての撮影、他県の千葉県、群馬県、茨城県、あとは東北方面などへの撮影の移動のアクセスもよく、撮影日の日数の短縮にもなります。

昨今、例に漏れず、撮影の製作費も削減されております。それによって、ロケ日の短縮や、 撮影が終わって、宿泊ではなく帰れることなどはとても重要になってきます。その観点でも 三郷市はロケ、撮影にすごくいい場所だと思います。

撮影に使っていただければ、ロケ弁などで地元のお弁当屋さんを使ってもらえたり、飲食店、商店などの利用にもつながりますし、三郷市の皆さんがエキストラで撮影に参加していただければ、好きな有名人に会えたり、あのドラマに出られたなどの思い出になり、笑顔あふれるまちにつながっていくと思います。

この市役所の外観が警察署に見えるということで、「下町ロケット」や「BORDER」などでも警察署として撮影に使用されていることなど、ロケ地マップがあれば、製作者の皆さんにも三郷市が撮影場所としてとてもいいということ、そしてこんなところあるんだということを知ってもらえることにもつながると考えます。

以上のことから、ロケ地マップを作成することに関しての今後のお考えをお聞かせください。

以上を企画政策部長にお伺いして、1回目の質問を終わります。

○議長(武居弘治議員) 西尾秀貴議員の質問に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

[日暮義一企画政策部長 登壇]

〇企画政策部長(日暮義一) 西尾議員のご質問にお答えいたします。

1、シティプロモーションの1、ロケ地誘致の現状とさらなる対策についてのア、過去のロケ地についての詳細なデータ化とイ、ロケ地マップを作成することにつきましては関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

本市は、平成26年度にシティプロモーション活動の一環として、テレビや映画、CMなど映像作品への撮影支援を開始し、平成27年3月に策定したみさとシティプロモーション方針では、撮影支援の取組を個別戦略として位置づけ、三郷市ロケーションサービスの名称で支援を行っております。

撮影支援の様子などを広報紙やSNSで取り上げた際は、「現在放送中のドラマが市内で 撮影されている」「有名な俳優が撮影のために近所の公園に来た」など、まちの新しい話題 として反響も大きく、本市のイメージ向上に資することに加え、市民の皆様が地域に愛着や 誇りを持つことにもつながっていると考えております。

ご質問のロケ地のデータ化とマップの作成について、これまで撮影された169作品は台帳

を作成いたしまして、作品名や撮影地、主な出演者などの情報を管理するとともに、三郷市 公式アプリ、こちらポケットみさとと言いますが、こちらに撮影地や作品名などを示したロ ケ地マップを公開しているところでございます。

ロケ地マップにつきましては、市内で撮影が数多く行われていることを広く周知する効果があり、また、作品のファンのかたが本市を訪れるきっかけになるなど、シティプロモーションの取組に非常に有効であると認識しております。

現在のロケ地マップは、作品名と位置情報のみを紹介するにとどまっており、ロケ地巡りにつなげるにはさらに工夫が必要と考えておりますので、今後は、例えば、公開型GISを活用して、市内外のかたに多く情報を発信するなど、改善を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度はロケ地誘致に特に力を入れておりまして、「広報みさと」8月号に本市の撮影支援の取組についての記事を掲載したほか、9月号の表紙には、市役所本庁舎で撮影された作品に出演いたしました梅沢富美男さんや堀田茜さんの写真を使用するなど、PRにも努めているところでございます。

引き続き、交通利便性も生かした撮影支援をシティプロモーション活動の1つとして活用 し、本市の魅力を積極的、効果的に発信してまいります。

以上でございます。

- 〇議長(武居弘治議員) 西尾秀貴議員。
- ○8番(西尾秀貴議員) 丁寧なお答えありがとうございます。

ロケ地マップ、もう今もあるようですが、詳しいのができたら、私も三郷市のロケ地を回って、いろんな写真を撮ってSNSにアップしたいと思っております。

今後、まだロケ地で使われていないけれども、何かここの神社、サスペンスに出てきそうやなみたいな場所にご協力をお願いして、その場所を写真に撮ってデータ化していただくなど、製作者さん向けにプレゼンテーションのような形もやっていただければ、より撮影に使っていただけるのかなとも思いますし、あと「みさと地下神殿」、あの風景を見ても、これミュージックビデオで絶対使ってもらえそうやなみたいな、そういうのも思いますので、それを考えるだけでちょっとわくわくするようなことがたくさんありますので、ぜひ三郷市がたくさんのかたに知ってもらえて、たくさんのかたに来てもらえる、そして撮影にも使ってもらえるようようなまちになればいいなと思っております。

以上です。ありがとうございました。

〇議長(武居弘治議員) 以上で西尾秀貴議員の質問を終わります。

◇佐藤裕之議員

〇議長(武居弘治議員) 通告第7、5番、佐藤裕之議員。

[5番 佐藤裕之議員 登壇]

- ○5番(佐藤裕之議員) ただいまより令和7年9月三郷市議会定例議会での一般質問を、通告書に基づきまして順次始めさせていただきます。
 - 1、安全対策、1、防犯カメラ設置補助金制度につきまして、市民生活部長に伺います。 ここ近年、テレビでのニュースやワイドショーを見ていると、防犯カメラの映像を見ない 日がないくらいに、全国的に治安が悪化の一途をたどっているのではと心配せずにはいられ ません。本市においても、対岸の火事というわけにはまいりません。

ここ数年、町会単位で防犯対策としてカメラ設置を先駆けた町会活動の話を耳にするたび に、町会加入数の少ない町会からは、資金的負担からカメラの設置を行政に担っていただけ ないかとの待望論を伺っていたところでございました。

市としては、保育所や小・中学校をはじめ、公共施設、また、駅周辺や公園等、市の管理 下にあるところについては、しっかりと整備いただいているところではありますが、町会住 民の心配される場所は、往々にして裏通りや路地等、いわゆる日常生活における死角とされ る箇所への要望だっただけに、このたびの防犯カメラ設置補助金制度には大いに期待をして いるところであります。

こちらの制度は本年5月よりスタートしたわけですが、補助金額や使用機種、手続方法等の問合せをいただきます。そこで、制度ルール設定の経緯につきましてお伺いいたします。

また、担当課へのお問合せは様々いただいていることと思いますので、どんなお問合せがあり、どのように回答されているのか、主なものをお伺いいたします。

関連で、数々のお問合せ等を勘案し、このたびの申請内容から見た傾向について伺います。 最後に、8月下旬に初めてこの制度を知って、早速申し込むとのお声をいただいたかたが おりました。制度の周知に最大限努めていただけていることとは思いますが、まだまだ余地 がありそうです。予算額いっぱいに、1人でも多くの市民に活用していただくためにも、さ らなる周知方法と今後の見通しにつきましてお伺いいたします。

続きまして、2、災害対策、大規模な災害事故等が発生した際の救助活動につきまして、 危機管理監、消防長にお伺いいたします。

市民の命を守るために活動している消防・救急の皆さんの日々のご尽力に対しまして敬意を表します。また、全国で頻発している自然災害や事故に対応している各所の関係者の皆様にも、同様に敬意を表したいと思います。

さて、様々な自然災害や事故のニュースが連日報じられています。そのようなことがもし 三郷市でも起こった場合、消防・救急の皆さんが任務に当たっていただくわけですが、次の ような事態が発生したときには、人命救助のためにどのような活動を行うのか、日頃行って いる訓練の内容につきましてお伺いいたします。

1点目に、堤防の決壊につきましてお伺いいたします。

三郷市は、皆さんご承知のとおり、一級河川の江戸川、中川に挟まれ、中央には大場川、 第二大場川と、また県下最下流域の地形から、水害が一番の心配事であると考えられます。 台風シーズンともなると、上流各地で記録的な豪雨もしばしば発生し、河川の氾濫、堤防の 決壊という被害が想定されます。

三郷市内の電柱にも、利根川流域河川が決壊した場合の浸水想定が提示されています。そこで、堤防が決壊した際にどのように対応するのか、お伺いいたします。

2点目に、建物の倒壊についてお伺いいたします。

昨年、令和6年元旦に発生した能登半島地震では、建物が根元から横倒しになる被害も発生しました。また、巨大地震の際には、潰れる建物も多く、鉄筋コンクリート製建築物や高速道路でさえも倒壊してしまうほどです。そこで、建物の倒壊が発生した際にどのように対応するのかをお伺いいたします。

3点目に、道路の陥没についてお伺いします。

1月に発生した八潮市での陥没事故は、時間の経過とともにどんどん大がかりなものとなりました。これ以外でも、地下埋設物や地下トンネル建設現場などでの道路陥没事故の発生が散見されます。そこで、道路の陥没事故が発生した際にどのように対応するのか、お伺いいたします。

4点目に、鉄道の事故に関してお伺いいたします。

30年前の阪神・淡路大震災のとき、当時テレビで見た光景に、阪神高速3号線の橋脚や橋 桁が多数破損、ものの見事になぎ倒された光景や、阪急伊丹駅がペしゃんこに潰されていた り、山陽新幹線の高架線がずれて落下したりなどの映像は大変衝撃的でした。

本市の3駅でも、とあるデータによりますと、1日平均乗車人数、JR三郷駅、1万2,879人、同じく新三郷駅、1万3,399人、つくばエクスプレス三郷中央駅、1万5,408人と、このように、鉄道は列車内、またホームを含む駅舎内に多数の利用者がいることから、地震のみならず、様々な災害時に被害が拡大するおそれもあります。鉄道の被害が発生した際、どのように対応するのかお伺いいたします。

3、衛生対策、1、学校給食の安全性につきまして学校教育部長に伺います。

市では、毎日、児童・生徒に対して適切な栄養の摂取による健康の保持・促進を図ることなどを目標に、今年1月から運用開始された瑞沼学校給食センター「さとっ子スマイルキッチン」をはじめとする、3か所の給食センターで調理されたおいしい給食を提供しています。こどもたちの健全な成長にご尽力いただいていることに敬意を表します。

しかし、全国的に目を向けてみると、給食の提供に際してしばしば問題も発生しています。 三郷市ではそのようなことが起こらないように、日々努めていることと思いますが、改めて 以下の点につきましてお伺いいたします。

1点目に、食中毒、異物混入等の防止対策についてお伺いいたします。

何といっても、給食は児童・生徒が口にするものです。その提供には万全を期していると は思いますが、食中毒の発生や異物混入が生じないようにどのような対策を講じているのか お伺いいたします。

前述の瑞沼学校給食センター「さとっ子スマイルキッチン」は、内覧会におきまして詳細な説明をいただいたところでありますし、県内においても最新鋭の設備の下スタートされていると捉えておりますが、経年変化や劣化等の違いもありますことから、鷹野学校給食センター東・西館につきましても含めてご答弁をいただけますようよろしくお願い申し上げます。 2点目に、調理員等の体調管理につきましてお伺いいたします。

数年にわたって猛威を振るった新型コロナウイウルスは決して忘れることはできませんが、 ノロウイルスなど様々な日常的に感染リスクのある病気も、決して軽く見ることはできませ ん。特に、ノロウイルスは1年を通して発生しているものの、気温が低く湿度が下がる冬は、 ノロウイルスにとって感染しやすい環境にあるとされています。

また、過去5年間の月別発生件数の推移を見てみますと、11月から増え始め、12月から翌年1月が発生のピークとなっています。児童・生徒の口に入るものを調理する調理員の皆様の体調管理は非常に重要です。

そこで、調理員のかたをはじめ、関係する方々の体調管理、体調チェックはどのようにさ

れているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長(武居弘治議員) 佐藤裕之議員の質問に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

〇議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤裕之議員の質問に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長(浅井富雄) 佐藤議員の質問にお答えいたします。

私からは、1、安全対策、1、防犯カメラ設置補助金制度について、順次お答えいたします。

初めに、ア、制度ルール制定の経緯についてでございますが、今回の防犯カメラ設置補助金の制度の制定に当たりましては、令和6年8月以降に連続して発生した、いわゆる闇バイトによる侵入盗などの被害防止や、市内でも近年、犯罪認知件数の高くなっている自動車盗を防ぐことを目的に、戸建て住宅を対象としたものでございます。

補助対象とする防犯カメラにつきましては、市民のかたが購入・設置しやすいよう幅広く 認め、専ら防犯目的に、継続して屋外設置が可能なものの購入・設置工事費を対象とし、イ ンターネットでの補助も可能とするほか、補助割合も、他市では対象経費の2分の1とする 自治体が多い中、3分の2とすることといたしました。

プライバシーの保護の観点から、追尾機能を有するもの、また、継続的な撮影が困難といった点から、リース契約の防犯カメラにつきましては対象外といたしました。

次に、イ、制度に対するお問い合わせについてでございますが、「電源用のソーラーパネルや、録画映像を保存するSDカードなども補助対象となるか」「これから三郷市に引っ越す予定だが、申請はどうしたらよいか」「申請後に機種の変更はできるか」といった補助対象や手続方法に関する質問が多く寄せられるほか、「防犯カメラとセットになっているモニターについても補助対象にしてほしい」「カメラ設置前後の写真が必要なのは、手続が煩雑

過ぎるのでは」とのご要望やご意見もお伺いしております。

次に、ウ、申請内容から見た傾向についてでございますが、申請される防犯カメラの機種 には様々なものがあり、インターネットで購入し、自ら取付けを行っているかたが大半でご ざいます。

また、カメラの購入金額は2万円程度のかたが多く、申請ベースでの補助金の交付決定見 込額は、1件当たり平均1万5,000円ほどとなっております。

最後に、エ、更なる周知方法と今後の見通しについてでございますが、これまで「広報みさと」、メール配信サービス、三郷市公式LINEのほか、いわゆる出前講座である町会・ 自治会を対象とした防犯講話の機会などを活用して制度の周知を図ってまいりました。

今後も、生活安全フェアや消費生活キャンペーンなど、イベントの機会を捉えて周知を図ってまいります。

引き続き、市民のかたに分かりやすく申請のご案内をするとともに、執行率100%を目指してスムーズな事業実施を図ってまいります。

また、今後の制度の継続・拡充につきましては、まずは現在行っている事業の効果を検証 するとともに、先進自治体の事例を参考としながら検討してまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監(松本義博) 私からは、2、災害対策の1、大規模な災害・事故等が発生した際の救助活動や対策についてのア、堤防の決壊時についてお答えいたします。

風水害は、地震災害とは異なり、局地的大雨などを除いて事前に予測できるという特徴があることから、台風の接近など風水害の発生が予想される際は、気象情報に十分留意しながら、河川の決壊が発生する前に、自主避難場所の開設や避難情報の発令、避難誘導など、適切なタイミングで行い、市民の皆様の生命や財産への被害を最小限とする体制を整えております。

具体的には、中川の吉川観測所と江戸川の野田観測所の水位の上昇に応じて対応を図ることとして、警戒レベル2の氾濫注意水位に到達しますと、災害警戒本部を設置いたします。

さらに水位が上昇し、警戒レベル3の避難判断水位に到達しますと、災害対策本部を設置 するとともに、高齢者等避難を発令いたします。

また、危険な場所から全員が避難する状況であります警戒レベル4の氾濫危険水位に到達

した場合は、避難指示を発令するなど、避難発令に当たりましては、適切なタイミングで行うこととしております。

また、江戸川右岸に接する近隣3市1町で組織されます江戸川水防事務組合では、毎年大規模な水防演習を開催しており、会場を持ち回りで開催しているため、4年に1回、三郷市を会場とした水防演習を行っております。

さらに、日頃の災害への備えとして、ハザードマップによる危険箇所の周知や、自主防災 組織への水害に関する防災講話などを実施しております。

今後も、災害による被害を防止し軽減するために、自主防災組織や関係機関と連携した防 災訓練や研修等により、災害対応力の強化に努めてまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

〇消防長(山本浩文) 佐藤議員の質問にお答えします。

私からは、2、災害対策の1、大規模な災害事故等が発生した際の救助活動や対策についてのイ、建物倒壊時について、ウ、道路陥没時について、及びエ、鉄道事故時についてお答えします。

近年、災害は多種多様化し、また過去に経験したことがない大規模な災害が各地で発生していることから、消防では様々な場面を想定し訓練を実施しております。

初めに、イ、建物倒壊時についてでございますが、消防本部の訓練場に設置したコンクリートの塊や瓦礫などを削岩機やエンジンカッターで破壊し、要救助者を救出する訓練を実施しております。また、令和元年には、解体中の市立北公民館を倒壊建物と仮定し、救出訓練を実施いたしました。

次に、ウ、道路陥没時についてでございますが、消防本部の訓練棟3階部分を道路面と仮定し、下方にいる要救助者を救助器具でつり上げて救出する訓練を実施しております。また、 当市において陥没事故が発生した場合を想定した図上訓練を実施し、初動体制や関係機関へ の応援要請の手順を確認いたしました。

次に、エ、鉄道の事故時についてでございますが、埼玉県内の消防機関及び鉄道事業者が 連携を図り、迅速かつ効率的な消防活動と安全管理体制の確保、及び公共交通機関の早期運 転再開を図ることを目的とした、埼玉県鉄道災害消防活動安全連絡協議会設置要綱が平成18 年4月25日から施行され、消防機関及び鉄道事業者が一堂に会した会議を開催しております。 提出された事案の検討、情報提供などが行われております。

また、定期的に協議会主催の大規模な鉄道災害訓練を、鉄道事業者が所有する車両基地内の施設を利用し、鉄道車両事故が起因する多数傷病者が発生した事案を想定し、訓練を実施しております。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 濵田輝行学校教育部副部長。

[濵田輝行学校教育部副部長 登壇]

○学校教育部副部長(濵田輝行) 佐藤議員のご質問にお答えします。

私からは、3、衛生対策、1、学校給食の安全性の確保についてにつきまして、順次お答 えいたします。

初めに、ア、食中毒・異物混入等の防止対策についてでございますが、瑞沼学校給食センター、鷹野学校給食センター東館・西館のいずれも、文部科学省が定める学校給食衛生管理 基準に基づき、三郷市学校給食衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理を徹底することで学校給食における安全性の確保、食中毒防止に努めております。

具体的には、調理員の手洗いや消毒、調理作業の標準化、専用の機器や洗剤による食器の 洗浄、アルコールを用いた調理室や調理機器等の清掃作業を行っております。

また、複数人による納入食材の検品、調理作業前後における調理機器等の点検整備を行うことで、異物混入事故発生防止に努めているところでございます。

次に、イ、調理員等の体調管理についてでございますが、給食調理員の体調管理に関しま しては、日常的な体調や外傷等の個人別点検、月2回以上の検便検査を徹底しております。

また、ノロウイルスにつきましては、通常の体調管理に加え、10月から3月の間に高感度 検便検査を月1回以上実施し、陰性確認後、調理業務に従事することで対応しております。

今後も安全・安心な学校給食を提供していくために、引き続き給食調理員の体調管理に努めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(武居弘治議員) 佐藤裕之議員。
- **○5番(佐藤裕之議員)** それぞれ詳細にわたりましてご答弁をいただきましてありがとうございました。それでは、要望と再質問をさせていただきます。

まず、安全対策の防犯カメラの件ですけれども、闇バイトによる侵入盗難や自動車盗難などを防ぐことを目的に戸建て住宅を対象としたことですとか、市民に幅広く制度活用いただ

けるようにインターネット購入も可としたこと、また、プライバシー保護の観点から追尾機 能をする機種は不可としたことなどが確認できました。

また、補助割合が2分の1の自治体が多い中、3分の2としたことで、この制度の活用への意気込みを感じさせていただきました。

カメラの購入金額につきましても、2万円ほどのものが多く、補助金見込額は1万5,000 円ほどということでございましたが、こちらにつきましても確認できました。よく「普通ど のぐらいするものなのですか」と聞かれますので、大変参考になります。

さらなる周知方法と今後についてですが、あらゆる機会に広報していかれるとのご答弁だったかと思いますけれども、1問目にご紹介しました件ですが、8月の下旬に出席しました会議後の雑談の中で防犯カメラの話を振ったところ、そんなにいい補助金があるのということで申請しますというお話をいただいたところでございます。

様々なお問合せ内容もご紹介いただきましたが、それだけ多くの市民から必要とされているものであると実感しております。

また、私事ですが、私自身侵入盗難、車両盗難ともに被害に遭った経験がありますので、 少しでも安心して暮らせる環境整備を切望しております。

ご答弁の結びにもありましたが、しっかりと事業効果を検証していただきまして、拡充した形での制度の継続を改めて要望させていただきます。よろしくお願いいたします。再質問はございません。

続きまして、大規模な災害や事故等が発生した際の救助活動についてですが、今回はあえてですけれども、頭ではそんなことは起こらないよなと根拠のない勝手な自己判断で見過ごすのではなく、しっかりとなすべき公助の部分を市民の皆様に知っていただきたく質問をさせていただきました。

堤防の決壊時につきましては、ご答弁にもありましたとおり、風水害はおおむね事前に予 測ができることから、極力大事に至らぬように十分に様々な情報収集を基に、より正確な情 報をより早く、誰一人取り残すことのないよう万全な体制をよろしくお願い申し上げます。

建物の倒壊時につきましては、解体中の公共施設を倒壊建物と仮定した救出訓練のご答弁がございました。実り多い訓練だったと推測いたします。これからはますますビルドアンドスクラップの時代です。今後もぜひこのような活用も検討していかれるよう要望させていただきます。

また、携わる全ての消防・救急職員の皆さんが、同じレベルで削岩機やエンジンカッター

の使用を熟練されるよう、併せて要望させていただきます。

道路陥没につきましては、救助器具でのつり上げ救出の訓練や図上訓練のご答弁がございました。あらゆる起こり得る想定に対応されていることが確認でき、大変安心をしたところでございます。

最後に、鉄道の事故等についてですが、埼玉県内の消防機関と鉄道事業者との連携が図られていることや、大規模な鉄道災害訓練を定期的にされているとのご答弁でございました。 ありがとうございました。

今回の質問を通じて改めて感じましたのは、当たり前のことですが、よりしっかりと常日頃から町会・自治会、自主防災会等、市民と行政とが関わり合って互いに信頼関係の向上に努め、官民一体となって非常事態に対応する自助・共助・公助の役割をそれぞれできる範囲内で分担し合うことが極めて重要と感じました。今後とも安心・安全なまちづくりに研さんくださいますようよろしくお願い申し上げます。

ここで、消防長に2点再質問をさせていただきます。

1点目、道路陥没事故時の対応についてですが、八潮市での事故は皆さんご承知のとおりです。今回の事故を踏まえ、改めて見直されたことや新たな取組をお伺いいたします。

2点目、鉄道事故時の対応につきまして、協議会主催による定期的な鉄道災害訓練をされているとのことでしたが、もう少し詳細にどのような想定でどのような訓練をされているのか、具体的にお伺いいたします。

学校給食の安全性についてに移ります。

衛生管理につきましては、三郷市学校給食衛生管理マニュアルによる調理員の手洗い方法 や消毒、調理作業の標準化や調理室、調理器具の清掃作業等のご答弁をいただきました。万 全な体制で日々努めていただけていることがよく分かりました。全てが大変大切なチェック 作業ですが、調理員の皆さんも人ですから、精神的または肉体的疲労による慣れですとか油 断されることもあるかもしれません。特に、清掃作業につきましては重要視していただけた らと思います。よろしくお願いいたします。

異物混入につきましても、複数人数による検品とのことでした。複数人数での確認作業は 見過ごしを防止するためには極めて有効と考えます。

調理員の体調管理につきましては、様々な検査チェックを徹底されていることもよく分かりました。全体的に学校給食法第9条による学校給食衛生管理基準をしっかりと守られておられることが確認でき、保護者の皆様にもしっかりと報告してまいります。

いただきました全てのご答弁は、決められたことをしっかりと守り、それをしっかりとチェックし、永続的に行う凡事徹底の継続ということで、大変なことではありますが、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。再質問はございません。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長(武居弘治議員) 佐藤裕之議員の2問目に対する答弁を求めます。

山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

〇消防長(山本浩文) 佐藤議員の再度の質問にお答えします。

初めに、八潮市での道路陥没事故を踏まえ、改めて見直されたことや新たな取組についてでございますが、現状では、当該事故における救助活動の内容や問題点などに関する情報が少ないため、現在、総務省消防庁が作成しております「地下閉じ込め救助に関するマニュアル」及び草加八潮消防組合が設置し、総務省消防庁や有識者が参加している検討委員会の検討結果を踏まえ、対応策を確立するとともに、訓練を実施してまいります。

次に、協議会主催による定期的な鉄道災害訓練の具体的な訓練内容についてでございますが、直近の訓練では、令和7年2月20日に西武鉄道株式会社と消防機関が合同で連携強化を目的とし、西武鉄道株式会社武蔵丘車両基地において、踏切内で走行不能になった乗用車に普通列車が衝突し、その衝撃により多くの乗客が負傷したという想定で、鉄道事業者による通報及び初動処置訓練、消防機関による救出救護訓練を行っております。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で佐藤裕之議員の質問を終わります。

◇ 竹 内 嘉 洋 議 員

〇議長(武居弘治議員) 通告第8、6番、竹内嘉洋議員。

[6番 竹内嘉洋議員 登壇]

〇6番(竹内嘉洋議員) それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

2019年から文部科学省によりGIGAスクール構想が開始されました。教育の地域格差をなくすため、教員、児童・生徒の力を最大限に引き出し、誰一人として取りこぼしがないようにするため、また、ICT教育を進めていくことで、アナログコンテンツでは表現できな

かった新たな教材として活用できるほか、教育の質や幅を広げるという意味では、大変有意義な政策だと考えています。

三郷市でも、令和6年度主要な施策の成果にもあるように、「すすめる・ひろめる・たかめる」などの教員のICTを活用した指導力向上を含めたGIGA3プロジェクトが進められています。

しかしながら、デジタル先進国で知られるフィンランドやスウェーデンでは、ICT教育を見直し、紙と鉛筆のアナログ教育に原点回帰するといった思い切ったかじ取りが行われています。デジタル先進国の中でも、過度なICT教育により、学力の低下や健康への影響を懸念する動きが見受けられます。

日本のGIGAスクール構想においても、端末の使用、ICT教育による環境の変化など、 教員、児童・生徒に対する健康への影響も検討課題とし、推進と問題提起、課題解決を同時 に進めていかなければならないと考えています。

それでは、1問目、アの質問になります。

児童・生徒が一斉にタブレットを使用することにより、体調不良を訴える事案を聞き及んでいます。三郷市では、教員・児童・生徒を含め、そのような事案が発生しているのかをお伺いいたします。

この件に関しましては、VDT症候群や精神的不調、いらいら感など個人により異なり、 主に目の症状、体の症状、心の症状があるとされています。

続いて、イの質問になります。

近年話題となっている電磁波過敏症やこどもの健康への影響については、GIGAスクール構想を進めていく中で指針をお持ちか、お伺いいたします。

この件に関しては、GIGAスクール構想の主たる趣旨として、地域格差の是正、取りこぼしのない教育であると思います。電磁波過敏症に科学的根拠がないとしても、健康への影響を及ぼす可能性は否定できません。そういった意味でも、きちんとした指針を作成し、誰一人として取りこぼしのない教育を進めていくべきだと考えます。

最後に、ウの質問になります。

2020年頃より通信事業各社により学校への基地局設置を推進している事例が見られます。 電磁波が健康へ影響を及ぼす可能性がある中で、三郷市として、学校施設への基地局設置を 今後推進していく予定があるのかをお伺いいたします。

この件に関しましては、公共施設への基地局設置を禁止している諸外国もございます。初

等教育、中等教育の段階で、児童・生徒を保護するという観点からも慎重に検討していかな くてはならないことだと考えています。

以上、質問といたしまして学校教育部長にお伺いして1回目を終わります。

○議長(武居弘治議員) 竹内嘉洋議員の質問に対する答弁を求めます。

濵田輝行学校教育部副部長。

[濵田輝行学校教育部副部長 登壇]

〇学校教育部副部長(濵田輝行) 竹内議員の1、教育問題、1、GIGAスクール構想について順次お答えいたします。

初めに、ア、児童・生徒が一斉にタブレットを使用することにより、体調不良を訴える事 案が発生しているのかについてでございますが、本市におきましては、児童・生徒や教職員 がタブレットの使用により体調不良を訴えたという事例は現在のところ把握しておりません。 タブレットの活用については、長時間の使用を控え、授業の狙いに応じて黒板やノート、 話合いなど多様な学習活動と組み合わせております。

また、発達の段階に応じた運用を心がけており、例えば、小学校1年生では、学校生活に 慣れてから、順次、タブレットを取り入れるなど、こどもたちの成長に合わせて段階的に活 用を進めております。

今後もこどもたちの健康に配慮しつつ、学習効果が発揮されるよう適切にタブレットを活 用してまいります。

次に、イ、電磁波過敏症や子どもの健康への影響についてでございますが、議員ご指摘の とおり、健康への影響について不安に感じられておられるかたがいらっしゃることは承知し ております。

本市では、文部科学省のガイドブックを基に、タブレット使用に係る約束事や健康面の留 意事項を示したパンフレットを作成しており、毎年4月に市内各校・各家庭に配布して適切 な使用を呼びかけているところでございます。

今後、ネットワーク環境が構築された学校内において、健康上の不安や体調不良を訴える 児童・生徒が出た場合においても、学校医やその他関係機関と連携しながら、個別の状況に 応じて丁寧に対応してまいります。

最後に、ウ、三郷市として基地局設置を今後推進していく予定はあるかについてでございますが、現在、本市の学校におけるインターネット環境は、通信事業者による基地局設置ではなく、市が整備した校内のWi-Fi環境を運用し、ネットワーク機器、アクセスポイン

トの増設等を行い、環境の整備を進めているところでございます。

今後につきましても、通信事業者による学校への基地局設置の計画はございませんが、こどもたちの安全・安心を最優先にしつつ、国や県、近隣市町の状況を調査しながら、必要な通信環境の更新や改善に努めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(武居弘治議員) 竹内嘉洋議員。
- ○6番(竹内嘉洋議員) 分かりやすいご答弁ありがとうございました。

三郷市で行われているGIGA3プロジェクトが、今後も教育にとって価値ある政策となるように、アナログ教育、ICT教育のバランスの取れた推進を要望いたしまして、質問を終了させていただきます。ありがとうございました

〇議長(武居弘治議員) 以上で竹内嘉洋議員の質問を終わります。

◇ 佐々木 修 議 員

○議長(武居弘治議員) 通告第9、23番、佐々木修議員。

[23番 佐々木 修 登壇]

○23番(佐々木 修議員) それでは通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回は、DX施策、教職員の負担軽減、学校飼育動物の適正飼育の3項目についてお伺いいたします。

1、DX施策、1、施設利用料の納付について。

現状として様々な税の支払いや証明書、また、施設利用料、運動施設の使用料などの支払い方法が、利便性の向上のため、またDX化が進んだことでキャッシュレス化やコンビニエンスストア交付などに対応しています。また、コミュニティセンターや文化センターなどは、現金払いと口座振替などで対応しております。

まんまる予約に関しては、5市1町でのシステムということもありますので、三郷市だけでは難しいと思いますが、キャッシュレス決済などを導入する必要があると思っております。特に、学校開放についてですが、利用者も市民や地域の方々が多く利用されている現状だと思いますが、市内の多くの文化施設、運動施設と比べても、支払い方法が窓口現金払いのみとなっております。

現在、施設利用料が窓口現金のみという状況は、長年この制度とはいえ、利用者にとって不便なだけではなく、行政側にも管理コストがかかる課題があります。課題として、利用者側としては、キャッシュレス決済やコンビニエンスストア払いができないため、わざわざ窓口に現金を持参する必要がある。そして窓口現金払いしかないことで、若い世代や共働き世代の利用ハードルが高いというような部分があります。

そして行政側としては、現金管理や釣銭準備、集計作業や会計処理業務、また、盗難や紛失などのリスク管理の負担というものもあります。

そして、システム面の課題の1つとして、既存のまんまる予約などの予約システムと決算システムが連携できていない。課題の納付システムの選択肢を増やすことが利便性の向上と市民サービスにつながり、必要だと考えます。

そこで、1、市施設利用料の納付について、アとしまして、納付の選択肢を広げるための システムに関してどの様にお考えなのか、企画政策部長にお伺いいたします。

続きまして、2、教職員の負担軽減、1、教職員の負担軽減についてですが、働き方改革などによって、教職員の負担軽減についての取組が進められている中で、学校だより等の配布物や学校行事の招待状など学校からの配布物は、私たち議員だけではなく、地域の方々の自宅にも教職員の方々が1軒1軒直接配布されていたり、また郵送で送られてくることがありますが、直接来ていただくことは本当にとてもありがたいのですが、働き方改革や教職員の先生方の負担軽減の取組をしている中で、このような業務をできるということから、徐々に削減していく必要があるのではないかと思います。

私たちに1軒1軒配布してくださったり、その時間をぜひ児童・生徒との時間に使っていただくほうが大事だと考えております。このように思うのは私だけではないと思っております。直接、地域の方々や議員に配布物を届ける際の会話などで関係性をつくっていくことや、地域の課題、また行事に多くの地域の方々に参加してもらうことで盛り上がり、こどもたちも嬉しい、こういった背景もあるかと思います。

学校行事で休日の環境活動や学校の資源回収、このような多くの行事では、地域の方々の協力は欠かせない現状があります。私も行事に参加しているので、現状については、今のように分かっているつもりでございます。

そして、校長先生や教頭先生をはじめ、現場では休日にもかかわらず一生懸命このような 行事の準備や片づけ、先生たちは汗を流しています。児童・生徒への思いがあればなおさら だと思います。また、新任の先生への負担を減らすためなのかもしれません。

そこで、様々な配付物に関して、地域の方々に事前にアンケートを取って、配布物等をメールなどで構わないというかたにはメールなどにすることで、教職員の方々の負担軽減になるのではないでしょうか。また、今までどおり直接届けてほしいというかたには、そのまま継続という選択肢も必要だと思います。

また、郵送の場合は、学校予算などの関係もあるかと思いますので、郵送していたものも メール等に移行していく、こういった選択肢も検討が必要かと思いますが、どのようにお考 えでしょうか。ア、現状と課題について、教育長と学校教育部長にお伺いいたします。

最後に、学校飼育動物の適正飼育、1、学校飼育動物について。

学校飼育動物については、その在り方、また飼育環境などについて、平成28年、令和3年、 令和5年と、その都度、現状と課題について一般質問で取り上げさせていただきました。

当時の質問に対しての答弁では、学校飼育動物を飼い続けることでこどもたちの責任感が育つというようなことや、飼い続けることが目的になっているような答弁をいただいておりました。

そういったことですので、私もかなり激しく質問を続けておりますが、学校飼育動物は教材というものではなく、命という観点から、また、こどもたちに適正な飼育が重要という面からも質問させていただいております。

そこで、飼育環境が向上している学校の取組や、まだまだ管理をしている先生の意識が低いのではないかなと思う部分も指摘させていただいておりましたが、前回の令和5年の質問の答弁では、大塚教育長から、近年、猛暑が続く環境の変化は、これまで学校教育の中で行われていた学校の飼育方法について様々な課題をもたらしていることも事実でありますと。そして、これらを踏まえ、教育効果と課題を精査し、今後、動物を飼育している学校においては、よりよい環境で適切な飼育ができるようにしていくことが重要であると考えておりますとご答弁をいただきましたので、その後の現状を含め、お伺いいたします。

年々、夏の気温も猛暑が続き、人も、動物にとっても対策をしないと生きていけないぐらいの気候が続いております。ちなみに、人は、皆さんがエアコンや暖房で過ごしやすい温度がそれぞれあるかと思います。動物だから大丈夫ということはなく、動物によっても飼育の適正温度ということが異なります。

暑さ対策など、各学校によって行われておりますが、学校飼育動物の大半がウサギです。 ウサギの適正飼育温度は18度から24度と言われております。

そこで、アからウについて。

ア、現状の市内学校における飼育動物の種類と数と学校数についてお伺いします。

イとしまして、気温(夏の高温・冬の低温)によって適正飼育をする為の対応はどの様に されているのか?

ウとしまして、飼育動物の病気や怪我などの判断は、誰がどの様にしているのか?また、 かかりつけの病院はあるのか?例えば、ウサギや鶏、こういったものは普通の犬や猫を診る 動物病院ではなかなか診てもらえなかったりします。特別な動物ということもありますので、 診れる先生と、またそういう病院も限られてきます。

そして、エとしまして、動物病院での医療費を含めた飼育費用はどうしているのか? 以上を学校教育部長、そして教育長にお伺いしまして、1問目を終わります。

〇議長(武居弘治議員) 佐々木修議員の質問に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

[日暮義一企画政策部長 登壇]

- **〇企画政策部長(日暮義一)** 佐々木議員のご質問にお答えいたします。
 - 1、DX施策の1、施設利用料の納付についてでございますが、本市におきましては、証明発行手数料等の支払い時の利便性向上のため、キャッシュレス決済に対応したセミセルフレジを本庁舎1階の市民課窓口などに6台、希望の郷交流センター出張所に1台設置し、現在、クレジットカード7種類、電子マネー13種類、QRコード決済22種類の計42種類のキャッシュレス決済サービスに対応し、運用しているところでございます。

また、公共施設での手数料や使用料の支払いにつきましては、主に現金でのご利用をお願いしておりましたが、令和7年3月に青少年ホームと勤労者体育館にキャッシュレス決済を 導入し、改善を進めているところでございます。

一方、三郷市、草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町で構成する埼玉県東南部都市連絡調整会議で共同運用しております公共施設予約案内システム、いわゆるまんまる予約でございますが、こちらにつきましては、口座振替または窓口での納付書払い、また学校開放などの施設使用料については、窓口での納付書払いとなっており、いずれもコンビニエンスストアでの支払いにも対応していないなど、ご不便な状況にあることは認識しております。

現在、本市では、電子申請システムのキャッシュレス決済導入や、国が進める e L T A X を活用した地方公共団体の公金収納デジタル化、使用料等の納付書に印刷された e L - Q R というQRコードを用いて、クレジットカード払いなどができるようにする仕組みへの参加検討など、さらなる利便性向上に向けた取組を進めております。

また、まんまる予約につきましても、更新時期を迎えているシステムの入替えに合わせま して、クレジットカード支払い等の導入を検討しているところでございます。

本市だけでは解決できない課題もあり、一足飛びの解決が難しいところではございますが、 施設使用料支払い等のデジタル化、キャッシュレス化は、市民の利便性向上だけではなく、 市の事務処理効率化にもつながるものでございますので、関係部署と連携いたしまして検討 してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 大塚正樹教育長。

〔大塚正樹教育長 登壇〕

○教育長(大塚正樹) 私からは、2、教職員の負担軽減の1、教職員の負担軽減について、 及び3、学校飼育動物の適正飼育の1、学校飼育動物についての総論についてお答えし、詳細につきましては担当部長をして答弁いたさせます。

教職員の負担軽減につきましては、全国的に長時間労働の常態化や多岐にわたる業務負担、 教職員志望者の減少等を背景としております。多様化する教育課題に、学校や教育委員会が 的確に対応し、こどもたちに効果的な教育活動の確保や充実を図ることができるのか問われ ていると認識しております。

そのため、教職員がこどもたちと向き合う時間や授業準備等の本来の業務に専念することができる環境を整えることを目的に、国・県の取組が進められており、本市においても、その推進を図っているところでございます。

国からは、学校・教師が担う業務に係る3分類として、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3分類が示されております。

学校行事や業務についての見直しに係るご理解のほか、学校以外が担うべき業務における 学校ボランティア等のご協力など、学校の工夫だけではできないことがございます。

今後も地域や保護者、行政機関と三郷市全体でこどもたちへのよりよい教育の確保と充実 に向け、さらなる取組の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、学校で動物を飼育することにつきましては、児童・生徒が生命の尊さや思い やりを学ぶ貴重な機会となっております。

一方では、動物福祉の観点や日々の世話に伴う教職員の負担、また、学校ごとの対応に差が生じるなど課題も少なくありません。当面は、各学校における適正な飼育を支援しつつ、

将来的には、動物園や専門機関との連携、体験活動や学習教材などの活用など、校内で動物 を飼育しなくても学びを得られる方法について検討を進めてまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 濵田輝行学校教育部副部長。

〔濵田輝行学校教育部副部長 登壇〕

- **〇学校教育部副部長(濵田輝行)** 佐々木議員のご質問に順次お答えいたします。
 - 2、教職員の負担軽減の1、教職員の負担軽減についてのア、現状と課題についてでございますが、教職員の負担軽減につきましては、これまでも学校・教育委員会で協力し、部活動の地域移行や行事の精選、朝活動の原則廃止、スクール・サポート・スタッフの配置やスクールロイヤーの配置など、様々な工夫をしながら取り組んでいるところでございます。

議員ご質問の地域への配布物等につきましては、現状として、全市的に統一した方法は取っていないため、学校ごとに異なるものと認識しております。

一方で、一部の学校では、地域の方々にご理解をいただきながら、紙での配布をやめ、メ ール等の電子媒体を活用している事例もございます。

課題としましては、負担軽減に対するさらなる取組を推進し、保護者や地域の皆様にも、 学校や教員の置かれている現状をご理解いただきながら、様々な場面でのご協力をお願いし てまいりたいところでございます。

今後も引き続き、学校と地域との関わりがある中で、こどもたちのために連携を図りながら、よりよい教育活動が図っていけるような取組について、積極的に推進してまいりたいと考えております。

続きまして、3、学校飼育動物の適正飼育の1、学校飼育動物についてのア、現状の市内 学校における飼育動物の種類と数と学校数についてでございますが、現在、市内の学校では 11校で動物を飼育しております。

具体的な飼育動物の数は、ウサギが32羽、鶏が1羽でございます。年々、動物を飼育している学校数、飼育動物数ともに減少傾向でございます。

次に、イ、気温(夏の高温・冬の低温)によって適正飼育をする為の対応はどの様にされているのか?についてでございますが、夏季の高温時には、飼育小屋に遮光ネットやよしずなどの日よけを設置したり、扇風機を設置し通気を確保したりするなどの対策を取るとともに、必要に応じて温度調節が可能な室内にケージを移して飼育を行う工夫をしております。

また、冬季には暴風よけシートや緩衝材を使用したり、土管を設置したりするなど、寒さ

対策を講じております。

次に、ウ、飼育動物の病気や怪我などの判断は、誰がどの様にしているのか?かかりつけの動物病院はあるのか?についてでございますが、日常の観察は担当教員と飼育員の児童が行い、体調不良やけがが疑われる場合には、病院受診の判断を管理職が行っております。学校にはかかりつけ病院があり、相談や適切な診断を受ける体制が整っております。

一部の学校ではございますが、職員室内に診察券や連絡先、対応マニュアルを掲示し、誰でも迅速に対応できるようにしている学校もございます。

最後に、エ、動物病院での医療費を含めた飼育費用は、どうしているのか?についてでございますが、学校飼育動物については、予算措置を行っており、えさ代や診察・治療費は、 学校が公費で支出しております。

現在も、各学校では工夫を凝らして動物の健康や安全に配慮した飼育を行っておりますが、 学校によって対応に差があることは望ましいことではありません。よい取組については積極 的に情報共有を行いながら、適正飼育の在り方を学校に働きかけてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(武居弘治議員) 佐々木修議員。
- **〇23番(佐々木 修議員)** それぞれご答弁いただきましてありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、施設利用料の納付についてなんですけれども、本庁舎1階のキャッシュレス決済に 対応したセミセルフレジを含めて、様々な決済方法で対応されて、支払いの利便性の向上と いうのが進んでいるということを改めて理解いたしました。

しかし、答弁であったように、公共施設の利用料などは現金払いが続いていて、青少年ホームと勤労者体育館、やっと今年の3月からキャッシュレス決済が導入されたということです。ただ学校開放の使用料というところ、ここは一番市民のかたや地域のかたが使う施設かと思います。ここに関しては、まだまだ窓口での現金払いというのが続いていますので、ぜひこちらの部分、先ほどご紹介いただいたeLTAXのeL-QR、そういったような市県民税や固定資産税、国民健康保険税などの支払い方法として、納付書や口座振替がなくてもQRコードを使ってオンライン決済ができるシステムということになりますので、このようなシステムの導入も検討していると前向きなご答弁をいただきましたので期待しております。ただ、このeLTAX、eL-QRの導入を待たずとも、学校開放の現金の窓口払いだけしか払い方ができないというようなこの部分に関しては、早急にほかの選択肢の支払い方法

もできるようにしていっていただければなと思います。

そういったことで、市民サービスの向上と、先ほど1問目でもお話しさせていただきましたけれども、職員の業務負担の軽減にもなりますので、こういった部分、前向きにお願いしたいなと思います。

ただ、こういったシステムを導入することによって導入費がかかりますが、利用料がばん と上がってしまうということがないようにお願いしたいです。こちらは要望とさせていただ きます。

続きまして、教育長と学校教育部長のほうにご答弁いただきましたが、教職員の負担軽減 についてでございます。こちらのほう、本当に先生方、現場ではすごい一生懸命やっていた だいているのは、学校にたまに顔を出させていただきますと、そういうのは本当に思います。 また、親御さんたちからもそういったご意見を多く聞いております。

ただ学校の先生、結構負担することが多くて、働き方改革というようなことが名前だけが 先行して、若手の先生たちは休めるけれども、校長、教頭はその負担を負っているのではな いかなと私のほうは推測しています。ただこどもたちにそのしわ寄せが行くということはあ ってはならないことだと思っています。

例えば、このような配布物、実際直接届けていただいて本当にありがたいんですけれども、「うちはいいよ」「メールでいいよ」といったかたにはそういうような形でやる。1件減るだけだと大したことないと思うかもしれないけれども、そういったところから変わっていくと思いますので、ぜひ先生方の負担軽減のために。そういったものは、学校の先生が多分全て、それぞれ学校によって異なると言っていましたので、ぜひそこは教育委員会のほうが盾になってあげて、そういったことをしていくのがいいのではないかなと思います。

例えば、今、こちらご紹介しましたけれども、こういった学校だより、表面、裏面びっしりと書いていただいておりますけれども、これが例えば縦書きであったりとか、これA3なんですけれども、A4のサイズであったりだとか、あとは裏面は書いてなかったりとか、こういった様々な特色というものも徐々に増えてきていると思うんですね。

ただ、もしかしたら見ている人からしたら、ちょっと楽しているんじゃないの、先生、と 思う人もいるかもしれません。そうなったときに、学校長判断ですとなると、うちの学校の 校長は楽していると思うかたもいるかもしれません。そうなったときに、いや、教育長から そういうお達しがあるんだよ、また、教育委員会からそういうような形であるんだよという ことで、ぜひ盾になってほしいんですね。

教育現場にいる校長先生、教頭先生を守れるのは、僕は教育長、また、学校教育部長、教育委員会だと思っておりますので、それが結果、こどもたちの学びにもつながりますし、ふだんの取組にもつながっていくと思いますので、ぜひそこはよろしくお願いします。

教育長も元々校長先生もやられておりましたので、校長先生や教頭先生は結構孤独な部分もあるのかなと思うんですね。相談したりというのが、同僚の校長や管理職の先生がいればまたそうですけれども、日々なかなか自分の抱えている教職員の人たちの相談に乗ったり、こどもたちを見て回ったりしなくてはいけない、そういったことで苦しい思いしていたりするかと思いますので、そこら辺は先頭に立って旗を振っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

この部分に関して、学校教育部長に再質問をいたします。先ほどのメールにしていただき たいとか、あとは盾になってほしいとか、こういった部分の思いの部分で構いませんので、 ぜひお願いいたします。

最後に、学校飼育動物、適正飼育についてです。

先ほども言いましたが、今まで何度も質問をさせていただいております。

当初は学校の飼育動物、物とまでは言わないけれども、なかなかちゃんと考えてくれているのかなと思ったんですけれども、徐々に、前回の答弁でも大塚教育長のほうから前向きな答弁をいただいていたんですけれども、先ほどちょっと答弁を聞くと、何か2年前の令和5年のときと比べて、多分この夏暑かったと思うんですね。暑かったと思うんですけれども、まだ学校によってはよしずや遮光ネットで対応していると。これはちょっと厳しいよなと、多分ほとんどの人が思うと思うんですよ。

大人が思うということは、もしかしたら、それを間近で見ているこどもたちは、この暑さの中、こどもたち、多分、今、クーラーがある部屋で、家であったり学校であったり過ごせていると思うんですね。

ただ、この暑い中、外にいてよしずだけでという姿をこどもに見せるってどうなのかなと 思います。それは動物のほうを考えるとかわいそうとか苦しい、そういった感情論はあるけれども、その動物を見たときのこどもたちの心を守っていくべきではないかなと思っています。なので、そういった環境の整備、これは先生方しかできませんので、ぜひここは前回の2年前の答弁と同じように前向きに取り組んでいっていただければなと思います。まだまだ暑い日が続きます。

そして冬場ですね。冬場に対しての対応というのも、何か土管という答弁があったんです

けれども、これは多分風よけですかね。確かに土管は風よけになるかと思うんですけれども、 コンクリートは冬場はすごい冷たいじゃないですか。なので温度は確保できないんですね。

それなので、ぜひ冬の対策としては、ペット用の外でも平気な防水のペットカーペットというコンセントを差せばできるものもありますので、例えば、飼育小屋というのは学校の校舎より離れているところもあるかと思いますが、ドラムで引っ張ってコンセント、電源を取るということももちろんできますし、あとは寒さの対策をする準備、まだまだありますので、ぜひ対応していっていただければなと思いました。

1問目でも言いましたけれども、ウサギの適正飼育温度は18度から24度です。それを考えると、今年の夏、そして今日もまだまだ厳しいのではないかなと思っております。

そして、先ほど答弁ありましたけれども、学校によって、先生によって飼育環境が異なるということはあってはならないということを言っていました。それを見るこどもたちもそうだと思います。自分の通った学校、教えてもらっている先生によって、夏場で暑くて苦しんでいる動物を見る子もいれば、適正な、先ほど室内で避難させてくれているといってくれた学校もある。そういうちゃんと取り組んでくれている学校もあるということなので、そこでその動物を見るこどもたち、この異なることというのは違うかなと思っておりますので、ぜひ良い部分を真似して、それを広めていっていただければなと思います。

徐々に学校飼育動物、学校が減っていっているということがありますので、いずれ学校で 飼わなくても、しっかりと命の大切さ、そういったものが学べるようにしていきたいという ようなご答弁、それはすごい嬉しかったです。これから期待が持てるなと思っております。

ただ、まずは今生きている動物たち、そしてそれを見るこどもたちがいますので、適正に 飼育できるように、環境整備のほうをよろしくお願いいたします。

対応として、思いの部分のほうも再質問として終わらせていただきます。 以上です。

○議長(武居弘治議員) 佐々木修議員の2問目に対する答弁を求めます。

濵田輝行学校教育部副部長。

〔濵田輝行学校教育部副部長 登壇〕

〇学校教育部副部長(濵田輝行) 再度のご質問にお答えします。

働き方改革、また適正飼育に向けての対策、取組の2点であったかと思います。

働き方改革を進めるに当たり、管理職に負担がかからないようにしていかなければならないと考えております。教育委員会主導で、削減・改善が図られるものにつきましては、引き

続き検討をし、管理職を含めて、働き方改革を推進してまいります。

適正飼育に向けての良い事例につきましては、各校の実情に応じて取り組んでいくことが できるように、各学校に共有をしてまいります。

また、これからの季節についても、各校で飼育動物の健康状態に配慮し、寒さ対策に努めるよう、校長会等で指導をしてまいります。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で佐々木修議員の質問を終わります。

◎議案第73号の質疑

○議長(武居弘治議員) 日程第2、これより議案第73号 教育委員会教育長の任命について に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第73号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第73号の委員会付託省略

○議長(武居弘治議員) お諮りいたします。

議案第73号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎議案第73号の討論・採決

○議長(武居弘治議員) 日程第3、これより議案第73号に対する討論・採決を行います。

お諮りいたします。

議案第73号につきましては、人事案件につき討論を省略いたしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号につきましては、討論を省略することに決しました。

採決を行います。

議案第73号 教育委員会教育長の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり同意することに決しました。

◎北部地区特別委員会の設置及び付託の件

○議長(武居弘治議員) 日程第4、北部地区特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。

本特別委員会は、三郷市北部地域の開発等に伴い生ずる諸問題の対応を図るものであります。

お諮りいたします。

三郷市北部地域の開発等に伴い生ずる諸問題の対応を図ることにつきましては、北部地区 特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思います。

また、設置期限は本委員会の必要がなくなるまでといたしたいと思います。

なお、委員の選任につきましては、お配りした名簿のとおりであります。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、当該特別委員会を設置することに決しました。

◎南部地区特別委員会の設置及び付託の件

○議長(武居弘治議員) 日程第5、南部地区特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。

本特別委員会は、三郷市南部地域の開発等に伴い生ずる諸問題の対応を図るものであります。

お諮りいたします。

三郷市南部地域の開発等に伴い生ずる諸問題の対応を図ることにつきましては、南部地区 特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思います。

また、設置期限は本委員会の必要がなくなるまでといたしたいと思います。

なお、委員の選任につきましては、お配りした名簿のとおりであります。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、当該特別委員会を設置することに決しました。

ただいま設置されました各特別委員会を後刻開催し、正副委員長の互選を行い、その結果について報告願います。

◎散会の宣告

○議長(武居弘治議員) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 2時11分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(武居弘治議員) おはようございます。ただいまから令和7年9月三郷市議会定例会 第18日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(武居弘治議員) この際、諸般の報告を行います。

昨日、各特別委員会を開催し、正副委員長が決定しましたので、ご報告いたします。 北部地区特別委員会、

委員長に、鈴木深太郎 議員

副委員長に、 篠 田 隆 彦 議員

南部地区特別委員会、

委員長に、 菊名 裕議員

副委員長に、 佐々木 修 議員

以上のとおりでございます。

次に、本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。 以上で諸般の報告を終わります。

◎市政に対する一般質問

○議長(武居弘治議員) 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。 通告により順次発言を許します。 _____

◇鳴海和美議員

○議長(武居弘治議員) 通告第10、19番、鳴海和美議員。

[19番 鳴海和美議員 登壇]

〇19番(鳴海和美議員) おはようございます。それでは、通告に従いまして、順次一般質問を行います。

初めに、1、防犯問題、1、通学路の防犯カメラの設置について伺います。

先般のひき逃げ事件以降、市内小・中学校の登下校時の事故対策が図られ、改善がなされている様子です。

しかしながら、登下校中の不安は事故だけではありません。これまでも、人目の少ない箇所などに対して、町会や保護者から多くの不安の声が届けられ、議会でも対策を要望してまいりました。

防犯も災害と同様に、自助・共助・公助の対策が大事と言われています。自分で身を守る ための教育、町会など周辺の皆様の見守り、そして公助として行政の役割は大きいところで す。通学路の安全対策については、パトロールを実施するなどの対応をしていると何度も答 弁をいただいていますが、町会なども高齢化で見守りのボランティアの確保に苦慮している などの声も聞き及んでいます。

現在、各家庭に対する防犯カメラの設置補助が行われているところではありますが、公助としての行政の役割を果たすためには、通学路への防犯カメラの設置に積極的に取り組むべきと考えますが、見解をお答えください。

次に、2、行政問題。市の補助金制度の総合案内について伺います。

三郷市では、様々な補助金制度があります。直近では、先ほど申し上げた防犯カメラ設置補助や家庭用省エネ家電買換促進補助金なども行われていますが、このように単発で行うこともあれば、数年にわたり行っている補助金制度も多数あります。

例えば、ごみ処理容器購入補助、ブロック塀等への除去支援、合併浄化槽補助金、雨水浸透ます設置補助金など、多くの事業が長年にもわたり継続されています。

しかし、このような補助金を見つけるのに市民はホームページのどこを探せばよいか、分かりづらい様子です。市民がどのような補助制度があるのかを知ることは困難です。

他市の事例として、熊谷市のホームページは最初に開いたトップページの目的の項目に

「助成・手当」があり、この入り口から入ると健康支援、子育て、事業者向けなど、細目に 分かれ、各種支援の案内を見れるようになっています。このように、三郷市でも多くの補助 制度をホームページ上で一元化し、市民が分かりやすいご案内をすべきと考えますが、見解 を伺います。

3点目に学校問題。1、不登校対策について伺います。

全国で不登校児童・生徒が小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談 指導等を受けていない小・中学生は約11万4,000人、いずれも過去最多と報告されています。 文部科学省では、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプラ ンを令和5年に策定、さらに「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を取りまとめ、安心し て学ぶことができる学びの保障に向けた取組の強化を行っています。そのポイントは、学び にアクセスできないこどもをゼロにすることで、不登校児童・生徒及び不登校傾向にある児 童・生徒に対し、学校内外に学びの機会を確保することです。

三郷市は、教育相談室に適応指導教室を設置し、不登校児童・生徒の学習機会の場として機能していると思いますが、初めにアとして、適応指導教室の現状についてお伺いします。 次に、イ、「学びの多様化学校」設置について伺います。

COCOLOプランでは、学びの場の確保として、学校内に教育支援センターの設置や不登校のこどもたちのための学びの多様化学校の設置を促進するとあります。この学びの多様化学校、これまで不登校特例校と呼んでいましたが、不登校のこどもの受け皿として、それぞれのこどもに合わせて授業時間を減らしたり、柔軟にカリキュラムを組んだりすることのできる特例校で、独立した学校として設置する「本校型」、本校から分離して特別の教育課程に基づく校舎を設置する「分校型」、本校から分離して学級のみを置く「分教室型」に分類されます。不登校状態や不登校傾向にある児童・生徒を対象とし、1コマ当たりの授業時間を短縮したり、登校時間を遅らせたりするなどの工夫をしています。

国では、この学びの多様化学校を全国に配置することを目指しています。先進事例として、令和3年に開校した岐阜市立草潤中学校では、開校から4年が経過し、こどもたちの心身が安定することで「学びたい」「仲間と関わりたい」という前向きな気持ちが自然と芽生え、学校生活を楽しむ姿が増えてきた、頑張る時と休む時を自分で調整できる力が身に付いてきているといった変化が報告されているそうです。

現在、三郷市では適応指導教室が受け皿となっていますが、今後学びのアクセスができないこどもをゼロにするとの視点で、より多様化するこどもたちの様々なニーズに応えるため

にも、学びの多様化学校設置へ積極的に取り組むべきと考えますが、見解をお答えください。 次に、4、健康問題。1、AYA世代がん患者への在宅支援について伺います。

このテーマについては、令和5年3月議会で取り上げさせていただきました。AYA世代とは、思春期から40歳未満を指しますが、ここでは20歳から40歳未満とします。終末期のがん患者が在宅で支援を受ける場合、介護保険と小児慢性特定疾病制度の狭間で、この世代には在宅療養を支援する制度が整備されていません。厚生労働省によると、AYA世代のがん患者の6割以上が終末期の在宅療養を希望しているそうです。

しかし、公的支援がないため、経済的に安心して過ごせないのが現状であるとし、市としての支援を要望いたしました。その際のご答弁は、埼玉県では令和5年度の施策として、小児・AYA世代の終末期がん患者の在宅医療体制の整備事業を新たに実施する予定であり、ご自身の希望する場所で終末期を送ることができる在宅医療体制の構築に向け、取組を進めると伺っている。今後の県の動向を注視するとともに、県内自治体の先進事例などについて調査研究をするといった趣旨のものでした。その後、県では相談支援体制の強化、妊孕性温存療法研究促進事業などがスタートはいたしましたが、生活支援までたどり着いていない現状です。

そのような中、埼玉県内では25市5町の自治体が独自の支援をスタートしています。お隣の八潮市でも、AYA世代在宅療養支援事業として、訪問介護、福祉用具の貸与などに上限7万2,000円、特定福祉用具の購入に9万円などの助成が今年度より始まっています。三郷市でも、一人に寄り添った支援をすべきと考えますが、取組について進捗を伺います。

健康問題の2、乳がん検診の受診率向上への取組について伺います。

乳がんは、生涯9人に1人がかかり、日本人女性がかかるがんで最も多いと言われています。検診の受診率は47.4%と日本の乳がん検診受診率は欧米諸国と比べ低いことが長年の課題となっています。例えば、一番受診率の高いデンマークでは83.3%、アメリカなどの欧米諸国は77%前後とあります。予防医療への関心が低いという意識の問題もあるかと思います。

平成26年3月議会で、初めて乳がん検診受診率の向上について取り上げさせていただいてより、検診無料クーポンの配付、受診勧奨、自己検診用のグローブの配付など、様々取り組んでいただいております。当時の受診率全国平均が35%程度でしたので、徐々に向上していますが、爆発的な向上が見られない、国の目標である50%にまだ届かないというのが全国的な課題かと思われます。

そこで、受診率向上に向けて、アとして三郷市の現状についてお伺いいたします。

最後に、イ、ピンクリボン運動への取組について伺います。

このピンクリボン運動は、乳がんの早期発見のため、乳がん検診受診率の向上に取り組む活動で、10月をピンクリボン月間として多くの企業、団体、自治体などが参加しています。これまでも、三郷市もこの運動に参加をすべきと訴えてまいりました。ピンクリボンマラソンやウォーキングイベントの実施、市役所をピンクにライトアップするなど、様々な提案をしてまいりましたが、受診率向上への方途の一つとして、現状と今後の取組について伺います。

以上で1問目を終わります。

○議長(武居弘治議員) 鳴海和美議員の質問に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

[浅井富雄市民生活部長 登壇]

〇市民生活部長(浅井富雄) 鳴海議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、防犯問題、1、通学路の防犯カメラの設置についてお答えいたします。 通学路における登下校の安全確保は、非常に重要でございます。5月に通学路で児童ひき 逃げ事故が発生したこともあり、児童が安心して登下校できる環境づくりが求められている ところでございます。

現在、交通安全指導員による登校時の立哨指導のほか、市内5か所の防犯ステーションに おいて児童の下校時間に合わせ、スクールガードなど地域の方々と連携を図りながら見守り 活動を実施しております。

議員ご提案の防犯カメラの設置は、犯罪に対する抑止力を高めるとともに、録画された映像が事件・事故の重要な証拠となることから、地域の防犯力を向上させるために重要な役割を果たすものであると認識しております。

一方で、公共の場所への設置となることから、プライバシー保護への配慮や録画映像の適切な管理、カメラや録画機器の保守点検など様々な課題がございます。今後につきましては、情報通信技術の発展により新しいタイプの防犯カメラも出てきておりますので、これらを駆使した事例などを収集し、効果的な手法を探っていくとともに、通学路における見守り体制を維持するため、警察や関係部局との連携強化を図ってまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 日暮義一企画政策部長。

[日暮義一企画政策部長 登壇]

○企画政策部長(日暮義一) 私からは、2、行政問題の1、市の補助金制度の総合案内についてお答えいたします。

現在、本市では様々な補助金や助成金などの制度を設け、市民の皆様や事業者の方々にご利用いただいております。これらの補助金等につきましては、制度を所管する部署が直接、市民の皆様にご案内を差し上げる場合のほか、「広報みさと」でのお知らせや市ホームページにある各部署のページに制度の内容や手続方法などを掲載することなどにより周知に努めているところでございます。

一方で、補助金等の種類は多岐にわたっており、また窓口となる部署も数多くあるため、 目的とするまたは該当する補助金の情報にたどり着くことが困難なケースもあると思われま す。現在、本市のホームページには補助金等の情報が一元化された入り口、ポータルサイト とも言うべきページはございませんが、このようなページを用意することで市民の皆様が目 的とする補助金等の情報を得られる環境が整うものと認識しております。

まずは、現在各部署のページで周知している補助金の種類、数、対象者などの情報を整理 するとともに、補助金の目的等が分かりやすくカテゴライズされている先進自治体の例を情 報収集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 濵田輝行学校教育部副部長。

〔濵田輝行学校教育部副部長 登壇〕

〇学校教育部副部長(濵田輝行) 私からは、3、学校問題、1、不登校対策について順次お答えいたします。

初めに、ア、適応指導教室の現状についてでございますが、本市には3つの教育相談室があり、そのうち2か所に学習や社会的自立を支援するための適応指導教室を設置しております。そこには、集団で学習するふれあい教室、自主学習に取り組める個別支援室や相談室を設置し、それぞれ3名ずつ専任教育相談員を配置しております。

令和7年7月現在、38名の児童・生徒が通室しており、基礎学習の補習に加え、ソーシャルスキルトレーニングや体験的な学びを取り入れるなど、社会性や自立心を育む多様なカリキュラムを実施しております。従来は、学校復帰を大きな目標としておりましたが、近年ではその後の進学や進路を見据え、適応指導教室に継続して通うことを支援の形とするなど、柔軟な対応も行っております。また、夏休み中に先輩に聞く会を開催し、通室経験のある先輩の進学先での活躍を知ることで、将来の見通しや自ら進路を見つめ直す機会を設けており

ます。

本市の不登校児童・生徒数は、昨年度同時期に比べ約2割減少しており、学校と適応指導 教室との連携による支援の充実が成果につながっていると考えております。

次に、イ、「学びの多様化学校」設置についてでございますが、国の制度である不登校特例校「学びの多様化学校」が新たな学びの場の選択肢として位置づけられており、その趣旨も十分理解しております。本市では、実情に合わせて学びを多様に保障する取組を展開しているところでございます。

まず、学級に入りづらい生徒に対し、中学校3校に校内サポートルームを開設し、個々の 状況に応じた支援を行い、学びのアクセスを保障しております。また、学校や適応指導教室 に通室したりすることが難しい児童・生徒に対しては、県との共同実施により本年9月から メタバースを活用したバーチャル空間での学習支援を開始いたしました。これにより登校が 難しい児童・生徒も在宅で学習につながる環境を段階的に整えております。加えて、不登校 児童・生徒を幅広く支援するため、タブレット端末にSOSアプリを搭載し、児童・生徒が 気軽に相談できる仕組みを整えているほか、児童・生徒本人はもとより、保護者に対しても スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、全中学校に配置しているさわやか相 談員とも連携し、きめ細やかな支援を行っております。

このように、学びの多様化学校設置とは形は異なりますが、その趣旨を踏まえ、学びのアクセスができない児童・生徒ゼロを目指し、取り組んでおります。

今後も、国や県の動向を注視しつつ、全ての児童・生徒が切れ目なく学べる環境の場を整 えてまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

Oいきいき健康部長(益子敏幸) 私からは、4、健康問題についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、AYA世代がん患者への在宅支援についてでございますが、AYA世代の終末期のがん患者のかたが住み慣れた自宅で日常生活を送る環境を整えることは、患者ご本人、ご家族にとって大切なことであると認識をしてございます。このようなことから、AYA世代終末期在宅療養の状況把握のため、市内訪問看護事業所へ調査を行ったところ、令和6年度の訪問件数は3件あり、福祉用具の貸与等のニーズがございました。また、埼玉県では令和

6年度からAYA世代がん患者を対象として在宅療養に必要な経費の一部を助成する補助事業があり、この事業を活用する市町村へ補助対象となるサービスや補助金額などの情報収集を行ってまいりました。今後も、先進的な取組を実施している自治体の情報を収集するとともに、情報の整理や分析をしてまいります。

次に、2、乳がん検診の受診率向上への取組についてのア、現状について及びイ、ピンク リボン運動への取組については関連がございますので、一括してお答えをいたします。

令和6年度の乳がん検診の状況につきましては、受診者数2,316人、受診率10.3%となっており、ここ数年は横ばいの傾向にございます。乳がん検診における受診率向上の取組といたしましては、令和7年度から乳がん・子宮がん検診の受診期間を昨年度より1.5か月延長し、令和8年1月末日までといたしました。このことにより、受診予約が集中する10月以降の混雑が緩和され、受診者数の増加を期待しているところでございます。

また、乳がん検診の未受診者に送付している受診勧奨通知の対象年齢を拡大し、今年度は 令和6年度の約2倍となる約8,300件送付をいたしました。乳がんの啓発運動の一環として は、ピンクリボン月間である10月に三郷中央におどりプラザと連携し、ピンク色にライトア ップするとともに、におどり公園で健康をテーマとしたイベントを開催する市民団体に会場 で乳がんの啓発活動を行っていただくなど、様々な機会を捉えて乳がん及び乳がん検診の啓 発活動を予定してございます。

引き続き、乳がん検診の受診率向上のための啓発活動や受診しやすい環境づくりに努めて まいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 鳴海和美議員。

〇19番(鳴海和美議員) それぞれご答弁ありがとうございました。 2問目をさせていただきます。

初めに、1の防犯問題、1、通学路の防犯カメラの設置についてでございますが、防犯カメラは防犯力の向上のために重要な役割を持っていると認識なさっていただいているということでございました。その上で、プライバシーの問題だとか、管理などの課題があるということでございましたが、このプライバシーの問題はずっと言われ続けておりますが、今逆に市民のほうが付けたいという要望が増えているということで、市民ニーズも大分変わってきているかと思います。だからこそ、町会などからも要望はたくさん来ておりますが、そういった要望のお声をしっかり聞いていただいて、多くの町会が設置また補助を求めているとい

う現状を認識していただいて、しっかり市民の声を聞いて対応を、またご検討を重ねていた だければと思っております。

多くの自治体が地域の見守りを補完する必要があるという考えから、通学路への防犯カメ ラの設置に乗り出しております。ご答弁では、新しいタイプもいろいろ出てきているので、 効果的な手法を探っていくというお言葉ありましたので、三郷市の大事なこどもたちを守る ために犯罪抑止としてしっかり取り組んでいただきたいと要望させていただきます。

その上で、予算上の問題であれば、例えば近隣の野田市や越谷市では費用負担を軽減するような施策に取り組んでおります。両市とも、自動販売機の売上を防犯カメラ設置費用に充てるという、そういった協定を結んでいます。野田市は飲料系の企業、越谷市は自動販売機系の一般社団法人と協定を結んでいます。ぜひ、このような手法も検討し、早急に取り組むべきと要望をさせていただきます。

次に、2の行政問題、1、市の補助金制度の総合案内についてでございますが、先進事例の情報収集をするということでございましたので、しっかりと早期実現を要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

3の学校問題、1、不登校対策について、アの適応指導教室の現状についてとイの「学びの多様化学校」設置については一括して要望と再質問をさせていただきます。

適応指導教室は現在、不登校児童・生徒の居場所として大事な場となっていること了解いたしました。そのような中で、特にこれまでのように学校に戻すということをゴールとするのではなくて、継続して適応指導教室でもしっかりと学んでいけるという、継続して支援できる、そういう場となっているということは評価をさせていただきます。

先ほど申し上げたCOCOLOプランでも、学校の内外に学びの場の確保ということでしたので、ぜひ継続して寄り添った支援を行っていただきたいと思います。

その上で、適応指導教室が受け皿となっていることは了解いたしましたが、その上で根底にある課題は、どこにも行けていない、または学校まで行けるが教室まで行けないなど、そういった学びを受けていないこども、ヤングケアラーについても今心配されておりますが、そのようなこどもたちがゼロになっているか、そこに手を入れていくことが必要かと思います。

先ほど、メタバースとかで在宅での支援も行っているなどのご答弁もありましたが、現状 不登校2割減ということでございましたが、実際学校に行けていないとか、教室に入れてい ないとかというこどもたちがどれくらいいるのか掌握されているのか、再度お伺いをしたい と思います。再質問です。

ご答弁の中で、サポートルームを設置、中学校に3校設置した、またメタバース等で在宅 支援ができるなど、取組が進んでいるということで評価させていただきますが、それと並行 して「学びの多様化学校」の設置へもぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

ただ、三郷市としては適応指導教室がこれまでも受け皿となり、しっかり取り組んでこられた経緯もあるので、学びの多様化を補完する役割として適応指導教室の拡充も一つの方法と思います。現在ある教室数や開催場所を増やす、また職員や指導者の体制の強化など、様々な拡充をして、いわば公設のフリースクールのような安心して学びに来れる場として、この適応指導教室を発展、拡充させること、それも検討すべきと思いますので、要望をさせていただきます。

次に、健康問題の1、AYA世代がん患者への在宅支援についてでございますが、こういった支援が大切と認識いただいているということでございました。ご答弁、整理、分析をしていくということでしたので、県内でもこれだけの市町が独自に取り組んでいるという現状を受け止めて、ぜひ進めていただきたいと思います。

よく行政は「公共性」という言い方で、大勢いるから支援をするんだというような言い方をなさるかたもいますが、一人でも対象となるかたがいたら、この制度の狭間という落とし穴に落ちている人が出ないように支援をすべきと私は思っております。逆に、対象者が少なければ、予算的にも市で賄える、そういったことも考えられるかと思います。三郷市でも、早期に実施をすることを要望させていただきます。

2点目、乳がん検診の受診率向上への取組について、アの三郷市の現状については横ばい ということでございましたので、今後とも引き続き向上に向けた取組をお願いしたいと思い ます。

そのような中で、受診期間を1.5か月延長して、これまで12月だったのが1月まで受診する機会が増えたということは評価をさせていただきます。また、勧奨通知の対象年齢も拡大ということでございましたので、より多くの人に情報が行き渡るようにお願いしたいと思います。

私の周りにも乳がんサバイバー、大勢いらっしゃいます。皆さん早期発見により、現在元気に過ごしていらっしゃいます。検診による早期発見の大切さがよく分かります。未受診の理由について厚生労働省のアンケートでは、時間がない、健康に自信がある、費用負担への不安、検査に対する不安などが挙げられており、特に情報不足が課題となっている点も挙げ

られています。早期発見で治る可能性が高いがんであること、また自己触診に効果があるということ、そして検査の費用負担は保険適用である場合、それほど高くないなど、情報が伝わる取組をこれからも進めていただきたく、要望をいたします。

最後に、イのピンクリボン運動への取組についてでございますが、市民のイベントなどへの協力などなさっているということで、一つ一つ取り組んでいただいていること、評価させていただきます。ぜひ、10月はピンクリボン月間について、市民の皆様が興味を持っていただき、乳がん検診受診のアピールとなる取組を進めていただきたい、このように要望させていただきます。

以上で2問目を終わります。

○議長(武居弘治議員) 鳴海和美議員の2問目に対する答弁を求めます。

濵田輝行学校教育部副部長。

[濵田輝行学校教育部副部長 登壇]

○学校教育部副部長(濵田輝行) 再度のご質問にお答えいたします。

学校に行けていない人数ということだったかと思います。現在、200名近くおります。その対応といたしまして、既存の適応指導教室を活用しながら、在籍校においてきめ細やかな支援が可能となるよう、校内サポートルームの設置を段階的に進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で鳴海和美議員の質問を終わります。

◇ 髙 橋 誠 一 議 員

○議長(武居弘治議員) 通告第11、4番、髙橋誠一議員。

[4番 髙橋誠一議員 登壇]

○4番(高橋誠一議員) 本日は、どうぞよろしくお願いいたします。まず、市長をはじめ市 政に携わる皆様におかれましては、日々、市の満足度の向上を目指していただき、業務に邁 進していただき、本当にありがとうございます。

それでは、通告順に質問をさせていただきます。

通告1、私は先代から数えまして約46年間にわたりまして市内で洋菓子店を営んでまいりました。この関係で、本日は市内の個人・零細の商業者の代弁者として臨ませていただいて

おります。現在、市政におきましても子育で・教育・福祉・医療・インフラ整備・家計補助など多岐にわたる事業に取り組まれております。その中で、令和7年度の予算案ですとか、また各会派及び政党の重点提案事業を見ましても、市内における商業者に目を向けた事業案が少ないように感じます。

今から40年以上前になりますが、市長も産業振興課のほうでご活躍されていた頃、例えば 三郷駅の北口の早稲田の商店街は100以上の事業者が加盟しておりました。現在は27の事業 者となり、そのうち飲食・小売の事業者は実に8事業者でございます。また、三郷市の地域 にも様々な形で貢献してまいりました商店会も、13組織ありました商店会が少しずつ減りま して、現在は3つの組織に激減しておりまして、当然三郷市の商業者の中心組織であります 商店会連合会も資金面での影響でイベントを含めまして、例えば昨年まで開催しました「B IG盆」、三郷駅の南北のイルミネーションですね、これが全て中止となりました。地域の 活性化や市民の満足度の向上には、こうした多様な個人・零細の商業事業者の復活が必要不 可欠だと私は考えます。

そこで、本日は市長にお尋ねいたします。三郷市における個人・零細の飲食・小売事業へ の市としての必要性、注目度、展望、期待をまずお聞かせいただきたく存じます。

続きまして、通告質問2でございます。市内の個人・零細、飲食・小売業を取り巻く現況 についてのご見解をお聞かせください。

通告2、現在実施されている補助事業の説明と予算、前年度の活用状況についてご説明を いただきたい。

3番、現在の支援事業の説明と前年度の活用状況について、ご説明をいただきたい。

4番、商店会連合会の今後の在り方についてご見解お聞かせいただきたい。

通告3番になります。たばこ税についてご質問させていただきます。

現在、三郷市におきまして歳入の中でも非常に貢献度の高い安定財源であるたばこ税は、 そもそもまず何税なのか、そして地方税とは何なのか、普通税とは何なのか、まずはこのご 解説をいただきたい。

2番といたしまして、三郷市の過去3年間のたばこ税収入額についてご説明いただきたい。 3番、同市のたばこ税収入額は県内の人口の近い自治体と比較してどうなのか、ご見解を お聞かせください。

4番、たばこ1本当たり、市に入る収入は幾らなのか、そして年間の市民1人当たりのたばこ税納税額は、人口の同じレベルの自治体と比較してどうなのか、お聞かせいただきたい。

そして、5番、最後です。現在、このたばこ税を使いました重点配分した事業があるのか、 お聞かせいただきたい。

以上、通告1から3についてご答弁を賜ります。よろしくお願いいたします。

○議長(武居弘治議員) 髙橋誠一議員の質問に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

- **〇市長(木津雅晟)** 髙橋議員のご質問にお答えいたします。
 - 1、市内の個人・零細の飲食・小売業に対する認識の1、現在の状況と今後の必要性、注 目度、展望についてでございますが、個人・零細の飲食・小売業を取り巻く環境につきまし ては、コロナ禍の影響から回復の遅れ、円安、物価高の継続及び、これによる生産・設備投 資のコスト増、構造的な人手不足などの要因により、依然として全国的にも厳しい経営状況 にあり、本市も同様の状況と認識しているところでございます。

中小企業者は、地域の経済を支えるとともに、市内の雇用を創出し、地域のコミュニティを形成するなど、市の経済及び市民の生活基盤の根幹をなすものと考えております。特に、飲食・小売業につきましては、市民の皆様の日常生活に直結しており、また観光振興の観点においても地域の特色のあるグルメや土産、特産品などは他の地域からの集客が見込まれることから、事業の継続を目指していく必要があると考えております。

市といたしましては、市内経済を牽引する中小企業者が自らの創意工夫と意欲により取り 組む経営基盤の強化、経営の革新、地域に密着した事業活動などに対し、国並びに県、さら には三郷市商工会、埼玉県産業振興公社など、関連機関と連携の上、必要な支援を引き続き 行ってまいります。

〇議長(武居弘治議員) 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

- 〇地域振興部長(小暮 勲) 髙橋議員のご質問に順次お答えいたします。
 - 2、現在の飲食・小売事業者に実施している補助、支援について。
 - 1、市内の個人・零細の飲食・小売業を取り巻く現況についてでございますが、全国的に も厳しい経営状況が続いており、後継者不足等の問題で地域の顔となっている飲食・小売事 業者の廃業等が多いことについて認識をしているところでございます。
 - 2、現在の補助事業の説明と予算、前年度の活用の状況について及び3、現在の支援事業の説明と前年度の活用状況については関連がございますので、一括してお答えいたします。

個人・零細の飲食・小売業が対象となり得る補助事業につきましては、経営基盤の強化、新技術・新製品の開発に取り組む事業者に対し補助を行う「がんばろう企業応援事業補助金」、また「資格取得支援補助金」、加えて「中小企業事業融資制度」を設けており、これに付随する利子補給、保証料などの補助制度などがございます。このほかに、間接的にはなりますが、商工業の振興に資する三郷市商工会ほか経済団体等に対しまして事業補助金、運営補助金を交付しております。補助事業に係る令和7年度予算の主な事業として、「がんばろう企業応援事業補助金」に関しまして1,000万円で、令和6年度の交付件数は40件、交付額は911万円でございました。

次に、支援事業でございますが、令和6年度はプレミアム率を30%としたキャッシュレスポイント還元キャンペーンを実施し、本年度にはプレミアム付きデジタル商品券事業を実施しているところでございます。

また、三郷市観光協会との共催イベント「ジャズとグルメの祭典 misato style」において市内飲食店を優先的に出展いただくなど、PRの機会を創出するほか、「よろず経営相談」「経営力向上セミナー」などの事業も実施しております。

また、令和7年度当初予算で申し上げますと、これら直接事業者が申請を行う補助事業の総額が約1,210万円、その他の補助事業、支援事業の予算総額はプレミアム付きデジタル商品券事業の経費を除き約3,940万円となります。

次に、4、商店会連合会の今後の在り方についてでございますが、商店会連合会につきましては構成する市内の商店会自体において加盟事業者の減少、会の中心を担う役員の成り手不足、活動資金の確保など、多岐にわたる要因により組織の維持について課題が生じているものと認識をしております。このことから、商店会連合会を構成する各商店会の組織維持や活動の支援を通じ、活性化を目指すことで、ひいては商店会連合会の活性化にもつながるものと考えております。

今後も、引き続き商店会の自主性、意欲に応じて関係機関と連携の上、必要な支援を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

〇財務部長(妹尾安浩) 髙橋議員の3、たばこ税についてのご質問に順次お答えいたします。 まず、1、何税なのか、地方税とは、普通税とはでございますが、地方公共団体が課税す

る税が地方税であり、これには道府県税と市町村税がございます。また、普通税はその使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税でございます。したがいまして、市たばこ税につきましては地方税である市税の普通税となります。

次に、2、過去3年間のたばこ税収入額でございますが、決算額で順に申し上げますが、 令和4年度は14億3,912万9,196円、令和5年度は13億6,380万1,340円、令和6年度は13億 2,185万4,344円でございます。

次に、3、県内の近い人口の自治体との比較につきましては、総務省が公表している令和 5年度市町村別決算状況調べによりますと、深谷市が10億6,234万7,000円、戸田市が11億 4,294万2,000円、朝霞市が8億9,153万9,000円となってございます。

次に、4、1本当たりの市に入る税収は及び5、県内の近い人口の自治体との比較でございますが、市たばこ税につきましては地方税法で紙巻きたばこの本数に換算して課税することと定められておりますことから、本市をはじめとする他の地方公共団体におきましても1本当たりの税収は6.552円でございます。

最後に、6、たばこ税の重点配分事業はあるのかでございますが、先ほど申し上げました とおり市たばこ税は普通税としてその使途が特定されていないことから、市たばこ税を財源 として特に重点配分している事業はございません。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 髙橋誠一議員。

〇4番(髙橋誠一議員) 市長及び地域振興部長、ご答弁ありがとうございました。

要望といたしまして、ぜひとも今後とも市内の特に個人・零細の飲食・小売をはじめとし た商業事業者への更なる手厚いご支援をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、たばこ税について2回目の質問をさせていただきます。

先ほど、ご答弁にありますように三郷市においてたばこ税は他市と比べても優位性のある 安定財源でございまして、これは徴税コストを必要としない貴重な自主財源でございます。 こういった他市との優位性のある財源は、市の好感度のアピールなどにもぜひご利用できる のではないでしょうか。

例えば、今喫煙カプセルなどの地方たばこ税を活用した分煙環境整備に、これにとどまらず、現在先ほどご答弁ありましたように真水になっておりますこの財源に少し色を付けていただいて、例えば安全対策として信号のない横断歩道への横断旗の設置ですとか、家計対策といたしましては例えば小学校入学時のランドセル代の補助、中学入学時の制服代の補助な

ど、市民に貢献ができる目に見える使い方をアピールすることで、市内のたばこの販売業者様、社会貢献意識を実感していただけるのではないでしょうか。それと、近年少々、肩身の狭い思いをしておられる愛煙家のかたにも、ちょっとした貢献意識を持っていただけるのではないでしょうかと考えます。今後、このようなたばこ税に対する取組をご検討いただけるか、お伺いをいたします。

そして、最後に1箱600円のたばこですと、先ほどご説明あったように約1本当たり6.5円です。1箱で大体130円が市税として入ります。1日1箱購入されるかたの場合、1年間で約4万7,000円強、これが三郷市の税収となります。江戸川を渡ると流山市に入ります。レイクタウンで買うと越谷市に入ります。金町駅で買うと葛飾区に入ります。ぜひ、吸い過ぎに注意した上で、愛煙家の皆さんはたばこはぜひ三郷市でご購入いただけるとありがたいと思います。

以上で最後の質問を終わります。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長(武居弘治議員) 髙橋誠一議員の2問目に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長(妹尾安浩) 再度のご質問にお答えいたします。

たばこ税を市民に貢献する特定の事業に活用できないかとのご質問かと思います。たばこ税につきましては、先ほども申し上げましたとおり、その使途については法律上、特定されない普通税でありますことから、市民税や固定資産税と同様、一般財源として活用されることとなります。

しかしながら、予算編成の過程におきまして、各種事業などの精査の中で検討していくという形になってくるかと思います。市民サービス向上のために、たばこ税を含め財源の一部として活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で髙橋誠一議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

〇議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◇日髙千穂議員

〇議長(武居弘治議員) 通告第12、3番、日髙千穂議員。

〔3番 日髙千穂議員 登壇〕

○3番(日高千穂議員) 三郷市議会定例議会での一般質問を、通告書に基づきまして質問を させていただきます。

質問1、NHK受信料の支払いについて。

1、まず、NHK受信料に関してお伺いいたします。

日本放送協会、いわゆる略称NHKは、テレビやワンセグ機能の付いた携帯電話、スマートフォン、カーナビゲーションシステムなど放送を受信できる機種を保有する場合に受信契約を結ぶ必要がございます。NHKとの受信契約は、個人の場合は世帯単位ですが、自治体や法人においては端末ごとに契約を結ぶ必要がございます。最近では、ほかの自治体においてNHKとの契約を結んでいない端末が存在する、受信料が未払いのままになっているといった事例が明るみに出て、議会や市民から問題視されているケースが相次いでおります。これは決して一部の自治体だけの話だけではなく、全国的にも議論されている公共の課題でございます。各自治体がどこまでが必要な契約なのか、どこからが無駄な契約なのか、精査し始めていることは報道などでも取り上げられている周知の事実でございます。

当市におきましても、庁舎や公共施設に設置されたテレビや業務用車両のカーナビなど、NHKとの契約対象となり得る受信機器が多く存在いたします。その契約費用は当然市民の大切な税金から支払われております。市民の感覚からすれば、必要な契約は仕方ないとしても、見もしないカーナビのテレビ機能にまで契約が必要なのか、業務に無関係なものまで契約しているのは納得できないといった疑問や不満が出てくるのは当然のことでございます。

ここで、私が改めて申し上げたいのは、NHKとの契約そのものを否定するものではなく、 市民に説明できるだけの妥当性がある契約になっているかどうかを問い直す必要があるとい うことでございます。無駄を省く工夫や契約の在り方を見直す姿勢は、市民からの信頼につ ながります。 そこで、3点お伺いいたします。

ア、当市が所有する受信機の総数と、そのうちNHKと契約を締結している台数及び年間の契約金額についてお伺いいたします。

イ、NHKと契約をしていない受信器の台数とその理由についてお伺いいたします。

最後、3つ目はウとして、緊急車両に搭載されているワンセグ付きカーナビについては、 業務上テレビを視聴する必要がなく、契約は無駄な支出となる可能性がありますので、こう した点について、市としてチューナーレスカーナビの導入を検討しているのか、また他自治 体の事例などを参考に見直しを進めているのかお伺いいたします。

次に、質問2として、外国人問題についてお伺いいたします。

1、総務省が今年8月6日に公表した住民基本台帳に基づく人口動態調査によれば、埼玉県における日本人の人口は前年比0.44%減少した一方で、外国人は前年比11.91%増加いたしました。特に、川口市や蕨市では外国人労働者や移民、難民の増加が顕著であり、地域社会や行政サービスに大きな変化をもたらしております。

当市においても、日常生活の中で外国人住民を見かける機会が確実に増えてきております。 外国人住民の増加は、地域社会の多様性や活力を生み出す一方で、言語の壁や文化の違いに よるトラブル、納税や保険制度の不均衡、自治会活動への参加の難しさなど、新たな課題も 生んでおります。行政としては、まず現状をしっかりと把握し、課題を共有した上で対応策 を検討することが不可欠です。モラルやルールを守るまじめな外国人住民にとっても、日本 人の三郷市民にとっても、安心できる共生の形をつくっていくことが重要でございます。

1つ目として、ア、市に居住している外国人住民の人数と外国人のみで構成されている世帯数について、過去5年間の推移をお伺いいたします。

また、多い地域はどこかもお答えください。

そこで、3点お伺いいたします。

イ、外国人住民の生活困窮者、外国人に対して市の支援を受けている人数を過去5年分に 遡ってお伺いいたします。

ウ、外国人住民の住民税及び国民健康保険税の納付状況について、日本人住民と比較した 場合の滞納率はどうなっているのかお伺いいたします。

以上、2つの問題について質問いたします。

共通しているのは、市民の大切な税金が関わっているという点です。NHK受信料の契約 も、外国人住民への対応も、市民から見て納得できる説明と将来を見据えた方針が必要です。

私は、市民の皆様が市役所はきちんと考えてくれていると信頼できる行政であってほしいと 願っております。課題を正面から捉え、市民に説明責任を果たすことが行政の第一歩です。 現状を具体的にご説明いただき、明確なご答弁をお願いいたします。

以上、1回目の質問を終了いたします。

○議長(武居弘治議員) 日髙千穂議員の質問に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長(妹尾安浩) 日髙議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、NHK受信料の支払いについてのア及びイにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

市が所有いたします受信機の総数は539台であり、その内訳はテレビ536台、カーナビ3台となり、ワンセグ機能付きの携帯電話等はございません。この所有する受信機は、全て日本放送協会と放送受信契約を締結しておりますが、539台中、日本放送協会放送受信料免除基準の学校等において児童・生徒または幼児の専用とするもの及び社会福祉施設等において入所者または利用者の専用とするものに該当するテレビ448台については受信料は全額免除となっておりますので、受信料支払い対象は91台分で年額94万9,550円となってございます。

次に、2、外国人問題についてのウについてお答えいたします。

初めに、令和7年8月現在における個人市民税の令和6年度課税分に係る個人納付の滞納額は約1億2,480万円で、うち外国人の滞納額は約1,160万円、割合にすると9.3%になります。

一方、日本人は約1億1,320万円、割合にしますと90.7%でございます。

なお、それぞれの課税額との対比で見た滞納率は、外国人は11.4%、日本人は3.5%となります。

次に、令和7年8月現在における国民健康保険税の令和6年度課税分の滞納額は約1億4,270万円で、うち外国人の滞納額は約1,950万円、割合にすると13.7%となり、一方、日本人は約1億2,320万円、割合は86.3%となります。

なお、それぞれの課税額との比較で見た滞納率は外国人は18.5%、日本人は5.1%となります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

〇消防長(山本浩文) 日髙議員のご質問にお答えします。

私からは、1、NHK受信料の支払いについてのウ、緊急車両に搭載されているカーナビについては業務上視聴する必要がない、このためチューナーレスカーナビの導入などを進めているのかについてお答えいたします。

消防本部が運用している緊急車両は、現在52台となります。そのうち、カーナビゲーションシステムが搭載されている車両は18台ございますが、テレビの受信機能は有しておりません。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 浅井富雄市民生活部長。

[浅井富雄市民生活部長 登壇]

〇市民生活部長(浅井富雄) 日髙議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2、外国人問題についての1のア、外国籍の人数と外国人のみで住んでいる世帯の過去5年間の推移、また外国人住民の多い地域についてお答えいたします。

初めに、本市居住の外国籍の人数と外国人のみで構成された世帯数の推移でございますが、 令和3年から令和7年までの各年8月1日現在において、令和3年は5,009人、2,398世帯、 令和4年は5,385人、2,601世帯、令和5年は5,853人、2,907世帯、令和6年は6,643人、 3,519世帯、令和7年は7,478人、4,057世帯となっており、人口、世帯数とも毎年増加して ございます。

次に、外国人住民の多い地域につきましては、令和7年8月1日現在で彦成三丁目が1,394人と最も多く、次に彦成四丁目が1,303人、続いて早稲田七丁目が306人、高州二丁目が184人、高州一丁目が158人の順となっております。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長(田中照久) 日髙議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2、外国人問題について、1、当市における外国人住民の実態についてのイ、 外国人住民の生活困窮者に対して、当市が支援している人数は何人か、過去5年分に遡って 伺うについてお答えいたします。

現在、福祉部において外国人住民に対し、支援を行っているものとして、生活保護制度に

よる支援がございます。外国人住民に対する生活保護事務につきましては、国の通達等に基づいて保護を必要とする状態にあるかたに対し、支援を行っているところでございます。

現在、本市で支援している生活保護の被保護者のうち、外国人のかたの人数につきましては、本年8月1日現在、51人でございまして、過去5年間の人数につきましては令和6年度56人、令和5年度64人、令和4年度63人、令和3年度64人、令和2年度67人でございます。以上でございます。

- 〇議長(武居弘治議員) 日髙千穂議員。
- ○3番(日髙千穂議員) ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

NHK受信料支払いの問題に関して、緊急車両において当市は取組が早く、問題意識が高かったことがうかがえました。また、支払い状況についても適切に確認を行い、未契約や未払いといった事例を発生させず、無駄な税金を使っていない点を高く評価いたします。

市民の大切な税金を守るという基本姿勢を徹底されていることは、市政への信頼をより一層高めるものと考えます。こうした丁寧な管理と誠実な対応を続けていただきたいと思います。

また、外国人問題につきましては、今回示された個人市民税及び国民健康保険税の滞納状況につきまして詳細な数値をお答えいただき、ありがとうございました。市全体として滞納率が大きく膨らむことなく、一定の水準に抑えられていることが分かり、徴収体制の維持、強化に取り組まれている成果であると受け止めております。

また、外国人住民の増加という社会的背景の中で、国民健康保険税や市民税の滞納実態を正確に把握し、課題を整理されている点は大変有意義であり、今後の施策検討に資するものであると高く評価いたします。

滞納額そのものが課題であることは事実ですが、その実態を丁寧に精査し、公平性の観点から日本人、外国人の双方について示していただいたことは、行政としての責任感と誠実さを示すものであり、深く敬意を表します。再質問はございません。ありがとうございました。

○議長(武居弘治議員) 以上で日髙千穂議員の質問を終わります。

◇ 宇 治 由紀子 議 員

○議長(武居弘治議員) 通告第13、18番、宇治由紀子議員。

[18番 宇治由紀子議員 登壇]

○18番(宇治由紀子議員) それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

私、今回予防接種事業1本でございます。これは、コロナの振り返りを選挙公約にもして おりましたので、本当に毎回同じ質問で恐縮ではございますけれども、しっかり総括してま いりたいと思います。

1、予防接種事業。

1、2020年に始まった新型コロナウイルス感染症に対し、国の指導や指針に従い進めてきた対策の総括について。

本当に毎回しつこくて恐縮ですが、今街を歩いていてもテレビを見ていましても、5年前からのコロナ騒動がまるでなかったことのように、忘れ去られているようにさえ感じます。繰り返しテレビでは恐怖があおられ、ワクチン打て打てとPRをしてきた国もテレビの解説者も、現状について一切報じないことに私は憤りしかありません。この現状において、本当にあきれるばかりの気持ちです。

私は、4年前のこの9月議会から、このコロナ騒動はおかしい、ワクチンの安全性は確認されていないということを繰り返し申し上げてきました。そして、予想どおり悲惨な結果となり、訴訟に至っています。このワクチン接種事業の評価については、国は記者会見の場で地方自治体が行っている事業なので、地方自治体でそれぞれ評価を行ってくださいと、非常に無責任な対応です。担当部署の皆様には、大変ご多用と存じますが、質問させていただきます。

ア、死亡者数、急病者数、出生数において、コロナ禍以前の数値との比較による検討はど のようにされてますでしょうか。

ちなみに、日本全体ではもうこの場で何回も数字をお示ししていますので、時間の関係で 省略いたしますけれども、もう謎の大量死と言われておりまして、メディアは報じませんけ れども、日本の人口減少が顕著です。高齢者はもとより、中高年にも不審死と言われるよう なものが増えていると厚生労働大臣が申しております。こどもさんも接種当日、翌日に10歳、 11歳、12歳、13歳、16歳、そういったこどもたちが何人も亡くなっています。高齢化の死亡 の緩やかに増えていく、その増加数を配慮して検討しても、それ以上にこのワクチンが始ま ってから4年間で約70万から80万人の超過死亡が試算されていまして、これはアメリカで大 ニュースになっているほどです。

そこで、次にイ、健康被害認定制度への、これも毎回聞いてまいりましたが、最新の申請

数と結果をお知らせください。

ウ、ワクチン接種による効果、すなわち市民の安全と健康はワクチンで守られたのでしょうか、どのように考えられますでしょうか。

続いてエ、mRNAワクチンが世界で人類史上最大最悪な薬害となっている現状において、世界ではもう大体4回目の接種から接種は全くされておりません。全くではないけれども、ほぼされておりません。それを今後も日本だけは続いておりまして、今後もこのmRNA、遺伝子生物製剤を「ワクチン」と称して事業を行うのでしょうか。

続いてオ、そもそも予防効果がないものを「予防接種」事業として実施するのは、予防接種法に反すると思いますけれども、見解をお知らせください。

続いてカ、同意撤回に関する相談はありますでしょうか、その対応の体制はいかがでしょうか。

この同意撤回ですが、接種前にこの予防接種というのは同意書にサインをしていただくものですね、皆さんもサインをされたかと思いますけれども、そこで同意をしたとみなされます。しかし、実際は既に分かっていた副反応のリスクがきちんと伝えられていなかった。そして、そもそもまだ治験が、2021年にスタートしたときは治験が終わっておらず、緊急承認の接種、それ自体が治験に参加している状況であることも伝えていなかった。よって、ほとんどのかたが医師からのきちんとしたインフォームド・コンセントを受けていない状態で接種が進められたわけです。ですので、これは同意撤回ができます。これに関して伺います。

それでは、続いて2番目の項目で、本年度秋からの冬の予防接種にmRNA遺伝子生物製剤を使用する予定はあるのでしょうか。

続いて3番目、子どもの予防接種についてです。

これはこの前の6月の議会でも伺いました。その続きのような形になりますので、もう一度改めてそのときにもお示ししましたこの画像を、ちょっとこんな形なんですけれども、お恥ずかしいんですけれども、見ていただきたく。

高齢者は、今のおじいちゃん、おばあちゃんの世代は、私よりちょっと上ぐらいの世代ですと、生涯でも1回、2回ワクチンを受けたかどうか、受けていない人もいるくらいです。そして、私よりちょっと若いようなお母さん世代、それはもう生涯で7~8回程度、そしてその後の世代が生涯で14回くらい、そして今のお孫さん、ひ孫さんくらいの赤ちゃんからお子さんになると69回ワクチン接種して、さらに季節性のインフルエンザとか、ずっと打っていきますと、200回以上接種予定だということで、薬は病人だけですけれども、ワクチンな

ら健康な人、国民全員に売れるという、これはすばらしいビジネスとなっているわけです。

これをちょっとセンセーショナルな画像にしますと、こういうことになりまして、これを 見ると、すみません、この間お示ししたものと同じでございます。これを見て、何かやっぱ りおかしいんじゃないかと気がつかないほうがおかしいかなと。これで本当に、これが子ど もの健康になるのかどうかを冷静に考えていただきたい。前回、この中に含まれている成分 も添付文書の中の恐ろしい成分が入っていて、もう本当に口のするのも嫌だということ、生 まれたばかりの赤ちゃんにこれだけ打ち込んでいくという、内容はちょっとお話ししたので、 そこのところは省略させていただきます。

このような形で、子どものワクチン接種も製薬企業の本当にビジネスにご協力申し上げていくという感じで進められているんですけれども、さらに三郷市では子育て支援アプリ「かいつぶナビ」というのがありまして、これはお子さんを子育てするお母様にすばらしいサービスなんですけれども、その中に予防接種のスケジューラーというスケジュールを自動的に教えてくれるシステムが導入されています。そこに赤ちゃん生まれて、私もちょっと試しに生まれたことにして誕生日をちょっと入れてみましたところ、こういうスケジュールがスマホにバーッと出てきまして、これだけ打つスケジュールですよと、ちょっと見えないかもしれないんですけれども、全部こういう感じで、ご存じかと思いますけれども、2か月から28日後、3か月、5か月、6か月、1年、それから3歳、4歳、5歳、最後11歳のときに子宮頸がんワクチンの3連打というので子どもの接種は仕上がるんですけれども、これだけのお薬、劇薬です。

そして、もうすごい副反応が報告されていますが、これを良いことだと思ってされている、 それは分かります。悪意のあるものではないんだけれども、親切丁寧にスケジュールがガーッと出てきて、ここでびっくりしてやめてくださればいいんですが、これはいいものだ、こうするものだ、これが子どもにとって必要なんだ、先生方もそうなっているので、そうするともう前日に、明日は予防接種ですとメールが送られてきて、それを無視していると、またご丁寧に行ってませんよという催促のメールが何本も入ってきて、非常にここに誘導されるように、誘導するシステムにもとれるんですけれども、その見解はいかがでしょうか。

それから、イ、6月議会で要望した「義務ではなく強要されるものではない。差別をしない」の表記をホームページや案内のレターに記載してほしい、こう要望しましたが、進捗はどのようでしょうか。これは定期接種という表現が任意接種に対してやはり義務と受け取られてしまうかたが多くいる現状です。なので、ここはその後、要望いたしましたが、いかが

でしょうか。

そして、ウ、子どものアレルギー性疾患、発達障害、メンタルヘルス関連の疾患、そして不妊症が増えていることの要因の一つに、このワクチンの影響が指摘されています。これはかなり科学的なデータも出てきて、ワクチンだけではないけれども、ほかの神経性毒性を持った農薬、それから添加物ですね、それからワクチンの中の添加物のチメロサールは海外では、アメリカではもう使用禁止になっていますけれども、そういった本当に子どもの精神疾患者すごく増えていて、さっきもお話ありましたけれども、発達障害、そういったものがすごく増えているのは、やはり関与があると最近はかなり色が濃いと疑われていますが、これをさっきのこれのように接種を推奨している現状に関して、以上いきいき健康部長に伺います。

○議長(武居弘治議員) 宇治由紀子議員の質問に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

Oいきいき健康部長(益子敏幸) 宇治議員のご質問の1、予防接種事業について順次お答え いたします。

初めに、1、2020年に始まった新型コロナウイルス感染症対策の総括についてのア、死亡者、急病者、出生数をコロナ禍以前の数値との比較による検討についてでございますが、本市の統計資料である「データみさと」の数値を比較しますと、コロナ禍前後の出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向、急病による救急出動数は増加傾向でございました。これらの傾向につきましては、様々な要因が複合的に影響を与えているものと考えてございます。

次に、イ、健康被害認定制度の申請数と結果でございますが、令和7年8月末現在の新型 コロナワクチン接種に関する申請数は9件、うち8件は国から認定され、1件は否認でござ いました。

次に、ウ、ワクチン接種による効果でございますが、医師らで構成する国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会などにおける科学的知見に基づいたワクチン接種の有効性に関する審議結果から、重症化予防効果等が認められており、予防接種法の目的である伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、国民の健康を保持することができたものと認識をしております。

次に、エ、mRNA (メッセンジャー・アールエヌエー) ワクチンによる事業実施及びオ、 予防効果がない事業実施は予防接種法に反するが見解はにつきましては関連がございますの で、一括してお答えをいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法に基づいた国の方針の下実施している事業でございます。国の厚生科学審議会など、科学的知見に基づきmRNAワクチンを含め、事業で使用するワクチンの安全性や有効性を検討・決定しております。市といたしましては、引き続き予防接種法に基づく定期予防接種事業として国の審議会等におけるワクチンの安全性に関する検討内容を注視し、事業を実施してまいります。

次に、カ、同意撤回に関する相談及び対応体制についてでございますが、予防接種の実施に当たり、その有効性や安全性並びに副反応について適切な説明を行い、文書による同意の上、実施することとされております。これまで接種後の同意を撤回する相談は受けてございません。相談があった際は、市において十分に内容を聞き取り、丁寧に対応してまいります。続きまして、2、本年度秋冬接種におけるmRNAワクチンの使用予定についてでございますが、新型コロナウイルスワクチン接種は令和6年度からB類疾病の定期接種となり、主に65歳以上のかたを対象に実施をしておりますが、令和7年度も国の審議会において決定されたmRNAワクチンを含むワクチンを使用し、秋冬の接種を実施する予定でございます。

続きまして、3、子どもの予防接種についてのア、みさと子育てアプリが接種を誘導するシステムともとれるが、見解はでございますが、みさと子育てアプリ「かいつぶナビ」につきましては、接種間隔や回数等の複雑な予防接種スケジュールを保護者が管理しやすくするため、システムがスケジュールを提案し、接種日が近づくとお知らせする機能がございます。このアプリの使用は保護者に強制するものではなく、任意で利用するものであり、保護者のサポートに有効なシステムであると認識をしております。

次に、イ、ホームページ等へ予防接種は義務ではなく強要されるものでもなく、差別をしないという表記でございますが、個別通知やホームページには同趣旨の内容を掲載し、対応をしているところでございます。

最後に、ウ、子どものアレルギー性疾患等が増えている要因の一つにワクチンの影響が指摘されているが、見解はでございますが、市がワクチンのアレルギー性疾患等への影響について独自に評価をし、見解をお示しすることは困難であるため、引き続き国の厚生科学審議会などにおける医師など学識経験者による科学的な知見に基づく安全性の評価を注視してまいります。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 宇治由紀子議員の2問目の質問を残して暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○副議長(渡邉雅人議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。 宇治由紀子議員。

きたということは、全国のデータと同じように見て取れます。

○18番(宇治由紀子議員) ご丁寧なご答弁、データのお示しありがとうございました。 私のほうでも、同様に調べまして、やはり三郷市では比較的悪いロットが来てなくて、影響も少なかったのかなというふうに思っておりましたけれども、やっぱり死亡者数を見ますと、ちょっと見づらいかもしれませんけれども、このような形で明らかに緩やかな年齢、高齢化とともに増えたというよりも、やはり何かしらあって急激に死亡数が増えたということが分かりまして、救急搬送もそうなんですけれども、消防長などは現場をよくご存じかと思いますけれども、急激にワクチンが始まってから、一番コロナのウイルスが強かった2022年には死亡者も救急搬送も増えておりませんけれども、ワクチンが始まってから急激に増えて

そして、出生数は本当に悲しくなって、私毎月データ速報見て、前は100人を超えたとかですね、100人を超えると本当にうれしかったんですけれども、それが上が2024年ですね、ですから急激に減っております。これはいろいろコロナ禍のライフスタイルとかいろいろあって、ワクチンのせいとは言い切れないかと思いますが、しかし産婦人科の先生方の報告では妊婦さんのへその尾ですか、そういったところに血栓ができるとか、様々な、ちょっとここでは時間があれですので、省略いたしますが、様々なデータももう既に出ております。

今日はちょうど、本日の14時から福島雅典、京都大学名誉教授が会見をされます。その会見は、深刻な健康被害の要因となっているmRNAワクチン製剤の承認取り消し及び市場に流通している全ての同製剤の回収・廃棄について、厚生労働大臣並びにPMDA理事長に要望書を提出してあったんですけれども、その科学的知見と学術的観点にのっとり説明をすると、そういった記者会見が14時から始まり、ちょっと見れないのが残念ですが、きっと動画が後で録画で見れるはずなので、これは貴重な動画ですので、ぜひ皆さんも見ていただきたいし、健康部長、それからいきいき健康部の皆様にはぜひ見ていただきたい、録画でいいので、見ていただきたいです。福島雅典教授ですね、これは医科学に対する冒瀆だと、心を震

わせておっしゃられていました。第一線の一流の科学者です。名誉教授にならないと、本当のことが言えないと。現役の方々は研究室も抱えていますし、厚生労働省からの寄附金とか、そういったもので教室を運営していますから、本当のことが言えないんですけれども、名誉教授の方々がこうやって声を上げてくださっている。司法解剖したら、もう心臓がグニャグニャに溶けてしまって、こんなの見たことがないし、明らかにワクチンが原因だと。そう言っても、それを因果関係不明というふうに処理をして、接種を止めることをしない。涙ながらに怒りをあらわにされていらっしゃいました。

国は、もう本当に大きな大きな製薬企業の支配下に置かれて、完全にコントロールを失い、 暴走しております。その国に地方自治体も引っ張られて自由がきかない状態で、本当に健康 部の皆様、ご苦労をされていらっしゃると思いますので、なかなか難しい決断だと思います。 采配が求められると思いますけれども、ここでプラス、次はもっと深刻な感染症が来ると、 武見元厚生労働大臣がしっかり記者会見でおっしゃっていました。そのとき、もっと怖い、 今いろいろ騒がれているエムポックスですか、それから鳥インフルエンザとか、それからな ぜか日本でエボラの研究施設を長崎と東京に造っています。エボラなんか日本にないから、 そんなの造る必要ないんですけれども、歴史を見ると大体研究が始まると、それが漏れ出し、 漏れ出したのか何か分からないんですけれども、死者が出た。ワーッと騒いでメディアが騒 いで、それであおって、みんなが接種を始めると病気が増えるというふうな、これ今までの ワクチン全部調べていくと、全てそのストーリーです。コロナが見事にそうでした。またそ れを繰り返す予定なんだなということがよく分かります。でも、それをテレビでそういうふ うにやられますから、当然またコロナのときと同じように、あるいはそれ以上にエボラなん かが発生したら、皆さんもう市役所、それから接種会場に押し寄せると思います。でも、接 種されたいかたには、して差し上げるのが一番安心で、それはそのかたの選択肢なので、そ のときの場合を考えて、市もしっかりと対応を考えておかないといけないかなと思いますの で、大変だと思いますけれども、そういったこともあり得るということで準備をしていただ きたい。

それから、同時に同調圧力などで接種を強要することがないように、公平・公正な情報の 提供に努めていただいて、またいろいろなデータ、それからホームページ、そういったとこ ろで強制ではないと、差別はしないということをですね、しつこいんですけれども、改めま して次回またそういったときにはお願いしたいと思います。

それから、泉大津市では接種券の送付をすると誘導になるので、それはしないで申し込み

制、案内はします。案内はするけれども、接種は申し込み制にするというような方法をとっ ていました。これはすごくフェアな、そしていろんな情報を偏らない、やっぱり問題は今被 害者の方々が何をおっしゃるかといったら、聞いてなかったと、思いやりワクチンだと、自 分を守って周りの大切な人たちも守る思いやりワクチンだと言って皆さん接種したんです。 これは本当にひどいミスリードです。ですから、いやこれは効果があるという、こういう研 究データもあるというのを提示するのはいいんですけれども、それと同時にこういったリス クも報告されているということをしっかり提示していただきたいので、これ2021年のときか らいろんなデータありましたけれども、一切隠されてきましたので、そこのところを地方自 治体でできる範囲内で結構ですので、公平・公正な情報提供をしていただきたいと思います。 そして、今日の福島先生の会見動画と一緒に、これコロナの51名の原告が訴訟をしており ます。そういうニュースも全くテレビや新聞はなぜ報道しないのかと思いますけれども、そ の弁護士さんの会見なんかも非常に参考になるので、ぜひ見ていただきたい。これに感染効 果があるのかというと、最初から感染効果なんかを期待してやっていなかったということを 法廷で話されていますので、なかなか信用してもらえませんけれども、弁護士さんが会見場 で言って、紙ちゃんと議事録読んで発表していますので、そういったこともぜひ見ていただ きたいのと。

それから、あと10月10日から「ヒポクラテスの盲点」という映画が上映されます。やっと真実が少しずつ表に出てきた、これ本当に潮が変わるときだなと思います。それから、今既にやっているこちらです。これは私も見てきましたけれども、「WHO?」(誰)これWHOにかけているんですけれども、やっぱりこのワクチン接種が世界で進められて大きな被害を出したのはWHOがあるわけですよ。WHOというのは国連の機関です。私も何度もここで話していますけれども、国連、WHOといったら平和、健康のためにあると信じて疑いませんでした、コロナが始まる前は私も。だけれども、結局国連は戦勝国です。戦勝国連合です。WHOも製薬企業がお金を出して運営しています。裏を話し出すと切りがないので、こういったものを見ていただくと、非常にいろんなことが分かります。そして、こういうものが外に出てくるように、いよいよなってきたということです。

そして、もうこの辺の準備をしていただく、それから次回に発想や情報の提供、いろいろこれまで細かく申してまいりました、そういったところもぜひ配慮していただきたく、またこうしたいろんな新しい情報出てきまして、すぐ手が届くところにございますので、ぜひ見ていただきたいという、こちらは要望といたします。

そして、mRNA、もう秋から始まるということも、もうmRNA自体が、本当にこれは遺伝子治療を実験しちゃったというところなので、ちょっと難しい話で控えますが、これに関するご案内も、やっぱりリスクとぜひ向き合い、アメリカではほとんどこれは開発をさせないと、研究もさせないと、予算を出さないと、そうしたら全部日本に来ちゃったんですけれども、そういった状況のところも踏まえながらの、秋冬接種のご案内などもご配慮いただければと思います。

そして、3番目の子どもの予防接種なんですけれども、つい先日、アメリカの上院の公聴会で政治経済学者のトビー・ロジャース博士が証言した、これもユーチューブで動画が見れると思います。先ほど言った子どもたちの神経障害、発達障害、このあたりのところの主な要因になっていて、12の毒素が今非常に考えられると。いろんな添加物とか、さっき言いました農薬とかですね、やっぱりワクチンの影響が一番大きいのではないかということがだんだん分かってきましたので、アメリカではですね、日本より義務化されて、本当に子どもたち受けないと幼稚園とか学校に今まで行けなかったんですが、いよいよワクチン神話が崩れてきて、11の州で義務化をやめています。もしかしたら、もうちょっと増えてきているかもしれないんですが、私が調べたときに11の州はもう義務化をやめました。そして、本当にワクチンが子どもたちに急激に増えた神経障害、自閉症とか発達障害に非常に相関しているということは、もうかなり色濃いデータで示されていますので、その可能性ですね、いや分かんないよじゃなくて、やっぱり可能性を考えていかなければいけないのではないかなと、こども未来部さんとか学校教育の皆様には、こういったところはぜひご留意いただきたいと思います。

そして、先ほどのスケジューラーですね、これガーッと出てくるスケジューラー、これはやはり強く誘導がされていると思います。これが本当にいいものだったら、すばらしいシステムで、とてもいいことだと思うんですけれども、健診しましょうとか、栄養はこうしましょうとか、そういうのだったらいいんですが、このお薬ですね、劇薬、これだけ打つためにこれを、私のところは打っていないので、毎日メールが来ます。接種の何か評価をしてくださいみたいなものとか、毎日メールが来ます。これはどうだろうかと、やっぱりもうビジネスと政治に結果として協力しちゃっている。もう子どもの健康なんか考えていないで、この間もお示ししましたけれども、去年の7月24日の審議会、審議会は大体2か月ぐらいに1回開かれていますけれども、そこの副反応審議会で子どもが11人も亡くなっている死亡例、11人の子どもの死亡例が1回の審議会で検討されていて、もうその場で4本注射打って、シロ

ップ飲んで、その場で泡吹いて死んじゃうんですよ。それでもまだ、いやこれは重大な懸念は分からないとか、因果関係は分からないと言って、いまだにその接種が、5種混合というやつですけれども、それが続いているというのが現実です。これメディアが報じないので、皆さんは本当に知らないと思いますけれども、私は厚生労働省のホームページを見るのは趣味じゃないんですけれども、見ていて本当に愕然とします。

ただ、いやいやワクチンで助かった命もあるんだとか、それからたくさんの感染症はワクチンで無くなって、みんな公衆衛生が良くなったんだというふうに言われるかたもいらっしゃいまして、そういった方々は大体私などは「反ワクだ」というような形で言われるんですけれども、それはそのかたのいろいろ見ている情報や信じている、それから同じ情報を見ても感じ方というのは違うと思うので、それはもう仕方がないなと思うんですけれども、やはり事実はきちんと伝えていただきたいと思います。

なので、このスケジューラーですね、ここまでスマホで誘導をしなくてもいいのではないかなと、既にもう母子手帳でもたくさんいろいろ誘導がされているんですけれども、それはすぐには変えられないと思いますので、せめてこのスケジューラーに関しては任意の登録だということで伺いました。じゃ、自分の任意かと思いましたけれども、何となく子どもが生まれて誕生日入れちゃったら、ダーッとこのベルトコンベヤーに乗っていくような方法はどうなのかなと思いますので、このスケジューラーはやめませんかというのが一つの要望です。何かほかの案内の仕方もあるし、もしスケジューラーやるんであれば、デメリットもしっかり伝えていただきたい、現状も伝えていただきたいと思います。

それと、もう一つ伺いたい、それのご見解を伺いたいのと。それからあとは、いやこれは効果があるのは公衆衛生に役立ったのだと、予防接種で子どもたちが助かるようになった、子どもたちが健康になったと言われるんですけれども、どこを探しても私はそのデータが見つかりません。そもそも、そんな研究データ出せるわけないと思うんですけれども、必ずそれを言われます。以前も、ちょっと健康部の方々と子どもの予防接種に、私はちょっと最近疑問だというようなお話を、ちょっと話をさせていただいたりして、そういうときに、いやでもやっぱりこれで助かる命があるんですということで、そういう歴史があって、製薬企業につくられた医学教育なんですけれども、でもそう言われるのであれば、そのデータはどれなのかお示しいただきたいと思います。この2点だけ再質問として恐縮ですけれども、お願いいたします。

以上です。

○副議長(渡邉雅人議員) 宇治由紀子議員の2問目に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

[益子敏幸いきいき健康部長 登壇]

〇いきいき健康部長(益子敏幸) 宇治議員の再度のご質問にお答えいたします。

1点目は、接種を利用者のかたにお知らせするスケジューラー「かいつぶナビ」をやめるべきではというご質問でした。こちらは議員からもありましたとおり、強制するものではなく、任意で利用するものとなってございますので、利用者のかたにとっては有効なものではないかと考えてございます。引き続き、利用を継続してまいりたいと考えております。

続いて、子どもの予防接種の接種の効果はどのような形で根拠が示されているのかという ご質問でございました。1問目でお答えをいたしました市がワクチンのアレルギー性疾患等 への影響について独自に評価をし、見解を示すということは困難であると考えてございます。 引き続き、国の厚生科学審議会における科学的な知見に基づく安全性とともに、議員のおっ しゃられるようにリスクについて丁寧にホームページやリーフレットを通じ情報提供をして まいります。

以上でございます。

〇副議長(渡邉雅人議員) 以上で宇治由紀子議員の質問を終わります。

◇ 紺 野 伊久子 議 員

O副議長(渡邉雅人議員) 通告第14、11番、紺野伊久子議員。

[11番 紺野伊久子議員 登壇]

○11番(紺野伊久子議員) それでは、一般質問をさせていただきます。

1項目め、保育料無償化について。

1、0~2歳児の保育料軽減・無償化について。

少子高齢化を迎え、長引く不況や働きながら子育でする家庭が増え続け、保育所を利用する家庭が増えてきました。2023年の女性の就労率は25歳から44歳で80.8%でした。政府は、これを今年度2025年までに82%に引き上げることを目標に、子育で中の女性が働きやすいように保育政策の充実を図ってきました。この三郷市内でも、妊娠した時から成長するまで切れ目のない支援をするために、たくさんの子育で支援のメニューを行っていると思いますが、

近隣市に比べても子育てしやすいまちランキングベスト10にはなれず、せっかく三郷市に移り住んでも小学校入学を機に他の市に引っ越してしまうケースも生まれています。

ちなみに、お隣の松戸市は子育てしやすいまちランキングベスト10の中で全国3番目に入っています。子育て支援が充実していると思います。

2019年10月から3歳以上の幼児の保育料が無料化になり、保育所、幼稚園も含めて保護者負担は教材費やお弁当代、給食費、主食費のみになりました。

一方、3歳未満児のゼロから1歳児の保育料は依然高いままで、何のために働いているのか分からないという声も聞こえてきます。ゼロから2歳児の保育料は、第1子が保育所等に入所している場合は第2子が半額、第3子が無料になっています。同時に、住民税非課税世帯は無料になっています。しかし、例えば4つ違いの兄弟がもしいた場合を考えますと、第1子の子は小学校に入学すると、4歳離れた第2子の2歳児は全額負担になってしまうため、その上のお子さんが学童保育や習い事などに費用もかかり、経済的負担が一気に増えます。せめて第1子が小学校の間は下の子が半額、もしくは無料になるようにすべきではないでしょうか。子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実を図るために、こどもの年齢や所得に関わらず、全てのこどもの保育料の無償化を実現すべきではないでしょうか。

既に、埼玉県下では熊谷市や深谷市、毛呂山町、上里町など第1子の保育料が無料になっています。全国的にも増え続け、東京都はこの9月から第1子が無料になりました。三郷市の子育で中の保護者の負担を軽減し、安心して子育でするために三郷市として今後どうするか市長の考えをお聞かせください。

ア、三郷市内の保育所や幼稚園の預かり保育を含めて、未満児保育の利用実態や保育料の 負担がどうなっているのかお聞かせください。

イ、無償化の負担軽減の措置について、今後どうしていくのか、その考えをお聞かせくだ さい。

2項目め、こどもの居場所作りについてです。

1、市内のこども食堂やこどもの居場所づくりの実態はどうなっていますか。

2021年の生活基盤調査で、17歳以下のこどもの相対的貧困率は11.5%になり、8.7人に1人の割合でした。35人学級で例えれば、クラスの中に4人はいる状態です。特に、母子家庭など、ひとり親の家庭は半数近くが生活が困難な家庭になっています。こどもの貧困は社会的な問題です。次世代にも連鎖します。親の収入が少ないと、こどもが十分な教育を受ける

ことができず、進学を諦めたり、就職のチャンスが乏しくなったりしてしまう。その結果として、親から子へ子から孫へと連鎖して、貧困から抜け出せなくなるおそれもあります。この問題は少子化が進み、国や地域社会の担い手が不足して、今後の大きな社会問題になります。社会全体でこの連鎖を断ち切り、こどもたちの未来を応援する必要があります。貧困格差をなくすため、国や自治体は様々な子育て支援や教育費や養育費の軽減を行っています。三郷市内でも生活保護世帯や非課税世帯、ひとり親家庭など低所得者への施策や障がい者支援なども含めて、たくさんの子育ての応援メニューを取り組まれています。

また、行政だけではなく、三郷市民自らNPOを立ち上げたり、個人や有志でボランティアを募り、こども食堂や遊び場づくり、フードパントリーなどのこどもの居場所づくりや生活支援に日々奮闘している市民の方がこの三郷市内でも大勢いらっしゃいます。昨年も、こども食堂マップという冊子を市が作成して、市内の小・中学校に配付していただきました。私が関わっているこども食堂でも、このマップを見て来た親子がおられます。こども食堂は、栄養のある食事を提供するだけではなく、食育や友人など大勢で食事をすることで、地域の人と触れ合い、子育ての悩みを相談したり、遊びを提供したり、中にはこども自ら企画運営して成功体験を味わう取組も行っているところもあります。

しかし、これらの取組は企業や基金、NPO、有志などの寄附などで賄われ、食材費や会場費、水道光熱費、衛生費やボランティア保険などを賄っています。たくさんの資金がかかっています。パンフレットで宣伝していただくだけでなく、会場費や食材、その他の経費も補助してほしいと現場からの声も上がっています。

ア、こども食堂に対する補助金の支援を今後三郷市としてどう考えていくのか、こども未 来部長にお聞きします。

3項目めは訪問介護事業所への補助についてです。

東京商工リサーチによる2024年度の全国の介護事業所の倒産は172件もあり、前年度から50件も増え、最多となりました。特に、介護事業所は介護報酬が長期に長く据え置かれたことにより、経営難と災害級の介護労働者不足で存続が危ぶまれる事態に直面しています。中でも、基本報酬が引き下げられた訪問介護事業所への影響は最多です。倒産、休廃業、解散した介護事業所が多く、倒産81件、廃業・解体は448件となって、訪問介護事業所が1つもない自治体が全国で107市町村に及んでいます。事業所の削減、介護労働者の深刻な不足、高齢化の下、必要な介護も利用できず、居宅での生活が不可能になるなど、住み慣れた地域での暮らし続けることが困難な事態が進行しています。三郷市内の訪問介護事業所は相次い

で閉鎖や縮小をしています。担当課は、訪問介護事業所は県の管轄で把握していないと言いますが、同じ三郷市のかたが利用しているし、介護保険も使っているではありませんか。

県のホームページによりますと、老人福祉関係の事業所はこの三郷市内でこの3月、7か所の閉鎖がありました。そのうち6か所が通所・訪問介護事業所です。つい最近のことですが、個人事業者のかたが突然死されて、7名の利用者さんが放り出され、ケアマネさんが受入れ事業所を探しているそうです。今まで慣れ親しんだ介護士さんが代わるということは高齢になればなるほど大変なことだと思います。そして、介護士は給与が高い都内や松戸市や流山市に流出してしまっています。介護士採用の説明会も行われましたが、三郷市会場には10人も来ない状態です。葛飾会場では60名も来たそうです。その中には、三郷市在住のかたが何人かいたそうです。介護事業所の赤字分を補塡し、運営を助け、介護職員の処遇改善手当を保育士と同じように出して介護職員の流出を食い止めてほしいと思いますが、市長としてこのような状態をどのようにお考えになりますか、お答えください。

ア、介護士の確保と処遇改善の実態はどうなっているか、その見通しをいきいき健康部長 からもお聞かせください。

私の知っている事業所も赤字にならないよう、職員が努力して物価高騰で車での移動もガソリン代が高いので自転車移動にしているそうです。今年は特に猛暑が続き、自転車での移動も大変だと嘆いています。三郷市内で、場所によっては買い物支援が、スーパーが近くにないので買い物に出るのもひと苦労だと言っていました。また、利用者宅にエアコンがない場合、またはあっても付けていないご家庭もあるそうです。ほかの行政区では暑さ対策費が出され、冷風機付きのチョッキが普及されたり、電動自転車の補助やヘルメットの補助もなされています。

イ、猛暑の中で移動や買い物支援の際の暑さ対策の補助についてどのようにお考えですか、 お答え願います。

以上、私からの1回目の質問を終わりにします。

〇副議長(渡邉雅人議員) 紺野伊久子議員の質問に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

- ○市長(木津雅晟) 紺野議員のご質問にお答えいたします。
 - 1、保育料無償化についての1、 $0\sim2$ 歳児の保育料軽減・無償化についての総論をお答えし、他につきましては担当部長をして答弁いたさせます。

本市の保育施策における保育料の軽減・無償化につきましては、国や県の制度に基づき実施しておりますが、子育て世帯の経済的負担の軽減に一定の効果はもたらしているものと認識をしております。

他方、高まる保育需要に応えるため、保育施設の整備や施設の安定的な運営を支援するなど、多面的な保育施策を講じることで誰もが安心してこどもを預けることができる取組を推進してまいりました。

引き続き、保育料の軽減・無償化につきましては、国や県の動向を注視するとともに、今 後におきましても安全・安心で質の高い保育施策を推進してまいります。

3、訪問介護事業への補助についての1、市内の訪問介護事業所の実態を調べ、閉鎖を防止していくことについてのア、介護士の確保と処遇改善の実態はどうなっているのか、今後の見通しの総論についてお答えし、詳細については担当部長をして答弁いたさせます。

介護人材の確保につきましては、高齢化の進展による介護需要が増加する一方で、介護職の高齢化や離職率の高さ、他産業への流出等により厳しい状況が続いているものと認識をしております。人材の確保、定着のための処遇改善は、本来国が行うべきものであることから、市ではこれまで全国市長会を通じて国に要望してまいりましたが、今後もさらなる改善を要望するとともに、引き続き人材確保や業務改善に向けた支援を継続してまいります。

〇副議長(渡邉雅人議員) 須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

〇こども未来部長(須賀加奈) 紺野議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、保育料無償化についての1、0~2歳児の保育料軽減・無償化についてのア、市内の保育園、幼稚園の預かり保育も含めて、未満児保育の利用実態や保育料の負担はどうなっているのかでございますが、市内保育園や認定こども園などの認可保育施設に通うゼロ歳児から2歳児の在籍児童数は令和7年9月1日現在、1,188人となっております。また、市内幼稚園において満3歳児を迎え、入園した児童は8人であり、そのうち預かり保育の無償化の対象となっている児童数はゼロ人でございます。認可保育施設のゼロ歳児から2歳児の保育料につきましては、生活保護世帯や住民税非課税世帯に限り無償化の対象となっており、世帯の所得に応じて18階層に区分されており、月額最大6万8,000円となっております。次に、イ、無償化や負担軽減(兄弟等も含む)の見通しはどうかでございますが、本市では経済的負担に配慮する観点から、国で定めている所得階層の区分を細分化し、国の基準よりも減額した保育料を設定しております。また、第2子につきましては一定の要件がござい

ますが、第1子の保育料の半額となり、第3子以降につきましては第1子、第2子の年齢に 関わらず無償となります。今後のさらなる利用者の負担軽減につきましては、国・県の動向 を注視してまいります。

続きまして、2、こどもの居場所作りについての1、市内のこども食堂やこどもの居場所作りの実態はどうなっているのかのア、こども食堂に対する補助金などの支援は今後どう考えていくのかにつきましてお答えいたします。

本市におけるこども食堂につきましては、こども1人での食事機会を減らすことや、保護者の負担軽減及び多世代との交流の機会の創出などを目的に、年間を通して市民団体のボランティアによる食事の提供など、市内14か所で活動いただいております。本市のこども食堂に対する支援といたしましては、各団体の活動内容を紹介したパンフレットの作成や市ホームページなどによる活動の周知をはじめ、食料などの寄附の意向を持つかたと寄附を希望する団体との仲介役として、寄附された食料などの受け取りや各団体への希望調査、受け渡し時の調整などを実施しております。地域におけるこどもの居場所づくりにおきましては、市内のこども食堂の協力をはじめ、市民団体や民間企業等との連携が重要であると認識しておりますことから、活動の周知や寄附の取りまとめなどの支援を継続するとともに、財政的な支援につきましては運営団体の自主性と多様性を尊重しながら、研究してまいります。

以上でございます。

〇副議長(渡邉雅人議員) 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

Oいきいき健康部長(益子敏幸) 紺野議員ご質問の3、訪問介護事業所への補助についての 1、市内の訪問介護事業所の実態を調べ、事業所の閉鎖を防止していくことについてに順次 お答えをいたします。

初めに、ア、介護士の確保と処遇改善の実態はどうなっているか、今後の見通しでございますが、市内における指定訪問介護事業所は県ホームページの資料によりますと、令和7年7月1日現在で28か所あり、昨年度と比べますと同数となってございます。

また、このたびの報酬改定においては処遇改善加算の一本化と加算率の引上げが行われて おり、28事業所中25事業所がこの加算を取得していると把握をしてございます。

介護職員等の処遇改善につきましては、独自に賃金等の上乗せを行う自治体があることは 承知をしてございますが、本来は国において手当てすべきものと考えておりますことから、 引き続き国の動向や市内事業所の状況を注視してまいります。

次に、イ、猛暑の中での移動や買い物支援の際の暑さ対策への補助についてでございますが、近年の記録的な猛暑を背景に訪問介護員への暑さ対策グッズ等の購入補助を行う東京都の支援事業につきましては把握をしているところでございます。この事例を含めまして、どのような支援が可能かにつきましては、本市の状況も踏まえ、研究をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

〇副議長(渡邉雅人議員) 紺野伊久子議員。

○11番(紺野伊久子議員) 丁寧なご答弁ありがとうございました。

国の保育料の無償化と全く同じ中身で、できればぜひ独自の施策を三郷市として考えていっていただければというふうに思っています。ほかの自治体では、全て無償化のところもありますけれども、上の子が小学校や中学校だけでなく、高校まで行っている、それでも下の子が無料になるというところもありますので、ぜひほかの市町村の状況も調べて対象を広げていただけたらというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

あと、こども食堂についてです。特に、会場費についてなんですけれども、市の施設を会場として利用している場合の軽減措置を本当はとっていただきたいんです。特に、会場費分として個人でお金を2万円以上負担しているかたもいらっしゃるそうです。軽減措置ができないのでしたら、補助金として会場費に当たる金額でもいいので、早急に検討していただけたらありがたいです。

私は、葛飾区でもこども食堂を運営していますが、葛飾区はこども・若者応援課というところがありまして、そこから上限60万円の補助金が出ています。総経費の6分の1が補助という形にはなるんですけれども、食材費や衛生費、ボランティア保険やボランティアさんの交通費も兼ねて、1回1,000円のお支払いをしています。本来、貧困対策や地域のコミュニティづくりは行政がもっと行うべきではないでしょうか。自助・共助に頼り過ぎて、根本的に解決されていないような気がいたします。パンフレットを作ったり、団体の連携や食料の調整も大事な役割だと思いますが、職員の皆さんが直接現場に訪問して、行政としてどう関わったらいいのか、直に感じとっていただきたいと思います。

また、団体の連絡会議や要望を聞く機会を行政としてイニシアチブをとっていただくことを強く要望いたします。

次に、訪問介護事業所の問題です。暑さ対策については、本当に今大変な状態だと思います。この猛暑が続く中で、現場の介護職員は毎日大変な思いをして利用者さんの元に行って

生活支援に当たっています。介護職員が足りず、ごみ出しが1つでも8時半までの時間が守れない。昼食時間が決まっているのに、先の利用者さんの都合で遅れてしまって、1時過ぎにやっと昼食提供になってしまった。もちろん、ヘルパーさんの本人の食事は抜きになっています。そんな職員の皆さんは、より良い介護をしたいからといって、実務者研修に通っています。埼玉県では2万5,000円かかる研修費が東京都では無料になっています。介護職員が健康で希望を持って働き続け、利用者さんも笑顔で暮らせるように、三郷市として暑さ対策や処遇改善を今後さらにどうしていくのか、その決意を再度お尋ねしたいと思います。

最後に、三郷市の介護事業所も含めて、運営実態を把握するためにぜひ実態調査や市が主 催する介護事業所の連絡会を行うことをお願いいたしまして、私の質問と要望を終わります。

○副議長(渡邉雅人議員) 紺野伊久子議員の2問目に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

[益子敏幸いきいき健康部長 登壇]

〇いきいき健康部長(益子敏幸) 紺野議員の再度のご質問にお答えいたします。

訪問介護事業所の職員のかたの暑さ対策における処遇改善というご質問でございました。 厳しい暑さが続きまして、訪問介護員のかたにとっては命に関わる危険な暑さとなる中、業 務における熱中症への対策というのは極めて重要だと考えてございます。

東京都の支援事業を含めまして、他自治体の事例について今後情報収集をしてまいりたい と考えてございます。

また現在、市では熱中症予防のため、暑さ指数に応じて防災無線で広く市民に呼び掛けなどを行っておりますが、加えて事業所向けの具体的な熱中症予防対策の周知を進めるなどの検討をしてまいります。

以上でございます。

〇副議長(渡邉雅人議員) 以上で紺野伊久子議員の質問を終わります。

◇柴田吾一議員

〇副議長(渡邉雅人議員) 通告第15、14番、柴田吾一議員。

[14番 柴田吾一議員 登壇]

〇14番(柴田吾ー議員) 副議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質

問させていただきます。

- 1、選挙について。
- 1、期日前投票について。

選挙についてということで、本年は皆様ご承知のとおり7月に参議院議員選挙、そして三郷市議会議員の2つの選挙が執り行われました。その投票率は、参議院議員選挙が57.3%、三郷市議会議員選挙が56.1%と国政とのダブル選挙ということも相まって、近年では高い投票率となりました。おさらいといたしまして、令和になってから本市で執行された選挙の投票率についてご披露いたしますと、令和元年埼玉県知事選挙が27.4%、令和3年三郷市議会議員選挙が36.6%、令和4年三郷市長選挙が30.3%、同じく令和4年参議院議員選挙が47.3%、令和5年の埼玉県議会議員選挙は25.9%で、埼玉県知事選挙は19.9%、そして令和6年、昨年の衆議院議員総選挙、こちらにおきましては50.4%の投票率となっております。

投票率の向上につきましては、私からは令和元年6月、そして令和3年3月に一般質問で 取り上げさせていただきました。また、私以外にも非常に多くの議員さんが取り上げられて おりますように、先人が命がけで獲得されてきた選挙権、そしてその行使は民主政治の基盤 として大変重要なものであると言えると思います。

今回は、期日前投票という切り口から、投票したかったんだけれども、できなかったとい うあたりから、この問題について提案をさせていただきたいと思います。

まず、アといたしまして、市内に3校ある県立高校への期日前投票所の設置についてでございます。

これは、高校生をはじめとする若者の投票率の向上と主権者教育の一環として、特に18歳以上に選挙権の年齢が引き下げられた平成28年、そのあたりから全国各地で熱心に取り組まれている施策でございます。令和6年の総選挙では、全国で88校で設置されたとの報告もございました。詳細をご報告しようと思ったんですが、ちょっと時間が間に合いそうもなくなっちゃいますので、ざっくり市の名前だけ、例えば日光市でありますとか伊那市、それから黒石市、また2025年の本年、参議院議員選挙については岐阜県で岐阜市、高山市、飛騨市、関市、下呂市、また千葉県富里市、大分県佐伯市、また神奈川県は伊勢原市、三浦市、長野県長野市、山梨県甲府市、そして埼玉県内で初めてやられたのが行田市でございます。

これらの中から、総務省の自治行政局選挙部管理課より発行されました「投票環境向上に向けた取組事例集」、その中から事例の7番、千葉県富里市の例を少しだけご紹介させていただきます。富里市では、選挙権年齢の引下げに先立ちまして、若い世代の選挙に対する意

識を把握して選挙啓発の取組とするために、県立富里高校の生徒を対象にアンケートを実施 したそうです。こちらは選挙管理委員会ではなく、市の企画部門が実施する市民意識調査に 相乗りして実施されたとのことで、この調査の結果、選挙権年齢の引下げを知らないという 高校生の回答が約半数を占めていた。また、この県立富里高校の生徒のうち市内在住者が全 生徒の4割ということが明らかになりました。その結果、意識啓発が必要ということで、市 内で唯一の高校である県立富里高校に期日前投票所を設置することとしたそうです。投票所 の人員とかにつきまして、投票所の管理者1名、立会人が2名、それから事務従事者が5名、 こちらは会場の案内者、宣誓書の記載の案内者、また受付、投票用紙の交付で5名だそうで あります。また、駐車場整理を兼ねまして警備員が1名、こちらに対する事業費は総額32万 3,669円と出ております。一番お金がかかったのは、期日前投票管理システムに追加のライ センスを供与する部分の27万円だということでございます。また、二重投票が発生しないよ う、名簿の対照に当たっては市役所と電話連絡による確認を密にしたということでございま した。この高校での投票者数は、高校全体の投票者数は32人、そのうち18歳の投票者は11人、 全て高校の生徒さんだそうです。また、一般の有権者、先生など含めた学校関係者などなど で19名、その他が2人ということで、そんなに多くはないというのが私の感想でございます。 また、当日の高校生の感想として、以下のようなコメントがあったそうです。投票日は大 学見学に行く予定があったので、今日投票できて良かった。学校に投票所があると便利、ち やんと投票しようと考えました。大変緊張しました。前日までネットや新聞でたくさん調べ て、自分の思いに近いことを訴えている人に投票しました。難しいけれども、きちんと調べ て投票しなければという意識にさせられたという意見があったそうです。また、富里市では 平成23年から高校生が投票事務に従事しており、投票に関する意識づけの取組がなされてき たということも背景として考えられます。これは高校生の職場体験の延長として位置づけら れており、具体的には投票所での案内係、また用紙交付などの業務も担当してもらっていた ということでございました。県立高校ということで、県や県選挙管理委員会、県教育委員会 など、また各学校との様々なすり合わせが必要であると思いますが、埼玉県内でも先ほど紹 介させていただきましたように行田市が市内にある県立進修館高校というところで、県内で 初めて設けることになったということで、決して埼玉県がそういうことをやらせないという わけではないと考えます。本市には、三郷高校、そして三郷北高校、また三郷工業技術高校、 この3校がございます。これらの県立高校、また公立の、しかも高校ではありませんが、獨 協医科大学附属看護専門学校など、こういった若い方が集う場所に期日前投票所を設置する

ということについての見解をお聞かせいただければと思います。

続きまして、イといたしまして、市内3駅周辺の期日前投票所の設置についてでございます。

令和3年3月の一般質問におきましては、三郷市役所を共通投票所にしてはどうかですとか、中央駅周辺の利用、またにおどりプラザの活用についてはどうかと提案をさせていただきました。働き方の多様化により、全員が9時-5時、そして土日は休みというわけにはいかないというところはご案内のとおりかと存じます。ちなみに、この3駅の利用者につきましてご紹介させていただきます。埼玉県統計年鑑、令和6年度版より抜粋させていただきました1日当たりの利用者数はJR武蔵野線三郷駅2万5,758人、同じくJR武蔵野線新三郷駅2万6,798人、つくばエクスプレス三郷中央駅におきましては3万228人と表記されております。ちょっと先日の佐藤議員の数値とは違うんですが、数え方が違うのかなと思います。

これらにつきまして、全ての有権者のかたに投票の機会を幅広く提示していただくことにこそ意義があるものだと考えるものでありまして、各駅への具体的な設置例といたしましては三郷駅においては北口の自転車駐輪場、また駐輪場前のやや広いスペース、こちらの活用をしたらいかがでしょうか。また、中央駅におきましては、におどり公園口の交番横のスペースであったり、前回もご提案させていただきましたにおどりプラザの活用はいかがでしょうか。そして、新三郷駅につきましては西口であれば三郷駅寄りのトイレとか喫煙所とかある、あの辺にスペースがございますし、東口ではやはり三郷駅方の公衆トイレわきのスペースの活用などが適していると考えますが、いかがでしょうか。

各駅を利用する多くの有権者の投票へのモチベーションを大きく高める、そして利便性の 向上を図るため、これら3駅への期日前投票所設置についてのご見解をお聞かせいただきた いと思います。

次に、ウといたしまして、移動投票車の導入についてです。

この件につきましても、令和元年6月の一般質問について取上げさせていただきました。 先ほども引用いたしました総務省の管理課より出されている移動支援の取組、また財政措置 について、こちらを紹介させていただきました。令和3年3月には交通弱者への移動支援と いう観点から、1人では投票所に行けないかたへの支援について取上げさせていただきました。 た。

私事になりますが、この前の7月の選挙では私、投票所へ行くことが不可能な状態に陥りまして、水曜日の日に急遽、病院のかたにお願いをいたしまして、入院中の投票をお願いし

ますということで、病室のベットの上で投票用紙に記入、二重の封筒に入れて投票をさせていただいたという経験をいたしました。

話を戻しますが、ワゴン車や小型バスに受付、記載台、投票箱を乗せました移動式の期日前投票所、こちらは令和4年に長野県伊那市で、また令和6年の総選挙では日光市でも取り入れられました。また、つくば市でもやろうとして実証実験を市内全域で取り組まれたそうなんですが、残念ながら導入は見送られたということでございます。

今回の私のように、入院しているかた、また介護施設入所中のかたには郵送などで1票を 投じることが可能でございますが、ご高齢だったり自宅療養中であったり、投票所まで行く ことが、うまく行けないかた、また様々な障がいに伴い、1人で外出することが困難なかた、 車椅子を押してもらわないと移動ができないようなかた、サポートを受けられないかたへの 選挙権の行使について、この移動式投票車は解決の一つの手段となろうかと考えます。この ことにつきましての見解をお尋ねしたいと思います。

2、三郷市議会議員選挙について。

ア、日程の見直しについてでございます。

今年の夏も猛暑に襲われて、連日熱中症の危険にさらされ、9月になっても夏が終わりません。そんな中、7月13日より三郷市議会議員選挙が執り行われたことは、もちろんご案内のとおりでございますが、こちらにお座りの市議会議員の皆さんはもとより、スタッフの皆さんや応援に来られた支援者の皆さん、この酷暑の選挙戦はどのように感じられていますか。私も、主に選挙前の準備期間中になりますけれども、何でこんな暑い時期に選挙やるのかと、涼しい秋や気候の良い春にやればいいのにねなどという声をあちこちで聞かされてまいりました。

そこで、三郷市議会議員選挙の時期を全国的に実施される統一地方選挙に組み込まれるように日程の見直しをしてはいかがかと提案をさせていただきたいと思います。

統一地方選挙は、4年に一度、4月に行われます。4年ごとに全国多くの地方公共団体において一斉に改選時期を迎えることから、選挙への関心も高まり、日程の重複を避けられ、また日程を統一的に調整しているものでございますが、この統一地方選挙が実施される前の年に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律、こちらが制定されまして当該年度の3月1日から5月31日と6月1日から6月10日までに任期満了となります首長選挙と議会議員の選挙を統一地方選の対象とすることが定められるとなっておるそうです。酷暑の選挙は、候補者、スタッフ、支援者、そして選挙事務に携わる多くの市職員

の皆様の熱中症リスクを高めるとともに、投票行動そのものを阻害するのではないでしょうか。この前の選挙では、熱中症で命を落としたかたはいなかったと側聞しておりますが、異常気象ではなく、この猛暑、酷暑が前提となってしまった日本の夏に選挙を行うことが果たして良いものなのでしょうか。取り返しのつかない事態が訪れる前に、選挙日程の見直しを行い、良い気候の下での熱い選挙戦を繰り広げられたらというふうに考えますが、この件につきましての見解をお尋ねいたします。

続きまして、2、市役所駐車場についてです。

同じく地域回りをしている中で、市民のかたから寄せられた市役所の駐車場に対しまして のお話を基に提案をさせていただきます。

1といたしまして、区画線についてのア、区画の拡幅についてです。

現在の市役所駐車場は、基本的に1本線の従来型の線でございますが、これは最近では少なくなった5ナンバー車、横幅1,695ミリのサイズの車に合わせたものとなっていると思います。しかしながら、自動車税制の改正を契機に3ナンバー車が増えた昨今では、例えばアルファード1,850ミリ、RAV41,855ミリ、プリウスは1,780ミリなど、売上上位の車種は軒並み横幅が大きくなっています。そのような車同士が隣同士に駐車しているのを見ていると、ドアのぶつかりはしないかとハラハラしてしまいます。当然のことながら、相対的に駐車幅が狭くなり、止めにくいということになっております。

近年のパブリックな駐車スペースは1本線ではなく、縦長のU字状の二重線の区画線となっているところが多いのかなと思います。これですと、駐車が余り得意でないかたも安心して止められるものかなと、そういった駐車場が増えているのかなと感じます。大切な愛車へのドアパンチを心配しなくても良いなど、来庁者にとって安心して駐車できるような区画線への書き替え、引き直しについてのお考えをお伺いいたします。

続いて、イといたしましては、一方通行表示についてです。

区画線として括るのは少し無理があるのかなと思いますが、来庁者にとって安心できる駐車場としての路面標示ということで取り上げさせていただきます。

市役所の東側駐車場、一応一方通行となっておりますが、これ私も結構な頻度で見るんですけれども、逆走して出ていく車がいる、そういった訴えを市民のかたからいただいております。一方通行の看板も、ちょろっとあったり、細くもう消えかかった白線はあるんですが、例えば先般開通したスマートインター出口道路の路面に書かれているような大きな矢印、御覧になったことございますか、こんなでっかい白い矢印が何か所もバンバンバンと、こっち

だよと書いてございます。こういう大きな矢印を大量に標示することで、一定の抑止効果が 得られるのではないかと考えますが、このことについての見解をお聞かせください。

続きまして、2といたしましてバス停についてです。

この市役所東側駐車場の一角には路線バスのバス停とバス転回用のスペースが確保されております。このバス停にはマイスカイ交通、京成バス東京、埼玉観光の路線バスが乗り入れております。1日当たりの便数は平日となりますが、マイスカイ交通三郷駅行き19本、金町駅行きも19本、新三郷駅行きが5本、京成バス東京が金町駅行き、三郷駅行きともに6本、埼玉観光4本と、こちらいずれも各社のホームページで参照させていただきました。

そこで、アといたしまして、このバス停を市役所の前を走る道路の歩道にバスベイを設けて移設することを提案いたします。バスベイについて少し説明しようと思いまして、詳細な説明文を用意してきたんですが、ちょっと時間があやしいので、ご存じのかたはいらっしゃると思いますが、県道三郷松伏線、大場川沿いの県道とつくばエクスプレスが交差する幸房のバス停、こちら東武バスセントラルさんのバス停でございますが、あのような造りになっております。歩道を斜めに切り裂いて、そこにバス停を入れるというものです。これバスが止まることによる交通の遮断を防ぐというものでございますが、こちらのバスベイの設置をご提案と、そしてこれによってイといたしまして、これによって空いたスペースの活用といたしまして、市役所東側駐車場を拡大し、駐車可能台数を増やしてはいかがでしょうか。7階大会議室でいろいろな会議があったり、健康診断であったり、確定申告であったりと、駐車スペースが足りないという声を往々に聞かされておりますので、このことにつきましてのご見解をお伺いいたします。

- 3、障がい者福祉について。
- 1、日常生活用具給付事業についてで、この件につきましては令和2年9月定例会におきまして一時的ストーマ患者さんに対する給付について取上げさせていただきました。今回は、永久的ストーマのかたも含めたケースについてでございます。

アといたしまして、給付金の増額についてです。

昨今の物価上昇に伴い、装具の単価も上昇し続けており、多くの患者さんが給付額を上回る支出を強いられている現状であると、そういったお訴えが患者さんでつくられている会の方々より寄せられております。それによると、値段が高くなってしまったことによる買い控えによって、本来であれば3日に一度交換しなければいけないところを4日に1回だったり、5日に1回だったりせざるを得なかったり、排尿回数を減らすために我慢してしまうケース

がある。また、訪問看護師さんの訪問回数にも影響を及ぼしてしまうとのことであります。 本市におけるストーマ装具の支給基準額は、消化器ストーマで月額8,858円、尿路ストーマが月額1万1,639円と聞き及んでおります。社会情勢の変化に伴い、これら日常生活用具給付事業の給付対象となる品目の支給基準額について見直すべきではないかと思いますが、この件についてのご見解を伺います。

続いて、イ、利用者負担について。

こちらも給付額は、この基準額に対して前年度の収入によって給付額が決定されているものということでありますが、一時的増設をする患者さんというのは、その多くが働き盛りのかたが突然病に襲われて、一時的に人工肛門を増設するに至るケースが大変多いと。そういったかたは、それまでは健康に働いていたわけですから、前年度の収入を参照して支給額を計算されてしまうと、減額となってしまうことが多く、正規雇用のかたはまだいいんですが、自営業者さんだったり、非正規雇用のかたは入院・手術に伴う収入の大幅な減少により途方に暮れてしまうことも多々あるとのことでございます。

このような場合は、単純に前年度の収入との対比をするものではなく、就労状況なども勘 案して給付額の決定を行うことが妥当かと考えますが、お考えをお尋ねいたします。

ウといたしまして、再申請についてです。

この一時的な人工肛門、ストーマの増設の場合、給付の期間については本市におきまして 6 か月間と定められておりますが、大腸系のがん等の場合、抗がん剤の効き方によっては、 もうワンクール投与してから手術したほうがいいんじゃないかと先生が判断されることもあるなど、治療開始から人工肛門の閉鎖まで1年から1年半かかることも多いそうです。 6 か月で給付を打ち切られてしまうと生活を圧迫してしまうことも懸念されます。県内の6市、桶川市、蓮田市、春日部市、鴻巣市、白岡市、富士見市、こちらにおきましては期間を定めずに閉鎖まで給付されていると、そういう例もございます。少なくとも医師の診断書があれば、再申請を可能とすることを検討すべきではないかと思いますが、こちらについての考えをお尋ねいたします。

最後、2、災害備蓄リストについて。

日常生活用具の追加についてでございます。このストーマ患者さん、骨盤の中の操作の影響で排尿障害を起こしてしまい、膀胱内に残尿が多くなり、断続的にカテーテルを用いて自分で導尿しなければいけないかたがいらっしゃると。この導尿用カテーテル、現在医薬品の扱いとなっておりまして、例えば糖尿病患者さんの血糖の測定器のように医師の処方の下、

薬局にて1か月分とか6週間分、調剤薬局さんですね、そういうところで持ち帰るという状況になっております。しかしながら、1回の排尿につき、このカテーテルは1本使うんです。使い回しはちょっとできないんです。尿路感染症とかを引き起こしかねないということで、足りなくなってしまうことが多く、自腹で買うことも避けられない。また、当然足りなくなるから我慢するということも多いと、こういったことが懸念されております。

もし、災害等により避難所で暮らすことになった場合、入手が大変困難になるということで、こちら避難所生活での質を大きく損ねることにもなりかねませんので、この導尿カテーテルについて日常生活用具に準ずるものと認めていただき、災害備蓄品リストに加えていただくことはできないでしょうか、このことに関しましては危機管理監に見解をお伺いいたします。

以上で1問目を終わらせていただきます。

〇副議長(渡邉雅人議員) 柴田吾―議員の質問に対する答弁を残して暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

〇副議長(渡邉雅人議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

柴田吾一議員の質問に対する答弁を求めます。

萩原克己行政委員会事務局長。

〔萩原克己行政委員会事務局長 登壇〕

- **〇行政委員会事務局長(萩原克己)** 柴田議員からのご質問にお答えいたします。
 - 1、選挙についての1、期日前投票についてのア、市内3校の県立高校への設置について、 イ、市内3駅周辺への設置について、ウ、移動投票車の導入については関連がございますの で、一括してお答えいたします。

現在、三郷市の期日前投票所は市役所、瑞沼市民センター、鷹野文化センター、イトーヨーカドー三郷店の4か所に設置しております。ご質問の高等学校、駅周辺への期日前投票所の設置や移動投票所につきましては、その地域の実情に応じて実施している自治体もあることは存じております。それらを実施するには、ご協力いただく投票管理者や立会人の確保、選挙事務に従事する職員の協力体制の整備、さらには衆議院議員総選挙などのような解散に

伴う突発的な選挙もあることから、対象の施設や学校側が受入れ可能かどうかなど、様々な ことを含め総合的に判断していく必要があると考えております。

今後も、引き続き他の自治体の事例につきまして調査研究をしてまいります。

次に、2、三郷市議会議員選挙についてのア、日程の見直しについてでございますが、議員のご質問のとおり本市の市議会議員選挙につきましては統一地方選挙と同日に執行することはできません。公職選挙法第33条第2項におきまして、地方公共団体の議会の解散による一般選挙は解散の日から40日以内に行うとされておりますことから、議会の自主解散などの方法により議会が解散された場合におきましては、公職選挙法に基づき選挙事務を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

〇副議長(渡邉雅人議員) 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長(妹尾安浩) 柴田議員のご質問のうち、私からは2、市役所駐車場についての1、 区画線についてに順次お答えいたします。

初めに、ア、区画の拡幅についてでございますが、近年、車体が大型化した車両が増えていることに鑑み、新設の公共施設等の駐車場などで駐車区画の拡張をする傾向がございます。しかし、本市の本庁舎敷地内の東側にある来客者用駐車場につきましては、庁舎建設時の基準で整備されたものであることから、最近の車両を所有する来庁者のかたの中にはご不便を感じることもあることは認識しております。駐車場に関しましては、必要台数の確保のほか、バリアフリー等の視点も踏まえ、今後駐車場の舗装や区画線等の修繕をする際に、適宜適切な見直しを検討してまいります。

次に、イ、一方通行の表示についてでございますが、現在は本庁舎東側駐車場入り口付近に一方通行の標識を設置しているほか、当該駐車場内の路面に進行方向の矢印などを標示しておりますが、来庁車両の駐車場への出入りの状況により、一部舗装が薄くなり、視認が困難になっている箇所もあると認識しております。本庁舎駐車場内での車両の接触事故を未然に防ぎ、利用者が安全に走行できるよう路面標示等の位置や内容を含め、改めて確認し、必要な対応を図ってまいります。

以上でございます。

〇副議長(渡邉雅人議員) 城津守まちづくり推進部長。

[城津 守まちづくり推進部長 登壇]

○まちづくり推進部長(城津 守) 柴田議員ご質問の2、市役所駐車場についての2、バス 停についてにつきまして、ア、駐車場隣接バス停の移設についてとイ、上記により空いたスペースの活用については関連がございますので、一括してお答えをいたします。

公共交通のマスタープランとして、平成30年に策定をいたしました三郷市地域公共交通網 形成計画では「使いやすい、分かりやすい交通サービスを目指す」、これを基本方針の一つ と定めております。市役所におきましては、路線バスの時刻表と乗り場案内などを表示する デジタルサイネージの設置や敷地内で路線別に配置するバス停への上屋やベンチの設置など により容易な目的地の確認や乗り降りの際の混雑回避が図られた快適で利便性の高い環境が 確保されております。

ご質問のバス停には、平日の1日当たり63便が乗り入れており、これらのバス停を周辺の 道路上に再配置する場合、市役所へのアクセス性が低下することや、乗り降りのための停車 時における一般車両の通行に対する影響が懸念されること、また一般車両の通行と隔離され ました利用者が安全に乗り降りできるという大きなメリットを失うことなどから、ご質問の 市役所駐車場に隣接するバス停につきましては現状の運用を継続してまいりたいと考えてお ります。

公共交通における待ち合い環境や運行案内の充実につきましては、路線バスの確保、維持 と併せニーズは高いものと捉えておりますので、今後も引き続き分かりやすく利用しやすい 地域公共交通の実現に努めてまいります。

〇副議長 (渡邉雅人議員) 松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監(松本義博) 私からは、3、障がい者福祉についての2、災害備蓄リストについてのア、日常生活用具の追加についてお答えいたします。

三郷市備蓄計画では、避難所避難者と避難所外避難者を想定し、アレルギー対応食を含めた食料や飲料水などを三郷市と埼玉県で3日分の備蓄になるよう努め、その中に生活必需品として簡易トイレや紙おむつ、生理用品なども備蓄しております。ご質問の導尿カテーテルを災害備蓄品として備蓄することにつきましては、柴田議員からの説明にもありましたとおり、導尿カテーテルは医師の指導が必要な医療材料であるため、医師の指導が得られない状況での備蓄は適さないものと考えております。

以上でございます。

〇副議長(渡邉雅人議員) 田中照久福祉部長。

[田中照久福祉部長 登壇]

○福祉部長(田中照久) 柴田議員のご質問にお答えいたします。

私からは、3、障がい者福祉についての1、日常生活用具給付事業についてに順次お答え いたします。

初めに、ア、増額についてでございますが、昨今の物価高騰によりストーマ用装具の価格が値上がりしていることは承知しているところでございまして、また患者団体等からも議員ご指摘の課題について同様のご意見をいただいているところでございます。ストーマ用装具の給付に当たり、現在の基準額水準につきましては近隣自治体の動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、イ、利用者負担についてでございますが、日常生活用具給付事業をはじめとする地域生活支援事業の実施に当たっては、他の自治体の状況を踏まえ、原則としてサービスを利用する世帯の所得に応じ、利用者負担をお願いしているところでございます。一時的にストーマ装具を使用されるかたの自己負担額につきましては、住民税課税世帯では1割の負担をお願いしているところでございまして、利用者負担の免除につきましては現在検討しておりませんが、他の市町村の動向を注視してまいります。

最後に、ウ、再申請についてでございますが、本市では令和3年4月から一時的にストーマ装具を使用されるかたを日常生活用具給付事業の対象としているところでございます。一時的にストーマ装具を使用している間は、肛門機能などの温存が可能で、一定期間後に閉鎖できるため、身体障害者手帳を取得する要件には該当しませんが、本市においては6か月を限度に給付事業の対象とし、支援をしているところでございます。6か月を経過した後での再申請とのことでございますが、一時的なストーマ装具の使用期間につきましては、個々の状況によって変わってくるものと思いますので、まずは医療機関などへの聞き取りを行うなどして、実態の把握に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

〇副議長(渡邉雅人議員) 柴田吾一議員。

〇14番(柴田吾一議員) それぞれにご答弁をいただきまして、ありがとうございました。 順次、再質問、要望をさせていただきたいと思います。

まず、1番の選挙についてですが、行政委員会事務局長に再質問をさせていただきます。 ご答弁の中で、議会の自主解散等の方法によりとございました。この自主解散の手段とは、 どういったものがあるのかお示しをいただければと思います。そのほかにつきましては、ぜ ひ前向きなご検討をお願いいたします。

続きまして、2番、市役所東駐車場につきましてでございます。こちらは、今すぐ書き替えろというわけではありませんが、ぜひ更新時期がこられましたら、そういったものに替えていただいたり、一方通行についてはぜひ矢印を書いていただければ安全なのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、バスにつきましては非常に使いやすいバスターミナルであると、結節点でもあるということのお考えをお示しいただきまして、そちらについても大変理解ができました。逆に、大変使いやすい場所であるということであれば、さらなるバス便の増便でしたり、また路線の拡充等も頑張っていただければなと思います。ありがとうございます。こちらは要望でございます。

3番につきまして、近隣状況、状態ということでございます。本当に働けなくなってお金がかかるというのは私も今回入院して仕事できない期間とかもあると、入院費用と選挙費用と大変苦しい思いをさせていただきました。ぜひ、こちらも前向きにご検討をいただきまして、増額していただければなと思います。

また、最後の備蓄品につきまして、こちらは法律の改正とかが必要になるのかなと思いますので、また別のルートで要望、陳情も考えてみたいと思います。こちらも要望にとどめたいと思います。ありがとうございました。

以上で終わります。

○副議長(渡邉雅人議員) 柴田吾一議員の2問目に対する答弁を求めます。

萩原克己行政委員会事務局長。

〔萩原克己行政委員会事務局長 登壇〕

〇行政委員会事務局長(萩原克己) 再度のご質問にお答えをいたします。

議会の自主解散の関係かと思います。議会が解散となり、選挙となるケースにつきましては、4つのパターンがあろうかと思います。

- 1つ目は、地方自治法第76条の直接請求制度で、選挙権を有する者の3分の1以上の署名により議会の解散請求が行われた場合。
- 2つ目は、地方自治法第178条で議会が市長に対する不信任決議を可決し、市長が議会を 解散した場合。
- 3つ目は、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条で、議会において解散の議決 をした場合。

4つ目は、全議員が辞職した場合です。 以上でございます。

〇副議長(渡邉雅人議員) 以上で柴田吾一議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○副議長(渡邉雅人議員) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。 これにて本日は散会いたします。

散 会 午後 2時41分

開議 午前10時35分

◎開議の宣告

○議長(武居弘治議員) ただいまから令和7年9月三郷市議会定例会第19日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(武居弘治議員) この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。 以上で諸般の報告を終わります。

◎市政に対する一般質問

○議長(武居弘治議員) 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。 通告により順次発言を許します。

◇ 鈴 木 優 作 議 員

○議長(武居弘治議員) 通告第16、2番、鈴木優作議員。

〔2番 鈴木優作議員 登壇〕

〇2番(鈴木優作議員) おはようございます。通告に従い一般質問を行わせていただきます。 本日は、市内の交通安全について市民生活部長に質問をいたします。

まず、前提として、三郷市のまちづくりの方向性について触れます。

第5次三郷市総合計画では、安全で、いつも安心して住めるまちづくりが掲げられております。本市は首都圏の物流拠点であり、車両が多く通行することは、地域経済を支える一方で、交通事故のリスクを高める要因の一つともなり得ます。

次に、30年前の三郷市を振り返ります。

1995年、三郷市の人口は約12万9,000人、当時はみさと団地や住宅地が中心で、現在のような大型商業施設や三郷中央駅はまだ存在せず、町並みは今とは大きく異なっておりました。 さらに、当時はスマートフォンなどもなく、インターネットで商品を購入する未来を当時 想像した人はほとんどいなかったのではないでしょうか。

そして、今では、指一本で世界中の商品を注文し、自宅に届く時代です。これからも物流 ニーズはさらに高まり続けることが予想されます。

三郷市は、これまで物流とともに発展してきたまちでございます。この地の利点を生かす ことで、今後もさらなる可能性を持つまちだと私は考えております。

次に、これから30年後の未来を想像してみてください。今日この三郷市で産まれたこども たちが30歳になる未来です。

令和3年9月に策定された三郷市都市計画マスタープランでは、MaaS (マース)、つまり地域住民や旅行者個々の移動ニーズに合わせて、鉄道やバス、公共交通、タクシー、シェアサイクルといった多様な移動サービスを最適に組み合せて、検索、予約、決済などを1つのアプリで一括して行えるようにするサービスが言及されております。

この三郷市でも、将来無人で走る公共交通、物流においても、1人の運転手が複数台のトラックを遠隔で運行したり、ドローンによる配送が進むなど、新しい社会インフラが実現することが予想されます。

こうした未来の姿を考えると、安全の整備とは、道路や設備といったハード面だけではなく、人々の意識や行動を変えるソフト面の取組の両面こそが一層大切になると強く感じております。

三郷市に関連する交通量について、三郷市には三郷ジャンクション、三郷インターチェンジが所在し、常磐自動車道、東京外環自動車道、首都高速6号三郷線が交差する首都圏有数の交通結束点です。

国土交通省の発行する道路交通センサス令和3年度版では、常磐自動車道三郷料金所付近、 平日24時間の交通量を平均すると、約1日10万1,000台、東京外環自動車道、三郷中央から 三郷南インターチェンジ間、平日24時間の交通量は1日約7万1,581台、首都高速道路株式

会社の発行する道路交通量調査2023年4月版では、首都高6号三郷線、三郷ジャンクションから八潮間、平日24時間の交通量は約7万6,845台、これを合計すると、延べ25万~30万台規模の車両が三郷市を経由し、年間換算では数千万台がこの三郷市を通過していると考えられます。

令和7年3月22日に三郷スマートインターチェンジがフルインター化され、市民の利便性 は確実に高まっております。それは同時に、市内を通過、利用する車両がさらに増える可能 性を意味しております。つまり、交通安全対策はますます重要な課題と考えます。

そこで、市民生活部長へ4点質問させていただきます。

- 1、過去5年間の交通死亡事故件数はどのような状況か。
- 2、本市で発生している交通事故の特徴について、市としてどのような把握をしているのか。
 - 3、市としてこれまでどのような交通事故防止対策を講じてきたのか。
- 4、死亡事故被害者のご家族への支援について、市としてどのようなケアに取り組んでいるのか、これを質問とさせていただきます。
- ○議長(武居弘治議員) 鈴木優作議員の質問に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

〇市民生活部長(浅井富雄) 鈴木優作議員の1、市内の交通安全についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、過去5年間の交通死亡事故件数はどのような状況かにつきましては、件数と 死亡者数の順に申し上げますと、令和2年は5件、5人、令和3年は4件、4人、令和4年 はともにゼロ、令和5年は3件、3人、令和6年は6件、7人でございます。

なお、令和7年は4月に1件発生し、1名のかたが亡くなっておられます。

また、昨年は7月から8月の間に4名のかたが亡くなったことから、埼玉県知事から交通 死亡事故特別対策地域に指定され、三郷市交通事故防止特別対策推進計画を策定した上で、 様々な交通事故防止対策を講じたところでございます。

次に、2、本市で発生している交通事故の特徴について、市としてどのように把握しているかでございますが、埼玉県警察本部が公開している埼玉県交通事故ハザードマップなどの人身交通事故統計にて把握しており、事故の特徴としては、死亡事故の場合、歩行者、高齢者、交差点での事故が多くなっております。

そのうち、歩行者の死亡事故では、高齢者、横断中の事故が多く、高齢者の死亡事故では 夜間かつ歩行中の事故が多くなっております。

次に、3、市としてこれまでどのような交通事故防止対策を講じてきたかについてでございますが、まず、ハード面での対策では、区画線や通学路上のグリーンベルトなど、路面標示の敷設、道路照明灯や道路反射鏡の設置や修繕、注意喚起の看板の設置を実施してきたところでございます。

ソフト面での対策では、児童などを対象とした交通安全教室の開催や、交通安全運動など の一環で、商業施設や金融機関、駅前での呼びかけや広報車における注意喚起、啓発品の配 布を実施してきたほか、高齢者の交通事故防止を目的として、運転免許証自主返納者支援事 業を実施しているところでございます。

次に、4、死亡事故被害者ご家族への支援について、市としてどのようなケアに取り組んでいるかでございますが、交通災害共済に係る手続などを行っているほか、交通事故関係のパンフレットを窓口に設置し、損害賠償に関する相談先のご紹介や、交通遺児のかたへの給付金などを取り扱っている団体のご案内を行っているところでございます。

引き続き、交通死亡事故ゼロはもとより、交通事故の防止に向けて、吉川警察署をはじめ、 関係機関と連携し、交通安全対策に努めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(武居弘治議員) 鈴木優作議員。
- **〇2番(鈴木優作議員)** まずはご丁寧な答弁をいただきありがとうございます。

死亡事故の件数について、数字を明確に整理していただいたことは大変評価しております。 この中でも、特に令和4年は死亡事故ゼロを達成したことはすごく大きな成果ではないでしょうか。

そして事故の特徴について、死亡事故は、歩行者、高齢者、交差点に集中、高齢者は夜間 横断中の事故が多い、こういった特徴を具体的に整理した点を評価しております。夜間横断 中といった要素は、市民啓発に直結する重要な情報だなと感じました。

そして、交通事故の防止策について、ハード面・ソフト面で様々な取組を行っていると実感しました。そして、死亡事故被害者ご家族への支援について、制度的な支援が整っている点は評価しております。

その上で、今後は、遺族の心情に寄り添ったさらなる取組が、市民への啓発へとさらに発 展していくことを期待しております。

その上で、最後は要望になりますが、私自身、実際に死亡事故被害者のご家族から、二度 と同じ悲しみを繰り返してほしくないという切実な声を伺っております。

ある遺族のかたは、この三郷市内で娘さんをトラックと自転車の事故で亡くされた経験を 語られました。そのかたは、どうかこの三郷市で同じ苦しい思いをする人をなくしたいとい う思いで声を上げております。

現在でも交通安全教室、商業施設での駅前の呼びかけ、広報車、啓発品配布などを実施されている中ではありますが、こうした遺族のかたの声を市の取組に生かし、例えば、学校での遺族のかたによる講話や公共施設でのパネル展示など、市民一人ひとりが交通安全をさらに自分事として捉えられる環境づくりを要望いたします。

三郷市の交通安全は市民の命を守る重要課題であり、物流拠点として発展する中で両立するべきテーマです。交通事故をゼロにすることは、難しい課題であると理解していますが、その中でも教育や啓発といったソフト面での整備をさらに進めることこそ、未来の三郷市を安心して暮らせるまちへと導くものと考えております。

私の一般質問を終えます。再質問はございません。

○議長(武居弘治議員) 以上で鈴木優作議員の質問を終わります。

◇ 工 藤 智加子 議 員

○議長(武居弘治議員) 通告第17、10番、工藤智加子議員。

〔10番 工藤智加子議員 登壇〕

○10番(工藤智加子議員) それでは通告順に従いまして、5項目にわたり一般質問を行います。

三郷市地球温暖化対策についての1、三郷市地球温暖化対策実行計画の進捗状況について 伺います。

本市は2021年、パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画を改定し、2032年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比で46%削減することを目指すとしました。

同年4月26日に埼玉県東南部地域5市1町のゼロカーボンシティ共同宣言を公表し、近隣 自治体との協定を結び、さらなる温暖化対策に足を踏み出しました。

政府の地方公共団体実行計画策定実施マニュアルを踏まえ、2023年度には第4次三郷市地

球温暖化対策実行計画を改定いたしました。これ以後、第4次実行計画といたします。

第4次実行計画は、地球温暖化の大きな要因である一酸化炭素排出量を2030年までに51%削減するとしており、その実現のために様々な取組が実施されてきました。

そこで、アとして、公共施設等における温室効果ガス排出量の推移と取り組みの効果はについて詳細にお答えください。

次に、小中学校の公共施設における省エネ対策の推進をについて2点伺います。

第4次実行計画では、その対象となる範囲は、地方自治法で定められた業務及び事務となっており、市庁舎内の事務事業だけではなく、小・中学校などもその対象施設となっています。

三郷市公共施設等総合管理計画によると、用途別施設数では、学校教育施設が33%で最も多く、延べ床面積においても45%となっております。小・中学校の施設における省エネ対策は、温室効果ガスの削減効果からいっても重点的に取り組むべき施設ではないかと考えます。そこで、初めに、小・中学校の施設における温室効果ガス排出量の削減量について、学校教育部長にお尋ねいたします。

文部科学省は、公立小・中学校施設の約7割が建築後25年以上を経過し、老朽化が著しく進行していること、東日本大震災における電力の供給不足など、建物の機能不全が多く見受けられたこと、電力需要抑制につながるエネルギー対策を従前以上に講じる必要があること、以上のことから、既存の施設のエコ改修を含め、環境を考慮した学校施設、いわゆるエコスクールの整備を一層推進する必要があると示しました。エコスクールの整備を推進することについて、市長の見解をお示しください。

2項目め、高齢者の介護予防について、1、介護予防対策のための補聴器補助制度導入について同います。

私どもは議会での一般質問や予算要望などの機会を通して、繰り返し制度創設について要望してまいりました。また、昨年市議団が行った市民アンケートに寄せられた回答では、約13%のかたが「補聴器購入補助制度を実施してほしい」と回答しています。

日本共産党三郷市議団は、昨年の9月議会において、市民団体から提出された加齢性難聴者の補聴器購入に対する市の助成制度に関する請願書の紹介議員となり、議員の賛同を呼びかけましたが、反対多数で否決されました。

言うまでもなく、加齢性難聴は誰もが起こり得る可能性のある症状の1つです。難聴になれば会話が煩わしくなり、ケースによっては、引きこもって孤立してしまうリスクも懸念さ

れています。ひきこもりなどが長期にわたれば、脳の不活性化が生じ、認知症になりやすい という医学的知見も今や常識になっており、介護予防という観点から、他の自治体が取り組 まれているように、制度導入は有効であると考えます。改めて補聴器購入補助制度を実施す べきだと考えますが、市の見解を伺います。

3項目め、子育で支援についての1、三郷中央駅周辺地区に児童館を設置することについて。

児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

施設の規模としては、小規模児童館、児童センター、大型児童館などに分類されており、 厚生労働省の令和5年10月1日現在の調査では、全国に4,259か所設置されています。

本市には児童館が3か所設置されておりますが、三郷中央駅周辺の開発による子育て世帯の増加に伴って、保育所や放課後児童クラブが整備されてきたものの、市民の要望であった児童館は設置されておりません。

今回は、地域住民から児童館の設置を要望する声が届いていますので、要約して紹介いたします。

児童館は、1、こどもの安心・安全な居場所の確保、2、子育て世帯への支援強化、3、 少子化対策、4、三郷市の子育で施策の魅力発信と定住促進、5、猛暑期における熱中症対 策など、児童館を設置する意義は大きいとして、とりわけ夏季の屋外活動が健康に及ぼす影 響は深刻さを増しており、こどもたちが安心して遊べる環境の確保は喫緊の課題です。

これは一時的な対応ではなく、将来を見据えた持続的かつ安全な都市づくりの一環として取り組むべき重要な課題であると強く感じております。地域住民のかたの願いを代表していると私も受け止め、賛同できる内容だと考えます。児童館の設置について、市の見解をお示しください。

4項目めの行政問題の1、自衛官募集のための個人情報の提供について2点伺います。

三郷市はこれまで自衛隊への個人情報の提供は、自衛隊法第97条1項等の規定に基づき、防衛省から求められ、住民基本台帳法上、特段の問題は生じないとして実施してきました。

しかしながら、第97条1項は、自衛官等の募集に関する自衛官等の一部を行うと定めているだけで、個人情報の提供には一切触れていません。もっと言えば、自衛隊法施行令第120条に、資料の提供は求めることができるとありますが、個人情報を提供できるとは記載され

ていません。

本市では、令和5年度に、18歳、22歳を対象に2,327名の個人情報を電子媒体のCD-Rによって提供されました。しかし、令和6年度は個人情報の提供を中止し、自衛官募集については、「広報みさと」やホームページの活用などにとどまっております。個人情報の電子データによる提供中止を実施したことは評価できますが、今後はどのように対応するのか懸念されるところです。アとして、三郷市の対応についてご答弁願います。

近年、自衛隊は広報に力を入れ、事あるごとにこどもにアピールする機会を増やしています。本市においても、命の授業が開催され、自衛隊の役割について多く語られた上、装甲車の見学や顔へのペインティングを施すなど、まるで戦闘のための準備を体験させているような授業は、命の授業とはかけ離れたものであって、到底受け入れられるものではありません。

個人情報の名簿提供を実施している自治体の中には、自衛隊の名簿から除外する旨を申告する除外申請を受け付けている自治体もあります。除外申請を受け付けることについて、市の見解をお示しください。

5項目め、保育行政、1、こども誰でも通園制度について3点伺います。

ご承知のとおり、通園制度は、乳児等通園支援事業のことで、昨年創設されました。この 事業は、保育所の他の内閣府で定める施設において、乳児または幼児であって、満3歳未満 の者に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心 身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育 てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業と規定しています。

本市では、来年度から制度開始に向けて準備が進められていると思いますが、既に試行的 事業を実施している自治体では、事業の本格実施に向けての課題も明らかになってきている と承知しています。

そこで3点にわたり伺います。

アの対象となる乳児と利用時間についてです。

内閣府は3歳児未満のこどもで、月に10時間を基準にしていますが、試行的事業を実施している保育所では、お昼を挟んで3時間の利用が多いため、通園は月3回程度に限られるとしています。また、年度途中で満3歳になれば利用できなくなるのでは、こどもだけではなく保護者にとってもよくないという現場の声が上がっております。本市の対応についてお答えください。

イの有資格者の配置と専用室をについては、3月議会でも指摘いたしましたが、一時預か

り保育と同じ職員体制では制度本来の支援が困難になる。乳児が安心して過ごせる保育環境 も、専門室があってしかるべきだという声も上がっております。市の対応について伺います。 最後に、ウとして、保護者負担についてです。

こども家庭庁の通園制度の手引によれば、こども1人1時間当たり300円程度を基準とするとしていますが、本市はどうするのか。育児不安に対応するという趣旨から考えると、利用料金は無料にするのが基本ではないかと考えますが、市の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長(武居弘治議員) 工藤智加子議員の質問に対する答弁を求めます。
木津雅晟市長。

[木津雅晟市長 登壇]

○市長(木津雅晟) 工藤議員のご質問にお答えいたします。

1、三郷市地球温暖化対策についての2、小中学校の公共施設における省エネ対策の推進を、イ、エコスクール(学校施設)の整備を推進することについてでございますが、本市におきましては、温室効果ガス排出量の削減を、三郷市地球温暖化対策実施計画で掲げており、省エネ対策の重要性を感じているところでございます。

再生可能エネルギー設備の整備につきましては、幸房小学校の屋上に太陽光発電設備を設置し、職員室や屋内運動場の照明の一部に利用しております。

また、教育面においては、本市の小・中学校では、施設見学や環境ポスターコンクールへの参加など体験的な学習を通して、児童・生徒の理解を深めております。

現在、本市の小・中学校の整備につきましては、施設の長寿命化のための安全対策を優先 して実施しており、エコスクールとしての整備につきましては、国の支援の動向を注視して まいります。

続きまして、3の子育て支援についての1、三郷中央駅周辺地区に児童館を設置することについて、私からは総論をお答えし、詳細につきましては担当部長をして答弁いたさせます。本市における公共施設の在り方につきましては、中長期的な視点に立ち、アセットマネジメントの手法も取り入れつつ、また、将来の財政負担などを踏まえて考えることが重要であると考えております。

三郷中央駅周辺地区の児童館整備につきましては、このような観点から総合的に勘案し、 整備してまいります。

〇議長(武居弘治議員) 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

〇市民生活部長(浅井富雄) 工藤議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、三郷市地球温暖化対策について、1、三郷市地球温暖化対策実行計画の進 捗状況について、ア、公共施設等における温室効果ガス排出量の推移と取り組みの効果はに ついてお答えいたします。

三郷市地球温暖化対策実行計画では、令和12年における公共施設などの温室効果ガス排出量を、平成25年度と比較し、51%削減することを目標としているところでございます。

温室効果ガス排出量の推移は、現行の計画の初年度である令和3年度から見てまいりますと、令和3年度は約9,666トン CO_2 、令和4年度は約9,650トン CO_2 、令和5年度は約8,943トン CO_2 となっております。

次に、取組の効果につきましては、公共施設のLED化や空調設備の入替えによる高効率 化及び省エネ性能の向上、日の光を遮るゴーヤのカーテン設置、公用車のエコカー割合の増 加などに取り組んでいるところでございます。

その効果といたしましては、基準年度の平成25年度の数値である9,792トン CO_2 と、令和5年度を比較して、約849トン CO_2 、約8.67%を削減することができました。

今後とも、エネルギー管理システムによって、公共施設などにおけるエネルギー消費量の 管理を徹底し、省エネなどの環境に配慮した行動を意識しながら、温室効果ガスの排出量の 削減目標を達成できるよう努めてまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 濵田輝行学校教育部副部長。

〔濵田輝行学校教育部副部長 登壇〕

○学校教育部副部長(濵田輝行) 工藤議員のご質問にお答えします。

私からは、1、三郷市地球温暖化対策についての2、小中学校の公共施設における省エネ 対策の推進をのア、温室効果ガス排出量の削減量はについてお答えいたします。

小・中学校の温室効果ガス排出量につきましては、電気使用量等から二酸化炭素量への換算値で、令和 5 年度は2,568トンC O_2 、令和 6 年度は2,565トンC O_2 であり、削減量につきましては、令和 5 年度から令和 6 年度で前年度比0.2%減、3 トンC O_2 でございます。

基準年度である平成25年度の排出量は、1,290トン CO_2 であり、令和6年度と比較しますと、ほぼ2倍に増加しております。

増加の理由につきましては、教育委員会では、基準年である平成25年以降に普通教室への

エアコン設置を実施したこと、また、令和に入り、特別教室や避難所ともなる屋内運動場へのエアコン設置を進めたことが主な要因と考えております。

特に、平成30年度以降際立ってきた猛暑日の増加や、夏季におけるエアコン使用台数の増加とその使用期間が長期化した影響で、近年、学校施設全体としてのCO₂排出量は高止まりしている傾向にございます。

今後も、温室効果ガス排出量について注視し、排出量の削減に努めてまいります。 以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

〇いきいき健康部長(益子敏幸) 工藤議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2、高齢者の介護予防についての1、介護予防対策のための補聴器補助制度導入についてお答えいたします。

加齢に伴う難聴は、社会参加や社会活動の機会の減少につながることから、本市ではこれまで高齢者を対象に運動を取り入れた介護予防教室や地区サロンなどの通いの場や、居場所づくりの社会参加を通じた様々な認知症予防・介護予防に取り組んでまいりました。

また、新たな取組として、令和7年度は、関係部署と連携し、ヒアリングフレイルに関する普及啓発や補聴器の正しい選び方など、聴力が低下しているかたやその家族、周囲の方々が補聴器に関する正しい理解を深め、難聴を早期発見・早期介入するための講座を予定してございます。

国におきましては、高齢難聴者に関する様々な調査・研究が進められておりますことから、この動向を注視するとともに、加齢に伴う身体機能の低下は、聴力だけではなく、多岐にわたるため、公的支援の在り方につきましては、引き続き、高齢者福祉サービス全体の状況を踏まえながら、今後も関係部署と連携を図り、介護予防のさらなる充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

〇こども未来部長(須賀加奈) 工藤議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、3、子育で支援についてのうち、三郷中央駅周辺地区に児童館を設置することについての詳細についてでございますが、現在の三郷中央駅周辺地域における児童館の取組といたしましては、当該地域に設置しております三郷中央におどりプラザの会議室を活用した

移動児童館を令和3年度から実施しております。

本事業につきましては、市内に3か所ございます児童館の職員が三郷中央におどりプラザ に出向き、親子でできる工作や手遊び、運動遊びなどといった、通常実施している児童館の 事業と同様の事業を実施しているところでございます。

三郷中央におどりプラザにおける移動児童館の実施回数につきましては、令和3年度から令和5年度までは各4回、令和6年度は6回、令和7年度につきましても、年6回実施を予定しており、段階的に拡充を図っているところでございます。

当該地域は、児童の割合が多い地域でございますので、今後につきましても、移動児童館 のさらなる充実を図ってまいります。

続きまして、5、保育行政の1、こども誰でも通園制度について順次お答えいたします。 初めに、ア、対象となる乳児と利用時間についてでございますが、こども家庭庁から令和 7年3月に示されたこども誰でも通園制度の実施に関する手引を基に、対象となるこどもは 保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の乳幼児とし、利用時間につきましては、 こども1人当たり月10時間を上限として検討を進めております。

次に、イ、有資格者の配置と専用室をでございますが、有資格者につきましては、乳児は おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児はおおむね6人につき1人 以上の配置となり、事業実施に当たり、従事者は2人以上が必要となります。

また、事業実施方法につきましては、令和7年3月定例会でお答えしたとおり、保育施設等の空き定員の枠を活用した余裕活用型と、定員を別に設けて実施する一般型がございます。

議員ご質問の専用室を設けての実施については、一般型での実施に当たるものと考えますが、事業実施においては、何よりもこどもの安全を確保し、安心してご利用いただける環境整備が必要であることから、専用室の有無にかかわらず、利用するこどもにとってよりよい保育環境となるよう検討してまいります。

最後に、ウ、保護者負担の考え方はでございますが、こども家庭庁から令和7年3月31日付乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度の実施について」の通知において、こども1人1時間当たり、標準300円程度と示されていることから、この額を基準に検討してまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 平川俊之総務部長。

[平川俊之総務部長 登壇]

○総務部長(平川俊之) 工藤議員のご質問に順次お答えいたします。

4、行政問題、1、自衛官募集のための個人情報の提供についてのア、三郷市の対応はで ございますが、自衛官募集に係る事務は、自衛隊法第97条第1項に基づく法定受託事務であ り、実施に当たりましては、法令に基づき適正に対応しているところでございます。

ご質問の個人情報の提供につきましては、事前に自衛隊側と協議を行い、必要な項目や提供方法等について決定しておりますが、令和6年度につきましては、協議の結果、情報提供の必要がないとのことで提供は行っておらず、今年度につきましても、現時点において情報の提供は行っていない状況でございます。

今後につきましても、事前に自衛隊側と協議を行い、必要な項目や提供方法等について決 定してまいります。

次に、イ、除外申請の実施をでございますが、情報提供対象者から除外してほしい旨を本 人や保護者から申請してもらう除外申請について、提供を望まないかたへの配慮として実施 している自治体があることは承知しております。

しかしながら、除外申請を実施する根拠となる規定がないなどの課題がございますことか ら、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 工藤智加子議員。

〇10番(工藤智加子議員) それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、順次、再質問と要望をさせていただきたいと思います。

最初の地球温暖化対策についてなんですけれども、一酸化炭素排出量の削減に向けて、 様々取り組んでいただいていることがよく分かりました。

しかしながら、地球温暖化から今や地球沸騰の時代というふうに言われています。毎年のように発生している自然災害に見られるように、気候危機への対応は待ったなしだというふうに思います。計画を前倒しして事業を推進していただきたいというふうに考えるわけですが、環境省は、2030年度には設置可能な建築物、いわゆる公共施設の約50%以上に太陽光発電を設置することを目指すと高く掲げております。

さらに、各自治体においても、政府の実行計画に準じて取り組むことが求められていまして、公共施設への太陽光発電設備の導入を率先して進めることが重要ですと強調もされているところです。

三郷市の地球温暖化対策実行計画には、削減目標を達成するためのロードマップが示され

ております。ここには中長期的な計画としてこのような冊子がございまして、2020年代で基盤をつくり、2030年代で事業拡大というふうになっているわけですけれども、このスピード感で本当にいいのかと甚だ疑問に思います。

例えば、2020年代ですが、基盤づくりの計画では、再生可能エネルギーの調査・研究というふうになっていますが、調査・研究で手をこまねいている場合ではないですね。

それから、公共施設の省エネ化とZEB化については、同年期間で計画・設計・施工というふうになっていますけれども、新しく公共施設を建築する事業につきましては、ZEB化が取り組まれませんでした。公共施設等の総合計画管理計画には、もとより位置づけられていません。早急にこの基本計画を改定して、具体的な手だて、事業を図られることを強く要望したいというふうに思っているところです。

環境省は、地方公共団体が具体的に取り組めるようにということで、太陽光発電の設備導入の手引きというものを用意しています。これご覧になったことがあるでしょうか。

ここには、初期費用が用意できない場合でも導入を実現するといたしまして、第三者が設備を所有するモデル、PPA、屋根貸し、リースの3方式があると示しています。新しい可能性が開けているわけですから、あらゆる可能性を検討して、ゼロカーボンシティ宣言にふさわしい事業に足を踏み出すべきではないかというふうに考えますが、市の見解を担当部長に伺いたいと思います。

エコスクールについてです。

2011年度から本格実施に向けた文部科学省が推奨されてきた事業の1つでございます。平成9年度から28年度で全国1,663校が認定され、その後、令和7年度の32校の認定を追加して343校、合わせて約2,000校になるわけですけれども、近隣自治体で言えば、吉川市、越谷市、八潮市で認定を受けているところです。いずれも太陽光発電が設置されています。

エコスクールは太陽光発電だけではございませんで、全国的に見れば、既存の校舎の外壁 に断熱を施し、建物の断熱性能を向上させている福岡県北九州市立曽根東小学校、それから、 ルーバーやひさしを利活用し、冬は日照を取り入れ、夏は遮絶し暑さを軽減するという改修 をやっている福井県大野市立有終西小学校、こういったものが具体的に事例を示して紹介さ れているわけですね。ですので、これを参考に三郷市の小・中学校の施設で可能なのかどう か、まず調査をするべきではないかというふうに思うわけです。

文部科学省は、学校のための省エネガイドブックというものを発行していまして、小・中 学校における地球温暖化対策の様々な取組、これも紹介しつつ、学校施設の省エネ対策が有 効であると、ぜひ取り組んでいただきたいというふうになっているわけでございます。

ぜひ市長がしっかりとこの指示を出していただいて、こうした具体的な取組に足を踏み出せるようにしていただきたいと思いますけれども、市長のご見解を改めて伺いたいと思います。

補聴器購入補助制度についてです。

介護予防については本当に頑張っていただいていると思います。そこは評価しているんです。でも、介護予防に絶大なる効果があると。もうこれ医学的にも科学的にもその知見が示されているわけですから、本当にそうなのかと、あるいはほかの自治体で取り組んでいる中身について、調査研究ではないですけれども、調査をした上でどう三郷市で取り組めるのかという検討をぜひ図っていただきたいというふうに思うわけです。

この補聴器購入補助制度については、様々な助成の仕方はありますけれども、11月までで全国375、3年間で5倍になっているわけですね。ですから、もう試され済みの制度なんですよ。制度設計上、何が問題あるのかというような仕組みなんですね。ですから、これはぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

いろいろ言われておりますよ。補聴器のこの制度を取りやめた自治体もございますが、難 聴が進めば進むほど、補聴器をつけた途端に雑音が入ってきて、これじゃ補聴器つけてられ ないというふうに言って断念する方々もいらっしゃるわけなんです。

ですから、さっきおっしゃったように、早期発見・早期対応ということが重大だということで取り組んでいただいているんだと思うんですね。ですので、補聴器が必要だと思ったかたに財政的な負担を、補聴器購入に足を踏み出せないような対象者の皆様にぜひ支援していただきたいというふうに思うんですけれども、いきいき健康部長のお考えをもう一度いただきたいと思います。

児童館の設置についてでございます。

いろいろ財政的な問題も含めて課題があることは承知しております。移動児童館、これに 取り組んでいただいているということなんですけれども、児童館そのものは移動児童館と並 列に考えていただきたくないと思うんですよね。

児童館というのは、こどもの主体的な遊びを保障するところでございまして、予約なしの 自由来館なんですよ。しかも、保険料やおやつ代、活動によって必要な実費は必要ありませ ん。そして、18歳までが対象ですから、どのお子様も利用ができる。お金が全くかからない で、時間の制限もなく、まあ開所時間はもちろんなんですけれども、いつでも来てください ねというようなところでございまして、移動児童館と並列に述べられていただいてもちょっと困ってしまうんですけれども、児童館が必要だということは同じ認識であるというふうに思うんですけれども、三郷中央駅周辺に児童館がない。北のほうに2か所でしょう。戸ヶ崎に1か所で、三郷中央駅にないということ自体は、こどもに対する地域間格差を押しつけているような状況をつくっているのではないかと私は思ってしまうんですね。

ですので、先ほどお話ししたように、小規模児童館、例えば、既存の公共施設に設置して 複合型で利用できるような、そういう発想でもって、ぜひ検討していただきたいというふう に思うんですけれどもいかがでしょうか、お答えいただきたいと思います。市長にお願いし ます。

それから、自衛隊への情報提供についてなんですけれども、埼玉県の平和委員会というところが自衛官募集に関する自治体アンケートを行っています。県内の63市町村全てから回答が寄せられたとして公表もされました。

今年度は、何と紙媒体で名簿を提供している自治体は1か所にとどまりました。ほかは全て閲覧ないし抽出閲覧での対応にとどまっているということでしたけれども、防衛省は国の行政機関が行った助言に従わなかったことを理由に不利益な取扱いはしてはならないと、これ国会でも元防衛省のかたが答弁していますからね。したがって、名簿の提供は行わなくても何ら不利益を被ることはないんですよ。個人情報の提供は、今後も中止するべきだというふうに改めて言いたいというふうに思います。

個人情報の提供、先ほども除外申請について伺わせていただきましたけれども、総務部長 おっしゃったように、住民基本台帳法は個人情報を名簿として提供することを認めていない んです。ですから、名簿提供を前提にして除外申請を受け付けるなんていうこと自体はでき ないということなんだろうと思うんですよね。

加えて、市町村長には住民基本データの適正管理義務が第3条において求められています。ですから、やはり名簿の提供は中止するべきだと、もうこの決断は自衛隊のかたが来て申請されたらどうしようというふうになるかもしれません。その都度その都度で対応変化するのはよろしくないと思います。もう提供は中止すると、この決断をぜひやっていただきたいというふうに思います。もう一度、総務部長にご答弁をいただければと思います。

こども誰でも通園制度についてなんですけれども、まだまだちょっと具体化が図られていないのかなというふうな印象を持ちました。ただ、こども家庭庁は、このこども誰でも通園制度を来年度から実施するに当たって、手を挙げていただいた自治体の試行的な取組という

のは行われているわけですね。

この制度を実際にやってみてどうだったかという課題については、もう明らかになっています。聞けばすぐ分かるようなことなんですけれども、例えば、対象となる乳児なんですけれども、3歳児未満ですから、こどもが年度途中で3歳の誕生日を迎えたらどうするんですかという問題なんですよね。要するに、幼稚園に入りますよということですよね。新年度になって4月からですから、それまでは放置ですかという話なんです。それどうするんですかということなんです。

それから保護者負担ですよね。お昼時間を含むなら昼食を用意しなければなりません。持 参ですか、自費ですかという、こういう問題も当然出てきてしかるべきだと。それに対応す るにはどうするんですかという話でございます。

いずれにしても、この制度の創設の趣旨は、お子さんを利用時間内でお預かりするという ことだけではございません。3歳児未満のお子さんの子育ての困難さを抱えた保護者の方々 への個別具体的な支援が求められるわけですね。

ですので、前回もお話ししたように、専門職のかた、これ2人というふうになっています けど、2人とも専門職でなければならないというふうに思いますし、それから具体的な支援 をするに至っては、施設任せ、保育所任せではなくて、行政との連携もしっかりと行う支援 体制を構築していただかないと駄目だというふうに思うわけです。

制度の具体的な内容については、今後も議論されていくかというふうに思いますけれども、 せっかく制度が開始するわけですから、こどもにとっても、そして困難を抱えている保護者 にとってもいい制度にしていただきたいというふうに思います。これは要望にとどめます。 以上で質問を終わります。

○議長(武居弘治議員) 工藤智加子議員の2問目の質問に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時50分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤智加子議員の2問目の質問に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長(木津雅晟) 再度の質問にお答えいたします。

エコスクールについてでございますが、毎年、学校関連の多くの事業が、市町村の申請の とおり採択されていない現状がございますことから、国に対して全国市長会や埼玉県公立学 校施設整備期成同盟会を通しまして、さらなる支援要望してまいります。

次に、児童館の設置についてでございますが、公共施設全般については、地域のニーズと 市全域におけるアセスメントの視点、将来的な財政負担など総合的に勘案して整備をしてま いります。

〇議長(武居弘治議員) 浅井富雄市民生活部長。

[浅井富雄市民生活部長 登壇]

〇市民生活部長(浅井富雄) 工藤議員の再度のご質問にお答えいたします。

太陽光発電を活用し、温室効果ガスの削減目標を前倒しできないか。また、PPAなどの活用をどのように行うのかとのご質問だったかと思います。

太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー導入に当たりましては、設置可能な施設の 選定、建築基準法などの法令上の制限の遵守、初期費用などの課題があると考えております。 また、議員ご質問のPPAにつきましては、その手法を取り入れている先進自治体の事例 を調査し、新たな取組について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

〇いきいき健康部長(益子敏幸) 工藤議員の再度の質問にお答えいたします。

補聴器の財政的支援をすることについての見解をという質問でございました。

県内の自治体におきまして、補聴器購入の支援が行われていることは承知しているところ でございます。

また、聞こえにくさの支援におきまして、介護予防に一定の効果があることは認識しているところでございますが、支援に当たりましては、財政的な支援だけではなく、補聴器相談員や認定補聴器技能者との連携が必要であり、その体制整備についても必要なものと考えてございます。

このため、現在、ヒアリングフレイルによる聞こえのチェックの周知や保健師による健康

教育を通じて難聴の早期発見に努めるとともに、聴力をはじめ、加齢に伴う身体機能の低下 への公的支援について、引き続き、高齢者福祉サービス全体の状況を踏まえまして、さらな る充実に努めてまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長(平川俊之) 再度のご質問にお答えいたします。

自衛官募集に当たっての個人情報提供中止の決断をとのご質問でございましたが、これまで同様、国からの依頼を受け、必要とする情報や提供時期、閲覧の申請など、自衛隊側と協議し、適正に対応してまいります。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で工藤智加子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 菊 名 裕 議 員

○議長(武居弘治議員) 通告第18、22番、菊名裕議員。

〔22番 菊名 裕議員 登壇〕

〇22番(菊名 裕議員) 議長からご指名がありましたので、ただいまより一般質問を始め させていただきます。

今9月議会より、三郷市議会においてネット中継が始まりました。開かれた議会を標榜する三郷市議会の中継は必要であると、令和元年8月、私が議長に就任以来、議会に訴えてから6年間の時間を要しました。埼玉県下40市中40番目とのことではありますが、市民の皆様

に議会をご覧いただける機会を調えられたことは、開かれた議会にひとつ近づけた思いであります。

現在は、諸事情により録画の中継ではありますが、ライブ中継に移行できる状況を整えていきたいと考えております。そして、平成29年にこの議会にてネット中継ができる環境を整えてくださった市長に感謝を申し上げたいと思います。

それでは質問に移ります。

行政問題、第五次総合計画行政評価より、自治基本条例第18条の検証と総括について。

まず、三郷市自治基本条例とは、三郷市の自治の在り方を明らかにする市民共有の最高規範として、この条例が定められております。

その第18条1項として、「執行機関は、総合計画に基づく政策の成果を明らかにし、効率的かつ効果的に市政を運営するため、行政評価を実施し、当該行政評価に関する情報を市民等及び議会に分かりやすく公表するものとする。」

3項「執行機関は、行政評価を常に最もふさわしい手法で行えるよう検討し、その改善に 努めるものとする。」

第21条1項「執行機関は、施策過程において、政策の内容、効果、必要性、妥当性等について、市民等及び議会に分かりやすく説明するものとする。」

最後に、自治基本条例第16条2項に、「市長は、総合計画の策定にあたっては、行政評価の結果を反映させるものとする。」とあります。

そして、三郷市総合計画とは、本市の将来都市像を描き、まちづくり方針と経営方針を明確にするもの。総合的かつ計画的な行政運営を行うための最上位となる計画。市民と行政が参加と協働のまちづくりを進めるための手引と、計画書冒頭に示されております。

この計画の実施期間は、第5次総合計画、現在の計画ですね。令和3年から令和12年の10年間が期間であります。これを前期計画、令和3年より令和7年の5年間、後期計画、令和8年より令和12年の5年間と分け、実施計画を期間3年とし、1年ごとに入れ替えるローリングを行い、実施しております。

自治基本条例第18条1項にある行政評価とは、総合計画に記載されている施策等の進行管理を行う作業であり、事務事業評価として実施することとなっております。

解説ばかりで恐縮でありますが、いましばらくお付き合いください。

事務事業評価とは、三郷市における事業のPDCAサイクル、Plan(目標設定)、Do(実行)、Check(点検)、Action(改善)を確立し、質のよい意思決定、政

策選択のためのツールが事務事業評価制度です。市民の皆さんの立場に立った効率のよい行政運営を行い、市民サービスの向上に結びつけることを目的としており、三郷市において、 行政評価を実施するための唯一のツールであります。現在、令和8年度からの後期総合計画を作成中であります。

計画策定に当たり、三郷市まちづくり委員会条例に基づき、基本構想、基本計画及び地方版総合戦略の策定に必要な調査及び審査に関して広く市民の意見を反映させ、市民参加による市政運営を推進するため、三郷市まちづくり委員会が設置されており、この委員会委員は、三郷市まちづくり委員会条例に基づき、15人以内で構成されている組織であります。

先月、第4回目のまちづくり委員会が実施されたとのことで、参加メンバーに会議の進捗 状況を聞いてみたところ、「事前資料の量が膨大で、何をどうしたらよいか分からない。あ れは一体何なんですか」という返答がありました。

自治基本条例第18条の1項と3項、そして第21条1項に示されている「執行機関は、政策 過程において、政策の内容、効果、必要性、妥当性等について、市民等及び議会に分かりや すく説明するもの」が実施されていれば、このような話にはならないのではないでしょうか。 また、総合計画は前期・後期のほか実施計画もあり、実施計画はローリングで毎年新しい 実施計画ができるわけですから、条例によれば、その都度、市民等及び議会に分かりやすく 説明されるはずであります。

昨年12月議会で、企画政策部長答弁から、事務事業評価の結果を市民に対して広く公表することにより、行政の透明性を確保しているところであり、様々な効果があったと考えております。

また、平成30年9月議会では、前企画部長から、執行機関による評価だけでなく、市民等の参加の機会の確保について、外部評価、行政評価において市民等も加わった形での評価や、分かりやすい公表にしていく必要があると認識しているともありました。

そして、令和3年9月では、市長からも、自治基本条例に基づき総合的かつ計画的に市政 を運営するため、市民感覚と経営感覚を持ち、創意工夫を凝らし、各施策を推進していくと のご答弁がありましたが、市長執行部とまちづくり委員会との大きなそごはどこで生まれて いるのでしょうか。

さきの三郷市まちづくり委員会のメンバーのかたの話がうそでなければ、条例でうたわれている事柄を行政が実施していないことになります。

また、「市民等及び議会に分かりやすく」とも条例にはありますが、私の記憶では、議員

の立場として、この件において分かりやすく説明を受けた記憶はこの間一度もありません。 質問に移ります。

市長は何を根拠とし、自治基本条例が遵守されている、推進されていると思われているのでしょうか。ご答弁をお願いしたいと思います。

企画政策部長には、何をもって各事業の見直しが適切に図られてきたものと認識している とご答弁されたのか、お伺いしたいと思います。

続きまして、議会ネット中継について。

冒頭、市長にお礼を申し上げましたが、この中継に至るまでの主体は24人の議員にあり、 あくまでも議会の判断の中進められ、この後、議会運営委員会にて中止や延期が決定されれ ば、12月議会からの中継はなくなります。本来であれば、今議会中継はライブで実施される はずでしたが、議会初日に急遽録画中継となった運びであります。

ライブ中継を期待されていたかたには、5営業日後の配信になりますので、この場をお借りしてお知らせさせていただきます。

さて、市長執行部には実施において直接の携わりはなく、中継のよしあしを伺うつもりは ございません。当市においても、画像として、質問者、答弁者本人が映し出され、質問、答 弁がそのまま市民に伝わる状況になりました。

さきの私の質問でも、自治基本条例、総合計画、事務事業評価、まちづくり委員会等の、 俗に言われる行政用語で質問させていただきましたが、初めて耳にされるかたには何のこと やら理解に苦しむと思われます。せっかく中継をご覧になられても、意図が通じなければ本 末転倒であります。よって、先ほどの質問では、あえてそれぞれに解説をつけさせていただ きました。

では、市長にお伺いいたします。

今回のネット中継が正式に運用されましたが、市長として、執行部側の答弁者に対し、モニターの向こうでご覧になっている方々に分かりやすい答弁となるような指導などはされましたでしょうか。お伺いしたいと思います。

最後の質問になります。選挙開票速報になります。

この夏、三郷市市議会議員の選挙が実施され、7月20日に投開票が行われました。投票率56.12%、投票数6万4,006票と、前回令和3年の市議会議員選挙と比較しますと、投票率は19.46%、投票数2万1,610票の増でありました。多くの有権者が今回の選挙に投票されたということになります。

国政の参議院と同日の投票日であり、納得もできるのですが、投票に従事された方々はさ ぞ大変だったと思います。ご苦労さまでございました。

投開票日翌日21日、最終結果が掲載された直後より、私のところに三郷市のホームページについて、投開票速報の掲示の方法がひどく不親切であるとのクレームが多く寄せられました。私も当然見ていたんですが、開票速報に行くまでに非常に手間がかかったのは覚えております。閲覧したい画面に至るまでに、表紙からクリック、スクロール、スクロール、クリック、クリックだったかな。やっと開票のページにたどり着きました。

そこで、行政委員会事務局長にお伺いしますが、日頃、市のホームページにアクセスしないかたも、今回はたくさんアクセスされていただいたと思います。そういう方々を含め、情報が早く欲しいという方々がご覧になると思います、その三郷市のホームページ、今後はもっと親切な形でアクセスできるよう、改善をお願いできればと思います。

また、開票後の投票結果におきまして、順位ごとにマトリックスを組み直して、こういう 最終結果になりましたなどの情報もあると非常にありがたいと市民の声も寄せられておりま すので、ぜひとも参考にしていただいて検討いただければと思います。

以上で初めの質問を終わります。

○議長(武居弘治議員) 菊名裕議員の質問に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長(木津雅晟) 菊名議員のご質問にお答えいたします。

1、行政問題の1、第五次総合計画(前期)行政評価の総論についてお答えをし、詳細については担当部長をして答弁いたさせます。

本市では参加と協働のまちづくりを推進する上で、三郷市自治基本条例を制定し、条例の 3つのポイントを情報の共有、参加、協働としております。

市政への参加や協働を推進するためには、前提となる情報の共有が重要と考えており、条例において市民等及び議会への説明責任について定めているところでございます。これまでも市民や議会の分かりやすい説明に努めてきたところでございますが、引き続き、参加と協働のまちづくりが推進されるよう、情報の共有に努めてまいります。

次に、1、行政問題の2、議会ネット中継のア、答弁作成に係る指導の状況についてお答 えいたします。

まず、平成26年9月、当時の市議会議長から、一般質問に対する答弁が簡潔・明瞭となる

よう、市に対して申入れがありました。この申入れを踏まえ、審議会における議案に対する 質疑や市政全般に対する一般質問への答弁に限らず、あらゆる場面において簡潔・明瞭な説 明を心がけるよう、日頃から職員に対し指導・指示をしておるところでございます。

〇議長(武居弘治議員) 日暮義一企画政策部長。

[日暮義一企画政策部長 登壇]

○企画政策部長(日暮義一) 私からは、1、行政問題の1、第五次総合計画(前期)行政評価のア、自治基本条例第18条検証と総括の詳細についてお答えいたします。

本市におきましては、事業のPDCAサイクルを確立し、質のよい意思決定、政策選択に 資するツールとして有効に機能させることで、効率のよい市政運営を行い、また、市民サー ビスの向上に結びつけるため、事務事業評価を実施しております。

評価結果につきましては、政策過程における政策の内容、効果、必要性、妥当性、こちらが市民に分かりやすく伝わるよう、市ホームページにおいてそれぞれの事務事業について評価や改善の状況等を公表しているところでございます。

事務事業評価につきましては、その在り方も含め、よりよい形となるよう常に改善しており、例えば、第4次総合計画期間内においては、計画全体を総括するため、事務事業ごとに定めた数値目標の進捗を毎年度確認し、施策の評価として取りまとめ、これを公表したところでございます。

なお、第5次総合計画(前期)の総括につきましても、同様のプロセスにより、また誰に でも分かりやすい形式等にさらに改善した上で公表してまいりたいと考えております。

引き続き、市民等及び議会との情報共有が図れるよう、分かりやすい公表資料の作成、改善に努めてまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 萩原克己行政委員会事務局長。

〔萩原克己行政委員会事務局長 登壇〕

○行政委員会事務局長(萩原克己) 私からは、1、行政問題の3、選挙開票速報、HPにての閲覧手順について、順次お答えいたします。

初めに、ア、開票結果の速報を閲覧するまでの手順を簡素化できないかについてでございますが、7月20日に執行した参議院議員通常選挙及び三郷市議会議員一般選挙では、三郷市ホームページの「お知らせ」コーナーの最上段に、選挙の特設ページへ移動する見出しを掲載し、移動先に開票速報を掲載いたしました。

この「お知らせ」コーナーは、ホームページのトップページに掲載されておりますが、幾 分スクロールをした場所に表示されていることから、今後は分かりやすい掲載方法にしてま いります。

次に、イ、開票最終結果について、市民に分かりやすいよう、得票順などにするよう工夫できないかでございますが、先日の市議会議員選挙では、国政選挙と同様に、最終結果を公表する時点においては、立候補の届出順に掲載し、後日、得票順に整理した開票結果表をホームページや広報紙で掲載いたしました。

今後は、特に市長選挙、市議会議員選挙、県議会議員選挙など市で当落が確定する選挙に おいては、最終結果を公表する時点において、選挙結果をより分かりやすくお伝えできるよ う改善してまいります。

以上でございます。

〇議長(武居弘治議員) 菊名裕議員。

〇22番(菊名 裕議員) それぞれ答弁ありがとうございました。

まず、選挙の結果のほうですけれども、やっていただいたというところもありますし、今 のご答弁では、今後、分かりやすくしていただけるということですので、どうぞよろしくお 願いいたします。

市民に見やすいホームページということで、市民の立場に立って考えれば、今のご答弁がいただけると思います。ありがとうございます。よろしくお願いします。

私は、平成17年の初当選後より、行政改革、行政運営についての質問を繰り返し行ってまいりました。この20年間、様々な答弁が繰り返され、現在に至っております。そして、21年目を迎えた今議会、残念なことに、今回も同様の質問をさせていただいております。

いろいろ考えてはいるんですけれども、今回の答弁もそうなんですけれども、先ほど最初 の質問でも申し上げました、そごが生まれていると申し上げたんですけれども、ご答弁いた だいた執行部には、そのそごが何ぞやというものがご理解なされていただいていないのかな と。委員会の方々、メンバーの方々が分かっていない。彼らは当然市民です。市民に対して 分かりやすく説明すると条例に示されている。それが形になっていないということの現実を、事実としてお受け取りしていただいていないのかな。その後に議会ともあります。

私の勉強不足か、私は先ほど申し上げたとおり、内容について詳しく説明された記憶がございません。ここにほかの議員さんおいでになりますけれども、もし俺は知っているよということであれば、ぜひとも私に説明をしていただきたいと思います。そこが大きな質問と答

弁との食い違いではないかと私は思います。

ここで、これについてということで再質問をしても、また同じ問答の繰り返しであると思いますので、この件については再質問はいたしませんが、次のネット中継の再質問に移らせていただきます。

先ほど市長答弁でもありました。簡潔に、分かりやすく、明瞭にというお話がありましたが、この問答が果たして簡潔でしょうか、明瞭でしょうか。

今議会からこのネット中継、市民の皆さんがご覧になっております。先ほど選挙管理委員 会のほうにも申し上げましたが、市長サイドではなくて市民の立場に立ってものを考える、 それが自治基本条例を含めた三郷市の全ての条例の本質ではないでしょうか。

もう一度基本に立ち返って、市民の皆さんがご覧になっているこのネット、皆さんがどう いうふうにこの画像を見て考えられるか。しっかりした議会、開かれた議会、透明性の高い 議会を進めていただければありがたいと思います。

明瞭、簡潔につきまして、2、ネット中継のほうの質問、明瞭、簡潔とは何ぞやというご 認識をお伺いしないと、この問答の繰り返しになります。市民サイド、議会サイドと執行部 サイドでの共通点を持ってこの議論を進めていただかなければ、堂々巡りになると思います。 簡潔、明瞭とは何ぞや、市長にご答弁いただきたいと思います。

今回、自治基本条例から様々な政策において質問させていただきました。今後策定される 後期総合計画はどのようなものになるか、非常に心配なところもあります。新たな三郷市の 道しるべとなる次期総合計画がよりよいものになり、令和8年からキックオフできることを 願うところであります。

毎回同じ締めになりますが、私たち議員は、行政のチェック、監視機構としてここまでしかできません。実務は市長をはじめとする執行部の皆さんに委ねられ、そして職員さんが実務をこなし進んでいきます。

今後も三郷市民のためにすばらしい三郷市を築いていただくことを要望し、終わりにした いと思います。ありがとうございました。

○議長(武居弘治議員) 菊名裕議員の2問目に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

〇市長(木津雅晟) 再度のご質問にお答えいたします。

繰り返しとなりますが、市民や議会の説明を公表、資料につきましては、簡潔、明瞭とな

るよう心がけているところでございます。参加と協働のまちづくりが推進されるよう、情報 の共有に努めているところでございます。

認識につきましては、それぞれの委員につきまして、いろいろと共通する認識にちょっと 差が出てくる可能性もあります。そういったところを懇切丁寧に担当職員が説明できるよう に心がけていきたいと思います。

以上です。

○議長(武居弘治議員) 以上で菊名裕議員の質問を終わります。

以上で市政に対する一般質問を終わります。

◎議案第72号の質疑

○議長(武居弘治議員) 日程第2、これより議案第72号 ギリシャ共和国サラミナ市との姉 妹都市の提携についてに対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

18番、宇治由紀子議員。

[18番 宇治由紀子議員 登壇]

○18番(宇治由紀子議員) 議案第72号 ギリシャ共和国サラミナ市との姉妹都市の提携について質疑いたします。

本協定は、文化や教育を通じた交流において相互理解を深めるものとの理解で正しいか。 本質疑は、昨今、国際交流という言葉に敏感になられている市民のかたも多くいらっしゃる ため、念のため確認の意味で質疑をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(武居弘治議員) 宇治由紀子議員の質疑に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

[日暮義一企画政策部長 登壇]

- **〇企画政策部長(日暮義一)** 議案第72号 ギリシャ共和国サラミナ市との姉妹都市の提携について、宇治議員の質疑にお答えいたします。
 - 1、本協定は、文化や教育を通じた交流において相互理解を深めるものとの理解で正しい かでございますが、平成26年のみさとシティハーフマラソンをきっかけに始まったギリシャ 共和国との交流でございますが、小・中学生を対象にしたギリシャ文化交流プログラムやギ

リシャ語講座、また、ギリシャ料理による給食、さらには、ギリシャ物産展などを通して友 好関係を築いてまいりました。

平成28年には東京オリンピックを契機としたホストタウンに登録され、この9月にも東京 2025世界陸上に向けたギリシャ陸上選手団事前キャンプを受け入れ、市内のこどもたちをは じめ、市民交流も行いました。

こうした長年にわたる交流により、本市のスポーツ活動が一層振興するとともに、市民が 異なる文化に触れることで積極的に世界に目を向け、ひいては国際交流をするといったこと につながってきたものと認識しております。

今後、サラミナ市という特定の自治体と姉妹都市提携をすることで、特別の連帯感、親近感で結ばれることになります。交流の礎が明確になることで、国際交流をはじめ、様々な分野における振興施策等の取組が一層推進するものと期待しております。

姉妹都市提携後は、ホームステイなどを通じた相互訪問や、学校間をオンライン等でつないだ児童・生徒の交流、スポーツ交流といった取組を想定しておりますが、こちらにつきましては、今後、サラミナ市と協議してまいりたいと考えております。

ギリシャ共和国は遠方ではありますが、昨今のデジタル技術等も活用することで、地理的な距離の隔たりを克服し、それぞれの取組が効果的なものとなるようにしていきたいと考えております。

このたびの姉妹都市提携は、こうした取組により相互理解を深めることで、新たな価値観を生み出し、両市の発展と振興につなげることを目的とするものでございます。

以上でございます。

○議長(武居弘治議員) 以上で宇治由紀子議員の質疑を終わります。

これにて議案第72号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第72号の委員会付託省略

○議長(武居弘治議員) お諮りいたします。

議案第72号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いた したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時50分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第72号の討論・採決

O議長(武居弘治議員) 日程第3、これより議案第72号に対する討論・採決を行います。 議案第72号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に賛成、18番、宇治由紀子議員。

[18番 宇治由紀子議員 登壇]

○18番(宇治由紀子議員) 議案第72号 ギリシャ共和国サラミナ市との姉妹都市の提携について、本議案に賛成の立場で討論を行います。

三郷市では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、ギリシャ共和国のホストタウンとして、これまでスポーツや物産展などのイベントを通しての交流により、 貴重な時間を共有し、こどもたちにおいては国際感覚を学ぶ機会ともなり、遠く離れた西欧の方々とかけがえのない絆を育んでこられたすばらしい取組であると認識しております。

一方、近年の世界情勢並びに日本社会におきましては、国際連合やWEF(世界経済フォーラム)などが推進しているグローバル化への懸念がございます。多文化共生や多様性の尊重といった美辞麗句の下で、国際化と称した移民政策が推進されている問題です。

移民政策については、これを先行して行ってきたヨーロッパ各国の現状、特にイギリスやドイツ、スウェーデンなどの現状は、もはや修復不可能と危惧されるほどに混乱を極めております。地域の心ある価値ある取組が、政府や国際機関の強引な政策に取り込まれることが

ないよう、今後、ご留意をお願いしたく思います。

さて、今回、姉妹都市としてご縁をいただいたサラミナ市は、アテネ市民の週末の憩いの場となっているまちとのことであり、また、議案の上程説明にもございましたとおり、紀元前のサラミスの海戦は、歴史に残る重要な戦いとして広く知られており、このときの勝利がなければ、西洋文明の歴史が大きく変わっていたと言われています。

歴史を振り返れば、日本もギリシャも外からの大きな勢力の侵略に対して果敢に戦い、自 国を守ってきた共通点がございます。

日本の戦国武将たち、秀吉や信長、家康らは非常に聡明かつ勇敢で、日本を侵略しようと した欧米列強の国から、日本国と、そして国民を守ってきたという歴史を、私はお恥ずかし ながら最近知った次第です。

ギリシャの人々は、皆さん、自国の歴史と文明について、大変誇りを持たれていると聞きます。観光で現地の遺跡を訪れた日本人も多くおられるでしょう。

日本も、近年、全国各地で古代文明の遺跡が発見されてきており、それらは何と5万年前から12万年前と分析され報告されています。ギリシャに負けない歴史があるのです。

また、日本の天孫降臨の神話とギリシャの神話には、実は共通する点が多々あることも非常に興味深いものです。

先ほど企画政策部長より交流の内容について詳しいご説明がございました。ぜひこのサラミナ市との交流を機に、三郷市のこどもたちに、学校ではなかなか学ぶことが難しい世界に誇る日本の歴史もともに学んでいただき、ギリシャの方々に負けない日本人としての誇りを心に刻んでほしいと願います。

このたびの姉妹都市提携の提案につきましては、長い歴史を誇り、魅力あるギリシャ共和国サラミナ市との提携というすばらしい企画を進めてくださった木津市長並びに執行部の皆様、ご尽力いただきました関係各位に心より感謝の気持ちとともに、本議案に賛成いたします。

○議長(武居弘治議員) 以上で通告による討論は終わりました。

これにて議案第72号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第72号 ギリシャ共和国サラミナ市との姉妹都市の提携についてにつきまして、本案 を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第72号は原案可決と決しました。

◎日程の追加

○議長(武居弘治議員) ただいま佐々木修議員ほか4名から、議案第74号 議会の議員の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてが提出されました。

お諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

○議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第74号の上程・説明

○議長(武居弘治議員) 日程第4、これより議案第74号を議題といたします。

議案第74号の提案理由の説明を求めます。

佐々木修議員。

[23番 佐々木 修議員 登壇]

〇23番(佐々木 修議員) それでは、議案第74号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

配付資料をご覧願います。

初めに、提案理由でございますが、議員活動をさらに活発かつ充実させる環境を確保する ため、職員等との権衡を図りたいので、この案を提出するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。

条例第6条関係、別表第1の内国旅行、いわゆる視察等の旅費について、現状、1夜につき「1万6,000円」の宿泊料を「2万1,000円」とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(武居弘治議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時58分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第74号の質疑

○議長(武居弘治議員) 日程第5、これより議案第74号に対する質疑を行います。 質疑の通告がありません。

これにて議案第74号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第74号の委員会付託省略

○議長(武居弘治議員) お諮りいたします。

議案第74号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いた したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎議案第74号の討論・採決

〇議長(武居弘治議員) 日程第6、これより議案第74号に対する討論・採決を行います。

議案第74号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第74号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第74号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてにつきまして、本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第74号は原案可決と決しました。

◎日程の追加

〇議長(武居弘治議員) ただいま柳瀬勝彦議員ほか4名から、議案第75号 関根和也議員に 対する辞職勧告決議が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本議案を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第75号の上程・説明

○議長(武居弘治議員) 日程第7、これより議案第75号を議題といたします。

議案第75号の提案理由の説明を求めます。

柳瀬勝彦議員。

[21番 柳瀬勝彦議員 登壇]

○21番(柳瀬勝彦議員) それでは、議案第75号 関根和也議員に対する辞職勧告決議についてご説明申し上げます。

配付資料をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、関根和也議員の行為は、本市議会の権威と市民の信頼を著しく失墜させるものであり、道義的責任から、議員を辞職すべきと考え、この案を提出するものでございます。

関根和也議員は、令和7年8月11日以降、複数の市役所窓口において、大声でどなり、職員等を誹謗中傷し、またソーシャルメディアにおいては、許可なく顔写真を掲載し、実名で誹謗中傷を繰り返し、個人の名誉を毀損いたしました。

このような行為は、公職である市議会議員として、三郷市議会議員政治倫理条例第3条、 政治倫理基準の各号に違反しており、政治的、道義的責任は極めて大きく、市議会の権威と 市民の信頼を著しく失墜させたことは明白であります。

よって、本市議会として、関根和也議員の辞職を強く勧告し、決議するものでございます。 議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(武居弘治議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時20分

○議長(武居弘治議員) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第75号の質疑

○議長(武居弘治議員) 日程第8、これより議案第75号に対する質疑を行います。 質疑の通告がありません。

これにて議案第75号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第75号の委員会付託省略

○議長(武居弘治議員) お諮りいたします。

議案第75号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いた したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎議案第75号の討論・採決

○議長(武居弘治議員) 日程第9、これより議案第75号に対する討論・採決を行います。 討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

原案に賛成、22番、菊名裕議員。

[22番 菊名 裕議員 登壇]

○22番(菊名 裕議員) それでは賛成討論をいたします。

議案第75号 関根和也議員に対する辞職勧告決議に対しまして、21世紀クラブを代表し、 賛成の立場から討論を行います。

本議案は、上程説明でもありましたように、関根和也議員が行った市役所庁内やSNS上における職員等に対する誹謗中傷や名誉棄損などの蛮行に対し、三郷市議会の品位や信用を失墜させるものであるため、議員辞職勧告を決議すべきであるという政治倫理審査会の審査結果に基づいて提出されたものであります。

審議会では、関根和也議員が実際に庁内やSNS上で行った行為の映像や、SNS投稿の写しをはじめとした証拠資料の確認と、被害に遭われた職員の方々への聞き取りが行われ、私も審議会の委員として実際に確認を行いました。

審査対象となった行為が行われたことに対して異論を挟む余地は一遍もないと断言できるものでありました。そして、その行為の悪質性は極めて高く、根拠もなく職員等を犯罪者呼ばわりし、大声で恫喝まがいの発言を繰り返し、全世界に発信されるSNSというツールを通して、誹謗中傷や名誉毀損に相当するような発言を繰り返すというありさまは、市議会議員としての資質に欠けると断ずるに余りあるものであります。

以上のことから、21世紀クラブの総意として、本議案は賛成すべきものであるという結論 に至ったことを申し上げるとともに、このような蛮行はあってはならないものであると関根 和也議員の行為に対し強く抗議し、討論を終了いたします。

○議長(武居弘治議員) 原案に賛成、23番、佐々木修議員。

[23番 佐々木 修議員 登壇]

○23番(佐々木 修議員) それでは、議案第75号 関根和也議員に対する辞職勧告決議に 対して、新政会を代表いたしまして賛成討論を行います。

本件につきましては、令和7年8月22日に、「三郷市議会議員の不適切行為と思われる言動について」と称し、市長から議長へ申入れがあったことに端を発します。

申入れ内容は、職員の業務遂行中に、大声で職員に対し「犯罪者である」と誹謗中傷をし、「うるせえおまえもやめろ」と職を辞するよう要求する行為や、ソーシャルメディアに本人の許可なく複数の対象職員の顔写真を何度も掲載した上、実名で誹謗中傷を繰り返し、個人の名誉を毀損したことであります。

この一連の事実については、三郷市議会議員政治倫理審査会において証拠として提出されたDVDで確認させていただきました。数十センチメートルの距離で職員を何度もどなり、 誹謗中傷する姿が写っており、他職員の業務にも支障を来すものでございます。

また、対象職員それぞれから事情聴取を行い、当時の状況や体調等について伺いましたが、 「議員から大声で何度も何度もどなられたことで、今でも恐怖に感じている」「あまり眠れ ていない」などの意見があり、複数の職員が心身ともに疲弊しています。

何度もSNSとネットへ実名と顔写真を掲載して誹謗中傷する行為は、対象職員のみならず、そのご家族にも精神的苦痛を与えることとなり、許される行為ではありません。関根和 也議員が行ったこのような行為は、公職である市議会議員として、三郷市議会議員政治倫理 条例第3条、政治倫理基準の各号に違反しており、政治的、道義的責任は極めて大きく、市 議会の権威と市民の信頼を著しく失墜させたことは明白であります。

よって、本決議案に賛成するものであります。

以上で新政会を代表し、賛成討論といたします。

〇議長(武居弘治議員) 原案に賛成、10番、工藤智加子議員。

〔10番 工藤智加子議員 登壇〕

〇10番(工藤智加子議員) 議案第75号 関根和也議員に対する辞職勧告決議につきまして、 日本共産党三郷市議団を代表し、賛成討論を行います。

8月22日、木津市長から申入れ書と併せて提出された資料は、当該議員の言動が明らかに 倫理基準を逸脱していること、執行部職員を特定し、名指しで誹謗中傷を繰り返していたこ とも、被害者である職員の事情聴取から明らかになりました。

いわれのないことを「不正をやっている」と責め立て、何らその根拠を示すことなく繰り返し大声で叫ばれれば、被害者のメンタルに計り知れない打撃を与えることは想像にたやすいと考えます。

市庁内の3階で、あるいは5階で、窓口カウンターに来ては長くて15分にわたり不当な要求を行い、それがかなわないと威圧的な態度と大声の繰り返しでは、夜も眠れなくなる職員が出てもおかしくないと考えます。

こうした行為は、当事者だけでなく、同じフロアで働く職員をも委縮させ、弁当屋さんの 配達の声でびくっとするような状況をつくり出しているということですから、業務に支障を 来しているという点で深刻だと言わなければなりません。

また、審査会報告書にありますように、第3条の政治倫理基準に違反していることは明白である上、事情聴取の要請に背を向け、第7条2項の協力義務を怠ったことは、二重に義務違反だと言わなければなりません。

市議会への信頼を損ね、人権侵害にも相当する行為を続ける等、当該議員については議員辞職勧告はやむを得ないと考え、賛成討論といたします。

〇議長(武居弘治議員) 原案に賛成、5番、佐藤裕之議員。

〔5番 佐藤裕之議員 登壇〕

○5番(佐藤裕之議員) 議案第75号 関根和也議員に対する辞職勧告決議に対し、創政MI SATOを代表し、賛成の立場から討論いたします。

まず前提として、私たち議員の役割は、誰かを糾弾することではなく、なぜそのような事態が生じたのかを検証し、制度や仕組みに課題があるのかを見極め、再発防止の仕組みを整えることにあると考えます。

今回の審査会の結論は、議員辞職勧告が相当であるというものであり、条例に基づいた正式なプロセスを経た結果であります。

議員が市職員に対して威圧的な言動を行ったとされる事実は、単なる個人間のトラブルに とどめるだけではなく、市民全体から寄せられた信頼を損なう重大な問題であります。

市職員は、市民生活を支える多様な業務を日々担っており、その職務は市政運営の根幹をなすものです。それに対し、議員がその地位を背景に威圧的な態度を取ることは、市民の信

頼を揺るがすと同時に、職員が安心して公正に業務を遂行できる環境を著しく損なうものであり、断じて許されるものではありません。

一方で、今回の決定は個人の責任を明らかにするものであり、あくまで議会全体の品位と 信頼を守るための決断でもあることを、ここで明確にしておく必要があります。

議会は市民にとって最も身近な民主主義の現場であり、その活動が市民から見て公正で信頼に足るものであることが何より重要です。

ここで創政MISATOとして策定している会派理念、基本方針及び運営規程に触れますと、私たちのガイドラインでは、「一つ、情報公開と説明責任を徹底すること。一つ、市職員への敬意と協働を重んじること。一つ、個人を尊重しつつも、会派の共通理念の下に行動すること。一つ、批判は個人や組織ではなく、制度や構造に焦点を当てること」を明記しています。

今回の政治倫理審査会での判断は、まさにこのガイドラインにのっとって行われたものです。すなわち、特定の議員を誹謗中傷するのではなく、市民から負託を受けた議会人としての品位や責務をどう守るかという視点で検討し、結論に至ったということです。

今回の審査会の決定は、議員1人を断罪することを目的とするのではなく、こうした行為を許さないという明確なメッセージを市民と職員に示すことにより、議会全体の信頼を維持し、市民に開かれた健全な議会を存続させるために必要な措置であると考えます。

私たち創政MISATOは、会派理念、市民とともにつくる新しい政治の形に基づき、対話、民間感覚、市民ファーストを重視して活動しておりますことから、今回の審査会の結論を尊重し、市民から信頼を回復する責務を果たすため、賛成の意を表します。

最後に、私たち議員一人ひとりが自らの立ち振る舞いが議会全体の評価につながるという 自覚を持ち、今回の件を教訓として、さらに襟を正していくことこそ、市民の信頼に応える 責務であると確信しております。

以上で賛成討論を終わります。

○議長(武居弘治議員) 以上で通告による討論は終わりました。

これにて議案第75号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第75号 関根和也議員に対する辞職勧告決議につきまして、本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(武居弘治議員) 起立全員であります。

よって、議案第75号は原案可決と決しました。

◎日程の追加

○議長(武居弘治議員) お諮りいたします。

この際、議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議員派遣の件

○議長(武居弘治議員) 日程第10、これより議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣につきましては、第87回全国都市問題会議へ参加するものでございます。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、皆様のお手元に配付いたしてあるとおり、派遣することに ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(武居弘治議員) ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第166条の規定により議員を派遣することに決しました。

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎教育長のあいさつ

○議長(武居弘治議員) ここで、大塚正樹教育長よりごあいさつの申出がありますので、こ

れを許します。

大塚正樹教育長。

〔大塚正樹教育長 登壇〕

○教育長(大塚正樹) まず初めに、このような機会をいただきまして感謝申し上げます。

令和4年10月28日に教育長を拝命し、本年10月27日をもちまして任期満了を迎えることとなりました。この間、三郷市の教育行政に教育長として関わらせていただきましたことに感謝申し上げます。

就任当時は、まだ新型コロナウイルス感染症対応の中で、いつから平常の学校生活に戻せるのかの検討から始まり、翌年5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症になったのに伴い、少しずつ学校行事等を戻し始めました。

在任中は、事業では、ICT教育の充実を目指す中、スタディアプリを活用し、個別最適な学び、協働的な学びが展開されました。夢への挑戦をする本市のこどもたちは、行事や運動など多方面で活躍し、毎年、全国や県のトップレベルの児童・生徒が市長表敬をさせていただき、木津市長から激励や称賛をいただいたことは、こどもたちの誇りとなりました。

読書活動では、「日本一の読書のまち」宣言10周年を記念した各種行事をはじめ、ブック ワゴン2号車の導入、ふれあい文庫の増設、次期読書のまち三郷推進計画の作成に取り組み ました。

また、後谷小学校と前間小学校の統合や、幸房小学校第2児童クラブ、瑞沼学校給食センターの建設等、大きな事業でも皆様には応援やご支援をいただきました。

変化の激しい教育会で課題でもあるいじめ・不登校問題や働き方改革や教員の不祥事防止 に前向きに取り組み、令和の日本型学校教育を推進することができたのも、市議会議員の皆様をはじめ、木津市長、市職員並びに教職員の方々、市民の皆様の、本当に多くの皆様の温かいご理解、ご協力のおかげであると感じております。改めて深く御礼申し上げます。

結びに、三郷市議会の皆様のますますのご活躍と三郷市の未来のさらなる発展を心より祈 念申し上げ、退任のあいさつとさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

◎市長のあいさつ

○議長(武居弘治議員) 閉会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

木津雅晟市長。

[木津雅晟市長 登壇]

○市長(木津雅晟) 議長のお許しをいただきましたので、9月定例市議会の閉会に当たり、 一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会では、条例改正、一般会計補正予算、各会計の決算認定、人事案件、追加議案と して上程いたしましたギリシャ共和国サラミナ市との姉妹都市の提携についてなど、26議案 に対しましてご決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問では市政各般にわたり貴重なご意見、ご提言を賜りましたので、今後、十分な精査を重ねた上で市政運営に生かしてまいりたいと存じます。

さて、三郷市での事前キャンプに参加していたギリシャ共和国陸上選手団の皆さんですが、 今週月曜日に行われた男子棒高跳び決勝で、カラリス選手が華麗に宙を舞い、見事に銀メダ ルを獲得いたしました。議員の皆様並びに市民の方々には応援をいただき、ありがとうござ いました。

また、本定例会において追加議案で提出させていただきましたサラミナ市との姉妹都市の 提携により、ギリシャ共和国との絆がより一層強くなると感じております。今後も様々な分 野において、ギリシャ共和国との交流を深めてまいりたいと存じます。議員の皆様には、引 き続きご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、まだまだ暑い日が続いておりますが、朝夕に涼しさが感じられるようになってまいりました。皆様には健康に十分ご留意いただき、今後ますますご活躍されますことを心から祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

〇議長(武居弘治議員) これにて令和7年9月三郷市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時44分